

厚生労働省

表 12 - 4 厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 12 - 4 - 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

| | | |
|------------------|--|--|
| 政策の名称 | 救急医療体制の基盤整備・強化 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>① 平時から地域全体で医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制を整備する。</p> <p>② 平成 18 年度補正予算より小児初期救急センターの施設・設備整備の補助を行っているが、新たに運営費を補助する事業を実施し、設置の促進を図る。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有) 救急医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 救急医療機関の整備は地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、全国どの地域においても国民全てが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすると、国としても支援をしていく必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 本事業実施により、第二次救急医療体制等の強化が図られ、円滑な救急搬送受入体制が確立されることにより、受入困難事例の解消が期待できる。</p> <p>(効率性の評価) 第二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する第三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療体制全体の強化に繋がる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 35,785 百万円 [44,671 百万円] (医療提供体制推進事業費補助金の内数) |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|----------------|---|-----------------|
| 政策の名称 | 女性医師保育等支援事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>子育て地位の女性医師に対し、勤務形態に合わせて女性医師に代わり保育にあたる者や場所(保育サポーター、保育所等)を紹介したり、短時間正規雇用制度の活用や女性医師特有の個別具体的な問題について、相談するための受付・相談窓口を設置し、女性医師の離職防止及び再就職の促進を図る。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有) 政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」(平成 19 年 5 月 31 日)で「女性医師等の働きやすい職場環境の整備」を掲げており、行政からの積極的支援が必要である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 医師確保対策については、政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」(平成 19 年 5 月 31 日)で国の行うべく柱であり、国が責任をもって関与していくことが必要である。</p> <p>(有効性の評価) 子育て中の女性医師に保育等支援を行うことにより、女性医師の働きやすい環境が整備され、離職防止や再就業の促進が図られ、医師の確保につながる。</p> <p>(効率性の評価) 受付・相談窓口を設置することにより、保育にあたる者が情報提供等を活用することができる。これまで女性医師自身のみで行っていた保育先の選定や確保を効率的に行うことができる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 0 百万円 [181 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |

| | | |
|----|-------------|---|
| 状況 | 機構・定員要求への反映 | — |
|----|-------------|---|

| | | |
|------------------|--|------------------|
| 政策の名称 | 新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ関係機関連携事業経費) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 新型インフルエンザ発生時における医療体制の整備を行うため、関係団体、関係機関(協力医療機関、保健所、防災関係、地域医師会、市町村等)が横断的に連携するための協議会を設置し、二次医療圏ごとに保健所を中心とした医療体制について、必要な検討を行うために必要な経費を補助する。二次医療圏で行う訓練に補助する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。</p> <p>(有効性の評価) 新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。</p> <p>(効率性の評価) 新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制を確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 39 百万円 [340 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------------|--|------------------|
| 政策の名称 | 新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ普及啓発費) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 新型インフルエンザの発生に備え、国民に対する正しい知識の普及啓発を図るため、リスクコミュニケーション計画の策定やポスター・DVD・ガイドブックの作成、HPによる情報提供、イベントやシンポジウムの開催等を実施する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、正しい知識を普及する必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための施策を行うことは必要である。</p> <p>(有効性の評価) 個人レベルにおける新型インフルエンザに対する準備が進み、かつ新型インフルエンザ発生時冷静な対応や感染防止を期待できる。</p> <p>(効率性の評価) 発生時の対応について必要な知識を国民が持つことで新型インフルエンザ発生時、被害を軽微にすることにつながる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 28 百万円 [533 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|---|--|
| 政策の名称 | 新型インフルエンザ対策事業費(医療体制の整備) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 新型インフルエンザ発生に備え、感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ発生時に患者を受け入れる協力医療機関を対象に、設備(人工呼吸器、個人防護具、簡易ベッド)整備補助を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有)</p> | |

| | | |
|------------------|--|------------------|
| | <p>新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制の確保が新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、最大 10 万1千人の入院患者が見込まれている。こうした患者に対応できる体制を整備するため、感染症指定医療機関及び協力医療機関等に設備整備を行うことは、被害軽減に資するため効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 0百万円 [3,125 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------------|---|------------------|
| 政策の名称 | 新型インフルエンザ対策事業費(プレパンデミックワクチンの社会機能維持者への接種体制整備) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>プレパンデミックワクチンを医療従事者等・社会機能維持者に安全性・有効性の確認をしながら段階的に事前接種を行う。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>新型インフルエンザが発生した際に社会機能の混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、社会機能を維持する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための社会機能の維持について施策を行うことは必要である。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>新型インフルエンザが発生したとき、社会機能を維持する業務に従事する者を確保することにより、社会機能を維持し、混乱を最小限にするためにも必要である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>事前接種を行わず、新型インフルエンザ発生時に、必要な社会機能維持者を確保できなかった場合、社会機能維持に関わる事業が継続できず、膨大な社会的損失を生じさせるおそれがあるので、必要な社会機能維持者に対してワクチンの事前接種を行うことは効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 0百万円 [5,490 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | グローバル臨床研究拠点整備事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>平成 21 年度から、治験拠点医療機関等に対して、国際共同臨床研究を行うための医師、臨床研究コーディネーター、外国語対応が可能なスタッフ等の確保、外国語対応可能な倫理審査委員会の設置等の人的な体制確保及び多様な研究に対応できる設備等の充実を図り、国際共同臨床研究に十分対応可能な体制整備を行う。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>本事業は、優れた医療技術の臨床応用を可能とする体制・基盤を整備し、より良い医薬品、医療機器等をより迅速に提供することにより、国民の保健衛生の向上を果たすという国の役割の一環として行うものである。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>当該事業は、治験拠点医療機関等(国立高度医療センターを含む)が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。</p> | |

| | | |
|------------------|--|-------------------|
| | (有効性の評価) 国際共同臨床研究を積極的に行うことにより、すぐれた医療技術の臨床応用が促進され、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な開発が期待される。 (効率性の評価) 国際共同治験等が促進されることにより、医薬品等の承認審査が迅速かつ効率的に実施されることとなり、国民が早期に新たな医薬品等による恩恵を受けることができる。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 400 百万円 [600 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|---|----------------------------|
| 政策の名称 | 女性の健康支援対策事業費 | |
| 政策評価の結果の概要 | (事業の概要) 本事業は、都道府県、保健所設置市及び特別区に、①乳がん・子宮がん②骨粗鬆症③若い女性のやせ対策④更年期障害、更年期症状等に関する下記の事業を委託し、その事業の効果を実証及び評価することを通じて、女性の健康づくりを推進するための具体的かつ効果的な対策を樹立することを目的としている。 (1) 思春期から 30 歳代における健康支援事業 (2) 中高年期(特に更年期とその前後に重点)における健康支援事業 (3) 女性のがん(子宮がん、乳がん及び卵巣がん等)支援事業 (必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日、新健康フロンティア戦略賢人会議)において「女性の健康力」が柱の 1 つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。 ② 国で行う必要性の有無(有) 地域における女性の健康課題等に対して、地域の実情に応じて取組を実施・評価することにより、女性一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するための具体的かつ効果的な対策を樹立することは国において行う必要がある。 (有効性の評価) 本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。 (効率性の評価) 女性の健康づくりは地域性を考慮する必要があるため、都道府県等に事業を委託することで、効率的に女性の健康づくりに関する具体的かつ効果的な対策を樹立することができる。 | |
| | 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | ナノマテリアルの有害性等の試験等 | |
| 政策評価の結果の概要 | (事業の概要) 長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能の確認を行う。 (必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第 57 条の 5) ② 国で行う必要性の有無(有) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第 57 条の 5) (有効性の評価) ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。 (効率性の評価) 本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。 | |
| | | |

| | | |
|--------------------------|----------------------------|-------------------|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 402 百万円 [424 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|----------------|--|----------------------------|
| 政策の名称 | 円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置 | |
| 政策評価の結果 の概要 | <p>(事業の概要) 各都道府県単位に設置されている「メンタルヘルス対策支援センター」に、職場復帰等相談員を配置し、事業場がメンタルヘルス不調により休業していた労働者の円滑な職場復帰支援を行うに際し、必要な助言等を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取組みが期待しにくいことから、行政がその取組みに関与するとともに、支援を行うことが必要である。 これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、事業の性格上、営利企業による運営になじまないため、国が関与して実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。</p> <p>(効率性の評価) 都道府県単位に職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れるものである。</p> | |
| | 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|----------------|---|----------------------------|
| 政策の名称 | 仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励 | |
| 政策評価の結果 の概要 | <p>(事業の概要) 仕事と生活の調和の実現に向けた地域における取組を促進するため、積極的に取り組もうとする意欲のある自治体を「仕事と生活の調和推進宣言都市」に指定し、宣言都市が行う取組に対する支援を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。</p> <p>(有効性の評価) 仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待である。</p> | |
| | 政策評価の結果 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] |

| | | |
|---------------|-------------|---|
| の政策への反映 状況 | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|----------------|---|----------------------------|
| 政策の名称 | ふるさとハローワーク推進事業(仮称) | |
| 政策評価の結果 の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>地方公共団体(都道府県等)が独自の雇用対策を国と共同で実施することを要請する場合、国が職業紹介・職業相談を実施し、地方公共団体がセミナー、就業準備講習、面接会、事業所情報の提供等を実施する仕組みを整備する。この地方公共団体が講ずる施策の一部を事業内容に応じ、民間団体に委託して実施する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組み合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(その他)</p> <p>本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所(国)が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。</p> | |
| | 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備 | |
| 政策評価の結果 の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>非正規労働者の特に多い大都市圏(東京、愛知、大阪)に非正規労働者の安定した就職を支援するため、「非正規労働者就労支援センター」(仮称)を設置して、以下の取組等を行う。</p> <p>(1) 担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等</p> <p>自己理解・労働市場の理解支援から応募書類の書き方、面接の受け方指導等、個々の対象者の状況、課題等に応じて、担当制によるきめ細かな支援の実施。</p> <p>(2) 公共職業訓練の受講希望者に対する支援</p> <p>能力等に応じた公共職業訓練に係る情報提供や受講相談、受講あっせん等を実施。</p> <p>(3) 求職者のニーズ、能力等に応じた求人開拓の実施</p> <p>求職者のニーズ、能力等に応じて、トライアル雇用や紹介予定派遣に係る求人開拓。</p> <p>(4) 公共職業安定所の求人情報をはじめとした各種就職情報の提供</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。</p> | |

| | | |
|------------------|--|---------------------|
| | <p>(有効性の評価)</p> <p>本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 1,264 百万円 [607 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|-------------|--|-----------------------|
| 政策の名称 | 公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>全国の主要な公共職業安定所 151 か所に「安定就職コーナー(仮称)」を設置し、日雇派遣労働者等であった者で直接雇用による安定した職業に就くことを希望するものに対し、担当者制により以下の就職支援を行う。</p> <p>(1) 担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等 対象者の状況、課題等に応じて担当者制による総合的かつ一貫した支援。</p> <p>(2) 安定就職に向けた短期就労のための求人開拓 最終的な常用就職を視野に入れた短期就業やトライアル雇用のあっせん等を支援するとともに、そのための求人開拓を実施。</p> <p>(3) 安定就職者(日雇派遣等経験者)の職場見学ツアーと意見交換会</p> <p>(4) トライアル雇用の活用による日雇派遣労働者の常用雇用の促進</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>日雇派遣労働者等として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>日雇派遣労働者として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>日雇派遣労働者が不本意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。</p> <p>本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。</p> | |
| | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 1,194 百万円 [1,687 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| 機構・定員要求への反映 | — | |

| | | |
|------------------|--|---------------------|
| 政策の名称 | 緊急地域共同就職支援事業(仮称) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>雇用失業情勢が特に厳しい8道県において、「緊急地域共同就職支援事業」を創設し、国が実施する職業相談・職業紹介と、当該道県が独自で実施する不況業種等からの職種転換支援、離職者の生活安定支援等の雇用対策に密接に関連した講習、面接会、企業体験等を一体的に実施する。また、そのための拠点として、「地域共同就職支援センター(仮称)」を設置する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(その他)</p> <p>本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 1,901 百万円 [621 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|---|--|
| 政策の名称 | 介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>(1) 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の創設</p> <p>雇用管理の改善を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器の導入等、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施。</p> <p>(2) 雇用管理改善等援助事業の推進</p> <p>介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等の実施。</p> <p>(3) 「福祉人材ハローワーク(仮称)」の創設等</p> <p>福祉人材の安定的な確保が特に困難な大都市圏(東京、愛知、大阪)に福祉・介護サービス分野に特化したマッチング拠点である「福祉人材ハローワーク(仮称)」を設置し、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介等の人材確保支援を行う。また、全国 57 か所のハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、福祉・介護サービス分野の職業紹介等の人材確保支援を行う。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが</p> | |

| | | |
|------------------|--|-------------------------|
| | <p>必要である。 (有効性の評価) 本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p> <p>(効率性の評価) 福祉・介護サービス分野における人材の確保・定着を促進するための手段として、雇用管理の改善に自ら取り組む事業主等に対して支援していくことが効率的かつ効果的である。 本事業は、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するとともに、専門的なノウハウを有する公共職業安定所、介護労働安定センター等の既存の組織を活用しつつ、最も低廉な方法により事業を実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 15,949 百万円 [10,501 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| 政策の名称 | 雇用創造先導的創業等奨励金(仮称) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) パッケージ事業を実施する地域において、パッケージ事業による支援を受けた創業予定者の中から、地域雇用創造協議会が地域内で先導的な役割を果たす者として選定したものに対し、創業に要する費用の一部を助成する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。 ② 国で行う必要性の有無(有) 本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。</p> <p>(有効性の評価) 助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。</p> <p>(効率性の評価) パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。</p> | |
| | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 280 百万円 [200 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | 地域貢献活動分野支援事業(仮称) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域社会の活性化に貢献する分野(地域貢献活動分野(保健・医療又は福祉の増進を図る活動や、社会教育の推進を図る活動など))で活動する小規模の法人等を対象に、雇用管理体制をはじめとする経営体制等の整備に関する支援を行うとともに、当該支援を受けて経営体制等の整備を図った法人等が、雇用保険の一般被保険者として労働者を1名以上雇い入れた場合に助成金を支給することにより、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における新たな分野での雇用機会の開拓を図るものである。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。 ② 国で行う必要性の有無(有) 本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。</p> | |
| | | |
| | | |

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| | <p>(有効性の評価)</p> <p>委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。</p> <p>また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところまで雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 123 百万円 [123 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------------|--|-------------------|
| 政策の名称 | フリーター常用就職支援事業の拡充 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>全国のハローワークにおいて実施しているフリーター常用就職支援事業について、対象者を 30 代後半の不安定就労者まで拡大し、職業相談・紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施するため、フリーター常用就職サポーターの増員を行い、常用雇用化に向けた一貫した就職支援の強化を行う。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>全国のハローワークにおいて、ハローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 839 百万円 [839 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|---|--|
| 政策の名称 | 若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>若年の応募機会の拡大等に係る事業主等の理解の促進を図るとともに、事業主からの相談に応じるため、ハローワークに配置されている若年者雇用アドバイザーの増員、事業主団体に対する周知・啓発等に係る委託事業においてモデル企業による取組の普及の実施など、事業主への相談機能の充実等を図る。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市</p> | |

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| | <p>場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</p> <p>また、既に平成 20 年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 365 百万円 [376 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | | |
|------------|--|----------------------------|-----------------------|
| 政策の名称 | 若年者等試行雇用事業の実施 | | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>若年者試行雇用事業の対象者の年齢要件について、35 歳未満を 40 歳未満に拡大する。なお、その他の対象者の要件は従前通りとする。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一環として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>全国のアロワークにおいて、職業紹介の一環として、30 代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p> | | |
| | 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 7,752 百万円 [6,823 百万円] |
| | | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — | |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | 若年者等雇用促進特別奨励金 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>若年者雇用促進特別奨励金について、対象労働者の要件として雇用保険被保険者でなかった期間を3年から1年に緩和し、年齢要件を 35 歳未満から 40 歳未満に拡大するとともに、支給額について中小企業の場合における支給額の増額及び支給期間の延長を行う。ま</p> | |
| | | |
| | | |

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| | <p>た、有期実習型訓練後に常用雇用した場合においても、一定の要件のもと、当該奨励金を支給することとする。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一環として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 216 百万円 [368 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | <p>一般事業主行動計画策定等支援事業</p> <p>(事業の概要)</p> <p>一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が拡大される平成 23 年までの2年間に、101 人以上 300 人以下規模企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定・届出の取組に向けた支援を強化する。</p> <p>(1) 中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン</p> <p>【中央における取組】</p> <p>個々の企業の実情に応じたきめ細やか個別の支援ができるよう、取組マニュアルを作成するほか、コンサルタントに対する研修等、全国の次世代育成支援対策推進センターの事業支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査 ・ 企業の取組支援のための資料(マニュアル)の作成 ・ 次世代センター等の取組支援(中央研修会の開催、企業コンサルティング業務テキストの作成) <p>【地方における取組】</p> <p>集団説明会やコンサルタントによる個別面談等を実施することにより、個々の中小企業における行動計画の策定・届出を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握 ・ 講習会の開催 ・ 個別相談の実施 ・ 情報提供 <p>(2) 次世代育成支援対策推進員の配置</p> <p>101 人以上 300 人以下の企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画策定・届出の取組に向けた支援を強化するため、次世代センターに配置する推進員を増員し、体制を強化する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において 101 人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に 101 人以上の規模の</p> | |
| 政策評価の結果の概要 | | |

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| | <p>事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。</p> <p>(有効性の評価) 労働者が安心して子を産み育てられる職場づくりが実現することにより、少子化の背景として指摘されている仕事と家庭の両立の負担感を軽減することにつながり、少子化の流れを変える施策の一つとしての効果の発現が見込まれる。</p> <p>(効率性の評価) <手段の適正性> (a) 当該事業を行わない場合 当該事業を行わなければ、中小企業に対する周知・啓発が不十分になり、どのように行動計画を策定したらよいかわからない等の混乱が生じる可能性がある。また、個々の企業の実態に応じた一般事業主行動計画の策定を支援することが困難になり、次世代育成支援対策推進法の趣旨に照らし十分な成果が現れないことなどが想定される。</p> <p>(b) ほかに想定しうる手段で行った場合 例えば、単に一般事業主行動計画策定指針を周知するのみであれば、個々の企業がその業種の特性など、それぞれの実情に応じた計画の策定が十分にできないことや、計画が形式的なものにとどまってしまう、策定した行動計画が十分な効果を発揮しないなどの事態が想定される。</p> <p>(c) 当該事業を行った場合 当該事業の実施によって計画を策定する事業主にきめ細かな支援を行うことで、個々の事業主の実情に合った効果的な行動計画の策定につながり、ひいては子どもを産み育てやすい職場づくりの実現が図られる。</p> <p><費用と効果の関係に関する評価> 本事業の経費は、一般事業主行動計画の効果的な策定のために最低限必要な取組の必要経費であり、この費用の投入により、子どもを安心して産み育てられる職場づくりの実現→少子化の流れの変化→わが国の社会経済に与える深刻な影響の回避という大きな効果が得られるものである。 また、本事業の実施に当たっては、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体を指定することにより相談等のノウハウを有する民間活力を有効に活用することができるため、費用対効果が高い。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 784 百万円 [984 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------|---|--------------------------------|
| 政策の名称 | 保育所緊急整備補助金 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 待機児童が多い市区町村を中心として定員増を伴う民間保育所の緊急的な整備を行い、受入児童数の拡大を図る。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。</p> <p>(効率性の評価) 本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。</p> | |
| | 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 20 年度2次補正予算額[平成 21 年度概算要求額] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------------|--|--|
| 政策の名称 | 地域生活定着支援事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、年金受給など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター(仮称)を都道府県ごとに1つ、設置する。</p> <p>地域生活定着支援センター(仮称)は、刑務所所在地における、刑務所入所者の帰住先決定、ニーズ把握等の事前調整を行う役割と、帰住予定地における入所者の生活保護受給、福祉サービス利用の受入先調整を行う役割の2つの役割を併せ持つ。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>安心・安全の観点から、再発防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | セーフティネット支援対策等事業費補助金 21,000 百万円の内数[940 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|------------------|--|---|
| 政策の名称 | 福祉人材確保緊急支援事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>福祉・介護業務への関心、理解を促進し、福祉・介護の仕事に従事した者をきちんと受け止めて、その定着が図られるよう支援し、働きがいのある魅力ある職業となるよう、その取組みを推進する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | ①平成 20 年度第2次補正予算額 ②平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | ①20,500 百万円(障害者自立支援対策臨時特例交付金 85,500 百万円の内数) ②セーフティネット支援対策等事業費補助金 21,000 百万円の内数 [5,000 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |

| | | |
|--|-------------|---|
| | 機構・定員要求への反映 | — |
|--|-------------|---|

| | | |
|-------------------------|--|-----------------|
| 政策の名称 | 訪問看護支援事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取り組み期間として、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、全国的に効率的な事業(サービス)実施が図られるよう必要な支援を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。</p> <p>(有効性の評価) 本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。</p> <p>(効率性の評価) 本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 平成21年度予算額[平成21年度概算要求額] | 322百万円 [322百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|-------------------|---|--|
| 政策の名称 | 認知症対策等総合支援事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 認知症対策として重要である早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①グループホーム等の計画作成担当者や管理者等に対する研修、②認知症の主治医(かかりつけ医)やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進していくものである。</p> <p>また、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言に基づき、新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図ることとしている。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。</p> <p>(有効性の評価) 介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、</p> | |

| | | |
|--------------------------|---|-----------------------|
| | <p>認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。</p> <p>また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>① 手段の適正性</p> <p>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。</p> <p>② 費用と効果の関係に関する評価</p> <p>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。</p> | |
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 3,029 百万円 [3,741 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| | 機構・定員要求への反映 | — |

| | | |
|--------------------------|--|-----------------|
| 政策の名称 | 昆虫媒介疾患対策 | |
| 政策評価の結果 の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>本事業は、世界保健機関(WHO)への拠出金を用いて、統合媒介昆虫管理(IVM)等を用いて、昆虫媒介疾患対策を推進するためのガイドラインの策定及びアフリカにおける昆虫媒介疾患の蔓延地域の担当官を対象にした研修指導を実施するものである。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>① 行政関与の必要性の有無(有)</p> <p>本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。</p> | |
| | 平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額] | 90 百万円 [92 百万円] |
| | 概算要求への反映 | ○ |
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | 機構・定員要求への反映 | — |

表 12 - 4 - 個別公共事業を対象として事前評価した政策

| | |
|------------------|---|
| 政策の名称 | 簡易水道等施設整備事業(8地区) 水道水源開発等施設整備事業(19(2)地区) 水道水源開発施設整備事業(1地区) |
| 政策評価の結果の概要 | 必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価するとともに、費用対効果分析を行った。評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、水道法及び事業実施要綱等で定められている事業採択の実施条件を満たしている。 |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 簡易水道等施設整備事業 ・ 評価結果を踏まえ、8地区を採択する。 水道水源開発等施設整備事業 ・ 評価結果を踏まえ、19(2)地区を採択する。 水道水源開発施設整備事業 ・ 評価結果を踏まえ、1地区を採択する。 |

(注) 1 本表の地区数のうち、()内は、平成 19 年度予算に係る新規採択時評価の対象地区数であり内数。

2 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 12 - 4 - a 及び表 12 - 4 - b 参照。

表 12 - 4 - 個別研究開発を対象として事前評価した政策

| | 事業名 | 政策評価の結果の概要 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|---|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 1 | 厚生労働科学研究費補助金による研究事業 (30 事業) | 必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、「平成21年度の科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成20年6月19日総合科学技術会議決定)等で示されている評価の観点を満たしている。 | 評価結果を踏まえ、30事業につき、平成21年度予算概算要求を行った。 |
| 2 | がん研究助成金 (1事業) | | 評価結果を踏まえ、1事業につき、平成21年度予算概算要求を行った。 |
| 3 | 基礎研究推進事業費 (1事業) | | 評価結果を踏まえ、1事業につき、平成21年度予算概算要求を行った。 |
| | | | 計 32 事業につき、平成 21 年度予算概算要求を行った。 |

(注) 個別の評価結果は、次表のとおり。

| No. | 事業名 | 政策評価の結果の概要 |
|--------------|------------------------|--|
| 厚生労働科学研究費補助金 | | |
| 1 | 政策科学総合研究 | 社会保障に関する国民の関心が益々高まる中、多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、少子化、医療、年金、介護、社会福祉等、各局横断的に、国内外の社会保障全般に係る厚生労働行政に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。今後とも、厚生労働行政の企画立案、効果的運営のため、本事業の推進が必要である。 |
| 2 | 社会保障国際協力推進研究(国際医学協力研究) | 本研究事業は、アジア地域にまん延する疾病の予防・治療方法の開発につながるものであり、アジア地域の人々の健康維持・増進に寄与することが期待される成果もあり、国際協力・貢献の観点からも意義あるものと評価できる。今後もアジア地域の研究者の参加を得て、感染症の予防及び治療に向けた基礎研究及び疫学調査、アジアにおける生活習慣病に関する疫学調査等を推進する必要がある。 |
| 3 | 地球規模保健課題推進研究 | 日本が蓄積してきた知見・経験を活かし、また先端的な科学技術を活用して科学技術協力を強化する等により、保健分野において国際的に貢献し、日本のプレゼンスを高め、最終的には、国民の健康と安全を守るための研究である。 |
| 4 | 厚生労働科学特別研究 | 厚生労働科学特別研究は、緊急性の高い課題について、効果的に事業が実施されている。今後とも、新規に出現してくる国民の健康・安全に係る緊急課題や社会的ニーズの高い課題について迅速に対応していく必要がある。 今後とも、行政的に重要な研究を、適切に実施する体制とすることが望ましい。 |
| 5 | 創薬基盤推進研究 | 厚生労働省においては、官民対話に基づく「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定し、関係省庁や産業界とも連携しながら、研究資金の集中投入を含む医薬品・医療機器の研究開発の推進に向けた施策を実施しているところであり、創薬基盤推進研究による優れた医療を国民に迅速に提供するための研究開発支援は非常に重要であることから、産業界からの意見も踏まえつつ実施している当該事業は積極的に推進していくべきである。 (ヒトゲノムテーラーメイド研究) 疼痛について医薬品の効果に関わる個人差を生じる遺伝子を発見・解析するなど個別化医療に関して重要な成果が得られており、評価できる。 (創薬バイオマーカー探索研究) 今後の医薬品の研究開発の基盤となる重要な成果が得られており評価できる。前年度までの技術を基盤として、ニーズの高い新たな薬効評価等に用いるバイオマーカーの探索が行われる研究の今後の展開が期待される。 (政策創薬総合研究) 国内におけるヒト用H5N1弱毒化ワクチン株の作製など多くの成果が得られており、評価できる。 |

| | | |
|----|--------------|---|
| | | <p>(次世代ワクチン開発研究)</p> <p>本事業は、平成 20 年度から開始された事業であるが、その内容は非常に重要であり、引き続き研究を実施すべきである。</p> <p>(生物資源・創薬モデル動物研究)</p> <p>初年度ではあるが多くの研究成果が得られており、評価でき、その成果を基盤として、今後iPS胞を用いた研究の進展などが期待できる。</p> |
| 6 | 再生医療実用化研究 | <p>再生医療は生物の発生・分化に関する知見に基づいた革新的医療技術として、これまで完治が困難とされている疾患への応用が期待されており、本事業でもこれまでに、間葉系幹細胞を中心とする体性幹細胞により、末梢血管、角膜、心臓、肝臓等に関する基礎研究が進められ、その有効性を示す研究成果が報告され、さらに角膜、心臓に関しては臨床応用も開始されたところである。引き続き一層推進すべき分野である。</p> |
| 7 | 医療機器開発推進研究 | <p><u>ナノメディシン研究</u></p> <p>本事業は、ナノテクノロジーの医学への応用による効果的で侵襲性の低い医療機器等の研究・開発を官民共同で推進することにより、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供の実現を図ることを目的としている。その目的を達成するために、事業の一部においてNEDOとのマッチングファンドを実施している。</p> <p>診断技術やドラッグデリバリーシステムの開発等において実用化を見据えた成果が得られており、今後も推進すべきである。</p> <p><u>活動領域拡張医療機器開発研究</u></p> <p>本事業は、近年のナノテクノロジーをはじめとした技術の進歩を基礎として、生体機能を立体的・総合的に捉え、個別の要素技術を効率的にシステム化する研究、いわゆるフィジオームを利用し、ニーズから見たシーズの選択・組み合わせを行い、新しい発想による医療・福祉機器開発を推進するものである。これまでの研究において、内視鏡手術などの支援装置や埋め込み型の補助心臓装置など多くの成果を得ており、非常に評価でき、今後は府省連携プロジェクトとしてマッチングの機会を探るなどの対応をとって推進すべきである。</p> |
| 8 | 医療技術実用化総合研究 | <p>優れた医療を国民に提供する上で、治験を含む臨床研究は極めて重要な役割を担っており、第3期科学技術基本計画や総合科学技術会議における臨床研究の総合的推進に係る提言等においても言及されている。厚生労働省においても、「新たな治験活性化5か年計画」や官民対話に基づく「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定し、関係省庁や産業界とも連携しながら、臨床研究の推進を含む医薬品・医療機器の研究開発の推進に向けた施策を実施しているところである。</p> <p>そのような状況にあって、医療技術実用化総合研究において、「臨床研究基盤整備推進研究」、「臨床疫学基盤整備研究」及び「臨床研究支援複合体研究」により臨床研究を実施する体制等インフラの整備を進めつつ、「基礎研究成果の臨床応用推進研究」、「治験推進研究」及び「臨床研究・予防・治療技術開発研究」により特色に応じた研究開発の支援をすることで、効率性の高い総合的な取組となり、その成果の国民への迅速な還元が期待でき、各事業を積極的に推進していくべきである。</p> |
| 9 | スーパー特区事業(仮称) | <p>「スーパー特区」は、各分野における複合体としての「横断的かつ統合的な研究課題」(複合体に参加する各々の機関が実施している従来の研究課題よりも横断的かつ統合的な研究課題をいう。)の下で連携し、複合体形成の効果として研究資金の効率的な活用や集中的な投入、規制当局との協議などにより、通常の研究費等による研究開発よりも、製品・技術の実用化に向けた時間を短縮することや、実用化の目標とする製品・技術の質的・量的な向上を図るものである。研究資金の提供だけでなく、実効性のある研究の効率化に資する制度的な支援を同時に提供する従来にない取組みであり、本施策は今後のモデルとしても、積極的に推進する必要がある。</p> |
| 10 | 子ども家庭総合研究 | <p>子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も急激に変化し、多様化している中、子ども家庭総合研究事業においては、「新健康フロンティア戦略」「子ども・子育て応援プラン」、「健やか親子 21」などに基づく次世代育成支援の推進をはじめとして、今日の行政課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行われている。</p> <p>本研究事業では、具体的には、周産期医療体制の充実、生殖補助医療の医療技術の評価・高度化、子どもの先天性疾患・難治性疾患の克服、子どもの心の診療体制の充実、児童虐待への対応、多様な子育て支援の推進など、多様</p> |

| | | |
|----|---------------------|--|
| | | <p>な社会的課題や新たなニーズに対応する実証的かつ政策提言型の基盤研究を行い、母子保健行政の推進に大きく貢献しており、本事業で得られた研究成果は行政施策の充実のために不可欠なものとなっている。本研究事業は、「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」の実現のための重要な基盤研究であり、今後も事業の強化・充実を図っていく必要がある。</p> |
| 11 | 第3次対がん総合戦略研究 | <p>我が国において、がんは死因の第1位であり、国民の健康に対する大いなる脅威となっており、がんに関する研究は「標的治療等の革新的がん医療技術」として、第3期科学技術基本計画における「戦略重点科学技術」として定められており、がんの罹患率や死亡率を減らすために、これに資する研究を強力に推進する必要があるとされている。</p> <p>また、がん対策のより一層の充実を図り、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「がん対策基本法」が成立し、その基本的施策として、「国および地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、ならびにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」と記されている。さらに、がん対策基本法に基づき平成19年6月に策定された「がん対策推進基本計画」においては、がん対策に資する研究をより一層推進していくことが、目標として定められたところである。</p> |
| 12 | がん臨床研究 | <p>がん医療を飛躍的に発展させ、更なるがん対策を推進していく原動力となるのは、がんに関する新たな知見や、革新的ながん医療技術の開発であり、がん医療水準の向上に資する研究である。がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっていること等、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、今後より一層、がんに関する研究を推進していく必要がある。がんの本態解明の研究やその成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチ、革新的な予防、診断、治療法の開発、臨床研究により根拠に基づく効果的な治療法の開発、全国的に質の高いがん医療水準の均てん化の推進に資する研究等を推進していく「第3次対がん総合戦略研究事業」は極めて重要な研究事業といえる。</p> |
| 13 | 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 | <p>循環器疾患等の生活習慣病は、我が国の死因の約3割を占めており、本年度より施行となった医療制度改革においては、生活習慣病の予防を重視した健康づくりとして、個人の特徴に応じた予防・治療を推進し、生活習慣病有病者・予備軍を25%減少することとしている。</p> <p>本事業においては、日本におけるデータに基づき、循環器疾患等の生活習慣病について、その予防、診断、治療に関する施策や医療現場での活用が可能なエビデンスを構築し、広く国民の健康づくりに係わる厚生労働施策の基盤となる成果を上げている。</p> |
| 14 | 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業 | <p>これまでの研究成果により、免疫アレルギー疾患の患者のQOLを大きく改善する効果が得られており、国民への還元にも寄与している。例えば、最近10年間で喘息の死亡患者数が半減するなど、医療の質の向上と国民の健康指標の向上にもつながっている。今後も予防法と根治的な治療法の確立に向けた研究についてもその展開が期待される。</p> |
| 15 | 難治性疾患克服研究事業 | <p>難病は長期にわたり患者のみならず家族の生活を大きく損ない、QOLを損失するものである。難治性疾患克服研究事業において、各疾患についての診断基準の確立、治療指針の標準化、原因の究明、治療法の開発や疾患横断的な疫学・社会医学的研究等についても取り組んでいる。研究の実施にあたっては、臨床への応用を重視するとともに標準的な治療の普及を進めており、我が国の難病研究の中核として、今後より一層臨床に応用できる成果を上げることが期待される。</p> |
| 16 | 腎疾患対策研究事業(仮称) | <p>平成19年10月より「腎疾患対策検討会」において、今後の腎疾患対策のあり方が議論され、平成20年3月にその報告書がとりまとめられた。報告書では、CKD診療を効果的かつ効率的に行うため、診療システムの構築と検証、リスク因子の同定等を進めるとともに、今後わが国での増加が予測される疾患の病態解明や治療法開発に関する研究などを推進するべきであるとされており、本研究事業は、その方向性に沿ったものである。平成19年度から開始された戦略研究と連携し、より一層の成果を上げることが期待される。</p> |
| 17 | 障害保健福祉総合事業 | <p>障害保健福祉総合研究事業は、障害者の保健福祉施策の総合的な推進のための基礎的な知見を得ることを目的としている。ノーマライゼーション、リハビリ</p> |

| | | |
|----|--------------------------|--|
| | | <p>テーションの理念のもと、障害者の地域生活を支援する体制づくりが喫緊の課題であるが、本研究事業の成果により基礎的な知見や資料の収集、科学的で普遍的な支援手法の開発等が進みつつある。</p> <p>また、障害保健福祉総合研究事業は、医療、特にリハビリテーション医療、社会福祉、教育、保健、工学など多分野の協働と連携による研究が必要な分野であり、本研究事業によりこれらの連携を進めることが必要である。研究基盤が確立するとともに、新たな研究の方向性が生まれる効果も期待でき、今後とも行政的に重要な課題を中心に、研究の一層の推進が求められる。</p> <p>これまでの研究成果は、随時、行政施策に反映されてきており、障害者施策の充実に貢献している。障害関連研究は広い範囲を対象とするものであるから、施策に有効に還元できる課題を適切に選定して効率的に推進することが重要である。現在でも、行政的ニーズに学術的観点を加えて、公募課題の決定、応募された課題の事前評価と採択、中間・事後評価等を実施しているが、これらの評価システムをより有効に運営することが求められている。</p> |
| 18 | 感覚器障害研究事業 | <p>感覚器障害研究は、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害者の地域生活を支援する体制づくりが喫緊の課題であるが、本研究事業の成果により基礎的な知見や資料の収集、科学的で普遍的な支援手法の開発等が進みつつある。また、医療、特にリハビリテーション医療、社会福祉、教育、保健、工学など多分野の協働と連携による研究が必要な分野であるが、本研究事業によりこれらの連携が進み、研究基盤が確立するとともに、新たな研究の方向性が生まれる効果も期待できる。このため、今後とも行政的に重要な課題を中心に、研究の一層の推進が求められる。</p> <p>また、世界的に見てイノベーションの進展を求めて、研究が活性化しつつある分野であり、世界との競争という観点においても一層の研究開発を進める必要がある。これまでの研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映されてきており、障害者施策の充実に貢献してきている。</p> <p>現在でも、行政的ニーズに学術的観点を加えて、公募課題の決定、応募された課題の事前評価と採択、中間・事後評価等を実施しているが、これらの企画及び評価システムをより有効に運営しつつ、研究の推進に努めることが必要である。</p> |
| 19 | 長寿科学総合研究事業 | <p>当該研究事業は、有病率・罹患率の高い運動器疾患や認知症において早期診断技術の開発や適切な治療・ケアの確立が可能となることを目指している。これにより、現在、高齢者の7人に1人である要介護者を、10年後までに高齢者の10人に1人にまで減少させることができ、ひいては、介護や医療に係る負担の適正化にもつながり、医療や介護を始めとする社会保障制度の持続可能性の確保にも大きく資することとなる。</p> <p>こうしたことから当該研究事業は非常に重要かつ有効であり、今後も研究事業を推進させていく必要がある。</p> |
| 20 | 認知症対策総合研究事業 | <p>当該研究事業は、有病率・罹患率の高い運動器疾患や認知症において早期診断技術の開発や適切な治療・ケアの確立が可能となることを目指している。これにより、現在、高齢者の7人に1人である要介護者を、10年後までに高齢者の10人に1人にまで減少させることができ、ひいては、介護や医療に係る負担の適正化にもつながり、医療や介護を始めとする社会保障制度の持続可能性の確保にも大きく資することとなる。</p> <p>こうしたことから当該研究事業は非常に重要かつ有効であり、今後も研究事業を推進させていく必要がある。</p> |
| 21 | エイズ対策研究 | <p>エイズ対策については、保健分野だけの問題ではなく、社会・政治・文化・経済・人権全ての分野に関わる重要課題であり、全世界で一丸となって対応すべき問題とされている。エイズに関する研究を推進することは、国内のみならず、我が国よりも更に深刻な状況に直面している開発途上国に対する支援にも結びつくものであり、他の先進諸国とも共同しながら、当該事業を積極的に推進する必要がある。</p> |
| 22 | 肝炎等克服緊急対策研究 | <p>ペプチドワクチンを用いた新たな治療法を開発、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの感染とともに、リバーシジェネティックスの実施できる系の構築、インターフェロン抵抗性の研究の基礎の構築等を行い、順調に成果をあげており、「肝炎研究7カ年戦略」(平成20年6月)を踏まえ、今後も推進する必要がある。</p> |
| 23 | 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究(仮称) | <p>殆どの者が免疫を持たない新型インフルエンザについては、特に、ワクチンの基礎的研究のみならず実用化のための治験支援を含めた開発、我が国の施策の基礎となる公衆衛生的介入に資する研究、各種施策介入のシミュレーションモデルの開発等の研究を実施することで、我が国の施策に大きく資するものと考えられる。また、麻疹や結核等、再び流行が見られる感染症に対する施策にかかる検討、バイオテロに対する迅速診断検査法やワクチン開発、アジア諸国を中心としたデング熱やウエストナイル等感染症の状況の把握や迅速な対応の基盤となるサーベイランスの改良等が必要とされており、これらの研究を推進することで、感染症対策の充実が図られ、国民に貢献すると期待される。</p> |
| 24 | こころの健康科学研究 | <p>精神・神経疾患は、患者数が多く、また深刻な障害の原因となりうることから、国民の健康問題として重要なものとなっている。本研究事業は、これらの疾患</p> |

| | | |
|----|---------------------------|---|
| | | <p>について、病因・病態の解明、画期的な予防・診断・治療法等の研究開発等を行うものとして、平成14年度から既存研究事業の発展的な再編のうえ発足したものである。</p> <p>精神疾患の研究については、一般の身体疾患に比べて、疫学調査等の心理・社会学的手法、分子生物学的手法及び画像診断技術等の最先端バイオ・メディカル技術等の活用が十分でない面があり、これらの研究開発を進める必要がある。また、海外では一流の医学雑誌に精神疾患の治療に関する臨床疫学研究が多く発表されるようになっており、世界的にも注目される分野となっている。本研究事業でも研究結果が臨床の向上をもたらすことが期待できるような現場に近い内容での臨床研究を進める必要がある。うつ病に着目した自殺対策のための戦略研究はわが国におけるこの分野の取組として重要であり、引き続き着実な実施が必要である他、臨床疫学研究の一層の推進を図るべきである。</p> <p>これまでの研究成果は学術的な成果として発表され、本分野の研究の進展に寄与しているのはもちろんのこと、随時行政施策に反映され、こころの健康問題や精神疾患、神経・筋疾患対策の充実に貢献してきている。</p> <p>神経疾患の研究については、世界をリードする内容となっており、特に筋ジストロフィーの研究については臨床試験を開始しており、医療への貢献のため一層の進展が必要である。</p> <p>引き続き、病態の詳細・原因遺伝子等、疾患の原理を理解するための研究を進展させるために、解明された病態に基づいて、更に細胞治療、再生治療、創薬等、治療法の開発について研究を行い、臨床応用が検討される段階まで到達を目指すことが重要である。</p> <p>こころの健康科学研究は広い範囲を対象とするものであるから、優先度の高い課題を適切に選定して効率的に推進することが重要であり、現在でも、行政的なニーズに学術的な観点を加えて企画運営委員会において公募課題を決定し、応募された課題について事前評価の上採択し、実施した課題について中間・事後評価等を実施しているが、これらの評価システムをより有効に活用することが必要である。</p> |
| 25 | 地域医療基盤開発推進研究 | <p>地域医療基盤開発推進研究事業の成果は、今後の制度設計に資する基礎資料の収集・分析(医療安全、救急医療)、良質な医療提供を推進する具体的なマニュアルや基準の作成(EBM、医療安全、医療情報技術、看護技術)などを通じて、着実に医療政策に反映されている。良質な医療提供体制の整備については、既存の医療体制の評価研究や新たな課題(医療安全等)の解決を図る研究などを推進する本研究の充実は不可欠である。</p> |
| 26 | 労働安全衛生総合研究 | <p>労働安全衛生行政は、常に最新の科学的知見に基づき、必要かつ有効な規制を設けることで全国6千万人を超える労働者の安全と健康を確保しており、本研究事業は、行政が必要とする科学的知見の提供、具体的手法の開発等を担うなど、労働安全衛生行政の推進に重要な成果を上げており、引き続き一層の推進が必要である。</p> |
| 27 | 食品の安心・安全確保推進研究 | <p>食品の安心・安全確保については、第3期科学技術基本計画にも位置づけられているほか、偽装表示や輸入食品など、国民の関心の極めて高い分野であるが、本事業を推進することで、行政が種々の施策を実施していく上での根拠となるデータを作成・収集することが可能となり、ひいては国民の食生活の安心・安全に繋がっていくものである。</p> |
| 28 | 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究 | <p>本事業では、医薬品・医療機器等、乱用薬物、ワクチン・血液製剤等に関する医薬行政の適正な実行のために必要な評価手法の確立等、医薬行政の科学的・社会的基盤整備につながる成果が得られている。</p> <p>成果目標として掲げた事項としては、ファーマコゲノミクスに基づく評価手法の確立と乱用物質の毒性・依存性評価技術の確立に向けた取組が行われており、目標達成に向けて順調に研究が進められていると考えられる。今後は国際的動向も踏まえつつ、再生医療に係る研究や医薬品安全対策につながる研究等を中心に新たな研究分野にも取り組んでいく予定としており、民間では実施しにくい研究分野を取扱う必要不可欠な研究事業として、さらに推進する必要がある。</p> <p>また、本事業は、新たな技術を用いた医薬品、医療機器等の評価手法についての研究開発や、こうした新技術に対応した製品の承認審査基準の策定のための科学的下支えといった位置付けもあり、その一部が社会還元加速プロジェクトや革新的技術戦略にも位置付けられているとおり、政府が取り組んでいる</p> |

| | | |
|--------------------------------|--------------------|---|
| | | 医薬分野でのイノベーションの創造にもつながるものとして重要な研究であるといえる。 |
| 29 | 化学物質リスク研究 | <p>化学物質リスク研究事業は、化学物質の安全確保のための行政施策の科学的基盤として有害性評価手法の開発等の研究を実施しており、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠な事業である。</p> <p>2020年までに化学物質の毒性を網羅的に把握することは、化学物質管理における国際的な政策課題であり、当該事業では、この課題の解決に向け、最新の科学的知見を活用した評価手法の開発研究、実用化研究、網羅的な安全点検スキームの構築研究等を推進している。</p> <p>また、国際的に化学物質から子どもや胎児などを守る取り組みが求められているが、これに対して、評価法開発のみならず、子どもの成長発達の生物学的特性を踏まえた影響のメカニズム解明を推進している。</p> <p>さらに、ナノマテリアルの社会的な受容に根ざした開発を推進するために、毒性発現のメカニズムの解明と並行した安全性試験手法の開発を推進しており、社会的な必要性が高い。</p> <p>個別の課題については、必要性、緊急性に基づく採択と計画的な実施がなされており、着実な成果達成が期待される。開発された手法は行政施策として化学物質の安全点検スキームに取り入れることによって、早急な安全性情報の取得、発信、利用等が可能となり、また、経済的にも毒性試験実施にかかる費用と時間の大きな削減が期待される。</p> <p>安全・安心な国民生活を確保するためには、日常の生活環境の中に無数に存在する化学物質の管理が必須であり、国際協調に留意しつつ、当該研究事業を推進する必要がある。</p> |
| 30 | 健康安全・危機管理対策総合研究 | <p>国民の生命・健康の安全を守ることは国家の責務である。本研究事業における個々の研究結果は、健康危機への対策として活用されており、地方公共団体における体制整備、関係者間の情報共有等に活用されている。また、本研究事業の成果物は、ガイドライン策定や基準値等の改正の際に、科学的根拠として活用されており、公衆衛生施策を進めるにあたって有用な研究事業である。</p> <p>今後起こりうる健康危機はますます多様化、複雑化することが予想されている。</p> <p>迅速かつ適切に健康危機に対応し、国民の安全を確保するためには、引き続き研究事業の推進を図ることが必要である。</p> |
| がん研究助成金 | | |
| 31 | がん研究助成金 | <p>がん研究助成金は、これまで長年にわたり我が国のがん研究の基盤を築き、がん研究の推進とがん医療水準の向上に寄与してきた。平成22年度に国立がんセンターは研究開発型独法として独立行政法人化が予定されているが、本事業は、国立がんセンターが我が国のがん対策における使命を果たすための基本となる研究経費であり、がん対策推進基本計画などに基づく施策をより一層進める上で重要であり、特に重点的に実施すべき事業である。</p> |
| 基礎研究推進事業費(独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金) | | |
| 32 | 保健医療分野における基礎研究推進事業 | <p>画期的な医薬品・医療機器等の開発は、疾病の克服に必要不可欠であり、新規の作用機序やメカニズムによる医薬品・医療機器等の開発に資する医薬品候補化合物の発見、疾病構造の解明、遺伝子治療技術の開発等の基礎研究の重要性は益々高まっている。本事業では、画期的な医薬品・医療機器等の開発に結びつく可能性の高い研究課題を選定して研究委託を行い、また、研究実施期間は毎年度、評価を行い、その結果に基づき研究費の配分額の決定や、研究計画の修正、中止等を求めるなど、適正な事業の運営に努めていると考えられる。</p> <p>知的財産の形成や、研究成果の実用化も認められるなど、その有用性も高く評価でき、今後とも推進すべき研究事業であると考えられる。</p> |

表 12 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

| | | |
|----------------|--|---|
| 政策の名称 | 新たな類型の感染症に対する規制の創設 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>① 新型インフルエンザに変異する可能性及び罹患した場合の重篤性等を考慮し、鳥インフルエンザ(H5N1)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の二類感染症として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止のため、新型インフルエンザを、その感染力の高さに着目して、感染症法上の新たな感染症類型として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うほか、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行う。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 感染症法第6条、第18条、第19条、第20条 |
| 想定される代替案 | インフルエンザ(H5N1)を感染症法上の二類感染症として規定し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。また、新型インフルエンザに感染したおそれのある者については、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等により、自主的にはあるものの、さらに行動が制限されることもある。</p> <p>これらにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定される。</p> | <p>インフルエンザ(H5N1)の患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。</p> <p>これにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定される。</p> |
| (行政費用) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザについて、これらの発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生するとともに、新型インフルエンザについては、さらに健康状態の報告要請等の業務に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、これら感染症がまん延した場合の被害を最小限に抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることが想定される。</p> | <p>インフルエンザ(H5N1)について、その発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、当該感染症がまん延した場合の被害を抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることが想定される。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>本規制を設けない場合は、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザがまん延したときに膨大な数の患者が医療機関を受診することが想定され、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を最小限にすることができる。</p> | <p>本規制を設けない場合は、インフルエンザ(H5N1)がまん延したときに膨大な数の患者が医療機関を受診することが想定され、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>インフルエンザ(H5N1)患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を減少させることができる。</p> <p>ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、膨大な数の患者により多くの医療資源が消費され、必要とされる医療が停滞し、社会全体の経済的損失も</p> |

| | | | |
|--|--|---|----------------|
| | | | 大きくなることが予想される。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 | |
| (国民への便益) | 鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。 | インフルエンザ(H5N1)の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を小さくすることができる。 ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、より多くの感染者や死亡者が生じることが予想される。 | |
| (医療従事者等への便益) | 鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を最小限にすることができ、医療従業者の負担が軽減される。 | インフルエンザ(H5N1)の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を減らすことができ、医療従業者の負担が軽減される。 ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、より多くの患者が発生するため、医療従事者の負担は軽減されない。 | |
| (社会への便益) | 鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができる。 | インフルエンザ(H5N1)の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を減少させることができる。 ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、経済活動の停滞による経済的損失等が生じることが予想される。 | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者を中心に、一定程度の行動が制限されるというコストが発生するとともに、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、少なからず行政資源や医療資源等が消費される。しかしながら、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザがまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を考慮すると、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとすることができる。</p> <p>なお、代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請を行うなどの新型インフルエンザの感染力の強さを考慮した対策は、講じられていない。さらに、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、感染者や死亡者の増加や医療資源の消費など甚大な被害が生じることが予想される。</p> <p>以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考える。</p> | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出した。 | | |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| 政策の名称 | 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>薬事法第 67 条第1項においては、「政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品」であって「医師又は歯科医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいもの」については、一般人に対する広告を制限している。</p> <p>今般、新たに承認されるスニチニブは、がん及び肉腫に対して使用されることが目的とされており、同項に規定する医薬品に該当する。</p> <p>また、実際に承認申請時に国内で実施された治験については、抗がん剤治療の経験が豊富な医師の下で行われているにも関わらず、血液毒性、高血圧及び心毒性といった重篤な副作用が認められた。</p> <p>以上から、当該医薬品については、適正な使用を誤り、適切な医療の機会を逸するなどの重大な弊害を回避することを目的に、広告の制限を行う必要があると考えられる。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 67 条第 1 項 薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 64 条第 1 項 |
| 想定される代替案 | 新規承認医薬品の流通を規制するため、当該医薬品を販売・使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | |
| | (遵守費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、費用の増減は発生しない。 |
| | (行政費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、費用の増減は発生しない。 |
| | (その他の社会的費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、費用の増減は発生しない。 |
| | | 代替案の場合 |
| | | 当該医薬品の販売につき申請を行う費用が新たに発生する。 |
| | | 当該医薬品につき申請を管理する事務費用が新たに発生する。 |
| | | 当該医薬品を使用する際に、医師等が申請を行う費用が新たに発生する。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | |
| | (国民への便益) | 一般大衆への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の誤った使用を抑制し、国民にとって適切な医療を受ける機会が確保される。 |
| | (関連業界への便益) | 一般大衆への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の誤った使用を抑制し、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治癒に要するコストが削減される。 |
| | (社会への便益) | 一般大衆への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の誤った使用を抑制し、適切な医療の機会が確保され、保健衛生の向上に寄与する。 |
| | | 代替案の場合 |
| | | 当該医薬品について申請制にすることで、誤った使用を防ぐことができる一方、当該医薬品が必要にも関わらず速やかに使用できない場合が現れる。 |
| | | 副作用が強く医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きい医薬品について販売にあたり厚生労働大臣に申請を行わなければならないことにより、需要に対して速やかな供給が行われなくなる。 |
| | | 当該医薬品について申請制にすることで、誤った使用を防ぐことができる一方、当該医薬品が必要にも関わらず速やかに使用できない患者が現れ、保健衛生の向上が図られないおそれがある。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加し、想定される費用の増減は新たに発生しない。</p> <p>一方、代替案においては、国民、関連業界、社会への便益は減少し、費用は増加する。</p> <p>よって、新規承認医薬品を広告制限の対象に追加することが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 政策の名称 | 感染症の疑似症患者に対する規制の創設 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>感染症法第8条1項において、二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については二類感染症の患者とみなして感染症法を適用することとされており、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については二類感染症の患者とみなして感染症法を適用し、当該疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。これにより、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、被害を最小限にすることができる。</p> <p>また、感染症法第13条において獣医師等は感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物について、当該動物が感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、都道府県知事に届け出ることとされている。鳥類に属する動物について、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症にかかっていると診断等をした場合に、獣医師等の都道府県知事への届出を義務づけることにより、例えば、海外でH5N1型以外の血清亜型の新型インフルエンザの発生が確認された段階で、国内の鳥から同インフルエンザのウイルスが検出された場合、同インフルエンザの発生を迅速に把握することが可能となる。</p> <p>※ 疑似症患者: 当該感染症の症状を呈している者であって、当該感染症の病原体を有していることが確認されていない者</p> | |
| 想定される代替案 | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については、四類感染症の患者とみなして感染症法を適用し、当該疑似症患者に対し、積極的疫学調査等の措置を行う。これにより、疑似症患者が鳥インフルエンザ(H5N1)であることを早期に把握し、必要な対策を講ずることが可能となり、感染拡大防止を図ることができるようになる。</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。これらにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定される。</p> <p>また、都道府県知事への届出を義務付けることにより獣医師等の負担は増加する。</p> | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については、積極的疫学調査に協力するよう努めなければならないことにより、行動が制限されることとなる。</p> |
| (行政費用) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症について、発生の状況等の調査や入院勧告、獣医師等からの届出の受理等の業務に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなること想定される。</p> | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症について、その発生の状況等の調査に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合の被害を抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなること想定される。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができず、膨大な数の患者が医療機関を受診することにより、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の</p> <p>本規制を設けない場合は、類似感染者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることの把握が遅れ、以後の鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができず、膨大な数の患者が医療機関を受診することにより、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査等の措置を行う</p> | |

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| | | <p>措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合であっても、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができ、医療資源の消費や経済的損失を最小限にすることができる。</p> | <p>ことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に迅速に対応することが可能となり、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を減少させることができる。</p> <p>ただし、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、既に鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延していた場合、膨大な数の患者により多くの医療資源が消費され、必要とされる医療が停滞し、社会全体の経済的損失も大きくなることが予想される。</p> |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 | |
| (国民への便益) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。</p> <p>また、獣医師等に対し届出義務を課すことにより、迅速に鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症の発生を把握することが可能となり、これらの感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。</p> | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を小さくすることができる。</p> <p>ただし、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合等に、多くの感染者や死亡者が生じることが予想される。</p> | |
| (医療従事者等への便益) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、患者の発生を最小限にすることができ、医療従業者の負担が軽減される。</p> <p>また、獣医師等に対し届出義務を課すことにより、迅速に鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症の発生を把握することが可能となり、これらの感染症がまん延した場合に生じる患者の発生を最小限にすることができ、医療従事者の負担が軽減される。</p> | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査を行うことで、当該感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を減らすことができ、医療従業者の負担が軽減される。</p> <p>ただし、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合等に、多くの患者が発生するため、医療従事者に大きな負担が発生する。</p> | |
| (社会への便益) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、患者の大量発生等による経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができる。</p> <p>また、獣医師等に対し届出義務を課すことにより、迅速に新型インフルエンザの発生を把握することが可能となり、患</p> | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を減少させることができる。</p> <p>ただし、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合等に、経済活動の停滞による経済</p> | |

| | | |
|-------------------------------|--|-------------------|
| | 者の大量発生等による経済的損失等を最小限にすることができる。 | 的損失等が生じることが予想される。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者を中心に、一定程度の行動が制限される等のコストが発生するとともに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、少なからず行政資源や医療資源等が消費される。しかしながら、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が、実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を考慮すると、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとするすることができる。</p> <p>なお、代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延し、大量感染者や死亡者が発生し、医療資源の消費など甚大な被害が生じることが予想される。</p> <p>以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考え。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 政策の名称 | 毒物及び劇物指定令の改正(毒物又は劇物の指定及び劇物の指定の除外) | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、新規農薬の登録申請文書やOECDのSIDS文書等から新たに得られた知見について、平成20年3月24日に薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会を開催し、意見を聴取したところ、同審議会の基準(http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/ki jun.pdfに公開)に基づき、以下のとおり回答を得たため、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)を改正し、それぞれの物質について毒物への指定、劇物への指定、劇物の指定の解除を行う。</p> <p>① 経口毒性、経皮毒性又は吸入毒性試験の結果から毒物に相当するため、以下の物質を毒物に指定</p> <p>I:塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤 II:1,3-ジクロロプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤 III:2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</p> <p>経口毒性又は吸入毒性試験の結果から劇物に相当するため、以下の物質を劇物に指定</p> <p>IV:亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤 V:亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤 VI:2-(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及びこれを含有する製剤 VII:1-ブロモ-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤</p> <p>② 経口毒性は現実的な危害の恐れがなく、また経皮毒性及び吸入毒性が特異的に強いものではなく、皮膚及び眼の粘膜に対する刺激性が劇物相当より弱いものであるため、以下の劇物の指定を解除</p> <p>VIII:1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)12%以下を含有するマイクロカプセル製剤 IX:[2-アセトキシ-4-(ジエチルアミノ)ベンジリデン]マロニトリル及びこれを含有する製剤 X:p-トルエンスルホン酸=4-[3-[シアノ(2-メチルフェニル)メチリデン]チオフェン-2(3H)-イリデン]アミノオキシスルホニルフェニル及びこれを含有する製剤 XI:(E)-2-(4-ターシャリブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル=2,2-ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条、別表第一第28号、別表第二第94号 ・ 毒物及び劇物指定令第1条、第2条 |
| 想定される代替案 | <p>① 「規制の新設・改廃の内容・目的」欄のI～VIIの物質について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号。以下「家庭用品法」という。)に基づく有害物質に定め、家庭用品における含有量、溶出量等の基準を定める等の規制を行う。</p> <p>② 「規制の新設・改廃の内容・目的」欄のVIII～XIの物質について、劇物の指定を解除するとともに、家庭用品法に基づく有害物質に定め、家庭用品における含有量、溶出量等の基準を定める等の規制を行う。</p> | |
| 規制の費用 | <p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>① 毒物劇物営業者は、以下の負担が増加する。</p> <p>i 登録の申請等に係る事務負担 ii 施設の設定整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用 ※ 既に毒物劇物取扱責任者を配置している場合には、新たに配置する必要はない。 iii 盗難、流出等を防止する措置 iv 毒物等の容器及び貯蔵場所への「毒物」、「劇物」等の表示 v 毒物等の販売、授与を行う際の書面(※)の作成、保存及び譲受人に対する当該毒物等に関する情報提</p> | <p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>① 家庭用品営業者は、以下の負担が増加する。</p> <p>i 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量又は発散量の基準の遵守 ii 行政による立入検査等への対応</p> <p>② 規制案の「遵守費用」欄①に記載したi～ixの負担が今後不要になる ただし、当該物質が含有される家庭用品の家庭用品営業者には、上記①i、iiの負担が増加する。</p> |
| (遵守費用) | | |

| | | |
|-------------|---|---|
| | <p>供</p> <p>※ 毒物等の名称・数量、販売、授与の年月日、譲受人の氏名・職業・住所を記載</p> <p>vi 廃棄の方法の遵守</p> <p>vii 事故の際の保健所等への届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置</p> <p>viii 行政による立入検査等への対応</p> <p>また、業務上取扱者は、上記iii、iv、vi、vii、viiiの負担に加え、以下の負担が増加する。</p> <p>ix 毒物劇物営業者から毒物等を譲受する際の毒物劇物営業者への書面(上記v※)の提出</p> <p>なお、毒物等や生産過程で毒物等が使用された商品の価格に、上記i～ixに係る費用が転嫁される可能性がある。</p> <p>② 上記①i～ixの負担が今後不要になる。</p> <p>なお、上記①i～ixに係る費用が、当該劇物や生産過程で当該劇物を使用した商品の価格に転嫁されていた場合は、当該価格転嫁が行われなくなる可能性がある。</p> | |
| (行政費用) | <p>① 毒物劇物営業者及び業務上取扱者への劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が増加する。</p> <p>なお、指定する毒物等が増加しても、これらの業務は現行体制で対応可能と考えられるため、負担が大幅に増加するものではない。</p> <p>② 上記①の負担が今後不要になる。</p> | <p>① 家庭用品営業者への家庭用品の回収命令、立入検査等の負担が増加する。</p> <p>② 毒物劇物営業者、業務上取扱者への劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が今後不要になる。</p> <p>ただし、当該物質が含有される家庭用品の家庭用品営業者に対しては、上記①の負担が増加する。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができ、こうした被害が発生した場合の事故対応や被害者の治癒により生じる経済的損失を最小限にすることができる。</p> <p>② 特段の費用は発生しないと考えられる。</p> | <p>① 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品営業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、こうした被害が発生した場合の事故対応や被害者の治癒により生じる経済的損失を減らすことができる。</p> <p>ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、経済的損失は大きくなると考えられる。</p> <p>② 特段の費用は発生しないと考えられる。</p> |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | <p>① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>また、毒物等による事故が発生した場合でも、毒物劇物営業者や業務上取扱者により、保健所等への速やかな届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置が講じられ、健康被害の発</p> | <p>① 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品営業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができる。</p> <p>しかしながら、家庭用品法では、毒物及び劇物取締法のように毒物劇物営業者が事業開始前に登録する制度となっておらず、行政が全ての家庭用</p> |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| | <p>生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>② 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> | <p>品業者を把握することができないため、当該物質について適正な取扱いをできない者が取扱うおそれがある。</p> <p>また、当該物質そのものや家庭用品以外で当該物質を含むものについては、何の対策もとることができない。</p> <p>そのため、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、当該物質による事故や健康被害の発生の可能性は高くなると考えられる。</p> <p>② 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> |
| (毒物劇物業者及び業務上取扱者への便益) | <p>① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。また、毒物劇物業者及び業務上取扱者に対する国民の信頼が高くなる。</p> <p>② 規制遵守に係る負担が減少するため、当該劇物を取り扱う事業に参入しやすくなる。</p> | — |
| (家庭用品業者への便益) | — | <p>① 家庭用品業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、家庭用品業者に対する国民の信頼が高くなる。</p> <p>ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、便益は小さくなると考えられる。</p> <p>② 規制遵守に係る負担が減少するため、当該物質を取り扱う事業に参入しやすくなる。</p> |
| (社会への便益) | <p>① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>また、毒物等による事故が発生した場合でも、毒物劇物業者や業務上取扱者により、保健所等への速やかな届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置が講じられ、健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>これらにより保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながる。</p> <p>② 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> | <p>① 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながる。</p> <p>ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、便益は小さくなると考えられる。</p> <p>② 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>① 代替案において家庭用品法に基づく有害物質に定めることについては、家庭用品業者に家庭用品における有害物質の含有量の基準の遵守など負担を増加させるとともに、立入検査等を行う行政機関にも費用負担を増加させるが、規制案と比較するとその費用負担は小さいと考えられる。</p> <p>しかしながら、代替案では、当該物質そのものや家庭用品以外で当該物質を含むものについては、何の対策をとることもできず、また、毒物及び劇物取締法のように毒物劇物業者が事業開始前に登録する制度となっておらず、行政が全ての家庭用品業者を把握することができないため、当該物質の適正な取扱いをできない者が取扱うおそれが生じる。</p> <p>そのため、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、当該物質による事故や健康被害の発生の可能性は高くなる。</p> | |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>国民の健康被害の発生を防止し、社会全体の保健衛生を向上させることにより安全で安心して暮らせる社会を実現させるという国民及び社会全体の便益の差を考慮し、毒物及び劇物取締法に基づき毒物等として指定することが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p> <p>② 代替案において劇物の指定を解除する一方で、家庭用品法に基づく有害物質に定めることについては、劇物の指定の解除のみを行う場合に比べ、便益については大きな差はないと考えられるが、家庭用品業者及び行政機関に対する費用負担については大きくなる。</p> <p>この費用負担の差は、家庭用品法に基づく規制によって生じるものであるが、当該物質は、科学的知見等に基づき、現実的な危害のおそれがなく安全であると確認されており、家庭用品法に基づく規制は不必要と考えられる。</p> <p>よって、劇物の指定の解除のみを行うことが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p> |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。</p> |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | おしゃれ用カラーコンタクトレンズに対する規制の創設 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>度のないカラーコンタクトレンズ(以下「おしゃれ用カラーコンタクトレンズ」という。)については、現在、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)による規制を受けているところであるが、10代後半から20代前半の女性を中心としておしゃれ用に使用されており、健康被害が報告されている。平成18年2月に独立行政法人国民生活センターが公表した「おしゃれ用カラーレンズのテスト結果－おしゃれ用コンタクトレンズ－視力補正を目的としないものを対象に－」において、使用者による不適切な使用による結膜炎、角膜炎、角膜上皮びらん等の健康被害とともに、レンズ不良による障害についても報告された。</p> <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズは、医療機器の範囲を定めた薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げられた「視力補正用レンズ」に該当せず、薬事法の規制対象となっていないが、平成20年7月、NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)より、「視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズに関する調査委員会」の検討結果として公表された「視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズに関する調査報告書」において、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の多くは手入れ不良、長時間装用などの不適切な使用が原因と考えられること、また一部に製品の品質の問題と考えられるものがあること、購入時に医師の診断は受けておらず、適切な使用方法に関する情報提供も受けていないこと、製品の品質が一定していないものが多いことなどの実態が明らかとなった。同報告書においては、適切な情報提供が行われる仕組みが必要であること、製品の品質が担保される仕組みが必要であることを提言するとともに、消費生活用製品安全法による規制では十分な規制とされない恐れがあることから、視力補正用コンタクトレンズを規制している薬事法に新たに取り込み視力補正用コンタクトレンズと同様の規制を行う方策を検討すべきである、としている。</p> <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズは角膜に接触させて使用される点において、視力補正用コンタクトレンズと全く同じであり、両者は同様の健康被害のリスクを有していることから、その健康被害の発生および拡大の防止を図るためには、同様のレベルの規制を行うことが必要であり、薬事法において医療機器として規制することが妥当であると考えられる。</p> | |
| 想定される代替案 | 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)において、おしゃれ用カラーコンタクトレンズを特別特定製品に指定して、製造業者又は輸入業者に届出を課し、一定の技術基準への適合性を確認した製品にPSCマークを表示して販売することとする。 | |
| 規制の費用 | <p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズの製造業者、販売業者等は、以下の負担が増加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 薬事法に基づく製造業許可、外国製造業者認定、製造販売業許可、販売業許可の申請に係る事務負担及び申請手数料の費用 ② 薬事法に基づく製造業許可、外国製造業者認定、製造販売業許可、販売業許可の要件としての構造設備要件を満足するための設備整備に要する費用 ③ 薬事法に基づく製造業者、外国製造業者、製造販売業者、販売業者に設置が義務付けられる責任者、管理者等の配置に要する費用 ④ 薬事法に基づき定められた医療機器の製造管理及び品質管理に関する基準の遵守に必要な事務負担、費用 ⑤ 薬事法に基づく医療機器の表示を行うための費用 ⑥ 必要な情報提供に要する費用 ⑦ 不具合の発生を知った際の厚生労 | <p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズの製造業者、輸入業者は、以下の負担が増加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消費生活用製品安全法に基づく届出に係る事務負担(法第6条) ② 特別特定製品の技術基準への適合性検査を受けるための費用(法第12条) ③ 消費生活用製品安全法に基づくPSCマークの表示を行うための費用(法第4条) ④ 製品事故に関する情報の収集、提供(法第34条) ⑤ 重大製品事故の発生を知った際の経済産業大臣への報告(法第35条) ⑥ 保健衛生上の被害の拡大を防止するための措置の実施(法第38条) ⑦ 行政による立入検査等への対応 |

| | | |
|--------------|--|---|
| | <p>働大臣への必要な報告に要する費用</p> <p>⑧ 保健衛生上の危害を防止するための措置の実施に要する費用</p> <p>⑨ 行政による立入検査等への対応に要する費用</p> | |
| (行政費用) | <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズの承認、製造業等の許可・認定、回収命令、立入検査等の負担が増加する。</p> <p>なお、おしゃれ用カラーコンタクトレンズを新たに医療機器として規制しても、これらの業務は、すでに行っている医療機器に関する規制業務の範囲で対応可能と考えられ、大幅な負担増加にはならないものと考えられる。</p> | <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズの製造業者、輸入業者の届出受理、技術基準の策定、検査機関の登録、危害防止命令、体制整備命令、立入検査等の負担が増加する。</p> <p>なお、おしゃれ用カラーコンタクトレンズを新たに特別特定製品として指定しても、届出受理、各種命令、立入検査の業務は、すでに行っている特別特定製品に関する規制業務の範囲で対応可能と考えられ、大幅な負担増加にはならないものと考えている。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、許可を受け、一定の管理責任者を設置した事業者のもとで製造、販売されることにより、品質、安全性の確保が図られるとともに、適切な使用方法に関する必要な情報提供が行われることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の発生の可能性を最小限にすることができ、また、重篤な眼障害が発生した場合には、法律に基づいた報告が行われ、必要により被害の拡大を防止する対策が迅速にとられることから、健康被害を最小限にすることができ、健康被害の発生による対応や被害者の治療費用・逸失利益等の経済的損失を最小限にすることができ。</p> | <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、届出を行った製造業者又は輸入業者に対し、一定の技術基準への適合性検査を受けさせ、製品にPSCマークを表示して販売することとすることで、製品の品質、安全性の確保が図られることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の発生の可能性を低減することができる。また、同法の事故情報報告・公表制度により、重大製品事故が発生した場合には、法律に基づいた報告が行われ、必要に応じて被害の拡大を防止する対策が迅速にとられることから、健康被害を低減することができる。</p> <p>ただし、薬事法による規制に比べ、経済的損失は大きくなると考えられる。</p> |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、許可を受け、一定の管理責任者を設置した事業者のもとで製造、販売されることにより、品質、安全性の確保が図られるとともに、適切な使用方法に関する必要な情報提供が行われることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>また、重篤な眼障害が発生した場合には、法律に基づいた報告が行われ、必要に応じて被害の拡大を防止する対策が迅速にとられることから、健康被害を最小限にすることができ。</p> | <p>おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、届出を行った製造業者又は輸入業者に対し、一定の技術基準への適合性検査を受けさせ、製品にPSCマークを表示して販売することとすることで、製品の品質、安全性の確保が図られることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の発生の可能性を低減することができる。また、同法の事故情報報告・公表制度により、重大製品事故が発生した場合には、法律に基づいた報告が行われ、必要により被害の拡大を防止する対策が迅速にとられることから、健康被害を低減することができる。</p> <p>しかしながら、消費生活用製品安全法では、販売段階についてはPSC表示のないものは販売できないとする規制があるのみで、届出制となっていない販売業者を行政が把握することは困難であり、また、販売に際して適切な使用方法などの情報提供を法的に義務付けることは困難であり、NITEの報告においても指摘されているとおり、不適切な使用による健康被害を防止するには不十分な規制となる恐れがある。</p> <p>そのため、薬事法による規制に比べ、健康被害の発生の可能性が高くなると考えら</p> |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| | | れる。 |
| (関連業界への 便益) | おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、法律に基づき一定の品質、安全性が確保されることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズの取り扱い事業者(製造業者、販売業者等)に対する国民の信頼が高くなる。 | おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、法律に基づき一定の品質、安全性が確保されることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズの取扱事業者(製造業者、輸入業者、販売業者)に対する国民の信頼が高くなる。 ただし、前述のとおり、薬事法による規制に比べ、便益は小さくなると考えられる。 |
| (社会的便益) | おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、許可を受け、一定の管理責任者を設置した事業者のもとで製造、販売されることにより、品質、安全性の確保が図られるとともに、適切な使用方法に関する必要な情報提供が行われることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の発生の可能性を最小限にすることができる。 また、重篤な眼障害が発生した場合には、法律に基づいた報告が行われ、必要に応じて被害の拡大を防止する対策が迅速にとられることから、健康被害を最小限にすることができる。 これらにより、保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながる。 | おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて、届出を行った製造業者又は輸入業者に対し、一定の技術基準への適合性検査を受けさせ、製品にPSCマークを表示して販売することとすることで、製品の品質、安全性の確保が図られることとなり、おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる眼障害の発生の可能性を低減することができる。また、同法の事故情報報告・公表制度により、重大製品事故が発生した場合には、法律に基づいた報告が行われ、必要により被害の拡大を防止する対策が迅速にとられることから、健康被害を最小限にすることができ、安全で安心して暮らせる社会の実現につながる。 ただし、前述のとおり、薬事法による規制に比べ、便益は小さくなると考えられる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | 代替案により、消費生活用製品安全法に基づき、特別特定製品に指定し、一定の技術基準に適合する製品のみをPSCマークを表示させて販売させることについては、技術基準への適合性検査、届出等の負担を増加させるとともに、技術基準の策定、検査機関の登録等を行う行政機関にも負担を増加させる。規制案と比較すると、事業者に求められる遵守費用の負担はより小さいと考えられるが、行政に求められる負担については、規制案が既存の視力補正用コンタクトレンズにかかる規制の中に実質的に包含されるのに比べて代替案では新たに技術基準の策定や検査機関の登録等が必要であり負担がより大きいと考えられる。 また、代替案によっても健康被害の拡大の一定の低減が図られるものと考えられるが、販売業者を行政が把握する手段はなく、NITEの報告書において指摘されており販売時の適切な情報提供の実施を確保する方策が不十分であり、得られる便益はより少ないと考えられる。 国民の健康被害の発生及び拡大を防止し、社会全体の保健衛生を向上させることにより安全で安心して暮らせる社会を実現させるという国民及び社会全体の便益の差を考慮し、薬事法により医療機器としての規制を行うことが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。 | |
| 政策評価の結果の政 策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 政策の名称 | 一定規模以上の事業所における身体障害者補助犬の受入れの義務化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>身体障害者補助犬法は、障害者基本法の基本理念や国連における障害者の権利条約、人権擁護といったことを踏まえ、身体障害者補助犬(以下、「補助犬」という。)を使用している視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬の同伴を拒んではならないこと等を定めた法律である。既に公共交通機関や公共施設、また、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどの不特定多数の者が集まる一般的な施設においては、補助犬の受入れ拒否はできないこととなっている。</p> <p>ところが、補助犬法が施行されてからの補助犬の実働頭数は若干数の伸びにとどまっており、実働頭数の少ない補助犬を実際に見たことがないことなどにより、補助犬・補助犬法の認知度も低く、法律により受入れが義務づけられている施設においても未だに受入れ拒否があるといった問題がある。</p> <p>そこで、障害者基本法の基本理念等にあるとおり、すべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことを担保するために、身体障害者の社会参加の機会の確保について、広く一般に理解を進めていく必要がある。そこで、政令で定める数(56人)以上の労働者を雇用している事業主等について、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないこととするもの(以下「本規制」という。)である。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律第10条第1項 |
| 想定される代替案 | 事業主等の受入れを義務とはせず、補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の周知を図り、補助犬に関する社会的認識の定着のため、普及啓発活動を進める。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 本規制は、56人以上の労働者を雇用している事業主等について対し課すものであるが、当該事業主等は「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)により障害者の雇用義務が既に課せられていることを踏まえ設定されたものであり、雇用する障害者が補助犬を同伴することで特に費用が発生することは想定されない。 | 補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等について、より徹底した周知が求められる。 |
| (行政費用) | 本規制を含め、受入れ等が義務づけられている事業主等からの受入れ体制や苦情等に関する相談及び身体障害者からの受入れ拒否等のトラブルや衛生管理の問題等の相談処理業務が発生する。 | 補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等について、より徹底した周知が求められる。 |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 特になし。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | 本規制は、障害者基本法の基本理念等にあるように、すべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられるよう、事業主に対して補助犬の使用を拒んではならないこととするものであり、障害者が就労することを通じて社会活動を行うことにより、社会全体の経済的利益の増大に寄与することになるものと期待される。また、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、広く国民の理解を促進することができることから、身体障害者の社会参加の機会の確保が進むことにより、活力ある社会の実現につながることを期待される。 | <p>補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の周知を図ることにより、補助犬に関する社会的認識を高めることができる。</p> <p>ただし、事業主等において障害者が補助犬を同伴することを受け入れるかについては、事業主等の判断に任されることとなり、障害者基本法の基本理念等にあるすべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、身体障害者の社会参加の機会の確保がされたことにならず、必ずしも社会全体の経済的利益や活力の増加にはつながらない。</p> |
| (身体障害者等) | 本規制により、障害者基本法の基本 | 補助犬の同伴を拒否された場合や、補 |

| | | | |
|-------------------------------|--|--|--|
| | への便益) | <p>理念等にあるように、すべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられるとともに、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて広く国民の理解を促進することができる。これにより、身体障害者の社会参加の機会の確保が進むとともに、就労による所得を確保する機会が増えることも期待されることから、身体障害者の社会参加による自己実現や地域で自立した生活の実現に寄与するものと考えられる。</p> | <p>助犬を受け入れるために留意すべきこと等の周知を図ることにより、補助犬に関する社会的認識を高めることができる。</p> <p>ただし、事業主等において障害者が補助犬を同伴することを受け入れるかについては、事業主等の判断に任されることとなり、障害者基本法の基本理念等にあるすべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、身体障害者の社会参加の機会の確保がされたことにならず、必ずしも身体障害者の社会参加による自己実現や地域で自立した生活の実現にはつながらない。</p> |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | <p>代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、事業主等において障害者が補助犬を同伴することを受け入れることについて、事業主等に理解を求めることが困難で、障害者基本法の基本理念等にあるすべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、身体障害者の社会参加の機会の確保がされたことにならない。</p> <p>以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考えられる。</p> | | |
| 政策評価の結果の政 策への反映状況 | <p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。</p> | | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 政策の名称 | ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 労働者のニッケル化合物並びに砒素及びその化合物によるばく露防止対策を充実するため、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する。これにより、事業者には、新たに作業主任者の選任、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置(動力により一定方向の流れをもつ吹出し、吸込み気流を形成し、有害なガス等の飛散を抑制する設備)の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置を義務付ける。 また、同令第18条の名称等を表示すべき有害物として指定し、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を譲渡し、又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示を義務付ける。(以下これらの規制を合わせて、「本規制」という。) | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第22条、第31条の2、第57条、第65条第1項、第66条第2項及び第113条 |
| 想定される代替案 | 国の通達による作業主任者の選任、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | |
| | (遵守費用) | 本規制により、事業者には新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・ 作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・ 換気装置(数十万円～)の設置 ・ 作業環境測定の実施(年間数万円～) ・ 特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円～) |
| | (行政費用) | 本規制の新設により、国において、費用、人員等の増減はない。 |
| | (その他の社会的費用) | ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物による職業性のがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができる。 |
| | | 代替案の場合 |
| | | 国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者にあつては、次の費用が発生する。 ・ 作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・ 換気装置(数十万円～)の設置 ・ 作業環境測定の実施(年間数万円～) ・ 特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円～) |
| | | 国の通達による行政指導によって、本規制と同等の実効性を確保するためには、指導のための人員等をより多く要することとなる可能性が高い。 |
| | | 国の通達による行政指導は法的強制力がないため、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が普及せず、そのため職業性がんの発症により、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、設備の密閉化等に関して対策をとっていない現状とほぼ同程度生じることとなる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | |
| | (労働者への便益) | ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物のばく露の防止により、がん等の発症による健康障害を防止することができる。 |
| | (事業者への便益) | ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物による職業性がん等の発症を防止することにより、事業者としての労働者の健康確保対策に資するものである。 |
| | | 代替案の場合 |
| | | 国の通達による行政指導では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者に職業性がんが発症するおそれは、設備の密閉化等に関して対策をとっていない現状とほとんど変わらない。 |
| | | 国の通達による行政指導では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が普及せず、そのため職業性がんの発症により、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、設備の密閉化等に関して対策をとっていない現状とほぼ同程度生じ、事業者の保険料負 |

| | | |
|-------------------------------|---|--------------|
| | | 担はほとんど軽減しない。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | <p>労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても規制を課し健康障害の防止を図っており、今般のニッケル化合物並びに砒素及びその化合物についても同様の規制を課すことから、事業者の費用負担の増を考慮しても、必要なばく露防止対策を求めるのは妥当と考えられる。</p> <p>本規制との比較に関して、代替案(国の通達による行政指導)では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及せず、そのため、職業性がん等の発症を防止すること及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができないと考えられる。</p> <p>ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物による労働者の健康障害は重篤なものであり、全ての企業において必要なばく露防止対策の措置が行われるべきことから、全ての事業者に当該措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、法的強制力をもつ本規制を採用すべきである。</p> | |
| 政策評価の結果の政 策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 政策の名称 | 石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 国民の安全上の観点等から、当分の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されている製品については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 3 条に掲げられているところ、ここに掲げられている製品の一部（国内の既存の化学工業施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガasketのうち、100 度以上 200 度未満の流体を取り扱う部分に使用されるもの等）を削除することにより、製造等の禁止の規定の適用の猶予を撤廃するものである。また、併せて所要の経過措置を設けることとしている。 | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条、第 113 条、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 3 条 |
| 想定される代替案 | 労働安全衛生法第 22 条に基づく省令により、事業者に対し、石綿含有製品の製造及び使用の禁止を規定。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| （遵守費用） | 代替化に伴い、製品のコストの増大等若干の費用負担が生じると考えられる。 | 代替化に伴い、製品のコストの増大等若干の費用負担が生じると考えられる。 |
| （行政費用） | 国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 | 国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 |
| （その他の社会的費用） | 石綿による職業性のがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることが出来る。 | 石綿による職業性のがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることが出来る。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| （労働者への便益） | 石綿含有製品の一部について、新たな導入が禁止されることにより、今後石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保に資する。 | 石綿含有製品の使用が禁止されることにより、今後石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保に資する。 |
| （事業者への便益） | 禁止する製品は代替化が可能とされていることから、安全性については現状維持と考えられる。また、石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。 | 禁止する製品は代替化が可能とされていることから、安全性については現状維持と考えられる。また、石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。 |
| 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等） | 事業場における製造及び使用が禁止される点では同様であるが、代替案では事業者以外の者については規定が適用されず、石綿含有製品の新たな導入を完全に制限できるものではないことから、当該製品が処分されるまでの一連の作業において、労働者が石綿粉じんにはばく露するリスクは継続してしまう等、本規制に比べ望ましい効果が低下する。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 石綿に係る労働者の健康障害防止対策を充実するため、石綿等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者、過去に従事した労働者、従事した者であって離職した者に対する労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第1項及び第2項並びに第23条第1項の規定に基づく特殊健康診断の実施及び健康管理手帳の交付についてその対象を石綿作業の周辺業務従事者について拡大する。 | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第2項、第67条第1項、第113条 |
| 想定される代替案 | 【在職者】国の通達による健診の実施 【離職者】石綿等を直接取り扱う業務の周辺における業務に従事した離職者に対する自主的健康診断への補助事業 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 本規制により、事業者新たに措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・石綿健康診断(数千円～)の実施 | 国の通達による行政指導を受けて健康診断に取り組む事業者にあつては、以下の費用が発生する。 ・石綿健康診断(数千円～)の実施 |
| (行政費用) | 本規制により、健康管理手帳の交付対象を拡大することに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・健康管理手帳の交付による石綿健康診断(数千円～)の実施 | 国の通達による行政指導による場合、本規制と同等の実効性を確保するためには、指導のための人員等をより多く要することとなる可能性が高い。 離職者に対する健診補助事業を行う場合、以下の費用が発生する。 ・石綿健康診断(数千円～)の実施 |
| (その他の社会的費用) | 石綿による職業性のがん等を早期発見、治療し、重症化の予防を図ることを通じ、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を抑えることができる。 | 国の通達による行政指導による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及せず、そのため石綿による健康障害の発症により、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、現状とほぼ同程度生じることとなる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (労働者への便益) | 石綿健康診断の実施により、がん等の健康障害を早期発見、治療することにより健康障害の重症化を防止することができる。 | 【在職者】 国の通達による行政指導による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で的確な対策が十分に普及せず、そのため労働者の石綿による健康障害の重症化を十分に防止することができないおそれがある。 【離職者】 石綿による健康障害は潜伏期間が数十年と長いとため、一度の健診で完結するものではなく、定期的にフォローアップをする必要がある。石綿業務等の周辺における業務に従事していた離職者が自主的に行う健診への補助事業は、受診者に一時的な安堵感を与える可能性はあるが、継続的なフォローアップがなければ本質的な対策とは言い難く、石綿による健康障害の重症化を十分に防止することができない。 |
| (事業者への便益) | 石綿による職業性がん等を早期発見し、早期治療の機会を促すことにより、事業者としての労働者の健康確保対策に資するものである。また、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を抑えられ、労働災害発生に係る事業者の負担も軽減される。 | 国の通達による行政指導による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で的確な対策が十分に普及せず、労働者の健康の確保が困難となり、石綿による健康障害の発症により、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、現状とほぼ同程度生じ、事業者の負担は |

| | | |
|-------------------------------|---|------------|
| | | ほとんど軽減しない。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | <p>本規制との比較に関して、代替案(国の通達による行政指導)による場合、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及しないおそれがあり、そのため石綿による健康障害の発症防止及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることが十分にできないと考えられる。</p> <p>石綿による労働者の健康障害は重篤なものであり、石綿による健康障害を生じるおそれのある全ての労働者及び離職者に対して必要な健康障害防止の措置が行われるべきであることから、通達による指導や一時的な補助事業(代替案)ではなく、法的強制力をもつ本案を採用すべきである。</p> | |
| 政策評価の結果の政 策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|-----------------|--|--------|
| 政策の名称 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下、「化管法」という。)は、特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR制度*1)や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS制度*2)を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11年7月13日に制定され、平成12年3月30日から施行された。</p> <p>現在、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質(*3)として354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質(*4)として81物質が同法施行令において指定されている。</p> <p>法施行後現在までの間、これら指定化学物質の見直しは行われてこなかったが、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて指定化学物質の見直しを実施する。また、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業を追加する。</p> <p>今回の物質見直しによって、新たにPRTRの対象となる物質(第一種指定化学物質)が187物質追加されるとともに、新たにMSDSの対象となる物質(第一種指定化学物質と第二種指定化学物質)が218物質追加されることとなる。</p> <p>なお、現在の指定化学物質から除外される物質や第一種と第二種の間で入れ替わる物質もあるので、それらも考慮すると、第一種指定化学物質の数は354物質から462物質となり、第二種指定化学物質は81物質から100物質となる。また、対象業種の追加により、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種は23業種から24業種となる。</p> <p>*1 対象化学物質の環境への排出量及び移動量を事業者自らが把握し、国に届出することを義務づける制度。</p> <p>*2 対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を譲渡等する際に、その化学物質の性状等に関する情報を事前に提供することを義務づける制度。</p> <p>*3 人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。</p> <p>*4 第一種指定化学物質と同等の有害性があり、将来的に環境中に広く存在することとなる可能性があるとして認められる化学物質として政令で指定。</p> | |
| 法令の名称・関連条項とその内容 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条(定義等)第5条(排出量等の把握及び届出)第14条(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)及び第18条(審議会等の意見の聴取) | |
| 想定される代替案 | 今次の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | <ul style="list-style-type: none"> 第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト PRTRの届出に係るコスト 指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、MSDS制度に基づき指定化学物質等の性状等に関する情報の提供を行うため文書等を作成し交付するコスト | — |
| (行政費用) | <ul style="list-style-type: none"> 第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト PRTR届出件数増加に伴う集計に係るコスト 届出物質変更・件数増加に伴う、経由事務の負担増分のコスト | — |
| (その他の社会的費用) | 費用の増減は発生しない。 | — |

| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
|---------------------------|---|--------|
| (国民・社会への便益) | 指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して理解を深めることができる。 | — |
| (関連業界への便益) | 第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善ための基礎データが得られる。 | — |
| (行政機関への便益) | 環境の保全上の支障を未然に防止できる。 | — |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 以上の規制にかかる費用・便益の分析が示すとおり、最新の知見に基づき化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質を見直し、対象業種を追加した場合、事業者による化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進され、環境の保全上の支障が未然に防止されるとともに、国民や社会の理解も一層深まることが期待できるため、本指定化学物質の見直しを実施することは妥当であるといえる。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 政策の名称 | 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)は、麻薬及び向精神薬の乱用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的としており、依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質については麻薬等に指定することにより、輸出入、製造、譲渡等に係る取締り等を行うものである。</p> <p>厚生労働省医薬食品局においては、文献及び専門家による意見書等により、N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミンについて、その性質、乱用状況等の確認及び検討を行った結果、麻薬に指定することが適当と考えられたため、平成20年度第1回依存性薬物検討会(平成20年8月29日開催。以下「検討会」という。)に麻薬の指定について検討を依頼した。</p> <p>検討会においては、当該物質は、既に麻薬に指定されているN, α-ジメチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)と類似した中枢神経興奮作用を有し、精神的依存性を有する蓋然性が極めて高く、乱用されるおそれが十分あることから、麻薬指定が相当であるとの結論を得たところ、今般、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正し、上記の物質を新たに麻薬指定することとした。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 麻薬及び向精神薬取締法別表第1第75号 |
| 想定される代替案 | <p>麻薬として指定せずに、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物に指定する。</p> <p>※ 指定薬物に指定されると、医療等の用途以外の用途に供するための製造、販売等が禁止される。</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 当該物質を麻薬指定することにより、管理・流通に関し、厳重な取り扱いが義務づけられることになるが、それに伴って特別な設備等が必要となるわけではないため、費用の増減は発生しない。 | 当該物質を指定薬物に指定することにより、費用の増減は発生しない。 |
| (行政費用) | 当該物質を麻薬指定することにより、麻薬の取り締まりについては強化されるが、新たに捜査官の人員増加等を伴うわけではないので、特段の費用負担が生じるものではない。 | 当該物質を指定薬物に指定することにより、医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、当該物質の適正な流通ができず、使用された場合には、その使用をきっかけに、より依存性の強い薬物の乱用が引き起こされる可能性が高まることから、薬物乱用取締費用等が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を麻薬として指定することにより、当該物質の適正な管理及び流通が確保され健康被害等の発生の可能性を最小限にすることができ、健康被害の緩和及び治療等にかかる費用が減少する。 | 当該物質を指定薬物に指定することにより、医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、当該物質の適正な管理及び流通ができず、乱用された場合に発生する健康被害の緩和及び治療等に係る費用が増加する。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | 依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を麻薬として規制することにより、当該物質の適正な管理及び流通が確保され、健康被害等の発生の可能性を最小限にすることができる。 | 依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を指定薬物に指定した場合、医療等の用途以外の用途に供するための製造、販売等が禁止されるため、一定程度当該物質の適正な管理及び流通が行われるが、それでもなお医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等に特段の規制はかからないため、当該物質の適正な管理及び流通が行われず、不適正な使用等により、健康被 |

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| | | 害等が発生するおそれがある。 |
| (関連業界への 便益) | 依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を麻薬として規制することにより、当該物質の適正な管理及び流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生の可能性を最小限にすることができ、関連企業等の社会的信用が守られる。 | 依存性、精神毒性及び乱用実態から保健衛生上の危害が大きいと判断された物質を指定薬物に指定した場合、当該物質の医療等の用途以外の用途に供するための製造、販売等が禁止されるため、一定程度当該物質の適正な管理及び流通が行われることで企業の社会的信用が守られるが、それでもなお医療等の用途であれば、当該物質の譲渡等には特段の規制はかからないため、末端に至るまで当該物質の管理及び適正な流通が行われず、製造者等が予期しない健康被害等の発生により関連企業等の社会的信用が損なわれるおそれがある。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | 当該物質については、精神的依存性を有する蓋然性が極めて高く、乱用されるおそれが十分あることを考えると、代替案では、麻薬指定の場合と比較して保健衛生上の危害が発生する可能性が高く、国民等の保健衛生上の危害を防止する観点から不十分であり、また、費用との関係においても、健康被害等の結果としての費用が増加する可能性が高いと考えられる。こうしたことから、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正が政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。 | |
| 政策評価の結果の政 策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|-----------------|--|--|
| 政策の名称 | 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>薬事法第 67 条第1項において、抗がん剤等の、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれ特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第 64 条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。</p> <p>今般、薬事法第 14 条第1項の規定に基づき製造販売の承認が検討されている「サリドマイド及びその製剤」については、白血病に分類される「再発又は難治性の多発性骨髄腫」を対象疾病とする医薬品であって、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されるのであれば危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。</p> <p>そこで、重篤な副作用が生じる可能性があるサリドマイドの適正な使用をはかることと、適切な医療の機会を確保することを目的として、サリドマイドの広告の制限を行うこととする。</p> | |
| 法令の名称・関連条項とその内容 | 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 67 条第1項 | 薬事法施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 64 条第1項 |
| 想定される代替案 | 新規承認医薬品の適正使用をはかるために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品が必要な患者には十分に供給されている。 | 当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続にかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にも関わらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。 |
| (行政費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視する費用が新たに発生する。 | 当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかし、報道や医薬関係者への広告はなされるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。 | 当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。 | 当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続に要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。 |
| (関連業界への便益) | 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。 | 当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続に要する時間のために使用が |

| | | | |
|-------------------------------|----------|--|--|
| | | | 遅れ、患者が重篤化または死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。 |
| | (社会への便益) | 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。 | 当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続に時間がかかるために、申請をしないで当該医薬品が流通する違法な販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招く恐れがある。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | | <p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用がはかることができ、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通と使用に違法がないか監視するよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、流通または使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。よって、新規承認医薬品を広告制限の対象に追加することが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 派遣先の事業場に対する立入検査等 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>行政庁は、派遣先又は船員派遣の役務の提供を受ける者(以下「派遣先等」という。)に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場(以下「派遣先の事業場等」という。)に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等を行わない場合又は立入検査に応じない場合は、罰則を課すこととする。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 労働者災害補償保険法第46条、第48条、第51条 |
| 想定される代替案 | <p>行政庁は、派遣先等に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場等に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等命令や立入検査に応じない場合について罰則を課さないこととする。</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | <p>派遣労働者について労働災害が発生した場合、派遣先において報告等を命じられたり、立入検査が行われるため、費用としては増加する。また、これらに応じない場合、罰則が課せられることとなる。ただし、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。</p> | <p>派遣労働者について労働災害が発生した場合、派遣先において報告等を命じられたり、立入検査が行われることとなるため、費用としては増加するものの、罰則が課せられることはない。また、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。</p> |
| (行政費用) | <p>労働基準監督署において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するが、若干の費用負担の増加にとどまると考えられる。</p> | <p>労働基準監督署において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するとともに、派遣先の事業場がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担が想定されるため、費用負担は増加する。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p> | <p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p> |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (被災労働者への便益) | <p>労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査等を実施することにより、より適正な保険給付の実施につながる。</p> | <p>労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査等を実施することにより、より適正な保険給付の実施につながることを期待されるが、当該立入検査等について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。</p> |
| (事業主への便益) | <p>派遣先の事業場への立入検査等により、適切な保険給付が行われることを通じて、労災保険財政が適切に運用される。</p> | <p>派遣先の事業場への立入検査等により、労災保険事業の健全な運営が図られるが、報告等命令・立入検査について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。</p> |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>派遣労働者の労働災害の多くが派遣先の事業場において生じていることを考えると、立入検査等について罰則がない代替案では、被災した派遣労働者に対する保険給付の適正化が十分に図られないおそれがあり、不十分であると考えられる。</p> <p>また、代替案は、報告等に応じない場合でも罰則が課されないため、新設する本規制と比較して、派遣先の費用負担は減少するものの、労働基準監督署において報告等に応じるよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられる。</p> <p>このため、より適正な保険給付を行うという政策目的を達成する手段として、代替案ではなく、新設する本規制の採用が適切であるとの結論に達した。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出することとした。</p> | |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 派遣先に対する現行の法違反の是正等に係る勧告については、指導・助言の前置を要するため、例えば派遣先が法違反を繰り返したとしても、迅速に行政措置を加えることができない等の問題がある。このため、当該勧告の規定について、指導・助言の前置を要しないこととし、これにより派遣先の法令遵守担保措置の強化を図ることとする。また、適用除外業務への派遣受入れ等の場合において、その是正が派遣労働者の不利益とならないよう、労働契約の申込みを勧告することができるものとする等の措置を講ずる。 | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | — |
| 想定される代替案 | 違法派遣を行った派遣先に対し、罰金等の罰則を設ける。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 法違反等がなければ勧告の対象とはならず、また、勧告を受けたことにより直接的に費用が生じるものではない。 | 法違反等がなければ罰則の対象とはならない。なお、罰金刑に処せられた等の場合には当該罰金を支払う等の必要がある。 |
| (行政費用) | 派遣先の法違反等に対して迅速、的確な対処が可能となる。 | 捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生する。また、事業法である派遣法違反に対して、その事業内容の是正を事業当局が行わずに、法違反を律する観点から罰則を課すこととなり、罰則が確定するまでの間は法違反の是正が期待されないため、派遣労働者の保護にはつながらない。 |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (派遣労働者への便益) | 派遣先の法違反に対して迅速、的確な対処が可能となり、労働者保護に資する。 | 違法派遣を行った派遣先に対する罰則が強化されることで、派遣先の法令遵守が図られることから、派遣労働者の保護が期待される。 |
| (社会的便益) | 法違反に対して迅速、的確な対処が可能となり、労働者派遣事業の適正な運営の確保に資する。 | — |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 新設する規制も代替案も、派遣先に対する法違反の抑止につながるが、代替案では、違法派遣を行った派遣先の法違反を律する観点からの対処となり、また、罰則が確定するまでの間は法違反の是正が期待されず、派遣労働者の保護にはつながらないため、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出することとした。 | |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 日雇派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>① 日雇派遣の原則禁止 日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について労働者派遣を行うことを、原則として禁止する。</p> <p>② グループ企業内派遣の8割規制等 派遣元事業主がグループ企業に対して行う労働者派遣の割合を8割以下に制限すること、及びその割合の報告を義務付けるとともに、割合制限違反や報告義務違反について指導等を行い、これに従わない場合には行政処分を行うことができることとする等の措置を講ずる。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | — |
| 想定される代替案 | 日雇派遣、グループ企業内派遣を全面的に禁止する。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 派遣元事業主は、原則として日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について労働者派遣を行うことができず、また、グループ企業外の派遣先を確保する等の必要がある。 | 新設する規制の遵守費用に加えて、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれのない日雇派遣や、需給調整機能を果たしているものとして認められる範囲のグループ企業派遣も禁止される。 |
| (行政費用) | 派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。 | 派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (派遣労働者・事業主への便益) | 必要な雇用者責任が果たされない形態の労働者派遣が禁止されることにより、労働者保護を図ること、及び需給調整機能の適正化が図られること等が期待できる。 | 例外のない規制により、労働者保護を図ることが期待でき、また、需給調整機能の適正化が図られることが期待できる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 代替案では、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれのない日雇派遣や、需給調整機能を果たしているものとして認められる範囲のグループ企業派遣も禁止され、規制を要しないものまで規制されてしまうこととなるため、新設する規制の方がより適当である。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出することとした。 | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 政策の名称 | 労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を選択できるようにするため、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等についての関係者に対する情報提供義務等を創設する。 | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | — |
| 想定される代替案 | 個別の派遣労働者毎に個別の派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合の説明を行う。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 派遣元事業主は、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等に関する情報を提供しなければならないこととなる。 | 一の労働者派遣契約において複数の派遣労働者について労働者派遣をする等の場合には、当該割合の計算が困難な場合があるが、その場合であっても、個別の労働者派遣契約ごとに、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合を計算しなければならないこととなる。また、当該派遣契約からどの程度の割合を得ているかという企業活動における経営情報を個別に説明することとなる。 |
| (行政費用) | 派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。 | 派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (派遣労働者への便益) | 派遣労働者が安心・納得して働くことができるようになる。 | 個々の派遣労働者にとって、自らの派遣就業に関する派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合が説明されることになり、安心・納得して働くことができるようになる。ただし、個別の割合の計算が困難な場合もあり、必ずしもそのような便益が得られるとは限らない。 |
| (社会的便益) | 派遣元事業主の間の適切な競争が促され、労働者派遣事業の運営の適正化が期待できる。 | — |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 代替案では、①当該割合を個別に説明・計算するために多額の費用を要すること、②当該個別の派遣契約からどの程度の割合を得ているかという経営情報を説明することとなるが、当該派遣労働者の派遣料金は、実際に就業しなければ説明されず、派遣元の選択に資さないことから、派遣料金の平均額および派遣労働者の賃金の平均額を公開する新設する規制の方が望ましいものと考えられる。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出することとした。 | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>薬事法第 67 条第1項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第 64 条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。</p> <p>今般、薬事法第 14 条第1項の規定に基づき2つの白血病治療薬の製造販売承認が検討されており、1つ目の「ダサチニブ及びその製剤」については「1. イマチニブ抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病、2. 再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病」を、2つ目の「ニロチニブ、その塩類及びそれらの製剤」については「イマチニブ抵抗性又は不耐容の慢性期又は移行期の骨髄性白血病」を対象疾病とする医薬品であって、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。</p> <p>そこで、重篤な副作用が生じる可能性があるダサチニブ及びニロチニブの適正な使用をはかること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、ダサチニブ及びニロチニブの広告の制限を行うこととする。</p> <p>(注) 「抵抗性」とは、医薬品を投与しても有効でないことをいう。「不耐容」とは、副作用により医薬品の投与を継続できないことをいう。</p> <p>(備考) 対象となる医薬品は、以下の通り。 ダサチニブ及びその製剤並びにニロチニブ、その塩類及びそれらの製剤</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 67 条第1項 薬事法施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 64 条第1項 |
| 想定される代替案 | 新規承認医薬品の適正使用をはかるために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品が必要な患者には十分に供給されている。 | 当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にも関わらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。 |
| (行政費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視する費用が新たに発生する。 | 当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せず販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかし、報道や医薬関係者への広告はなされるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。 | 当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であり、その制限は医学の発展を妨げる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。 | 当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| | | 分だけ便益は減少する。 |
| (関連業界への便益) | 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。 | 当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続に要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化または死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。 |
| (社会への便益) | 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。 | 当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続に時間がかかるために、申請をしないで当該医薬品が流通する違法な販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招く恐れがある。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等) | <p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用がはかることができ、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視するよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、販売または使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p> | <p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用がはかることができ、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視するよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、販売または使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。 | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 毒物及び劇物指定令の改正(毒物又は劇物の指定及び劇物の指定の除外) | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、新規農薬の登録申請文書やOECDのSIDS文書等から新たに得られた知見について、平成20年12月19日に薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会を開催し、意見を聴取したところ、同審議会の基準(http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdfに公開)に基づき、以下のとおり回答を得たため、毒物及び劇物指定令を改正し、それぞれの物質について毒物への指定、劇物への指定、劇物の指定の解除を行う。</p> <p>① 経口毒性又は吸入毒性試験の結果から毒物に相当するため、以下の物質を毒物に指定</p> <p>I：亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤 II：亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤 III：アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。 IV：2, 2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤 V：S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メミル)及びこれを含有する製剤。 ただし、S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。 経口毒性又は吸入毒性試験の結果から劇物に相当するため、以下の物質を劇物に指定</p> <p>VI：亜硝酸3級ブチル及びこれを含有する製剤 VII：アバメクチン1.8%以下を含有する製剤 VIII：2, 4, 6, 8-テトラメチル-1, 3, 5, 7-テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。 ただし、2, 4, 6, 8-テトラメチル-1, 3, 5, 7-テトラオキソカン 10%以下を含有するものを除く。 IX：S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メミル)45%以下を含有する製剤 X：1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン(4MPP)及びこれを含有する製剤 X I：1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン一塩酸塩(4MPP一塩酸塩)及びこれを含有する製剤 X II：1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩(4MPP二塩酸塩)及びこれを含有する製剤</p> <p>② 経口毒性は現実的な危害の恐れがなく、また経皮毒性及び吸入毒性が特異的に強いものではなく、皮膚及び眼の粘膜に対する刺激性が劇物相当より弱いものであるため、以下の劇物の指定を解除</p> <p>X III：2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)5%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有する製剤。 X IV：シクロポリ(3~4)[ジフェノキシ、フェノキシ(4-シアノフェノキシ)及びビス(4-シアノフェノキシ)]ホスファゼン]の混合物及びこれを含有する製剤 X V：3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤 X VI：4'-メチル-2-シアノピフェニル及びこれを含有する製剤 X VII：2-[2-(4-メチルフェニル)スルホニルオキシイミノ]チオフェン-3-(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | ・ 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条、別表第一第28号、別表第二第94号 |
| 想定される代替案 | <p>① 「2. 規制の新設・改廃の内容・目的」欄のI~XIIの物質について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号。以下「家庭用品法」という。)に基づく有害物質に定め、家庭用品における含有量、溶出量等の基準を定める等の規制を行う。</p> <p>② 「2. 規制の新設・改廃の内容・目的」欄のXIII~XVIIの物質について、劇物の</p> | |

| | | |
|--------------|--|--|
| | 指定を解除するとともに、家庭用品法に基づく有害物質に定め、家庭用品における含有量、溶出量等の基準を定める等の規制を行う。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | <p>① 毒物劇物営業者は、以下の負担が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 登録の申請等に係る事務負担 ii 施設の設備整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用 ※ 既に毒物劇物取扱責任者を配置している場合には、新たに配置する必要はない。 iii 盗難、流出等を防止する措置 iv 毒物等の容器及び貯蔵場所への「毒物」、「劇物」等の表示 v 毒物等の販売、授与を行う際の書面(※)の作成、保存及び譲受人に対する当該毒物等に関する情報提供 ※ 毒物等の名称・数量、販売、授与の年月日、譲受人の氏名・職業・住所を記載 vi 廃棄の方法の遵守 vii 事故の際の保健所等への届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置 viii 行政による立入検査等への対応 また、業務上取扱者は、上記iii、iv、vi、vii、viiiの負担に加え、以下の負担が増加する。 ix 毒物劇物営業者から毒物等を譲受する際の毒物劇物営業者への書面(上記v ※)の提出 なお、毒物等や生産過程で毒物等が使用された商品の価格に、上記i～ixに係る費用が転嫁される可能性がある。 <p>② 上記① i～ixの負担が今後不要になる。</p> <p>なお、上記① i～ixに係る費用が、当該劇物や生産過程で当該劇物を使用した商品の価格に転嫁されていた場合は、当該価格転嫁が行われなくなる可能性がある。</p> | <p>① 家庭用品営業者は、以下の負担が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量又は発散量の基準の遵守 ii 行政による立入検査等への対応 <p>② 規制案の「遵守費用」欄①に記載したi～ixの負担が今後 不要になる。</p> <p>ただし、当該物質が含有される家庭用品の家庭用品営業者には、上記① i、iiの負担が増加する。</p> |
| (行政費用) | <p>① 毒物劇物営業者及び業務上取扱者への劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が増加する。</p> <p>なお、指定する毒物等が増加しても、これらの業務は現行体制で対応可能と考えられるため、負担が大幅に増加するものではない。</p> <p>② 上記①の負担が今後不要になる。</p> | <p>① 家庭用品営業者への家庭用品の回収命令、立入検査等の負担が増加する。</p> <p>② 毒物劇物営業者、業務上取扱者への劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が今後不要になる。</p> <p>ただし、当該物質が含有される家庭用品の家庭用品営業者に対しては、上記①の負担が増加する。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができ、こうした被害が発生した場合の事故対応や被害者の治癒により生じる経済的損失を最小限にすることができる。</p> <p>② 特段の費用は発生しないと考えられ</p> | <p>① 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品営業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、こうした被害が発生した場合の事故対応や被害者の治癒により生じる経済的損失を減らすことができる。</p> |

| | | る。 | ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、経済的損失は大きくなると考えられる。 ② 特段の費用は発生しないと考えられる。 |
|-----------------------|---|--|--|
| 規制の便益 | | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| (国民への便益) | ① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。 また、毒物等による事故が発生した場合でも、毒物劇物営業者や業務上取扱者により、保健所等への速やかな届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置が講じられ、健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。 ② 特段の便益は発生しないと考えられる。 | ① 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品営業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができる。 しかしながら、家庭用品法では、毒物及び劇物取締法のように毒物劇物営業者が事業開始前に登録する制度となっておらず、行政が全ての家庭用品営業者を把握することができないため、当該物質について適正な取扱いをできない者が取り扱うおそれがある。 また、当該物質そのものや家庭用品以外で当該物質を含むものについては、何の対策もとることができない。 そのため、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、当該物質による事故や健康被害の発生の可能性は高くなると考えられる。 ② 特段の便益は発生しないと考えられる。 | |
| (毒物劇物営業者及び業務上取扱者への便益) | ① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する国民の信頼が高くなる。 ② 規制遵守に係る負担が減少するため、当該劇物を取り扱う事業に参入しやすくなる。 | — | |
| (家庭用品営業者への便益) | — | ① 家庭用品営業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、家庭用品営業者に対する国民の信頼が高くなる。 ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性が高くなると考えられるので、国民の信頼という点では劣る。 ② 規制遵守に係る負担が減少するため、当該物質を取り扱う事業に参入しやすくなる。 | |
| (社会への便益) | ① 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。 また、毒物等による事故が発生した場合でも、毒物劇物営業者や業務上取扱者により、保健所等への速やかな届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置が講じられ、健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。 | ① 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品営業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながる。 ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性が高くなると考えられるので、便益は小さ | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>これらにより保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながることになる。</p> <p>② 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> | <p>くなくと考えられる。</p> <p>② 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p> | <p>① 代替案において家庭用品法に基づく有害物質に定めることについては、家庭用品営業者に家庭用品における有害物質の含有量の基準の遵守など負担を増加させるとともに、立入検査等を行う行政機関にも費用負担を増加させるが、規制案と比較するとその費用負担は小さいと考えられる。</p> <p>しかしながら、代替案では、当該物質そのものや家庭用品以外で当該物質を含むものについては、何の対策をとることもできず、また、毒物及び劇物取締法のように毒物劇物営業者が事業開始前に登録する制度となっておらず、行政が全ての家庭用品営業者を把握することができないため、当該物質の適正な取扱いをできない者が取り扱うおそれが生じる。</p> <p>そのため、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、当該物質による事故や健康被害の発生の可能性は高くなる。国民の健康被害の発生を防止し、社会全体の保健衛生を向上させることにより安全で安心して暮らせる社会を実現させるという国民及び社会全体の便益の差を考慮し、毒物及び劇物取締法に基づき毒物等として指定することが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p> <p>② 代替案において劇物の指定を解除する一方で、家庭用品法に基づく有害物質に定めることについては、劇物の指定の解除のみを行う場合に比べ、便益については大きな差はないと考えられるが、家庭用品営業者及び行政機関に対する費用負担については大きくなる。</p> <p>この費用負担の差は、家庭用品法に基づく規制によって生じるものであるが、当該物質は、科学的知見等に基づき、現実的な危害のおそれがなく安全であると確認されており、家庭用品法に基づく規制は不必要と考えられる。</p> <p>よって、劇物の指定の解除のみを行うことが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p> | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するために政令を改正することとした。</p> | | |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| 政策の名称 | 精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>保健福祉系大学においては、精神保健福祉士試験の受験要件となる指定科目の受講について、当該指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については、保健福祉系大学等の裁量に委ねられているところである。</p> <p>今般、精神保健福祉士の資質の確保及び向上を図るため、指定科目のうち実習・演習、厚生労働省令・文部科学省令(以下「省令」という。)において、時間数、教員の要件、実習施設などの基準を設けることとする。</p> | |
| | <p>法令の名称・関連条項と その内容</p> | 精神保健福祉士法 第7条 |
| 想定される代替案 | 教育内容、実習等の時間数などの基準について、省令上は何らの規定を設けずに、マニュアルにおいて規定することとする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 保健福祉系大学の経営者は、省令で定められた内容に基づき、教員や実習施設等の確保に係る費用が発生する可能性がある。 | 保健福祉系大学の経営者は、マニュアルの規定に基づき教員する場合には、これらに係る費用が生じる可能性がある。 |
| (行政費用) | 国において、省令の内容を定めるために、有識者等の意見を求めたり検討会を行う等の手続に関する費用が発生する。 | マニュアルを作成するための費用が生じる。 |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| (精神障害者への便益) | 保健福祉系大学においては、省令で規定されている一定の基準を満たした実習・演習に関する教育内容が制度的に担保されるようになるため、精神保健福祉士の資質の確保が図られ、質の高い支援を安定的に受けられるようになる。 | 実習・演習に関する法的根拠のない保健福祉系大学の教育を経て精神保健福祉士となった者から受ける支援については、その支援内容に濃淡が生じる可能性がある。 |
| (保健福祉系大学の学生への便益) | 実習・演習等について一定の基準を満たした教育を受けることが可能となり、知識・技能の向上が図られる。 | 大学がマニュアルを遵守する義務は課せられていないため、大学ごとに知識や技能の修得の程度に差が生じる可能性があり、確実な資質の確保を図ることは困難となる。 |
| (保健福祉系大学の経営者への便益) | 保健福祉系大学の経営者は、省令に基づき現在よりも質の高い精神保健福祉士を養成することになるため、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が高まる。 | 保健福祉系大学が、大学独自の方針で、マニュアルに規定されている基準の設定の可否を判断するため、基準を設定しない場合は、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が十分に高まらない可能性がある。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等) | 行政費用の面では、代替案の方が規制の新設よりも有効であるが、便益の面では、規制の新設と比べて、全ての者にとって便益が下がる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方がより適切な手段であると考えられる。 | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出した。 | |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 精神保健指定医の職務の在り方の見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 法令の名称・関連条項と その内容 | 指定医は、都道府県知事から求めがあった場合には、業務に支障がない限り、公務員としての職務を行うこととする。 精神保健福祉法第19条の4第1項、第2項 |
| 想定される代替案 | 指定医は、都道府県知事から求めがあった場合には、業務に支障がない限り、公務員としての職務を行うよう努める旨の規定をガイドラインにおいて定めるものとする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 遵守費用は発生しないものと考えられる。 | 遵守費用は発生しないものと考えられる。 |
| (行政費用) | 新たな行政費用が発生することはない。 | ガイドラインを作成する業務が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| (精神障害者への便益) | 指定医が確保されることにより、措置診察等が必要になった際に、確実に医療を受けられるようになる。 | ガイドライン上で協力要請することにより、公務員としての職務を行う指定医はある程度確保されるが、義務規定ではないため、確実に指定医による医療の提供が担保されるとは言い難い。 |
| (指定医の便益) | 指定医全てに明確に義務が課されることにより、特定の指定医が公務員としての職務を行うというような偏りが解消される。 | ガイドライン上で協力要請することにより、特定の医師が公務員としての職務を行うという偏りは一定程度改善されるが、義務規定ではないため、その効果は確実とは言い難い。 |
| (都道府県の便益) | 指定医への協力依頼が明示されることにより、協力要請の際の担保となり、措置の実施等を円滑に行うことができるようになる。 | 指定医への協力要請の根拠がガイドライン上に設けられるが、指定医は必ずしも当該要請に従う必要がないため、協力要請の実行力は一定程度に止まる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 規制の新設と代替案を比較すると、行政費用の面では両者に差がないものの、便益の面では、規制の新設の方が法的に公務員の職務を明確化するため、全ての者にとって便益が上がる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方がより適切な手段であると考えられる。 | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出した。 | |

| | | |
|----------------------|---|--|
| 政策の名称 | 障害福祉サービスの適切な利用に関する手続の見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連) | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 様々な障害福祉サービスを組み合わせる利用することや、障害者等にとって必要な障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者及び障害児の保護者が支給決定を受ける場合には、指定特定相談支援事業者の作成したサービス利用計画案の提出を求めることとする。 | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法第22条等 ・児童福祉法第24条の3等 |
| 想定される代替案 | サービス利用計画案の作成について、常に障害者等が自身で作成することとし、市町村や指定特定相談支援事業者は作成に関与しないこととする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 障害者又は障害児の保護者は、原則として、支給決定の申請の際、サービス利用計画案を他の必要書類とあわせて提出することになるが、実際にサービス利用計画案を作成するのは、市町村又は市町村の委託を受けた指定特定相談支援事業者であるため、利用者に対して過度な負担を求めるものではない。 | 障害者等は、自身で作成したサービス利用計画案を、支給決定の申請の際に提出するという負担が生じるが、現行においても、支給決定を受ける際には、所得の状況を証明する書類等、様々な書類の提出が義務づけられているため、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。 ただし、計画を作成するために必要な情報等の収集については、負担となる可能性がある。 |
| (行政費用) | サービス利用計画案に係る給付費を負担する必要が生じる一方で、事前に事業者による当該障害者の個々の状況に応じた支援計画が示されることから、支給決定に係る行政の負担は減るものと考えられる。 | 市町村は、支給決定の際に障害者等の作成した計画案を参考として支給決定を行う手続が必要となるが、現行においても、支給決定を行う際には、所得の状況や障害の程度区分等を勘案することとしており、勘案事項が一つ増えるという観点からは、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。 |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| (国民、障害福祉サービス利用者への便益) | サービス利用の手続として、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービスを組み合わせる支援していくべきかを含むサービス利用計画案を参考として、市町村が支給決定を行うことによりサービスの利用者がより適切かつ効果的な障害福祉サービスを利用することが可能となる。 また、適切かつ効果的なサービスの利用により、障害者の地域における自立及び社会参加が促進され、活力ある地域社会の実現につながる。 | 地域にどのような資源があり、どのようなサービスが利用できるか等の情報を障害者自身で収集しなければならず、また、障害の程度や状態について、より専門的な判断が必要な方についても障害者等の判断に基づき計画を作成した場合、適切な障害福祉サービスが提供されない恐れがある。 |
| (指定障害福祉サービス事業者への便益) | サービス利用計画案の作成が支給決定につながることで、当該支援に係る給付費が支給されることから、指定特定相談支援事業者の安定的な経営に資するとともに、質の高いサービス提供を通じて利用者からの信頼の確保につながる。 | 事業の安定的な経営が困難となり、事業者の提供するサービスの質が低下することから、利用者の信頼を得られない。 |

| | |
|--|--|
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p> | <p>代替案においては、障害者等に新たな負担が生じる可能性があり、障害者等に必要な障害福祉サービス事業が適切に提供されない恐れが生じるため、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えます。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出した。</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| 政策の名称 | 障害福祉サービス事業の運営適正化に関する指定障害福祉サービス事業者に対する規制の見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関係) | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>① 障害者自立支援法の相談支援事業について、障害者の地域移行を進める観点から、地域移行に関する相談とサービス利用のための計画を作成する事業に再編することとしている。また、児童福祉法の障害児支援について、障害者自立支援法の児童デイサービスと施設に通所してサービスを受ける支援を障害児通所支援として再編するとともに、障害児及びその保護者に対する相談等を行う障害児相談支援を創設することとしている。</p> <p>これらの事業を行う者に対して、障害者及び障害児に対するサービスを適切に提供する観点及び現行事業者に対する規制とのバランス等の観点から、現行の障害者自立支援法及び児童福祉法により義務付けられている立入検査、勧告・命令、指定の取消し等の規制について、既存の事業者と同様の規制を設ける。</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監督体制等を充実させるため、以下の内容の規制を整備する。</p> <p>i 業務管理体制の整備の義務付け及び指導・監督権の創設 公益性の高い指定障害福祉サービス事業者等のより高い水準の法令遵守と事業運営の透明性の確保のため、事業者等に対して、業務管理体制の整備を義務付ける。また、国、都道府県及び市町村に対して、新たに、事業者等の本部等への立入調査権等を創設する。さらに、事業者等の業務管理体制に問題がある場合に、国等が是正勧告・是正命令を行うことができる権限を創設する。</p> <p>ii 不正事業者による処分逃れ対策 事業廃止届の提出について、事後届出制から事前届出制に改める。また、同一法人グループ内に指定取消を受けた事業者等がある場合及び監査中に正当な理由なく事業廃止届を提出した場合について、指定・更新時の欠格事由に追加する。</p> <p>iii 指定・更新の欠格事由の見直し ある事業所の指定取消が行われた場合に、同一事業者等が展開する他の事業所の指定・更新を一律に認めない仕組みを改め、不正行為への組織的関与がない場合等は指定・更新ができる仕組みとする。</p> <p>iv 事業者等に対するサービス確保の義務付け 事業廃止等の際も指定障害福祉サービス事業者等によるサービスを必要とする障害者及び障害児が適切なサービスを継続して受けることができるよう、事業者に対して、事業廃止時における利用者のサービス確保対策を義務付ける。</p> | |
| 法令の名称・関連条項と その内容 | <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 48 条、第 49 条第 50 条 等 ・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 15、第 24 条の 16、24 条の 17 等 <p>②について 新設のため現行法上はない。</p> | |
| 想定される代替案 | 新たに再編、創設する事業を行う者に対しての規制や、業務管理体制について、都道府県が立入検査、指導監査等を行い、国は関与しないこととする。 | |
| 規制の費用 (遵守費用) | <p>費用の要素</p> <p>① 既存の指定障害福祉サービス事業者等に対して設けられている規制を、新たに再編、創設する事業者にも課すものであること</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものであること</p> <p>などから、この面の負担の増加は小さい。</p> <p>ただし、業務管理体制の整備状況につい</p> | <p>代替案</p> <p>① 既存の指定障害福祉サービス事業者等に対して設けられている規制を、新たに再編、創設する事業者にも課すものであること</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものであること</p> <p>などから、この面の負担の増加は小さい。</p> <p>ただし、業務管理体制の整備状況に</p> |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| | て都道府県等への届出に係る負担は増加する。 | ついて都道府県等への届出に係る負担は増加する。 また、二以上の都道府県域に展開する事業者への立入検査等の規制や、業務管理体制の整備に関する指導監督については、当該各都道府県によって実施されるため、最大47都道府県が実施することも考えられ、立入検査を多数回受けるなど事業者の負担が相当程度増加する。 |
| (行政費用) | ① 今般、新たに再編、創設する事業者に対しても立入検査等を行うこととなるが、現在においても、既存の事業者に立入検査等を行っていること ② 新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであること などから、若干の負担の増加と考えられる。 | ① 今般、新たに再編、創設する事業者に対して立入検査等を行うこととなるが、現在においても、既存の事業者に立入検査等を行っているものであること ② 新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであること などから、若干の負担の増加と考えられる。 ただし、二以上の都道府県域に展開する事業者の立入検査等の規制や、業務管理体制の整備に関する指導監督については、都道府県の指導監督権が重複するため、マクロで見た行政コストが増大する。 |
| (その他の社会的費用) | 指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的費用に係る負担も減少する。 | 指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的費用に係る負担も減少する。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| (国民、サービスの利用者への便益) | 指定障害福祉サービス事業者等の事業運営の適正化がなされ、サービスの利用者は、安心して質の高いサービスを安定的かつ継続的に受けることが可能となる。 | 指定障害福祉サービス事業者等の事業運営の適正化がなされ、サービスの利用者は、安心して質の高いサービスを安定的かつ継続的に受けることが可能となる。 |
| (指定障害福祉サービス事業者等への便益) | 新たに再編、創設する事業者に対して、既存の事業者と同様の規制を設けることや、指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令を遵守する等の義務付けがなされることにより、法令に違反する事案が減少する等、指定障害福祉サービス事業者等に対する国民の信頼が高まる。 | 新たに再編、創設する事業者に対して、既存の事業者と同様の規制を設けることや、指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令を遵守する等の義務付けがなされることにより、法令に違反する事案が減少する等、指定障害福祉サービス事業者等に対する国民の信頼が高まる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 代替案においては、新たに再編、創設する事業を行う者に対しての立入検査等の規制や、業務管理体制の指導監督の主体が異なるだけであるため、便益については変わらないが、費用については、事業者の給付費に関する調査に係る遵守費用や、業務管理体制の整備に係る遵守費用が、立入検査を多数回受けることとなるため相当程度増大し、また、勧告・命令や、指導監督権の重複という行政コストの無駄が生じることから、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えられる。 | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出した。 | |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| 政策の名称 | 基幹相談支援センターの規定の整備(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連) | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に守秘義務を課すこととし、当該義務を違反した場合の刑罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を規定する。 | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | ・障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第20条第4項 |
| 想定される代替案 | 基幹相談支援センターの職員等に対して、職務遂行の過程で知り得た秘密等については、ガイドラインより、秘密を漏らさないよう努めなければならない旨を規定する。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | |
| | (遵守費用) | 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。 |
| | (行政費用) | 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。 |
| | (その他の社会的費用) | 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。 |
| | | 代替案 |
| (遵守費用) | | 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。 |
| (行政費用) | | ガイドラインを作成する業務が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | | 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | |
| | (基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益) | 利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができる。また、利用者のプライバシーの保護が十分に図られる。 |
| | (基幹相談支援センターへの便益) | 利用者からの信頼が高まる。 |
| | | 代替案 |
| (基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益) | | センターの職員等に守秘義務を課すことによって、利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができるが、ガイドラインによる守秘義務に止まるため、実効性の確保が困難となるおそれがある。また、利用者のプライバシー保護は一定程度資するに止まると考えられる。 |
| (基幹相談支援センターへの便益) | | ガイドラインにより守秘義務規定を設けることにより、利用者からの信頼がある程度高まるものの、法的な位置付けが設けられていないため、実効性の確保が困難となるおそれがある。 |
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | 代替案は、基幹相談支援センターの負担は増加しないが、守秘義務違反に対する抑止力が存在しないため、その実効性を担保することが困難となる。また、ガイドラインの作成という行政費用が生じることになる。 したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方が、より適切な手段であると考ええる。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、本規制を導入するための改正法律案を国会提出した。 | |

表 12 - 4 - 実績評価方式により事後評価した政策

※ 反映状況分類欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

| |
|--|
| <p>[反映状況分類]</p> <p>評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況を以下のとおり分類した。</p> <p>① 施策目標の終了・廃止を検討</p> <p>② 施策目標を継続(施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討)</p> <p>③ 施策目標を継続(見直しを行わず引き続き実施)</p> <p>④ 施策目標を継続(施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討)</p> <p>[機構・定員要求への反映]</p> <p>評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。</p> |
|--|

| | |
|-------------------------------|---|
| 施策名 | 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること |
| 施策の概要 | 国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。 |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で生活の質の向上を実現するため、特に、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病)に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。</p> <p>さらに、産科・小児科、へき地等における医師不足の問題等多くの問題が指摘されているが、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。))に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。</p> <p>また、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査する必要がある。</p> <p>さらに、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立することが重要であることから、患者・国民のニーズに合った医療関連サービスを提供する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>各種国庫補助等により病床不足率の減少、へき地医療拠点病院等や救命救急センター等の数の増加等が図られているところである。今後、医療計画制度を通じた医療機能の分化・連携が推進されることにより、より良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。</p> <p>※ 医療計画制度:各都道府県が定める、医療提供体制の確保を図るための計画</p> <p>(効率性)</p> <p>医療計画制度の中で都道府県ががんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより医療機能の分化・連携を推進することとしているが、この過程において各種国庫補助等を行うことにより都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>医療計画制度を通じ日常医療圏の中で必要な医療を提供する体制の整備が図られるよう取組を進めている。</p> <p>がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院や救命救急センター等の数が増加しているなど、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。</p> <p>さらに、医療法に基づく立入検査により医療の安全が確保されるとともに、民間事業者のサービスの活用により良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備が進められている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <p>「安心と希望の医療確保ビジョン(平成 20 年6月)」等に沿って、予算の新規要求拡充要求等を要求中。</p> |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率(単位:%) (-) | - | - | - | - | - |
| 2 病院への立入検査における指摘に対する遵守率(単位:%) (-) | 96.7 | 96.7 | 97.0 | 97.2 | 集計中 |
| 3 医療関連サービス事業の事業者数(単位:数) (-) | 5,759 | 5,911 | 6,072 | 6,230 | 6,396 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1については、各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画を踏まえて評価するため、平成19年度は評価不能。 ・ 指標2について、医政局指導課が各都道府県等から報告を受けて集計したもの。平成19年度の数値については、現在集計中であり、平成20年12月に公表予定。 ・ 指標3については、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。(医療関連サービス事業の事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計。) | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算額
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。
 ※ 「安心と希望の医療確保ビジョン(平成20年6月)」等に沿って、予算の新規事業や拡充事業等を平成21年度予算に計上した。
 さらに、救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援のための事業等を新規施策として予算に計上することとした。
 (平成21年度予算額:51,070百万円[平成20年度予算:34,459百万円])
 (新規)
 ・ 休日夜間に救急患者を受け入れる医療機関の勤務医確保事業
 (平成21年度予算額:2,045百万円)
 ・ 産科医等育成・確保支援事業
 (平成21年度予算額:2,835百万円)
 ・ へき地診療所等医師確保支援事業
 (平成21年度予算額:136百万円)
 ・ 医師派遣等推進事業
 (平成21年度予算額:4,164百万円)

反映状況分類 | ④ | 機構・定員要求への反映 | ー

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------------------------|------------|---|
| 第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説 | 平成20年1月18日 | 「今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。」 「ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。」 |

| 施策名 | 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|--|---------|--|---------|--|------------------------------|--|------------------|--|--------------------|--|--|--|--|--|---------|-----------------|---------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|--|-----------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 施策の概要 | 国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の指定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>これまでに「医師の需給に関する検討会」や「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」等により推計された医療従事者の需要と供給の見通しでは、現在医療従事者は充足している状況にはなく、今後医療従事者の需要が増加することが示されている。</p> <p>とりわけ医師数については、現状では総数が不足しているという認識の下で対策を行う必要がある。厚生労働省において本年6月においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医師の需給につき、医師不足の現状にかんがみ、総体として医師養成数の増加及び医師養成環境の整備をはかることとしているが、今後とも着実な実施に努めていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>医療従事者の確保を図るために、新たな医療従事者の養成を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>医療従事者の確保の観点から、すでに免許を有しているが就業していない者の復職の支援を行うために、女性医師及び看護職員について再就業の支援を行う施策が実施されており、施策目標の達成に関して効果的な取組であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>医療従事者は毎年着実に増加しているが、今後も適正に医療が供給できるよう医療従事者を確保していく施策を実施していく必要があると考えられる。また、産婦人科、小児科などの診療科を中心に、多くの地域で医師不足問題が深刻になっており、地域に必要な医師を確保することは喫緊の課題である。平成19年度には、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策」や本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、各般の幅広い施策を実施していく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <p>現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。</p> <p>平成19年度事業においては、都道府県の予算の関係もあり、都道府県の取組は進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医師確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="480 1400 1289 2089"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 就業医師数(単位:人)()</td> <td></td> <td>256,668</td> <td></td> <td>263,540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上)</td> <td></td> <td>42,040 【108%】</td> <td></td> <td>45,222 【107.6%】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>84 】</td> <td>207 【246.4%】</td> </tr> <tr> <td>4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上)</td> <td>772,407 【104%】</td> <td>797,233 【103.2%】</td> <td>822,913 【103.2%】</td> <td>848,185 【103.1%】</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上)</td> <td>18,945 【99%】</td> <td>16,830 【88.8%】</td> <td>16,107 【95.7%】</td> <td>16,227 【100.7%】</td> <td>16,071 【99.0%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月)では、2004年「医師不足量」を9000人としている。 ・ 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・ 指標3は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 ・ 指標4及び5は、医政局看護課調べによるもの。平成19年度の数値は現在集計中である。 ・ 指標5には助産師確保総合対策事業が含まれており、また再就職した看護職員数は都道府県のナースセンターからの実績報告書を集計したもの。 <p>【参考】厚生労働省 ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html</p> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 就業医師数(単位:人)() | | 256,668 | | 263,540 | | 2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上) | | 42,040 【108%】 | | 45,222 【107.6%】 | | 3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上) | | | | 84 】 | 207 【246.4%】 | 4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上) | 772,407 【104%】 | 797,233 【103.2%】 | 822,913 【103.2%】 | 848,185 【103.1%】 | 集計中 | 5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上) | 18,945 【99%】 | 16,830 【88.8%】 | 16,107 【95.7%】 | 16,227 【100.7%】 | 16,071 【99.0%】 |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 就業医師数(単位:人)() | | 256,668 | | 263,540 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上) | | 42,040 【108%】 | | 45,222 【107.6%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上) | | | | 84 】 | 207 【246.4%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上) | 772,407 【104%】 | 797,233 【103.2%】 | 822,913 【103.2%】 | 848,185 【103.1%】 | 集計中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上) | 18,945 【99%】 | 16,830 【88.8%】 | 16,107 【95.7%】 | 16,227 【100.7%】 | 16,071 【99.0%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------------|---|------------------|---|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。 現在、平成 19 年5月に取りまとめられた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成 19 年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成 20 年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成 21 年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。 (平成 21 年度予算額:6,540 百万円(平成 20 年度予算 6,504 百万円))</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等 重要政策（主な もの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | 5つの安心プラン (政府発表) | 平成 20 年 7 月 29 日 | 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----|-----|------|---------|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|---------------------------------|--|--|--|------|------|--|--|--|--|--|-----|---------|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>医療従事者の資質の向上を図ること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等医療従事者としての資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、各種医療従事者に対する各種研修会等を実施している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 以前の臨床研修では研修科目が不明確であり専門医志向のストレートな研修が中心となっていたことに加え、研修生の身分が不安定という問題点があった。そこで安心・信頼してかけられる医療を確保する観点から、医療従事者の資質の向上は重要であり、医師及び歯科医師について医師免許取得後の臨床研修を必修化した。臨床研修では基本的な診療能力を修得し、医師及び歯科医師としての資質の向上を図っており、毎年およそ7,500名の医師及びおよそ2,300名の歯科医師が臨床研修を新たに受けている。看護師をはじめとする医療従事者についても、卒後も様々な研修の機会等を通じ、資質の向上が行われており、職能団体等においても認定看護師・専門看護師研修及び認定等の取組をはじめ、資質の向上に向けた各般の取組が行われている。</p> <p>(有効性) 診療に従事しようとする医師を対象に、幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることを目指すプログラムによる臨床研修が着実に実施されており、施策目標の達成に向け有効性が高いものと考えられる。</p> <p>(効率性) 臨床研修については、診療に従事しようとする医師を対象として、基本的な診療能力の修得を目的として必修化されたものであり、必修化に当たり基本的な考えとしている医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケア(初期診療)の基本的な診療能力を修得するためにアルバイトせずに研修に専念できる環境が整備された全国の厚生労働省大臣指定の臨床研修指定病院において当該研修を実施しており、施策目標の達成に関し、効率的な取組であると考えられる。</p> <p>(総合的な評価) 臨床研修においては、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることが目指されており、国としても臨床研修の指導体制の充実のための支援等を行っているところであり、多くの研修医が臨床研修の到達目標が達成できたと自己評価しているところである。</p> <p>臨床研修のほか医療従事者に対する各種研修の着実な実施や、行政処分を受けた医師・歯科医師・看護師・薬剤師に対して再教育研修を義務付けるなどの取組も行っているところであり、医療従事者の資質の向上について着実に取り組まれていると考えられる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由) 臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。臨床研修をはじめ医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。</p> <p>平成19年度事業については、各病院プログラムの関係上、研修医がへき地での研修を行う機会が予定を下回った点において施策の取り組みが進んでいなかった。平成20年現在、各地の地方厚生局が臨床研修病院に対する指導を行うなど施策を着実に実施している最中である。平成21年度予算においては、本年6月に厚生労働省において取りまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討中である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1563 1358 1861"> <tr> <td colspan="6"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64.4</td> <td>62.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【 】</td> <td>【97.2%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。 </td> </tr> </table> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度) | | | | 64.4 | 62.6 | | | | | | 【 】 | 【97.2%】 | (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。 | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度) | | | | 64.4 | 62.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 【 】 | 【97.2%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。 臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。臨床研修をはじめ医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。</p> <p>平成19年度事業については、各病院プログラムの関係上、研修医がへき地での研修を行う機会が予定を下回った点において施策の取り組みが進んでいなかった。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|-----|-------------|
| | <p>平成 20 年現在、各地の地方厚生局が臨床研修病院に対する指導を行うなど施策を着実に実施している最中である。平成 21 年度予算においては、本年6月に厚生労働省において取りまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討中である。 (平成 21 年度予算額:20,111 百万円(平成 20 年度予算 19,782 百万円))</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | | | |

| 施策名 | 医療情報化インフラの普及を推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------------------------|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|---|------|---|---|---------------|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>オーダーリングシステム等の医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効である。</p> <p>(効率性)</p> <p>医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保など、それらの課題解決に資する施策に取り組んでいるところである。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>医療分野のIT化については、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化など各種標準化等の施策により推進を図っている。今後も引き続きそれらに取り組むこととしているが、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系(医療機関自らが評価の際に用いる指標)を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討(理由)</p> <p>施策目標に係る指標自体については現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダーリングシステムの普及率(一般病院400床以上)では平成17年10月時点で72.9%(平成14年10月時点では56.9%)と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思慮される。今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、より充実した取組を進めることとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1435 1305 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">・指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">参考指標</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>オーダーリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>72.9</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">・参考指標1は医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による(平成14年度は56.9%)。次回調査は平成20年度予定。</td> </tr> </tbody> </table> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | 1 | 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで) | - | - | - | - | - | (調査名・資料出所、備考) | | | | | | | ・指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。 | | | | | | | 参考指標 | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | オーダーリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%) | - | - | 72.9 | - | - | (調査名・資料出所、備考) | | | | | | | ・参考指標1は医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による(平成14年度は56.9%)。次回調査は平成20年度予定。 | | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで) | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考指標 | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | オーダーリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%) | - | - | 72.9 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・参考指標1は医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による(平成14年度は56.9%)。次回調査は平成20年度予定。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映 | <p>○ 予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。</p> <p>※ 施策目標に係る指標自体については現下数値を取ることができないものの、参考指標としてい</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|---------|-------------|
| 状況 | <p>るオーダリングシステムの普及率（一般病床400床以上）では平成17年10月時点で72.9%（平成14年10月時点では56.9%）と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思慮される。今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、より充実した取組を進めることとしている。</p> <p>（平成21年度予算額：666百万円〔平成20年度予算額：631百万円〕）</p> | | |
| | 反映状況分類 | ④ | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | I T新改革戦略（I T戦略本部） | 平成18年1月 | |
| | 重点計画2007（I T戦略本部） | 平成19年7月 | |

| | |
|-------------------------------|---|
| 施策名 | 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること |
| 施策の概要 | <p>医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。</p> |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>わが国におけるこれまでの医療安全対策は、平成14年4月に医療安全対策検討会議において、今後の医療安全対策の基本的方向性等について取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月に出された「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきた。</p> <p>しかしながら、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために一層の取組が求められ、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となった。</p> <p>このため医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも「医療の質の向上」という観点を一層重視し、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について提言した「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられた。</p> <p>以降この報告書に基づき、各般の施策を実施するとともに、平成18年の医療法改正においては、中立的な立場で患者・家族等と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する医療安全支援センターの制度化や医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、すべての医療機関に対して医療安全の確保の義務付けなど、その充実強化を図ってきたところである。</p> <p>近年、医療紛争が増加の傾向にあるが、医療紛争はその解決に長時間を要することから、患者遺族、医療機関の双方に大きな負担となっている。</p> <p>また、医師が異状死を警察へ届けなかったことを理由に医師法第21条違反で逮捕される事件が発生し、届出の在り方の見直しが医療関係者から求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、医療事故死等の原因を究明するための調査を適確に行わせるため、公正かつ中立な第三者機関(医療安全調査委員会)を設け、医療事故の防止を図り、もって医療の安全の確保に資する必要がある。また、このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復にもつながるとともに、医師等が萎縮することなく医療を行える環境整備に資するものと考えられるため、現在、早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>さらに、分娩時の医療事故では、過失の判断の有無が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると考えられることから、産科医療における無過失補償制度について、平成18年11月に与党において枠組みが取りまとめられた。この枠組みを踏まえた産科医療補償制度の早期実現についても、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)においては、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」の3本柱を重点事項として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージと、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策が掲げられており、この報告書に基づき、各般の施策を総合的に講じることが、施策目標の達成に向けた効率的な取組であると考えられる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>医療の安全の確保の観点から、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、各般の施策の総合的な取組を推進してきているところであり、大きくは平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に安全管理体制が義務付けられ、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、医療従事者の医療安全に関する意識の向上や医療機関としての組織的な取組が図られていると評価することができる。</p> <p>医療の安全と両輪をなすべき医療の質の向上を実現していくためには、医療機関、医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の医療への主体的参加を促進することが重要であり、その啓発活動の一環として開催している医療安全に関するワークショップやシンポジウムにおいては、指標1のとおり参加者も増加傾向にあり、患者、国民が医療の安全に関しての関心が高まってきていると考えられる。また、地域の患者、住民からの医療に関する相談への対応など、患者等の医療への参加を総合的に支援する医療安全支援センターの設置について、平成18年の医療法改正における制度化を契機に各都道府県等において、着実に進められ、大幅に増加してきている(個別目標3「参考指標」参照)ことから、患者、国民の医療への主体的参加の促進につながっているものと評価することができる。</p> <p>さらに、医療の安全性を向上させていくためには、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組</p> |

みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を精力的に行っており、また、産科医療補償制度についても、着実に取組が進められ、平成 21 年 1 月より運用が開始される予定であることから、新しい仕組みの構築に向けて、着実に進展していると評価することができる。

以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 機構・定員要求を検討

(理由)

平成 20 年度予算については、医師確保対策として、「緊急医師確保対策について」(平成 19 年 5 月 31 日政府・与党)において、産科補償制度の早期実現、診療行為に係る死因究明制度の構築(医療事故調査会)など、医療リスクに対する支援体制を整備することが盛り込まれ、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)においては、「緊急医師確保対策について」に基づき、医療リスクに対する支援体制の整備など、医師確保のための緊急対策に取り組むこととされたことも踏まえ、医療リスクに対する支援体制の整備の一環として、産科医療補償制度創設後における一定の支援、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな仕組みの構築に向けて、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等を行った。

また、平成 20 年度組織・定員については、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制の強化として、増員を図ったところである。平成 21 年度概算要求については、医療リスクにかかる支援体制の整備の一環として、新たに医療紛争の早期解決に向けた取組として、裁判外紛争解決(ADR)制度の活用を推進を図るとともに、引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等や産科医療補償制度の運営組織に対し支援するための予算を要求する予定である。

また、平成 21 年度組織・定員要求については、平成 20 年度に引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制を強化して、増員を要求する予定である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準) | | | | | |
|---|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 医療安全に関するワークショップの参加人数(単位:人) (前年度以上 / 毎年度) | 3,131 【79.0%】 | 3,413 【109.0%】 | 4,024 【117.9%】 | 3,691 【91.7%】 | 5,179 【140.2%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。 | | | | | |
| 参考指標 | | | | | |
| | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 医療安全対策加算届出医療機関数 (単位:施設数) | - | - | - | 1,080 | 1,409 |
| 2 医療安全対策加算届出医療機関の 病床数(単位:床) | - | - | - | 423,249 | 505,528 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 ~ 2 は、保険局医療課の調べによる。なお、医療安全対策加算は、平成 18 年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うものである。 | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算額
 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。
 ※ 平成 21 年度概算要求については、医療リスクにかかる支援体制の整備の一環として、新たに医療紛争の早期解決に向けた取組として、裁判外紛争解決(ADR)制度の活用を推進を図るとともに、引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等や産科医療補償制度の運営組織に対し支援するための予算を計上した。
 (平成 21 年度予算額:609 百万円[平成 20 年度予算額:427 百万円])
- 機構・定員
 ※ 平成 21 年度の組織・定員要求については、平成 20 年度に引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制を強化して、増員を要求した。
 評価結果を踏まえ、増員した(増員:4 名)

反映状況分類 | ④ | 機構・定員要求への反映 | ○

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|------------------|------------------|--------------------|
| 経済財政改革の基本方針 2008 | 平成 20 年 6 月 27 日 | 難病対策(や肝炎対策)を一層推進する |

| | |
|-------------------------------|---|
| 施策名 | 感染症の発生・まん延の防止を図ること |
| 施策の概要 | <p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p> |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。</p> <p>このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。</p> <p>感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。</p> <p>病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の省令施行後の許可申請及び所持の届出に対応するため、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。</p> <p>予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者(保護者)の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。</p> <p>また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、いまだ国内最大の感染症として国民全体の健康課題となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。</p> <p>病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。</p> <p>また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。</p> <p>肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備を進めることで、肝炎患者の早期発見・早期治療を行うことが可能となる。</p> <p>(効率性)</p> <p>結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。</p> <p>病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。</p> <p>また、予防接種率の向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。</p> <p>肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備等の肝炎対策の推進は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>結核の罹患者率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患者を減少できるものと考えることができ、評価できる。</p> <p>病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。</p> <p>感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。</p> <p>また、肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、検査体制のさらなる充実が必要である。特に平成20年1月からは、肝炎ウイルス検査をより一層推進するため、これまでの保健所での無料検査に加えて、都道府県等が委託した医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行った。また、平成20年度からは、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度の創設や研究の推進等を柱とする新しい肝炎総合対策を開始したところであり、今後とも、肝炎対策のより一層の推進が求められる。</p> |

近年、その発生が危惧されている新型インフルエンザに対応するため、感染症法及び検疫法を改正(平成20年5月2日公布、5月12日施行)し、その対策を進めているところである。

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

(理由)

感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度) | 24.8 | 23.3 | 22.2 | 20.6 | 集計中 |
| 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度) | - | - | - | - | 100.0 【111.1%】 |
| 3 予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度) | | | | | |
| ポリオ | 98.4 | 94.6 | 95.4 | 集計中 | 集計中 |
| 麻疹 | 102.4 | 93.7 | 97.8 | 集計中 | 集計中 |
| 風疹 | 100.3 | 98.1 | 143.6 | 集計中 | 集計中 |
| 4 保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | 4,940 【117.0%】 | 11,773 【238.3%】 | 7,041 【59.8%】 | 36,480 【518.1%】 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、「結核の統計2007」(財)結核予防会調べによるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月に確定値等公表予定である。 指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度分は、平成20年9月公表予定であり、平成19年度分は平成21年9月公表予定である。 予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。 指標4は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。 | | | | | |

○ 予算額

評価結果を踏まえ、更なる感染症対策の充実や予防接種の推進等により、感染症の発生の予防・まん延を防止を図るため、必要な予算の確保に努めることとした。

※ 感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。

(継続)

- 結核対策特別促進事業
(平成21年度予算額:403百万円[平成20年度予算額:442百万円])
- 普及啓発事業費(予防接種健康被害者保健福祉相談事業)
(平成21年度予算額:75百万円[平成20年度予算額:86百万円])
- 感染症指定医療機関の施設整備費
(平成21年度予算額:735百万円[平成20年度予算額:1,700百万円])
- 肝炎対策事業
(平成21年度予算額:880百万円[平成20年度予算額:775百万円])
- 特定感染症検査等事業
(平成21年度予算額:1,722百万円[平成20年度予算額:1,745百万円])

反映状況分類

機構・定員要求への反映

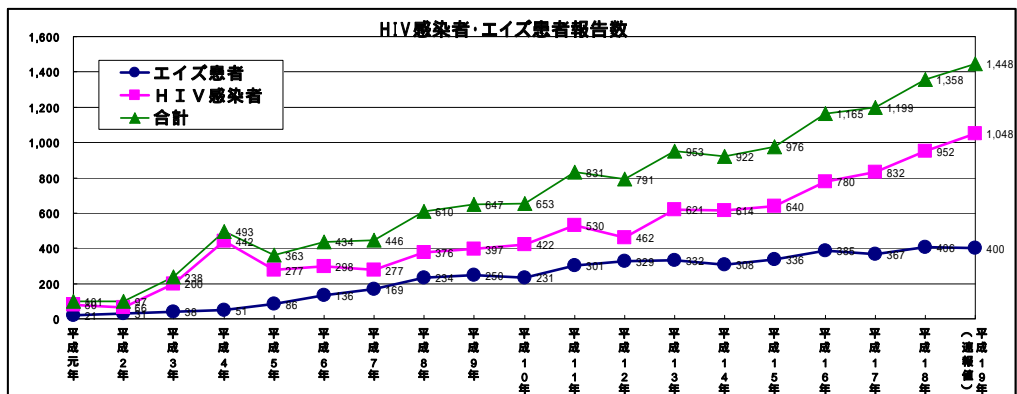
政策評価の結果の政策への反映状況

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------------------------|------------|---|
| 第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説 | 平成20年1月18日 | 「医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。」 |
| 経済財政改革の基本方針2008 | 平成20年6月27日 | <ul style="list-style-type: none"> 「(難病対策や)肝炎対策を一層推進する。」 「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」 |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること |
| 施策の概要 | <p>健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、希少性があり、原因不明で効果的な治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。</p> <p>また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非入所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、HIV・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p><難病対策について></p> <p>難病対策については、厚生省(当時)が難病プロジェクトチームを設置し、難病対策の考え方、対策項目などについて検討を行った結果、昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と整理されている。</p> <p>この要綱を踏まえ、「調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の軽減、地域における保健医療福祉の充実・連携、QOLの向上を目指した福祉施策の推進」の5本の柱に基づき、症例数が少なく原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期に渡る疾病を研究する難治性疾患克服研究事業及び難病患者の医療費の助成制度である特定疾患治療研究事業など、各種の施策を推進している。</p> <p>なお、特定疾患治療研究事業の受給者証件数は、昭和63年度169,906件、平成10年423,124件、平成17年度565,848件と年々増加している状況にあり、引き続き、難病対策の充実・強化が必要である。</p> <p><ハンセン病対策について></p> <p>ハンセン病対策については、平成8年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、これまでのいわゆる隔離政策が改正された。また、平成10年に提起された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」について、平成13年5月の熊本地裁判決を踏まえ、内閣として控訴しないことを決定した。</p> <p>これを受けて、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、議員立法により「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立(平成13年6月公布・施行)した。また、これと平行して、原告と和解協議を行い、基本合意書に調印し、漸次和解が成立中である。</p> <p>ハンセン病患者・元患者への恒久対策については、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議議会」において、患者・元患者の代表らと検討を重ね、合意された事項について、謝罪・名誉回復措置、在園保障、社会復帰・社会生活支援、を柱として実施している。</p> <p>しかし、療養所入所者の社会復帰は、高齢化や社会に今なお偏見・差別が残っていることなどから困難となっており、引き続き、対策が必要となっている。</p> <p><エイズ対策について></p> <p>エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第11条第1項の規定に基づき作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(「エイズ予防指針」(平成11年厚生省告示217号))により、予防と医療にかかる総合的施策を患者の人権に配慮しつつ推進してきた。</p> <p>エイズ/HIV感染の動向を見ると、平成19年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報値)の合計が過去最高の数となっており、増加傾向が続いている。近年では地域的、年齢的にも広がりを見せており、依然として予断を許さない状況である。</p> |
| | <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 難病情報センターへのホームページアクセス件数が、最近5カ年で2倍以上に増加しているが、このホームページには、診断・治療指針等を掲載し、患者から医療関係者まで、幅広く情報を入手できるものであることから、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。また、これにより、国民の受診機会の増加、また、治療研究の促進に繋がっているものと評価できる。 ハンセン病資料館の入館者数については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、休館前と比べて大幅に入館者が増え、多くの国民に情報提供を行うことができて |



おり、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。

- 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数については、年々検査件数が増えており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、有効に進んでいるものと認められる。

(効率性)

- 1 難病情報センターのホームページアクセス件数は5年間で2倍以上増えており、難病に対する一般的な情報の他、医療従事者に向けた診断・治療指針も掲載しており、難病に関する情報を一元的に閲覧できるものと考えている。これらの情報を掲載することで、ホームページにより、難病に関する適切な情報提供が有効かつ効率的に行われているものと認められる。

- 2 ハンセン病資料館の入館者数が大幅に増えていることなどから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいるものと評価できる。

- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加(参考指標:「保健所等におけるHIV/エイズに関する相談件数」参照)しており、効率的に普及啓発が行われたものと評価できる。

(総合的な評価)

- 1 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームページのアクセス件数の増加などに見られるように、有効かつ効果的に行われている。また、国民への情報提供により、国民の受診機会の増加や治療研究の促進に繋がっており、難病対策の推進が図られているものと評価できる。

今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。

- 2 ハンセン病対策の推進については、指標については、拡張工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点として多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取り組みが行われていると評価できる。

この他、中学生向けパンフレットの配布事業やシンポジウムの開催等が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。

- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、成果が認められる。

今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(理由)

難病対策については、平成20年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成21年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。

なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報蓄積及び情報処理能力の向上に資するため、サーバーの増設を行う予定である。また、特定疾患治療研究事業については、受給者の増及び新規疾患追加により、拡充要求を行うこととしている。さらに、難治性疾患克服研究事業については、「5つの安心プラン」において、難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充することとしている。

また、HIV/エイズに係る普及啓発については、平成19年度事業において財政的な制約から申請額を減少させる自治体が増えたことから、各都道府県等での取組が進んでいない状況である。このことを踏まえ、平成20年度においては、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、引き続き平成21年度要求においてもエイズ対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | |
|--|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度) | 7,848 【129.2%】 | 10,192 【129.9%】 | 13,336 【130.8%】 | 17,385 【130.4%】 | 17,358 【99.8%】 |
| 2 ハンセン病資料館の入館者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) | 13,164 【91.3%】 | 12,583 【95.6%】 | 5,190 【 - %】 | - 【 - %】 | 21,120 【 - %】 |
| 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数(単位:件) (前年以上/毎年) | 75,539 【122.5%】 | 89,004 【117.8%】 | 100,287 【112.7%】 | 116,550 【116.2%】 | 153,816 【132.0%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。 なお、指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館(平成17年9月から平成19年3月末まで)により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。 | | | | | |
| 【参考】難病情報センターHP http://www.nanbyou.or.jp エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|------------------|---------------------|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、平成 21 年度予算に計上した。</p> <p>難病対策については、平成 20 年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成 21 年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求した。</p> <p>なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報蓄積及び情報処理能力の向上に資するため、サーバーの増設を行う予定である。また、特定疾患治療研究事業については、受給者の増及び新規疾患追加により、拡充要求を行うこととしている。さらに、難治性疾患克服研究事業については、「5つの安心プラン」において、難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充することとしている。</p> <p>また、HIV / エイズにかかる普及啓発については、平成 19 年度事業において財政的な制約から申請額を減少させる自治体が増えたことから、各都道府県等での取組が進んでいない状況である。このことを踏まえ、平成 20 年度においては、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、引き続き平成 21 年度要求においてもエイズ対策の推進に必要な経費を要求した。</p> <p>< 難病対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難治性疾患に関する調査・研究の大幅な拡充(難治性疾患克服研究事業) 平成 21 年度予算額: 10,000 百万円[平成 20 年度予算: 2,441 百万円] ・ 難病患者の生活支援等の推進(特定疾患治療研究事業、難病情報センター事業等) 平成 21 年度予算額: 148,735 百万円[平成 20 年度予算: 150,597 百万円] <p>< ハンセン病対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝罪・名誉回復措置(中学生を対象としたパンフレット作成、国立ハンセン病資料館運営経費等) 平成 21 年度予算額: 1,716 百万円[平成 20 年度予算額: 1,756 百万円] ・ 在園保障(国立及び私立ハンセン病療養所の運営にかかる経費) 平成 21 年度予算額: 37,166 百万円[平成 20 年度予算額: 38,705 百万円] ・ 社会復帰・社会生活支援(退所者給与金及び非入所者給与金の支給等) 平成 21 年度予算額: 3,335 百万円[平成 20 年度予算額: 3,391 百万円] <p>< エイズ対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の予防及びまん延の防止(保健所等におけるHIV検査・相談事業等) (平成 21 年度予算額: 564 百万円[平成 20 年度予算額: 535 百万円]) ・ 医療の提供及び国際的な連携(エイズ治療拠点病院医療従事者海外実地研修等) (平成 21 年度予算額: 594 百万円[平成 20 年度予算額: 639 百万円]) ・ 普及啓発及び教育(エイズ知識啓発普及事業等) (平成 21 年度予算額: 140 百万円[平成 20 年度予算額: 134 百万円]) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 経済財政改革の基本方針 2008 | 平成 20 年 6 月 27 日 | 難病対策(や肝炎対策)を一層推進する。 |

| | |
|------------------------|--|
| 施策名 | 適正な移植医療を推進すること |
| 施策の概要 | 適正な移植医療（臓器移植、骨髄移植、さい帯血移植等）の推進を図るため、あっせん機関の体制整備や移植医療に関する知識の普及啓発等を行う。 |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>移植医療については、「臓器移植」と「造血幹細胞移植（骨髄移植及びさい帯血移植）」があり、それぞれについて移植対策の推進に取り組んでいる。</p> <p>< 臓器移植対策 ></p> <p>臓器移植対策については、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」に基づき実施される臓器移植において、脳死判定や臓器あっせんの適正を確保するため、あっせん機関の体制整備や運営、臓器移植関係者の研修にかかる費用の補助等を実施している。「臓器」とは心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球のことをいい、そのうち眼球を除くすべての臓器については（社）日本臓器移植ネットワークがあっせん業務や普及啓発事業等を行っている。</p> <p>臓器移植法に基づく脳死した者からの臓器提供は、法施行以降全国で66例（平成20年3月31日現在）行われており、18年度は9例、19年度は13例となっている。</p> <p>また、心臓が停止した死後を含む死体からの臓器移植件数は、18年度は1,726件、19年度は1,786件となっている。一方で、（社）日本臓器移植ネットワークに登録して移植を待っている人は約1万2千人いる。</p> <p>< 造血幹細胞移植対策 ></p> <p>造血幹細胞移植対策については、白血病等の血液難病の治療法として実施されている骨髄移植やさい帯血移植について、公的なバンクの体制整備や運営にかかる費用の補助等を行うことにより実施している。骨髄移植については、非血縁者間の骨髄移植を実施する公的なバンクである骨髄バンク事業を、平成3年に設けられた（財）骨髄移植推進財団が、厚生労働省の主導の下、検査等に関して日本赤十字社の協力を得つつ運営・実施しているところ。また、さい帯血移植については、現在11のバンクがさい帯血バンク事業を行うとともに、共同事業を行う公的団体として平成11年に日本さい帯血バンクネットワークが設立され、事業を実施しているところ。</p> <p>骨髄移植の実施数は18年度が963件、19年度が1,027件、さい帯血移植の実施数は18年度が728件、19年度が762件となる等、着実に増加している。</p> <p>しかしながら、これらの移植医療を必要とするたくさんの患者が移植を待っており、さらなる周知啓発等により一人でも多くの方が移植を受けられるようにすることが必要である。</p> <p>【参考】（社）日本臓器移植ネットワーク http://www.jotnw.or.jp/ （財）骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/ 日本さい帯血バンクネットワーク http://www.j-cord.gr.jp/index.jsp</p> <p>（有効性）</p> <ol style="list-style-type: none"> 臓器移植については、「臓器の移植に関する法律」に基づく臓器提供の要件として、死亡した者が生前に臓器を提供する意思を書面により表示していることが定められており、この書面による意思表示が容易になされるよう、従来より臓器提供意思表示カード及び運転免許証や医療保険の被保険者証等個人が携帯するものに貼付する臓器提供意思表示シール等を配布し意思表示の推進を図っている。また、臓器提供の意思表示については、15歳以上の者の意思表示が有効になることから全国の中学3年生全員等に対し移植医療に関する知識等の普及のためパンフレットを作成し配布しているところである。そのような中、平成19年3月に供用を開始した臓器提供意思登録システムでは、登録者数が18年度が4,929人、19年度が14,044人となっており、普及啓発が有効に行われていると評価できる。 造血幹細胞移植については、骨髄バンク事業における骨髄移植ドナー登録者数は、年々増加し、平成20年1月には目標としていた30万人に到達しており、このこともあって移植率は43.5%（事業開始からの累計）と上昇し、平成19年度における移植実施数は1,027件と増加していることから、関係機関等による国民への骨髄のあっせんが有効に行われていると評価できる。（実績評価書の「参考指標」参照） また、平成19年度における非血縁者間骨髄移植の実施件数は、1,027件、さい帯血移植の実施件数が762件といずれも過去最高の件数に到達した。 <p>（効率性）</p> <ol style="list-style-type: none"> 臓器提供意思登録を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード」を入手して記入する方法に加え、パソコン及び携帯電話から行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、効率的に意思登録及び意思表示を推進していると評価できる。 造血幹細胞移植について、骨髄移植は、（財）骨髄移植推進財団、日本赤十字社、ボランティア団体等の関係機関が協力して普及啓発活動を進めるとともに、公共広告機構の協力により、テレビCM等で多くの人にドナー登録を呼びかけるなどの取組が実施されており、平成20年1月には、ドナー登録者数が30万人に到達したことから、効率的な普及啓発が行われたものと評価できる。 また、さい帯血移植については、より多くの造血幹細胞が含まれるさい帯血の確保に向け、日本さい帯血バンクネットワークを通じた全国的な普及啓発活動に加え、提供産科施設における妊産婦への普及啓発などの取組が実施されている。移植件数についても、平成19年度は過去最高の移植件数に到達してお |

り、効率的な普及啓発が行われたものと評価できる。

(総合的な評価)

1 臓器移植については、国民一般への普及啓発として、臓器提供意思表示カード及びシールの配布等による臓器提供の意思表示の推進や中学3年生全員等にパンフレットを配布し移植医療に関する知識等の普及に努めるとともに、毎年10月を臓器移植推進月間とし、臓器移植推進国民大会を開催している。また、臓器提供意思登録システムの導入により臓器提供意思登録も伸びており、普及啓発が進んでいる。さらに、医療機関での脳死判定や臓器提供の実施が促進されるよう都道府県コーディネーターや(社)日本臓器移植ネットワークによる働きかけを行うとともに、平成18年の診療報酬改定で心臓、肺、肝臓、膵臓等ほとんどの臓器の死体からの摘出・移植等について保険適用となるなど、適正な移植医療の推進に取り組んでいる。以上により、脳死下の臓器提供数が19年度は13人と増加し、死体からの臓器移植数も19年度は1,786件と増加するなど、臓器移植対策等の推進が図られていると評価できる。

しかしながら、現状分析の欄にあるように移植を待っている人に比べて提供数が少ない状況となっている中、平成18年11月に行われた世論調査によると、脳死判定後の臓器提供希望者が41.6%ある一方で臓器提供意思表示カードの所持率は7.9%と低い水準となっており、移植医療に関する必要な情報の提供など、引き続き適正な移植医療の推進に取り組んでいく必要がある。

2 造血幹細胞移植について、骨髄移植は、骨髄移植ドナー登録者数が平成10年より目標としていた30万人(移植希望患者の9割に白血球の型が適合するドナー候補者が見つかる見込まれる人数)に到達したことから、有効かつ効果的な普及啓発が行われていると評価できる。

しかしながら、骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は、93.5%(平成19年実績国内患者に限る)であるのに対して、移植率は、43.5%(平成19年までの実績国内患者に限る)にとどまっており、今後は一人でも多くの患者が骨髄移植を受けることができるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者のリテンション対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。

また、さい帯血移植においては、患者の体重に応じた細胞数が必要とされていることから、成人に対してもより移植に適したさい帯血を供給することができるよう、細胞数の多いさい帯血を保存していくための取組を実施しているところであるが、今後も分析と評価を行いながら、より移植に適したさい帯血の確保に努めていく必要がある。

今後も引き続き普及啓発活動を推進し、国民の移植医療に対する信頼の確保と移植医療の普及に努めることが必要である。

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

(理由)

臓器移植対策については、臓器提供や臓器移植の件数が増加に向けて進展しており、現在の取組を続けて行くことが重要なため。

また、造血幹細胞移植対策についても、広く移植の機会を確保できるよう、公的バンク(骨髄バンク、さい帯血バンク)を介して、非血縁者間における骨髄移植及びさい帯血移植を実施しており、いずれも移植件数が増加しているが、移植成立率の向上などさらなる推進に向けて、現在の取組を続けていくため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | |
|--|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 臓器提供意思登録システム登録者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | - 【 - %】 | - 【 - %】 | - 【 - %】 | 4,929 【 - %】 | 14,044 【284.9%】 |
| 2 非血縁者間骨髄移植実施数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) | 737 【99.7%】 | 851 【115.5%】 | 908 【106.7%】 | 963 【106.1%】 | 1,027 【106.6%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に供用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 指標2は(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 各年度の数値は年度末時点である。 | | | | | |
| 【参考】(社)日本臓器移植ネットワーク(臓器提供意思登録システム) https://www2.jotnw.or.jp/ | | | | | |
| (財)骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/about_us/genkyou/files/bank_genjou.pdf | | | | | |

予算額

評価結果を踏まえ、適切な移植医療を推進させるため、平成21年度予算に計上した。

臓器移植対策については、臓器提供や臓器移植の件数が増加に向けて進展しており、現在の取組を続けて行くことが重要なため。

また、造血幹細胞移植対策についても、広く移植の機会を確保できるよう、公的バンク(骨髄バンク、さい帯血バンク)を介して、非血縁者間における骨髄移植及びさい帯血移植を実施しており、いずれも移植件数が増加しているが、移植成立率の向上などさらなる推進に向けて、現在の取組を続けていくため。

政策評価の結果の政策への反映状況

| | | | |
|--------------------------|---|-----|-------------|
| | < 臓器移植対策 > ・ 臓器移植対策の推進(臓器移植対策事業費等) (平成 21 年度予算額: 538 百万円 [平成 20 年度予算額: 565 百万円]) < 造血幹細胞移植対策 > ・ 骨髄移植対策の推進(骨髄移植対策事業費等) (平成 21 年度予算額: 1,137 百万円 [平成 20 年度予算額: 1,174 百万円]) ・ さい帯血移植対策の推進(さい帯血移植対策事業費等) (平成 21 年度予算額: 625 百万円 [平成 20 年度予算額: 633 百万円]) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------------------|--|---|-------------|-------------|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>原子爆弾被爆者等を援護すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)等に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費、手当の支給や健康診断等を行っている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>原爆被爆者対策については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が75歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当及び福祉サービス等に対する個々の被爆者の需用はますます増大しており、健康診断等を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>被爆者の援護に関しては、健康診断の実施、医療の給付を実施しており、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となる。また、疾病後や被爆者の高齢化に対する援護施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、被爆者等の援護が有効に行われていると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>平成19年度の被爆者健康診断受診率は77.0%となっている。受診率をみると高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており減少傾向にはあるが、過去5年間の実績平均をみても、被爆者健康診断の受診率は79.5%となっており、被爆者の援護のために適切な施策が行われていると考えられる。</p> <p>また、疾病後や被爆者の高齢化に対する施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、今後も引き続き総合的な施策を推進していくことが必要と考える。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>決算額においては不用が出ているが、20年度より原爆症認定について新しい審査の方針にもとづき審査をおこない、認定被爆者の増大も見込まれることから引き続き認定状況等の様子を見ながら予算要求に反映させていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="371 1178 1347 1554"> <tr> <td colspan="6"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>被爆者健康診断受診率(単位:%) ()</td> <td>82.4 【 】</td> <td>79.4 【 】</td> <td>80.0 【 】</td> <td>78.5 【 】</td> <td>77.0 【 】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は健康局総務課調査による。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。 </td> </tr> </table> | | | <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 被爆者健康診断受診率(単位:%) () | 82.4 【 】 | 79.4 【 】 | 80.0 【 】 | 78.5 【 】 | 77.0 【 】 | <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は健康局総務課調査による。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。 | | | | | |
| <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 被爆者健康診断受診率(単位:%) () | 82.4 【 】 | 79.4 【 】 | 80.0 【 】 | 78.5 【 】 | 77.0 【 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は健康局総務課調査による。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは、原爆投下当時、同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に掲げる区域に在った者をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、被爆者の援護のため今後も引き続き総合的な施策を推進していくための必要な予算を計上した。</p> <p>決算額においては不用が出ているが、20年度より原爆症認定について新しい審査の方針にもとづき審査をおこない、認定被爆者の増大も見込まれることから引き続き認定状況等の様子を見ながら予算要求に反映させていく。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原爆被爆者健康診断費交付金 (平成21年度予算額:2,902百万円[平成20年度予算額:2,927百万円]) 原爆被爆者手当交付金 (平成21年度予算額:97,634百万円[平成20年度予算額:97,635百万円]) <p>反映状況分類</p> <p>機構・定員要求への反映</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2008</p> | <p>年月日</p> <p>平成20年6月27日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> <p>原爆被爆者対策を総合的に推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること |
| 施策の概要 | 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。 |

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】
(現状分析(施策の必要性))
医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では速やかに利用できないといった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。
そのような中、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月策定、平成20年5月改定)に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めており、「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」()の解消に向け、各種施策を実施している。
「ドラッグ・ラグ(デバイス・ラグ)」とは、欧米で承認されている医薬品(医療機器)が我が国では未承認であって国民に提供されない状態である。現在、厚生労働省としては、新医薬品については上市までの期間を2.5年短縮することを目標としている。なお、新医療機器については現在実態を精査中である。
(有効性)
平成19年度から3年間で機構における新薬審査の審査人員を倍増(236人増員)することとし、医療機器の審査人員についても計画的に審査人員の増員を図ってきたところである。平成19年度においては、審査事務処理期間内に処理した割合は、新医薬品については60.3%、新医療機器については82.6%であり、それぞれの目標である70%、90%を達成できなかったが、これは、機構発足以前に申請されたいわゆる滞貨分(以下同じ。)等を重点的に処理した影響によるものである。一方、新医薬品及び新医療機器の承認審査の処理件数は平成17年度から平成19年度まで着実に増加しており、承認審査を迅速に行うという目標の達成に向けて進展していると評価できる。
(効率性)
新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談(治験相談等)の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化に努めている。
また、審査担当職員の研修プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査を効率的に迅速化していると評価できる。
(総合的な評価)
以上のことから、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。
(評価結果の分類)
施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
機構・定員要求を検討
(理由)
日中韓治験調査対策事業費を厚生労働科学研究費において実施するなどしたため、施策全体の予算規模を前年度より縮小する。
承認審査の迅速化に向けた新規事業を要求するほか、機構・定員要求に関しては、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしていることから、引き続き、増員を実施するとともに、医療機器の承認審査については、一層の迅速化が求められており、経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日、閣議決定)においても、本年秋中に審査体制の拡充を始めとする医療機器の審査迅速化アクションプログラムを策定することが求められているため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|-----|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (70%以上/平成19年度、80%以上/平成20年度) | - | 65.3 (49件中32件) | 83.3 (24件中20件) | 59.2 (49件中29件) | 60.3 (73件中44件) |
| | - | - | 【119.0%】 | 【84.6%】 | 【86.1%】 |
| 2 新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (90%以上/平成20年度まで毎年度) | - | 50.0 (8件中4件) | 100.0 (5件中5件) | 100.0 (15件中15件) | 82.6 (23件中19件) |
| | - | - | 【125.0%】 | 【125.0%】 | 【91.8%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、機構調べであり、平成16年度については、機構の中期計画()の目標の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値である。 機構中期計画(抜粋) 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。 新医薬品については、中期目標期間(平成16~20年度)中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間終了時には80%について達成する。 新医療機器については、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては80%、平成19年度及び20年度においては90%について達成する。 【参考】機構ホームページ(運営評議会資料「平成19事業年度業務報告(案)概要」) http://www.pmda.go.jp/guide/hyougikai/20/h200620gijishidai/file/h200620shiryo1-1.pdf | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--|--|---|
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。 日中韓治験調査対策事業費を厚生労働科学研究費において実施するなどしたため、施策全体の予算規模を前年度より縮小する。 (平成 21 年度予算額:688 百万円(平成 20 年度予算額:756 百万円))</p> <p>機構・定員 評価結果を踏まえ、平成 21 年度定員を増員した。(定員増:2名) この他、新医薬品の開発から承認までの期間を平成 23 年度までに 2.5 年短縮することを目標とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査人員を平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間で 236 名増員することとしている。また、医療機器の承認審査についても一層の迅速化が求められており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療機器の審査人員を平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で 104 名まで増員することとしている。</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について | 平成 18 年 12 月 25 日 | 「このような機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大(審査人員をおおむね 3 年間で倍増)、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。」等 上記提言を踏まえ、現在審査人員の増員等に取り組んでいる。 |
| | 革新的医薬品・医療機器創出のための 5 年戦略 | 平成 19 年 4 月 26 日策定 平成 20 年 5 月 23 日一部改定 | 現在各種施策に取り組んでいる。 |
| 経済財政改革の基本方針 2008 | 平成 20 年 6 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> 「医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する」 「「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 年戦略」(平成 19 年 4 月 26 日)に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う」 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 施策名 | 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の概要 | 医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、立入検査、不良品の回収等を行う。また、医薬品等の安全対策を推進するため、ホームページにおいて広く国民、医薬関係者等へ情報提供等を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>近年、医療技術の進歩等に伴い、生命工学等の様々な科学技術を利用した医薬品、医療機器等が開発され、より効果の強い医薬品や、より精密な医療機器等、市場に流通する製品も多様化、高度化していることから、製造段階や流通段階における医薬品等の品質の確保は以前にも増して重要となってきたところである。そのため、立入検査、不良医薬品の回収等の監視指導により品質確保の徹底を図るとともに、副作用報告等の安全性情報の分析・評価、適切な情報提供等により安全対策を推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対して、自主回収等の適切な措置を講じることを義務づけているところであり、平成19年度においては649件の自主回収が行われ、必要に応じて保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品が市場に流通することを防いでいる。</p> <p>また、医薬品等は、基本的にヒトの身体に何らかの影響を及ぼして疾患の治療等を行うものであるため、予期しない副作用が起きることも避けられない。そこで、収集された副作用報告等の安全性情報を分析・評価し、必要に応じて使用上の注意の改訂を行っているところであり、平成19年度においては138件の医薬品等の使用上の注意の改訂が行われており、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させていると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>監視指導業務については自主回収を行った業者に対し重点的に監視指導を行い、また、医薬品等の安全性に係る情報提供については機構のホームページに掲載する等、効果的かつ効率的に医薬品等の品質確保、安全対策を推進していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>必要に応じて不良医薬品の流通防止、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させており、また効率的に当該事務を行う取組も進めていることから、医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進していると評価できるが、薬害肝炎事件を踏まえ、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅲ因子製剤によってC型肝炎ウイルスに感染した方々の救済に全力を注ぐことはもとより、年間3万件にのぼる副作用報告等の安全性情報の分析・評価を始めとした安全対策にかかる体制の充実・強化が必要と考えられる。</p> <p>(太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施 機構・定員要求を検討</p> <p>(理由)</p> <p>C型肝炎の問題を契機として、医薬品による健康被害の再発防止に向けた安全対策等にかかる体制の充実・強化を含めた医薬品行政の見直しを図るため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="384 1429 1390 1995"> <tr> <td colspan="7"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>自主回収の件数 (単位:件) (-)</td> <td>643 【 - 】</td> <td>644 【 - 】</td> <td>809 【 - 】</td> <td>675 【 - 】</td> <td>649 【 - 】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>医薬品等の使用上の注意の改訂件数(単位:件) (-)</td> <td>189 【 - 】</td> <td>174 【 - 】</td> <td>256 【 - 】</td> <td>136 【 - 】</td> <td>138 【 - 】</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。 【参考】(平成17年度以前)厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kaisyu/2003before.htm (平成18年度以降)医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html ・指標2は、医薬食品局安全対策課調べによる。 【参考】医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html </td> </tr> </table> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 自主回収の件数 (単位:件) (-) | 643 【 - 】 | 644 【 - 】 | 809 【 - 】 | 675 【 - 】 | 649 【 - 】 | 2 | 医薬品等の使用上の注意の改訂件数(単位:件) (-) | 189 【 - 】 | 174 【 - 】 | 256 【 - 】 | 136 【 - 】 | 138 【 - 】 | (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。 【参考】(平成17年度以前)厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kaisyu/2003before.htm (平成18年度以降)医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html ・指標2は、医薬食品局安全対策課調べによる。 【参考】医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html | | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 自主回収の件数 (単位:件) (-) | 643 【 - 】 | 644 【 - 】 | 809 【 - 】 | 675 【 - 】 | 649 【 - 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 医薬品等の使用上の注意の改訂件数(単位:件) (-) | 189 【 - 】 | 174 【 - 】 | 256 【 - 】 | 136 【 - 】 | 138 【 - 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。 【参考】(平成17年度以前)厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kaisyu/2003before.htm (平成18年度以降)医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html ・指標2は、医薬食品局安全対策課調べによる。 【参考】医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--|------------|---|
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。 C型肝炎の問題を契機として、医薬品による健康被害の再発防止に向けた安全対策等にかかる体制の充実・強化を含めた医薬品行政の見直しを図るため。 (平成21年度予算額:3,100百万円(平成20年度予算額:2,704百万円))</p> <p>機構・定員 評価結果を踏まえ、平成21年度定員の増員を行った。(定員増:1名)</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の成立の際の福田内閣総理大臣及び厚生労働大臣の談話 | 平成20年1月11日 | <ul style="list-style-type: none"> 「今回の事件の反省に立ち、薬害を繰り返してはならないとの決意のもと、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に向けた医薬品行政の見直しに取り組んでまいります。」 「今後、有識者による検討会を立ち上げ、医薬品行政の体制のあり方を含め、再発防止に向けた具体策を検討していくこととしております。」 |
| | 薬害肝炎全国原告団代表、薬害肝炎全国弁護団代表及び厚生労働大臣の間で交わされた基本合意書 | 平成20年1月15日 | <ul style="list-style-type: none"> 「国は、さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓う。」 |
| | 第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説 | 平成20年1月18日 | <ul style="list-style-type: none"> 「再発防止に向けた医薬品行政の見直し(中略)を実施してまいります。」 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------|-------------|---------|---------|--|--|---------|--|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|---|-----|-----|-----|-----|----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 近年少子高齢化が進む中、献血者数は減少傾向にあり、特に若年層の献血者の減少が著しい。 さらに、平成 17 年2月、国内で初めて変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が確認されたことから、輸血等によるvCJDの伝播防止に万全を期するために、従来から実施している欧州地域への一定期間以上の滞在歴のある方からの献血制限に加え、当分の間の暫定措置として、昭和 55 年から平成8年の間に英国に1日以上滞在歴のある方からの献血を制限することとした。これにより、献血者がさらに減少し、医療に必要な血液が不足する恐れがあるとして、平成 17 年4月に厚生労働大臣を本部長とする「献血推進本部」を省内に設置し、献血の確保、血液製剤の適正使用等の対策を図っている。</p> <p>(有効性) 安定供給に必要な献血量を確保することができており、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量も着実に減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(効率性) 献血により確保した血液量については概ね達成水準の90%を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全ての都道府県の合同輸血療法委員会で実施するのではなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 上記2つの観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由) 安定的な献血量を確保するとともに、血液製剤については使用量の減少が図られており、一定の成果は上がっている。ただし、献血量及び献血者数については減少傾向にあり、特に若年者層の献血者数の減少が著しいところである。このため平成 21 年度予算概算要求においては、幼少期からの献血への理解を深めるための啓発普及経費と、採血前の血液検査の結果、血液比重又は血色素量が採血基準に満たないと判断され、採血不能となった献血希望者への健康相談を行うことにより献血者の増加を図る事業を新たに要求することとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="427 1256 1374 1798"> <tr> <td colspan="6">個別目標に係る指標</td> </tr> <tr> <td colspan="6">アウトカム指標</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1 献血により確保した血液量(単位:万L)</td> <td>207.8</td> <td>201.8</td> <td>196.0</td> <td>184.2</td> <td>188.7</td> </tr> <tr> <td>(安定供給に必要な血液量/毎年度)</td> <td>-</td> <td>219</td> <td>198</td> <td>196</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>施策目標に係る指標1と同じ。</td> <td>【 - %】</td> <td>【92.1%】</td> <td>【99.0%】</td> <td>【94.0%】</td> <td>【97.8%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">・指標1は、日本赤十字社調べによる。なお、達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">「安定供給に必要な血液量」は、新血液法(「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」)第10条に基づき定める献血推進計画において策定するものであるが、同法の施行が平成15年7月であったため、策定値は平成16年度からとなっている。</td> </tr> </table> | 個別目標に係る指標 | | | | | | アウトカム指標 | | | | | | (達成水準/達成時期) | | | | | | 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 献血により確保した血液量(単位:万L) | 207.8 | 201.8 | 196.0 | 184.2 | 188.7 | (安定供給に必要な血液量/毎年度) | - | 219 | 198 | 196 | 193 | 施策目標に係る指標1と同じ。 | 【 - %】 | 【92.1%】 | 【99.0%】 | 【94.0%】 | 【97.8%】 | (調査名・資料出所、備考) | | | | | | ・指標1は、日本赤十字社調べによる。なお、達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。 | | | | | | 「安定供給に必要な血液量」は、新血液法(「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」)第10条に基づき定める献血推進計画において策定するものであるが、同法の施行が平成15年7月であったため、策定値は平成16年度からとなっている。 | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アウトカム指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 献血により確保した血液量(単位:万L) | 207.8 | 201.8 | 196.0 | 184.2 | 188.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (安定供給に必要な血液量/毎年度) | - | 219 | 198 | 196 | 193 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策目標に係る指標1と同じ。 | 【 - %】 | 【92.1%】 | 【99.0%】 | 【94.0%】 | 【97.8%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・指標1は、日本赤十字社調べによる。なお、達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「安定供給に必要な血液量」は、新血液法(「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」)第10条に基づき定める献血推進計画において策定するものであるが、同法の施行が平成15年7月であったため、策定値は平成16年度からとなっている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。 安定的な献血量を確保するとともに、血液製剤については使用量の減少が図られており、一定の成果は上がっている。ただし、献血量及び献血者数については減少傾向にあり、特に若年者層の献血者数の減少が著しいところである。このため平成 21 年度概算要求においては、幼少期からの献血への理解を深めるための啓発普及経費と、採血前の血液検査の結果、血液比重又は血色素量が採血基準に満たないと判断され、採血不能となった献血希望者への健康相談を行うことにより献血者の増加を図る事業を新たに要求することとしている。 (平成 21 年度予算額:703 百万円(平成 20 年度予算額:727 百万円))</p> <table border="1" data-bbox="304 2107 1522 2141"> <tr> <td>反映状況分類</td> <td>機構・定員要求への反映</td> </tr> </table> | 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|--------------------------|---------|-----|----------|
| | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| 施策名 | 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること |
| 施策の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療機器等の開発を促進するため、基礎研究推進等事業による研究開発費の確保や、医薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験活性化モデル事業、治験等の臨床研究実施に必要な治験コーディネーター（CRC）の養成といった基盤整備事業を実施している。 ・ 質の高い医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目的として、研究開発の支援、治験環境の整備を行うこと等により、医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図る。 ・ 後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、「平成 24 年度までに、後発医薬品の数量シェアを 30%以上にする」ことを目標に積極的に推進することとする。 ・ 医薬品及び医療機器の流通について、取引慣行改善のための指導等を通じて公正な競争を確保するとともに、医薬品については未妥結及び仮納入の是正を図る。また、医薬品コードの標準化と医療機器サプライチェーン構想の推進を通じて流通の効率化を促す。 |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>（現状分析（施策の必要性））</p> <p>我が国の医薬品・医療機器市場において、外国オリジン（外国で開発された医薬品・医療機器）のシェアが伸び、一方で欧米主要国で既に販売されている医薬品・医療機器の日本への上市（研究開発の段階を完了した薬剤が製品として市場に出回る）が遅れるという「ドラッグ・ラグ（医薬品発売時間差）」、「デバイス・ラグ（医療機器発売時間差）」の問題が明らかになっている。このような問題を解消し、医療ニーズに対応した安全で質の高い医薬品・医療機器が国民にできるだけ早く合理的な価格で提供されることができるよう、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上等を図り、我が国の市場を国際的に魅力あるものにしていくことが不可欠である。</p> <p>また、後発医薬品については、先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものであるものの、現場の医療関係者等から、その品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が必要な取組を行う必要がある。</p> <p>さらに、医薬品・医療機器の流通については、販売における不公正な競争の事案（不当な景品類の提供）や長期にわたる未妥結・仮納入や総価取引等の改善すべき取引慣行が依然として見られ、流通改善策の着実な実施が求められている。</p> <p>（有効性）</p> <p>新医薬品・医療機器の開発の促進及び医薬品産業等の振興のためには、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、後発医薬品の使用促進、医薬品・医療機器の流通改善等の施策が有効である。</p> <p>（効率性）</p> <p>医薬品・医療機器産業に関するビジョンの策定、モデル事業や治験管理室・専門外来の設置等による治験の推進、研究開発に対する支援等の施策を実施するなど、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発の推進等の施策が新医薬品・医療機器の開発促進及び医薬品産業等の振興を図るための総合的な施策である。これらの施策を効率的に実施するためアクションプラン等を策定し進捗状況を適宜確認し、着実な施策の実施を図っていることから効率的な施策であると評価できる。</p> <p>また、公正な競争の確保のため業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組、コード標準化に向けた業界の代表者を含めた検討会の開催などの取組も進められている。</p> <p>（総合的な評価）</p> <p>平成 14 年 8 月に医薬品産業ビジョン、平成 19 年 8 月に新医薬品産業ビジョン、平成 15 年 3 月に医療機器産業ビジョン、平成 19 年 3 月に新たな治験活性化 5 年計画、平成 19 年 4 月に革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略を策定し、毎年それぞれの進捗状況を確認しつつ、着実に治験環境の整備及び医薬品・医療機器の産業振興策を進めた。医薬品・医療機器の開発には長期間を要するが、新医薬品・医療機器の承認取得数及び治験届の提出数が平成 16 年から 19 年まで増加傾向にあることから、施策目標に向けた取組が進んでいると評価できる。</p> <p>また、後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから 2 年程度しか経過していないため、効果が数値に表れていない。平成 19 年 10 月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところであり、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、必要な取組を進めていく。</p> <p>医薬品・医療機器の流通改善については、不公正な競争の事案の洗い出しを開始したところであるため、事案数の増減により施策の有効性を判断することはできないものの、厚生労働省が流通改善のための指導等を行うことにより、事業者や団体等における遵法意識が向上し、公正な競争が行われるようになると想定される。妥結率については、平成 18 年から 19 年にかけて大幅な改善が見られたが、薬価調査の信頼性確保のためには、さらに早期妥結を進める必要があり、平成 20 年度の改善状況を注視することとしている。流通の効率化のためのバーコードの貼付率（医療機器）については、平成 19 年度において平成 15 年度の約 2 倍となっており、標準コード付与とバーコード表示を進める等の取組の効果があつたものと判断できる。</p> <p>（評価結果の分類）</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討（理由）</p> <p>平成 20 年度予算として、新規に「医療機器流通改善経費」（個別目標 6 関連）及び「コード表示情報化促進経費」（個別目標 7 関連）が追加され、「後発医薬品使用促進対策費」（個別目標 5 関連）が拡充された。</p> |

平成 21 年度予算要求において、新たに「医療機器産業対策推進費」、「医療機器価格データベース作成等経費」を要求する予定(未定)。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
|---|---|--------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 | 新医薬品・医療機器の承認取得数 (単位:件) | | | | | |
| | 医薬品 | 24 【100.0%】 | 16 【66.7%】 | 21 【131.3%】 | 25 【119.0%】 | 36 【144.0%】 |
| | 医療機器 | 11 【122.2%】 | 2 【18.2%】 | 17 【850.0%】 | 23 【135.3%】 | 24 【104.3%】 |
| | (前年度以上/毎年度) | | | | | |
| 2 | 治験届の提出数(単位:件) (前年度以上/毎年度) | 361 【82.4%】 | 414 【114.7%】 | 497 【120.0%】 | 504 【101.4%】 | 530(P) 【105.1%】 |
| 3 | 後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率)・金額全体に占める割合(率))(単位:%) | | | | | |
| | 数量ベース | 16.4 【134.4%】 | 16.8 【102.4%】 | 17.1 【101.8%】 | 16.9 【98.8%】 | 集計中 【 %】 |
| | 金額ベース | 5.2 【108.3%】 | 5.2 【100.0%】 | 5.1 【98.1%】 | 5.7 【111.8%】 | 集計中 【 %】 |
| | (前年度以上/毎年度) | | | | | |
| 4 | 不公正な競争の事案数(単位:件) (-) | 5 | 10 | 3 | 12 | 7 |
| 5 | 医療用医薬品に係る取引価格の妥結率(単位:%) (前年度以上/毎年度) | | | | (医療機関) 7月 46.8 | (医療機関) 7月 70.5 【150.6%】 |
| | | | | | 10月 55.4 | 10月 73.2 【132.1%】 |
| | | | | | 1月 61.4 | 調査なし 【 - %】 |
| | | | | | (薬局) 7月 39.3 | (薬局) 7月 80.2 【204.1%】 |
| | | | | | 10月 52.9 | 10月 86.4 【163.3%】 |
| | | | | | 1月 60.8 | 調査なし 【 - %】 |
| 6 | バーコード貼付率(単位:%) (前年度以上/毎年度) | (医薬品) - 【 - %】 | (医薬品) - 【 - %】 | (医薬品) - 【 - %】 | (医薬品) - 【 - %】 | (医薬品) - 【 - %】 |
| | | (医療機器) 38.3 【101%】 | (医療機器) 50.4 【131.6%】 | (医療機器) 70.8 【140.5%】 | (医療機器) 70.2 【99.2%】 | (医療機器) 79.8 【113.6%】 |
| <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は、医薬食品局審査管理課調べによる(医薬品については、承認を取得した医療用医薬品の新有効成分数を記載)。 指標 2 は、医薬食品局審査管理課調べによる。 指標 3 は、医薬工業協会調べによる。平成 19 年度の数値は平成 21 年 1 月頃に公表予定。 指標 4 は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会・医療機器業公正取引協議会調べによる。 標記 4 の「不公正な競争」とは、公正競争規約に抵触する事案であり、例えば顧客を誘引する手段として取引に付随して相手方に金品の提供や饗応、労務の提供を行うことである。 指標 5 は、医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成 18 年度からである。平成 19 年 1 月期は薬価改定(※)直前であり、未妥結先は特殊なケースに限られること、また結果集計時には既に新薬価の告示が済んでいると考えられる(翌年度の交渉が開始されている)ことから、調査客体への負担に比して原因分析や改善策の検討に資するに十分な結果が得られないと判断し、調査は実施していない。 指標 5 の妥結率とは、販売総額(品目別販売本数×薬価)に対する価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数×薬価)の割合。 指標 6 (医療機器)は、医政局経済課調べによる(調査実施は日本医療機器産業連合会)。医薬品のバーコード貼付率の調査については、コード表示情報化促進経費として平成 20 年度から予算化されており、同年度より調査を行う予定である。よって、数値の記載は平成 20 年度分からとなる。 <p>※ 薬価改定 薬価は 2 年に 1 回改定されている。(直近の改定は平成 19 年 4 月)</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ 医療機器における情報化推進状況調査について(2008年3月報道発表資料) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0331-2.html</p> | | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算額
評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。
※ 平成 21 年度予算額として、「後発医薬品使用促進対策費」が拡充された。
(平成 21 年度予算額:1,938 百万円[平成 20 年度予算額:1,804 百万円])

反映状況分類 ④ 機構・定員要求への反映 —

関係する施政方

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

針演説等内閣の
重要政策（主な
もの）

—

—

—

| | |
|-------------------------------|--|
| 施策名 | 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること |
| 施策の概要 | 国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。 |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>医療保険財政は急速な高齢化等により大変厳しい状況が続いている。今後一層の高齢化が進む中、ますます厳しさを増すことが予想される。</p> <p>こうした大きな変化の中で、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものにするためには、医療の質の確保を図りつつ、制度全般にわたる改革を行っていく必要がある。このような認識の下、平成 15 年 3 月 28 日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項に基づく基本方針」に基づき、医療保険制度の関する改革を行うこととし、平成 17 年の「医療制度改革大綱」の内容に沿って、平成 18 年には「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 83 号)が成立し、平成 20 年において本格的に施行されたところである。</p> <p>平成 20 年 4 月から施行された長寿医療制度については、制度の円滑な実施に向け、地域の高齢者をはじめ国民の皆様に、きめ細かな広報を行う等、制度の定着に向けた取組を引き続き実施する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村国保においては、高齢化に伴い、【指標 4】のとおり被保険者の増加がみられる。保険料(税)収納率は平成 17 年度においては 10 年ぶりに上昇に転じ、平成 18 年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で 91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態となっている。 このような中、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行うことを基本的な方向とした制度改正を行っている。 市町村国保については、保険財政の安定化と市町村国保間の保険料平準化を促進する観点から、都道府県単位での保険運営を推進することとし、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施している。市町村国保及び国保組合の保険者数については、【指標 2】のとおり、近年の市町村合併によるものが大きいものの、大幅に減少している。 また、1 人あたり給付費については、健保組合では漸減しているが、これは制度改正に伴うものであり、保険料額も給付費額の動向に見合った変動をしているものと考えられる。他方、高齢者の加入割合が高い国保では、高齢化の進展に伴い、医療給付費の増加が見られる。 さらに、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 18 年の制度改革によって、若い人と高齢者の負担のルール(現役世代からの支援金が給付費の 4 割、75 歳以上の高齢者が 1 割、残りの 5 割が公費)を明確にし、高齢者の医療費を国民皆で支える仕組みとして、平成 20 年 4 月から長寿医療制度が施行されたところである。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健保組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていると評価できる。なお、医療費通知実施保険者数が漸減傾向にあるのは、健保組合数の減少に伴うものと考えられる。 市町村国保については、保険料(税)収納率は平成 17 年度においては 10 年ぶりに上昇に転じ、平成 18 年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で 91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態が続いている。なお、医療費通知実施市町村が漸減傾向にあるのは、市町村合併による市町村国保保険者数の減少に伴うものと考えられる。 平成 20 年 4 月から段階的にオンライン請求を導入し、平成 23 年 4 月からは原則として全てのレセプトがオンライン化を達成できることを目指しているが、平成 19 年度においては、レセプトのオンライン化率が 8.8%と着実に導入が開始されている。 <p>(総合的な評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行う取組を実施する必要がある。 今後も、負担と給付の均衡を図り、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 20 年 4 月からの実施を目指した保険者を中心とした生活習慣病対策、平成 20 年度を初年度とする 5 年計画である全国医療費適正化計画の策定、療養病床の再編成といった医療費の適正化対策を総合的に推進していくことが必要である。これからも国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくためには、短期的な医療費適正化対策に加え、国民・患者の視点に立って、生活習慣病対策、良質かつ効率的な医療提供体制の確立に努める中で、中長期を見据えた医療費適正化を推進する必要がある。 平成 20 年 4 月から施行された長寿医療制度の円滑な実施のために、同年 6 月の政府・与党決定も踏まえ、低所得者へのなお一層の軽減措置や保険料の口座振替の対象者拡大などを実施して、制度の円滑な運営を図るとともに、地域の高齢者をはじめ国民に、制度の目的などを理解してもらうよう、各市町村等とも連携しつつ、小学校区ごとにきめ細かな相談や説明会を開催するなど、長寿医療制度について丁寧な広報を行い、制度の定着に向けて努力する。 <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の施策目標により、持続可能な医療保険制度の構築を進めることが可能と考えられるため。 また、とりわけ長寿医療制度については、本年 6 月の政府・与党決定を踏まえ、低所得者へのさらなる保 |

保険料の軽減対策を着実に実施するとともに、市町村と連携しつつ、小学校区ごとに相談や説明会を開催するなど、きめ細かい広報を引き続き実施する必要があるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 | 保険者数(健保組合)(単位:保険者) (-) | 1,622 【-】 | 1,584 【-】 | 1,561 【-】 | 1,541 【-】 | 1,518 【-】 |
| 2 | 保険者数(市町村国保・国保組合) (単位:保険者) (-) | 3,310 【-】 | 2,697 【-】 | 2,001 【-】 | 1,983 【-】 | 1,969 【-】 |
| 3 | 加入者数(健保組合)(単位:人) (-) | 30,143,659 【-】 | 29,989,650 【-】 | 30,118,846 【-】 | 集計中 【-】 | 集計中 【-】 |
| 4 | 加入者数(市町村国保・国保組合) (単位:人) (-) | 51,235,980 【-】 | 51,578,554 【-】 | 51,627,351 【-】 | 集計中 【-】 | 集計中 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 は、保険局保険課調べによる。 ・ 指標 2 は、保険局調査課調べによる。 ・ 指標 3 は、保険局調査課調べによるが、平成 1 8 年度及び 1 9 年度の数値は集計中であり、平成 1 8 年度については平成 2 0 年 8 月に、平成 1 9 年度については平成 2 1 年 8 月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyounenpou ・ 指標 4 は、「平成 1 7 年度国民健康保険事業年報」によるが、平成 1 8 年度及び平成 1 9 年度の数値は集計中であり、平成 1 8 年度については平成 2 0 年 8 月に、平成 1 9 年度については平成 2 1 年 8 月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyounenpou | | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

予算額
評価結果を踏まえ、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築する観点から、そのために必要な予算を継続して計上することとした。

- 現在の施策目標により、持続可能な医療保険制度の構築を進めることが可能となるため。
- また、とりわけ長寿医療制度については、本年6月の政府・与党決定を踏まえ、低所得者へのさらなる保険料の軽減対策を着実に実施するとともに、市町村と連携しつつ、小学校区ごとに相談や説明会を開催するなど、きめ細かい広報を引き続き実施する必要があるため。

(継続)

- 診療報酬情報提供サービス
(平成 21 年度予算額: 45 百万円(平成 20 年度予算額: 45 百万円))

反映状況分類

機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------------------------|------------------|--|
| 第 169 回国会における福田総理大臣施政方針演説 | 平成 20 年 1 月 18 日 | 高齢者医療や障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。 |
| 経済財政改革の基本方針 2008 | 平成 20 年 6 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> 現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化(レセプト・オンライン化等)の推進、社会保障カード(仮称)の導入、公立病院改革等を行う。 長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定に沿って、対策を講ずる。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。</p> <p>また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、食品による薬物中毒事案が発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。</p> <p>こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関としての立場が明確化され、食の安全への新たな取組みが始まっていることを踏まえ、厚生労働省としては、引き続きリスク管理機関として、関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を国民の健康の保護を図る上で効果的に実施している。</p> <p>ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。</p> <p>また、健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間(平成14年から18年)の報告数の平均は76.2件であるが、平成19年には30件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。</p> <p>平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者の三者間の意見交換会について計画を立て、全国で定期的に行っている。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。</p> <p>(効率性)</p> <p>自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を効率的に実施している。</p> <p>農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家等が構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。</p> <p>健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効率的な報告が行われている。</p> <p>意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広に行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>大規模食中毒については、過去5年間(平成14年から18年)の平均件数は3.2件であるが、平成19年には5件発生している。これは、ノロウイルスによる食中毒が増加したこと等が原因と考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。なお、今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号)について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正したところである。</p> <p>モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。</p> <p>なお、平成20年5月23日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けたことを踏まえ、市場動向の変化等を考慮の上、モニタリング検査についてきめ細かい対応が可能となるよう、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むこととする。</p> |

ポジティブリスト制度は、平成 18 年 5 月 29 日から施行されたが、平成 19 年度には 29 農薬等の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。

平成 15 年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成 17 年及び 18 年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 機構・定員要求を検討

(理由)

施策目標に係る指標については、目標を達成しているものについては、着実な制度の整備・運用が見られているとともに、目標を達成できなかったものについても、その原因の分析が的確になされているため。

また、施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討することについては、先般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品危害情報を広く収集、解析、管理する必要があるため。

更に、定員要求については、年度ごとに定める輸入食品のモニタリング検査計画について、最新のデータに基づく見直しを行うとともに、適切な実施体制を確保する必要があることから、検疫所における食品衛生監視員の大幅な増員が必要となるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期) | | | | | |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準) なお、指標 1 及び 4 は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定(0 ~ 200%)。 | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度) | 2 【158.3%】 | 0 【200.0%】 | 2 【116.7%】 | 6 【0.0%】 | 5 【43.8%】 |
| 2 モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度) | 104 【104.0%】 | 103 【103.0%】 | 102 【102.0%】 | 102 【102.0%】 | 103 【103.0%】 |
| 3 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/-) | - | - | - | 7 【-%】 | 29 【-%】 |
| 4 健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度) | 89 【-%】 | 45 【-%】 | 39 【-%】 | 15 【-%】 | 30 【160.6%】 |
| 5 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度) (調査名・資料出所、備考) | - | - | - | - | - |

・指標 1 は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が 500 名以上の事例を大規模食中毒としている。
 【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html>

・指標 2 は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。
 【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

「ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の当該基準の見直し」については、個別目標 2 の主な事務事業欄参照。

・指標 3 は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成 18 年 5 月 29 日からのものである。

・指標 4 は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。
 【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/kimkyu/diet/jirei/030530-1.html>

・指標 5 は、食育推進基本計画が平成 18 年 3 月 31 日に決定されたことを踏まえ、平成 21 年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。

予算額

評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。

政策評価の結果の政策への反映状況

施策目標に係る指標については、目標を達成しているものについては、着実な制度の整備・運用が見られているとともに、目標を達成できなかったものについても、その原因の分析が的確になされているため。

また、施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討することについては、先般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品危害情報を広く収集、解析、管理する必要があるため。

| | | | |
|--------------------------|--|-----|-------------|
| | <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品危害情報対策費:18 百万円 ・ 輸出国食品安全対策調査評価推進費:7 百万円 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性未承認GM食品監視対策費 (平成 21 年度予算額:11 百万円(平成 20 年度予算額:13 百万円)) ・ 食品の販売・輸入禁止等対策費 (平成 21 年度予算額:11 百万円(平成 20 年度予算額:18 百万円)) ・ 食中毒危機管理対策費 (平成 21 年度予算額:15 百万円(平成 20 年度予算額:27 百万円)) ・ 農薬等ポジティブリスト制推進事業費 (平成 21 年度予算額:537 百万円(平成 20 年度予算額:502 百万円)) ・ 食品添加物指定費 (平成 21 年度予算額:110 百万円(平成 20 年度予算額:105 百万円)) ・ 消費者等情報提供事業費 (平成 21 年度予算額:15 百万円(平成 20 年度予算額:31 百万円)) <p>定員 評価結果を踏まえ、検疫所における食品衛生監視員を増員することとした。(27 名) 定員要求については、年度ごとに定める輸入食品のモニタリング検査計画について、最新のデータに基づく見直しを行うとともに、適切な実施体制を確保する必要があることから、検疫所における食品衛生監視員の大幅な増員が必要となるため。</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>安全で質が高く災害に強い水道を確保すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、濁水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や濁水対策を推進する。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国の水道は今日では大部分の国民が利用できるまでに普及しているものの、水道未普及地域の解消、水道管理の徹底、地震等の災害対策、水道施設の計画的な更新、運営基盤の強化等に向けた取組が必要とされている。将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう、平成16年6月に「水道ビジョン」を作成し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現させるための施策、行程を示すとともに、各水道事業者等に対しては、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨している。</p> <p>また、平成18年度末現在、水道事業者等の総数は9,304に上るが、小規模水道事業者においては基幹施設の耐震化、安全な水道水を供給するための技術者の確保及び経営基盤強化等が困難となる場合が多いため、統合、広域化を推進することが求められている。</p> <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度は96.9%であったのが、平成18年度は97.3%となっている。一方、水道未普及地域においては、井戸利用により生活用水を得ている場合が多いが、水質基準を超過している井戸も多数存在し、そのような地域において特に水道の普及が急がれる。</p> <p>基幹施設や基幹管路の耐震化は十分には進んでいない状況であり、地震が発生した場合に被害発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、水道事業者等の耐震化事業を計画的に実施していく必要がある。また、濁水対策として地域の実情に応じた水資源確保等の推進を図る必要がある。</p> <p>【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ 水道ビジョンについて http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/vision2.html 地域水道ビジョンについて http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</p> <p>(有効性)</p> <p>地域水道ビジョン策定状況は平成19年度では51%と向上している。策定されている地域を給水人口ベースで集計すると、平成18年度の52,078千人に対して平成19年度は60,019千人となり、水道の運営基盤の強化は毎年着実に進んでいる。また、広域水道受水人口()は、平成15年度の80,064千人に対して平成18年度は81,700千人となり、水道事業の統合による広域化が着実に進んでいる。</p> <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度96.9%であったのが、平成18年度は97.3%であり、国庫補助事業による簡易水道の整備等により、未普及地域における水道の整備が有効に行われている。</p> <p>水質基準適合率は99.9%以上という高い水準を維持しており、また、直結給水実施総戸数は、平成15年度の1,131千戸に対して平成18年度は1,716千戸となり、直結給水実施総戸が毎年度増加し、施策が着実かつ有効に進んでいる。</p> <p>地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は毎年着実に増加し、かつ、強度が低い石綿セメント管の布設延長割合は減少している。また、基幹管路の耐震化率は、平成17年度に10.8%に対して平成18年度は11.9%となり、地震に対する十分な備えができていたとはまだ言えない状況にあるが、着実に増加している。被害の影響範囲の縮小、早期復旧や応急給水の充実のため基幹管路が耐震化されていることが重要であることから、国庫補助等の施策は災害対応力の強化に有効である。</p> <p>また、濁水時においても国民の生活を守ることができるよう安定的な水道水源の確保のための事業に対する国庫補助等の施策により、水道水源開発を推進することによって、濁水による断減水影響人口の減少を図っている。</p> <p>広域水道受水人口 = 広域水道事業(企業団等地方自治体が共同で行っている水道事業及び県営水道事業)の給水人口 + 水道用水供給事業(水道事業者に対して水道用水を卸売りする事業)から受水している水道事業(広域水道事業は除く)の給水人口</p> <p>(効率性)</p> <p>簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費として新規国庫補助採択を行った40件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。</p> <p>水道未普及地域解消事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道未普及地域解消事業費として新規国庫補助採択を行った70件の費用便益比は、事業の実施により未普及地域の人々が各自水源を確保するのに必要な支出を回避できる費用を事業費で除したものを算出し、いずれも1以上であるため、未普及地域における水道施設の整備が効率的に行われているといえる。</p> <p>高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に高度浄水処理施設の新規国庫補助採択を行っ</p> |

た18件の費用便益比は、導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を高度浄水処理事業費で除したものを算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われているといえる。

水道管路近代化推進事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った22件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

(総合的な評価)

各水道事業者の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等が示されている地域水道ビジョンの策定は、水道の運営基盤の強化に対しても効果があり、その数は毎年着実に増加している。

また、広域水道受水人口の増加や市町村合併による水道事業の統合が進んでいることから、広域化の推進による経営基盤の強化が進んでいると評価できる。従来の事業統合による広域化に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化による新たな概念の広域化を推進していく必要がある。

水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めていく必要がある。

高度浄水施設整備等についての国庫補助や水道事業者等への立入検査等が相まって、安全で質の高い水道水の供給に効果があったと評価できる。また、高度浄水施設等整備にかかる国庫補助事業については、個別の事業の新規採択の際に費用対効果分析(参考参照)を行っており、効率的な運用が行われているものと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進して実績目標の達成を目指し、安全で質の高い水道水の供給の確保に努める必要がある。

直結給水実施総戸数についても年々増加しており、直結給水の実施が毎年着実に進んでいると評価できる。

水道施設の耐震化の状況は十分といえる状況ではなく、耐震管路延長の増加等水道水の安定供給のための基盤施設整備の推進が重要。施策により管路の耐震化が着実に進んでいると評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ることが必要である。

渇水対策については、渇水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源を確保するために、地域の実情や特性を踏まえ、今後とも水道水源開発等の対策を着実に進める必要がある。

【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ

水道事業の費用対効果分析マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/070730-1.pdf>

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

(理由)

これまで示した通り、いずれの指標についても前年度比で、また、近年継続的に向上していることから、安全で質が高く災害に強い水道の確保に効果があったと評価できる。

今後も引き続き現行の施策を推進し、目標の達成を目指し、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | |
|--|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。 | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度) | - | - | 30 | 44 【146.6%】 | 51 【115.9%】 |
| 2 新広域化率(%) (前年度以上/毎年度) | (68.4) | (68.6) 【100.3%】 | (68.8) 【100.3%】 | (69.1) 【100.4%】 | 集計中 |
| 3 水道普及率(%) (前年度以上/毎年度) | 96.9 | 97.1 【100.2%】 | 97.2 【100.1%】 | 97.3 【100.1%】 | 集計中 |
| 4 水質基準適合率(%) (100%/毎年度) | 100.0 【100%】 | 99.9 【99.9%】 | 99.9 【99.9%】 | 100.0 【100.0%】 | 集計中 |
| 5 直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上/毎年度) | 1,131 | 1,303 【115.2%】 | 1,460 【112.0%】 | 1,716 【117.5%】 | 集計中 |
| 6 基幹施設の耐震化率(%) (100%/平成25年度) | (浄水施設) (19.9) | (浄水施設) (18.6) | (浄水施設) (12.4) | (浄水施設) (13.0) | 集計中 |
| | (配水池) (26.3) | (配水池) (27.6) | (配水池) (20.1) | (配水池) (23.0) | 集計中 |
| 基幹管路の耐震化率(%) (100%/平成25年度) | (13.5) | (13.8) | 10.8 | 11.9 | 集計中 |
| 7 渇水による水道の断水影響人口 (千人)(前年度以下/毎年度) | 474 | 130 【172.6%】 | 3,015 【0.0%】 | 9 【199.7%】 | 集計中 |

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。
- ・指標2~6は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。
- ・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。
- ・指標5は3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。
- ・指標6は平成17年度に耐震化の定義が厳格化されたため平成16年度以前に比べ値が低下している。
平成17年度より耐震化の定義を厳格化している(基幹施設の耐震性に対しては、水道施設耐震工法指針で定めるレベル2、ランクAの耐震基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性に対しては、導・送・配水管における耐震型継手を有するダクタイル鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)を耐震管と定めた)。
- ・指標7は、「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)による。平成19年度の数値は国土交通省により現在集計中。

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----|-------------|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。 これまで示した通り、いずれの指標についても前年度比で、また、近年継続的に向上していることから、安全で質が高く災害に強い水道の確保に効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、目標の達成を目指し、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めていく必要があるため。 (平成 21 年度予算額:95,921 百万円[平成 20 年度予算額:100,969 百万円])</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策（主な もの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | | | |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>麻薬・覚せい剤等の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国の薬物情勢は、検挙人員の大多数を占める覚せい剤事犯については、押収量は減少傾向にあったが平成19年においては増加し、検挙人員についても増減を繰り返している。また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯については、平成19年において押収量が前年より増加しているが、検挙人員については減少しているものの、検挙人員の約9割が初犯で、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、依然として深刻であり予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、既に取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。</p> <p>また、薬物乱用防止啓発活動についても引き続き国民全般(特に青少年)を対象として実施していく必要がある。</p> <p>なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」という。)が平成19年4月に施行され、指定薬物として指定することにより製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りが担保されたところであり、取組を進めている。</p> <p>(有効性)</p> <p>薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新5か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することによる、総合的な取締対策を推進している。</p> <p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人員については各年において数値にバラツキは見られるものの、一定の水準で推移している。主な薬物の押収量については、近年減少傾向にあったが平成19年は増加した。これは、違法薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締を実施した結果、水際の大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果は上げていると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>また、取締事業においては、麻薬等についてインターネット上で販売広告を行う事犯、イラン人密売組織等を多数検挙し、また大麻やMDMA等合成麻薬については若年層を中心に重点的な取締りを行う等、効果的な取締を行っている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、検挙人員、押収量からみても薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより啓発活動や取締体制の充実強化を進める必要がある。</p> <p>なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、改正薬事法に基づき、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止し、買上調査に基づく立入検査やインターネット上での販売広告の監視を行うとともに、パンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っているが、より実効あるものとするため、都道府県も含め、引き続き監視・指導体制を充実させ、取締りを強化する必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 機構・定員要求を検討</p> <p>(理由)</p> <p>薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実にも努める必要がある。</p> <p>最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|---|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 薬物事犯の検挙人数(単位:人) (-) | 17,555 【 - %】 | 15,412 【 - %】 | 16,231 【 - %】 | 14,882 【 - %】 | 15,175 (速報値) 【 - %】 |
| 2 主な薬物の押収量(単位:kg) (-) | | | | | |
| ・覚せい剤 | 493.5 | 411.3 | 122.8 | 144.0 | 359.0 |
| ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) | 881.3 【 - %】 | 970.1 【 - %】 | 886.2 【 - %】 | 332.6 【 - %】 | 560.6 (速報値) 【 - %】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。 | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

予算額
評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。
薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。
(平成21年度予算額:1,767百万円(平成20年度予算額:1,972百万円))
組織・定員
最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙率の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。
これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。
評価結果を踏まえ、平成21年度定員増員を行った。(定員増:10名)

反映状況分類

機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|----------------------|----------|--|
| 「薬物乱用防止新5か年戦略」 | 平成15年7月 | <ul style="list-style-type: none"> 中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。 薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人密売組織の取締りを強化しているとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。 「薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。 |
| 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 | 平成15年12月 | <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教室の開催及び地域や家庭における啓発活動の推進等により、児童・生徒を始めとする青少年に対する薬物乱用防止教育を充実するとともに、各種啓発活動の全国展開等薬物乱用の根絶等を訴える広報啓発活動を効果的に推進する。 「国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。 |
| 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策 | 平成15年7月 | 「薬物の密輸を水際で食い止める上での海路対策の重要性にかんがみ、関係省庁が一体となって |

| | | |
|--|--|---|
| | | 水際対策を重点的に行う」との方針に基づき、捜査体制を強化して密輸事犯の情報収集・分析能力の向上を図るとともに、警察・税関等関係機関との連携を強化し合同取締り等を実施している。 |
|--|--|---|

| | |
|------------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これら化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。</p> <p>また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止を図る。</p> <p>その他、急性毒性作用がある物質については毒物又は劇物に指定し、その製造、輸入又は販売について登録を義務づける等の規制を行い、適正な管理を推進する。</p> |
| <p>策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>化学物質は、幅広い産業において基幹的基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。</p> <p>化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必要不可欠な公共的要素の強い情報である。</p> <p>そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>毒物及び劇物の指定のための調査については、平成 19 年度において2件行っている。また、平成 18 年度において実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。</p> <p>化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、化審法制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本において平成 17 年から平成 22 年の間に 96 物質を点検するという目標に向け、平成 19 年度の数値は現在集計中であるが、平成 17 年度及び平成 18 年度で 40 物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。</p> <p>家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えられる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要と認められる基準を策定することとしている。</p> <p>既に策定した防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂の必要性について現在検討しており、今年度を目途とした作成を目指して、本年3月から業界団体等と検討を進めている。</p> <p>(効率性)</p> <p>毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査を行うことで調査の効率化を図っている。</p> <p>既存化学物質の安全性点検については、生産量や用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排除しながら行っており、効率化を図っている。</p> <p>また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応できるよう努めている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>化学物質等の適正な評価・管理を推進するとともに、広く国民や事業者へ情報提供を行うなど、引き続き安全性を確保するため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数(単位:件) (-) | 3 【-】 | 3 【-】 | 2 【-】 | 3 【-】 | 2 【-】 |
| 2 高生産既存化学物質国際安全性点検件数(単位:件) (化学物質(96物質)の安全性点検の実施/2010年) | 16 【-】 | 20 【-】 | 17 【-】 | 23 【-】 | 集計中 |
| 3 策定件数(単位:件) 家庭用品の安全確保マニュアルの(概ね2年に一つの割合) | 【-】0 | 【-】0 | 【-】1 | 【-】0 | 【-】0 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1、2及び3は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによるが、指標2の平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年9月に取りまとめ予定である。 【参考】化学物質安全対策室のホームページ ・家庭用品の安全確保マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html 「高生産既存化学物質国際安全性点検」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。 | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

予算額

評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。

化学物質等の適正な評価・管理を推進するとともに、広く国民や事業者へ情報提供を行うなど、引き続き安全性を確保するため。

(平成21年度予算額:526百万円〔平成20年度予算額:701百万円〕)

反映状況分類

機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>生活衛生関係営業は、その施設数が平成19年3月末現在で約250万施設に上っており、我が国の経済において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係する営業であることから、公衆衛生の向上、増進を図っていくことは引き続き重要な課題となっている。</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象となる特定建築物は、平成18年度末現在、全国で3万9千棟余り存在しており、増加傾向にある。建築物の増加及び施設の多様化により、建築物における環境衛生の維持管理は複雑化しており、今後とも適切な維持管理がなされ、環境衛生が良好に保たれるよう努めていく必要がある。</p> <p>(参考)厚生労働省ホームページ 生活衛生関係営業施設数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei20/xls/07-01.xls 特定建築物施設数 http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/130/2006/toukeihyou/0006097/t0135915/HAR0180_001.html</p> <p>(有効性)</p> <p>振興指針についてはそれぞれの業種について5年ごとに見直しを行っているが(参考:厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei05/14.html)、平成19年度においては公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とした食鳥肉販売業の振興指針の改正を行った。また、平成17年11月より新たに登録が開始されためん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款登録施設数は、(財)全国生活衛生営業指導センターによる当該約款に係る普及啓発の取組により、平成19年度でめん類飲食店営業については269施設、一般飲食店営業について288施設と確実に増えており、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られていると評価できる。</p> <p>建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うことで、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理の推進に有効である。</p> <p>(効率性)</p> <p>生活衛生の維持及び向上を図るためには、生活衛生関係営業における営業施設の衛生水準の向上や経営の健全化は必要不可欠である。振興計画による振興事業の実施等により、厨房器具・備品など施設設備の改善等、経営の近代化及び合理化が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。</p> <p>個別空調設備やIPM(総合的有害生物管理)に対応した衛生害虫の防除などを行うため、平成20年1月に改正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興について、営業施設の経営の近代化及び合理化等が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。しかし、経営基盤が脆弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。</p> <p>建築物環境衛生管理基準に係る不適合率については、顕著な減少は見られないものの、目立った増加はなくほぼ横ばいで推移している。不適合が判明した特定建築物については、都道府県等において個々に指導等を実施するため、立入検査を通じて、建築物衛生の改善及び向上等を推進していると評価できる。また、個々の特定建築物に対し、維持管理の指導等を行う際に、「建築物環境衛生維持管理要領」等の浸透を図ることで、衛生的な維持管理の向上に寄与している。</p> <p>引き続き建築物における衛生に係る状況を把握し、建築物衛生の改善及び向上等に努めていくことが必要である。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>生活衛生の向上及び増進を図るため、継続的に関係施策を推進する必要があるため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 振興計画の認定件数(単位:件数) (-/-) | 519 | 517 | 517 | 518 | 518 |
| 2 標準営業約款登録施設数(単位:施設数) (-/-) | | | | | |
| 理容業 | 59,350 | 58,954 | 51,230 | 46,731 | 45,998 |
| 美容業 | 26,085 | 25,783 | 22,983 | 21,050 | 20,414 |
| クリーニング業 | 4,721 | 4,614 | 4,430 | 4,198 | 3,503 |
| めん類飲食店営業 | - | - | 149 | 269 | 288 |
| 一般飲食店営業 | - | - | 157 | 284 | 317 |
| 3 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)(-/-) | | | | | |
| 浮遊粉じんの量 | 1.8 | 1.9 | 2.3 | 2.1 | 集計中 |
| 一酸化炭素含有率 | 0.3 | 0.5 | 0.7 | 0.4 | 集計中 |
| 二酸化炭素含有率 | 8.5 | 10.6 | 12.5 | 13.8 | 集計中 |
| 温度 | 10.4 | 10.0 | 11.4 | 14.3 | 集計中 |
| 相対湿度 | 34.6 | 36.5 | 38.8 | 42.8 | 集計中 |
| 気流 | 0.9 | 1.2 | 1.3 | 1.7 | 集計中 |
| ホルムアルデヒドの量 | - | 2.3 | 3.9 | 2.2 | 集計中 |
| 水質基準 | 0.2 | 0.4 | 0.4 | 1.4 | 集計中 |
| 残留塩素含有率 | 1.8 | 1.6 | 1.8 | 1.9 | 集計中 |
| (調査名・資料出所・備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、健康局生活衛生課の調べによる(件数は累計値)。 指標2は、(財)全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されているため、平成16年度までの当該数値は存在しない。 指標3は健康局生活衛生課調べによる。 指標3の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 各年度の欄の数値は、前年度(例:H18の場合は、平成17年4月~18年3月)の調査結果である。なお、平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月頃にとりまとめ予定である。 「ホルムアルデヒドの量」については、平成15年4月から新たに建築物環境衛生管理基準に加えられたため、平成15年度分から測定を開始している。 | | | | | |
| <p>振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針にもとづき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。</p> <p>【参考】平成19年12月時点での組合数 生活衛生同業組合 580 生活衛生同業小組合 3</p> | | | | | |
| 標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化，施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。 | | | | | |
| 建築物環境衛生管理基準：空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を定めた基準。 (都道府県知事が法の施行上必要と認められる場合に立入検査を行う。) | | | | | |

| | | | |
|------------------|---|--|-------------|
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き現行の施策を推進し、生活衛生水準の確保により一層の生活衛生関係営業の振興を図る。</p> <p>生活衛生の向上及び推進を図るため、継続的に関係施策を推進する必要があるため。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準営業約款推進事業費 <p>(平成21年度予算額 2.8百万円[平成20年度予算額:2.8百万円])</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |

| | | | |
|--------------------------|---------|-----|----------|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| 施策名 | 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|---------|---------|--------|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|---------------------------|---------|---------|---------|---------|-----|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、障害(補償)年金受給者数の累計は長期的に増加傾向にあり、特に直近7年間においては約10万人で推移している。このような状況において、依然として義肢等補装具の支給等被災労働者やその遺族に対する社会復帰の促進、援護等の事業の必要性は高い。</p> <p>未払賃金立替払事業は、企業倒産により事業主に賃金支払能力がなくなった場合に労働者からの申請に基づいて、調査の上、立替払いを行うものであり、立替払件数は、必然的に雇用経済情勢に大きく左右されるものである。昨今、景気全体としては回復傾向にあるものの、全国倒産件数が2年連続で増加し、大型倒産も発生しているところであり、このような状況の中、平成19年度の立替払件数は、5年ぶりに上昇したところである。今後においても、立替払いの実績は高水準で推移することが見込まれる。</p> <p>(有効性) 指標に用いた義肢等補装具等については、被災労働者等が要件を満たす場合に支給等を行うものであり、その件数の増減のみをもって評価を行うことはできないが、真に援護等を必要とする被災労働者等に対して適切な支給等を行うため、①義肢等補装具支給制度については医学的・工学的見地から、支給種目の追加、支給対象者の拡大等の見直しを、②アフターケアについては、医療技術の進歩等に鑑み、措置内容の見直しや支給対象者の範囲の拡大等をそれぞれ行っている。</p> <p>(効率性) 各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、支給項目の新設・統廃合を行うとともに支給項目ごとに適切な支給期間を設定する等の見直しを行っている。</p> <p>(総合的な評価) 障害(補償)年金受給者等、義肢等補装具等の給付を要する被災労働者及び援護を必要とする遺族等は依然として多い。このような情勢の中、①義肢等補装具の支給及びアフターケアの実施を通じ、被災労働者の身体の欠損又は損なわれた身体機能の補完、労働能力の維持を図ることにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進に寄与するとともに、②労災就学等援護費の支給及び未払賃金の立替払を通じて、被災労働者の遺族等及び賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対する援護等を行っている。また、これらの事業については、PDCAサイクルの手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行っており、被災労働者等に対して、適切かつ公正に円滑な社会復帰の促進、援護等が図られている。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="411 1473 1327 1899"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 義肢等補装具の支給件数 (単位:件)(一)</td> <td>8,247</td> <td>7,996</td> <td>8,141</td> <td>8,226</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2 アフターケア実施件数 (単位:件)(一)</td> <td>431,343</td> <td>432,906</td> <td>434,142</td> <td>436,245</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3 労災就学等援護費の支給件数 (単位:件)(一)</td> <td>43,557</td> <td>43,039</td> <td>42,913</td> <td>42,432</td> <td>42,290</td> </tr> <tr> <td>4 未払賃金の立替払件数 (単位:件)(一)</td> <td>4,313</td> <td>3,527</td> <td>3,259</td> <td>3,014</td> <td>3,349</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。(独)労働者健康福祉機構調べ ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。</td> </tr> </tbody> </table> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 義肢等補装具の支給件数 (単位:件)(一) | 8,247 | 7,996 | 8,141 | 8,226 | 集計中 | 2 アフターケア実施件数 (単位:件)(一) | 431,343 | 432,906 | 434,142 | 436,245 | 集計中 | 3 労災就学等援護費の支給件数 (単位:件)(一) | 43,557 | 43,039 | 42,913 | 42,432 | 42,290 | 4 未払賃金の立替払件数 (単位:件)(一) | 4,313 | 3,527 | 3,259 | 3,014 | 3,349 | (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。(独)労働者健康福祉機構調べ ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。 | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 義肢等補装具の支給件数 (単位:件)(一) | 8,247 | 7,996 | 8,141 | 8,226 | 集計中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 アフターケア実施件数 (単位:件)(一) | 431,343 | 432,906 | 434,142 | 436,245 | 集計中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 労災就学等援護費の支給件数 (単位:件)(一) | 43,557 | 43,039 | 42,913 | 42,432 | 42,290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 未払賃金の立替払件数 (単位:件)(一) | 4,313 | 3,527 | 3,259 | 3,014 | 3,349 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。(独)労働者健康福祉機構調べ ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>○ 予算額 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。</p> <p>※ 一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。</p> <p>なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--|-----|-------------|
| | (継続) ・ 義肢等補装具の支給の事業 (平成 21 年度予算額:2,901 百万円〔平成 20 年度予算額:2,671 百万円〕) ・ アフターケア実施の事業 (平成 21 年度予算額:3,602 百万円〔平成 20 年度予算額:3,262 百万円〕) ・ 労災就学等援護費の支給の事業 (平成 21 年度予算額:2,760 百万円〔平成 20 年度予算額:2,748 百万円〕) ・ 未払賃金の立替払の事業 (平成 21 年度予算額:18,622 百万円〔平成 20 年度予算額:16,109 百万円〕) | | |
| | 反映状況分類 | ③ | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | — | — | — |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化する中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>(1) 中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。</p> <p>(2) 勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく()、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられる。</p> <p>持家率 勤労者世帯 58.5% 自営業世帯 80.6% 資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」</p> <p>(3) 労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき設立された会員制の共同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条及び銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。</p> <p>また、平成18年6月に金融商品取引法が成立(平成19年10月施行)し、金融機関が金融商品を販売(国債や投資信託の窓口販売等)するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1) 「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5~299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成19年度末における在籍被共済者数については、約291万人と前年から7万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。</p> <p>(2) 勤労者財産形成促進制度については、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、各種情報の提供を充実させることにより利用者である事業主の利便を図るとともに、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図り、制度の利用促進を実施したことにより、勤労者の財産形成促進に寄与している。</p> <p>(3) 労働金庫法94条、銀行法第25条に基づく立入検査により、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営が確保されている。</p> <p>(効率性)</p> <p>(1) 事業運営に係る経費の削減を図りつつも、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金からの移行について重点的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。</p> <p>(2) 勤労者財産形成促進制度については、特別会計改革の観点から平成19年度に労働保険特別会計からの補助金を廃止し効率性を高めるとともに、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、引き続き適正な制度の運用を図っている。</p> <p>(3) 労働金庫に対する検査については、検査終了後、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップも必要なことから、概ね2年に1回行っており、効率的に労働金庫の健全性を確保している。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>(1) 中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標達成率を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(2) 勤労者財産形成促進事業については、勤労者財産形成融資の利用件数の減少傾向は、近年の低金利や民間金融機関の経営戦略を背景とした商品との金利差が小さくなったことによるものと考えている。しかしながら、勤労者にとって自営業者との間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、今後とも引き続き本制度の活用促進を図ることとする。</p> <p>(3) 労働金庫監督検査事業については、指標としている全労働金庫に対する検査実施状況について平成19年度では目標達成率は100%を下回っているものの、概ね2年に1回検査という計画に基づき実施しており、検査実施率は定着している。これにより、金融実態に応じた的確な検査を実施することができており、効率的に労働金庫の健全性が確保されていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <p>豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準) | | | | | |
|--|--------------------|-------------------|------------------|------------------|---------------------|
| | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 中小企業退職金共済制度における 新規加入被共済者数 (単位:人) (354,460人以上 / 平成19年度) | 356,946 | 361,578 | 438,120 | 416,246 | 415,249 【117.1%】 |
| 2 勤労者財産形成融資の利用件数 (単位:件) (前年度以上 / 毎年度) | 25,507 【108.5%】 | 15,177 【59.5%】 | 7,441 【49.0%】 | 5,386 【72.4%】 | 3,501 【65.0%】 |
| 3 全労働金庫に対する検査実施状況 (単位:%) (50%以上 / 毎年度) | 50 【100.0%】 | 46 【92.0%】 | 50 【100.0%】 | 57 【114.0%】 | 43 【86.0%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。 ・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。 ・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。 | | | | | |

政策評価の結果
の政策への反映
状況

予算額
評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。
豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。
(継続)
・ 勤労者退職金共済機構
(平成21年度予算額10,735百万円(平成20年度予算額:11,066百万円))
・ 財産形成促進事業
(平成21年度予算額5百万円(平成20年度予算額:48百万円))
・ 労働金庫
(平成21年度予算額11百万円(平成20年度予算額:11百万円))

反映状況分類 | 機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------|-----|----------|
| | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------|-----------------|------------|---------------------------|--------------------|--|--|--|--|--------------------|--|--|--|--|--|------------------------------|--|--|--|--|--|------------|------------|------------|------------|------------|--|---|--|--|--|--|---------------------------|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 経済社会構造の変革や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の源泉である長期的に安定した労使関係を確保していくことがますます重要となってきた。このような状況においては、集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ることは引き続き大きな課題である。 例えば、不当労働行為事件について見ると、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んでいるところである。 (有効性) 国内外の労使関係法制情報等を収集するとともに情報発信を行うなど、事業を効果的に実施した結果、集团的労使関係法制の普及啓発が図られている。 (効率性) 不当労働行為の審査や労使紛争の調整については、迅速かつ的確な処理がなされ概ね目標を達成するなど、効率化が図られている。 (総合的な評価) 労使関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が80%近くに達したことから、安定した労使関係等の形成を促進するために行っている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているものと評価することができる。 (評価結果の分類) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (理由) より効果的・効率的に事業を実施できるよう事業内容の見直しを行う。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="432 1122 1339 1429"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="432 1122 1339 1151"> <p>施策目標に係る指標</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="432 1151 1339 1180"> <p>(達成水準/達成時期)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="432 1180 1339 1209"> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1209 820 1238"> <p>H15</p> </td> <td data-bbox="820 1209 927 1238"> <p>H16</p> </td> <td data-bbox="927 1209 1034 1238"> <p>H17</p> </td> <td data-bbox="1034 1209 1141 1238"> <p>H18</p> </td> <td data-bbox="1141 1209 1339 1238"> <p>H19</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1238 820 1346"> <p>1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位:%) (50%以上/平成19年度)</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="820 1346 1339 1429"> <p>79.9% 【159.8%】</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="432 1346 1339 1375"> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="432 1375 1339 1429"> <p>・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。</p> </td> </tr> </table> | | | | <p>施策目標に係る指標</p> | | | | | | <p>(達成水準/達成時期)</p> | | | | | | <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | <p>H15</p> | <p>H16</p> | <p>H17</p> | <p>H18</p> | <p>H19</p> | | <p>1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位:%) (50%以上/平成19年度)</p> | | | | | <p>79.9% 【159.8%】</p> | <p>(調査名・資料出所、備考)</p> | | | | | | <p>・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。</p> | | | | | |
| <p>施策目標に係る指標</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(達成水準/達成時期)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>H15</p> | <p>H16</p> | <p>H17</p> | <p>H18</p> | <p>H19</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位:%) (50%以上/平成19年度)</p> | | | | | <p>79.9% 【159.8%】</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(調査名・資料出所、備考)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算額 評価結果を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施できるよう事業内容の見直しを行うこととした。 (継続) ・国際労働関係事業 (平成21年度予算額:479百万円[平成20年度予算額:531百万円]) 現在の事務については効果的・効率的に行われていることから、評価結果を踏まえ、引き続き実施することとした。 (継続) ・不当労働行為の審査、労働争議のあっせん・調停及び仲裁 (平成21年度予算額:399百万円[平成20年度予算額:404百万円])</p> <table border="1" data-bbox="304 1787 1522 1823"> <tr> <td data-bbox="304 1787 900 1823"> <p>反映状況分類</p> </td> <td data-bbox="900 1787 1241 1823"> <p>機構・定員要求への反映</p> </td> </tr> </table> | | | | <p>反映状況分類</p> | <p>機構・定員要求への反映</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>反映状況分類</p> | <p>機構・定員要求への反映</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------|-------------------|--|-------------------|------------------|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|---|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) これまで労働保険の適用促進は行われてきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、関係機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組むこととなった。 また、適用事業の事業主は労働保険料等を納付しなければならないこととなっているが、労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることになる。このような中においても、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、国民の理解を高める等により、適正な徴収を図っていく必要がある。 (有効性) 労働保険料算定基礎調査により適正な徴収決定を行うとともに、労働保険料等を滞納している事業場に対する納入督促や滞納整理が有効に行われ、例年とほぼ同率の収納率となった。 (効率性) 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査に係る年間業務計画及び滞納整理に係る年間業務計画を立てており、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しているところである。 また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、労働保険料等の適正徴収が効率的に行われている。 (総合的な評価) 平成19年度より、労働保険料と併せて、石綿健康被害者の救済費用に充てるための一般拠出金の徴収が開始され、都道府県労働局においては業務が増大したところであるが、労働保険料等の収納率は前年度を上回ることはできなかったものの、算定基礎調査や滞納整理を効率的に実施し、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については、一定の成果があったと評価できる。 しかしながら、労働保険の適用促進については、これまですでに存在している未手続事業に加え、毎年相当数設立される新規事業においても労働保険についての認識不足等により新たな未手続事業が発生することなどにより、依然として相当数の未手続事業が存在していることから、関係機関との連携による未手続事業の的確な把握や職権による成立手続の実施等により、未手続事業の更なる解消を推進する必要がある。 (評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (理由) 未手続事業の一掃については一定の改善が見られているところであるが、なお相当数の未手続事業が残されていることから、未手続事業についての調査・分析を行い、業所管官庁や関係機関との連携をより一層強化して対応する必要があるため。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="384 1379 1377 1637"> <tr> <td colspan="6"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度)</td> <td>97.43 【100.4%】</td> <td>97.54 【100.1%】</td> <td>97.86 【100.3%】</td> <td>97.92 【100.1%】</td> <td>97.64 【99.7%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>(調査名・資料出所、備考) ・収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額の比率を指す。 ・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。</p> </td> </tr> </table> | | | <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度) | 97.43 【100.4%】 | 97.54 【100.1%】 | 97.86 【100.3%】 | 97.92 【100.1%】 | 97.64 【99.7%】 | <p>(調査名・資料出所、備考) ・収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額の比率を指す。 ・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。</p> | | | | | |
| <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度) | 97.43 【100.4%】 | 97.54 【100.1%】 | 97.86 【100.3%】 | 97.92 【100.1%】 | 97.64 【99.7%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(調査名・資料出所、備考) ・収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額の比率を指す。 ・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。 未手続事業の一掃については一定の改善が見られているところであるが、なお相当数の未手続事業が残されていることから、未手続事業についての調査・分析を行い、業所管官庁や関係機関との連携をより一層強化して対応する必要があるため。 (平成21年度予算額:1,386百万円[平成20年度予算額1,476百万円])</p> <table border="1" data-bbox="304 1899 1522 1928"> <tr> <td>反映状況分類</td> <td>機構・定員要求への反映</td> </tr> </table> | | | 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| 施策名 | 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること |
| 施策の概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的等 <p>公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあつたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> 2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的等 <p>職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。</p> <p>また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> 3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的等 <p>求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関(民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p> |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>平成19年度の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が平成19年12月には1倍台を割り込み、平成20年3月には0.95倍と下降傾向となっており、完全失業率(季節調整値)は平成19年4月の3.9%が平成20年3月には3.8%と同水準で推移するなど、平成20年3月時点においては、厳しさが残るものの改善しているところであるが、改善の動きが弱まっているところである。</p> <p>この様な状況下、依然として能力、経験、年齢等のミスマッチが見られることから、改善傾向をより確かなものとするため、公共職業安定機関における需給調整機能を更に強化するとともに、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、ミスマッチの解消を図る必要がある。</p> <p>また、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応するため、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般労働者派遣事業 25,585 事業所(平成20年3月現在)(対前年度比約18.9%増加) ・ 特定労働者派遣事業 44,481 事業所(平成20年3月現在)(対前年度比約48.2%増加) ・ 有料職業紹介事業 15,453 事業所(平成20年3月現在)(対前年度比約20.7%増加) ・ 無料職業紹介事業(※) 647 事業所(平成20年3月現在)(対前年度比約2.1%減少) <p>(※)学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p> <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有効求人倍率が下降傾向となっている中で、求人者・求職者それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな就職支援を実施した結果、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合について、それぞれ目標達成率96%・就職件数99%と、おおむね目標に近い水準に達している。このことから、公共職業安定機関における需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。 (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等の法令違反が是正され、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数が増加(平成19年度14,472(対前年度比10%増))するなど、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保が有効に図られている。 (3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成19年度約94万件)及び求人情報件数(平成19年度約97万件)については、雇用情勢の改善等により実績の低減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成20年3月31日現在9,900機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。 <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共職業安定所数及び職員数が減少し、雇用情勢の改善の動きが弱くなっている中で、前述のとおり、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合は、おおむね目標に近い水準に達しており、公共職業安定機関の需給調整機能は効率的に実施しているものと評価される。 (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多用な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られている。 (3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、 |

全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものである。

(総合的な評価)

- (1) 雇用情勢の改善の動きが弱くなっている状況にあつて、公共職業安定機関の需給調整機能の強化はますます必要となつているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに十分に評価できるものである。
- (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成19年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けているところであるが、平成19年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数は14,472件(対前年度比10%増)となつており、労働者派遣事業の円滑な運営が図られているところである。
- (3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもつて、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回つており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(理由)

施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|--------------|----------------|---------------|----------------|------------------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 公共職業安定所の求職者の就職率(%) (33%以上/平成19年度) | 28.8 【-%】 | 30.7 【102%】 | 31.6 【99%】 | 32.4 【101%】 | 31.8 【96%】 |
| 2 雇用保険受給資格者の早期再就職割合(%) (30%以上/平成19年度) | - 【-%】 | 13.6 【113%】 | 14.0 【93%】 | 15.1 【90%】 | 29.6 【99%】 |
| 3 職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度) | - 【-%】 | - 【-%】 | 9.3 【-%】 | 8.9 【40%】 | 8.3 【60%】 |
| 4 職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度) | - 【-%】 | - 【-%】 | 10.7 【-%】 | 10.3 【40%】 | 9.1 【120%】 |
| 5 労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成19年度) | - 【-%】 | - 【-%】 | - 【-%】 | 13,203 【-%】 | 14,472 【110%】 |
| 6 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成19年度) | - 【-%】 | - 【-%】 | - 【-%】 | 35.7 【102%】 | 38.6 【110%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| ①指標1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あつせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。 ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険被保険者資格の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始している。なお、平成19年度からは、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させること等のため、再就職手当の有無にかかわらず、受給資格決定件数に対して給付日数の3分の2以上を残して就職した者の割合として集計している。 | | | | | |
| ②指標3～5 資料出所：職業安定局調べによる。 | | | | | |
| ③指標6 資料出所：「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。 備考： ・インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。 | | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|---|-----|-------------|---|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | ○ 予算額 評価結果を踏まえ、公共職業安定所等における需給調整機能を一層強化するため、大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備、公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援等を新規に予算要求とした上で、これまでの取組を引き続き推進することとした。 (新規) ・ 大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備 (平成 21 年度予算額:1,264 百万円) ・ 公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援 (平成 21 年度予算額:1,194 百万円) ・ 緊急地域共同就職支援事業(仮称) (平成 21 年度予算額:1,901 百万円) ・ 「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等 (平成 21 年度予算額:736 百万円) ・ ふるさとハローワーク推進事業(仮称) (平成 21 年度予算額:1,548 百万円) (継続) ・ 正社員就職増大対策費 (平成 21 年度予算額:1,047 百万円[平成 20 年度予算額 1,372 百万円]) ・ 再就職支援プログラム事業 (平成 21 年度予算額:2,807 百万円[平成 20 年度予算額 3,251 百万円]) ・ 再チャレンジプランナー事業 (平成 21 年度予算額:1,344 百万円[平成 20 年度予算額 1,968 百万円]) ・ 職業紹介事業指導援助事業 (平成 21 年度予算額:106 百万円[平成 20 年度予算額 116 百万円]) ・ 労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業 (平成 21 年度予算額:570 百万円[平成 20 年度予算額 466 百万円]) ・ しごと情報ネット事業 (平成 21 年度予算額:515 百万円 [平成 20 年度予算額 438 百万円]) | | | |
| | 反映状況分類 | ④ | 機構・定員要求への反映 | — |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） | |
| | — | — | — | |

| 施策名 | 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること |
|-------------------------------|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業・新分野進出等に係る支援 ・ 中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・ 離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・ 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 ・ 地方就職支援、U・Iターン者等の活用 ・ 積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・ 港湾労働者の雇用の改善等 ・ 林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・ 農林業等への多様な就業の促進 ・ 介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出等、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進</p> <p>創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防</p> <p>平成 19 年度の雇用情勢についてみると、完全失業率はおおむね 3% 台で推移する中、平成 20 年 3 月における有効求人倍率は 0.95 倍となり、平成 17 年 6 月以来 2 年 9 か月振りの低水準となるなど、注意を要する状態にある。</p> <p>また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主は未だ少なからず存在しており、労働経済動向調査(厚生労働省)によると、平成 20 年 1 月 - 3 月期に雇用調整を実施した事業所の割合は、13%と前期 11%に比べやや増加している。こうした中、引き続き失業者の就労支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。</p> <p>また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。</p> <p>離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進</p> <p>雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。</p> <p>出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進</p> <p>最近の労働移動の状況を見ると、完全失業率はここ数年低下傾向にあるが、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。</p> |

(延べ労働移動率:平成12年 30.7%、平成13年 32.0%、平成14年 31.0%、平成15年 30.9%、平成16年 31.7%、平成17年 34.9%、平成18年 32.2%「雇用動向調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」)

労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっている。

(2) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出

全国的には雇用情勢が改善しているところであるが、改善の動きには地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた意欲が高い地域に対して支援を重点化する必要がある。そのため、地域求職者の雇入れを伴う施設・設備の設置・整備を行う事業主等に対し地域雇用開発助成金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創造推進事業を積極的に実施することで地域の創意工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求められている。

地方就職支援、U・Iターン者等の活用

近年、都市生活者の地方生活への関心が高まってきているものの、地方においては、依然として人材不足が問題となっている。さらに、団塊世代の高齢化に伴い、U・Iターンによる就業や起業を目指す高齢者が増加することが見込まれることから、引き続き地方就職希望者に対する相談・援助や広域職業紹介等を実施することにより、人材の地方への移動促進を実施する必要がある。

積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策

積雪又は寒冷の度が特に高い地域については、事業活動が季節的に変動することから、特定の産業又は事業の季節的業務に就労する労働者(以下「季節労働者」という。)にあっては季節に離職を余儀なくされる人々が少なくない。これらの季節労働者は、平成18年度においては全国で約22.1万人となっており、そのうち約9割が北海道、東北、北陸等13道県に集中している。

そこで、季節労働者が年間を通じて働く場を確保し、その雇用の安定を図ることが重要であることから、通年雇用奨励金等を設けることにより、季節労働者の通年雇用化を促進する必要がある。

また、沖縄県の雇用失業情勢については、他地域と比較しても非常に厳しい状況であり、特に若年層の失業者が慢性的に滞留していることから、沖縄の地理的・自然的特性、伝統文化等の地域資源を活用した雇用開発のモデルとして、意欲ある起業家を中心に地域が一体となった雇用開発を推進する必要がある。

(3) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているとともに、業界全体として技能の承継や建設労働者の能力開発に取り組まなければならない状況であり、そうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

また、港湾労働者については、昨今の厳しい経済情勢の中で、港湾運送事業者が労働者を常用労働者からより安価な日雇労働者へ切り替える危惧があるとともに、港湾運送事業における新規事業参入及び運賃・料金等についての規制緩和策の実施など、港湾労働を取り巻く環境に大きな変化が生じてきている。

林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4千人と平成12年度(6万7千人)から減少し、また、50歳以上の者の割合は6割以上を占めている。

また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。

介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であるが、平成20年度には500万人から520万人程度に、平成26年度には600万人から640万人程度に達すると見込まれている。)、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

(有効性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金を利した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2人であり、また、事業を継続している割合も97.4%とそれぞれ目標を達成しており、有効に機能していると考え。

指標2について、目標(アウトカム:22%)を上回る29.3%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考える。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

指標3について、雇用調整助成金の平成19年度の対象者数は、前年度と比べ約3千人増加し、延べ約131万3千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の5.71%(10%以下)となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っており、目標を達成していることから、本取組は個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

指標5について、出向・移籍による失業なき労働移動を円滑に行うための事業を財団法人産業雇用安定センターにおいて行っている。平成19年度の出向・移籍の成立率は46%と目標値43を上回っており、有効に機能している。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

指標6について、同奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が154.6%に対して、当該地域内の全適用事業所の増加率が5.2%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

指標7について、平成19年度は、104地域で地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造促進事業を含む)を実施し、実施地域全体で見た就職件数の実績は、事業実施主体である「地域雇用創造協議会」が設定した目標に対して、目標達成率98.9%とほぼ目標を達成していることから、本事業は地域の雇用機会の創出に有効に機能している。

指標8について、同奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が15.6%に対して、地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率が3.5%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

指標9の建設雇用改善助成金事業については、事業主等による雇用改善等の取組が一般に費用負担を伴い、経済環境が厳しい時期において後退する傾向にあるところ、助成金の支給により事業主等の負担を軽減しつつ、業界全体として必要な技能の承継や建設労働者の能力開発等の雇用改善の取組を促進できることから、雇用管理等の改善を図るための措置として有効である。

指標10の港湾労働者派遣事業については、派遣元責任者に対して港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行い、派遣先への派遣労働者の氏名の通知、派遣元と派遣先との連絡・調整等の派遣元責任者が扱う職務について、理解を深めた。その結果、港湾労働者派遣制度を利用した港湾労働者の有効な活用方法が派遣先にも浸透し、受入れ体制可能な状況となり、さらに、事業の実施においては港湾労働法に基づく指定法人により求人と派遣可能である労働者の効率的なあっせんを行われることで、派遣成立割合が高い水準で維持されていると考えられることから、有効である。

指標11について、林業は、不安定な雇用、立ち後れた労働条件や福祉水準といった課題からくる労働者の減少と高齢化が進んでいるため、林業事業体の雇用管理改善を促進し、林業労働者の雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりを進めることによって、新たな労働力の確保を図ることが必要である。

このため、新たに林業への就業を希望する求職者に座学や実習の講習等を行う林業就業支援事業を実施したところ、林業就業支援事業修了者の就職率は68%と目標値を上回り、林業への円滑な就業の支援が有効に機能していると考えられる。

指標12について、公共職業安定所に設置した就農等支援コーナーでの、平成19年度の利用者に占める就職、あっせんの割合は34.5%と目標の35%以上には及ばなかったものの前年度より改善してきており、失業者の希望や能力に応じた農林業等への多様な就業等の支援に有効に機能していると考えられる。

(効率性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採用するなど、効率的に行われている。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広に行えたため効果的であったと考える。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

指標4については、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図ることであり、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成18年度における就職率(平成19年度は未集計)は34.5%と目標値を上回っており、平成19年度の達成状況については今後、注視していく必要はあるものの、現段階においては効率的に再就職への支援が行われている。

指標5については、労働力の産業間、企業間移動に関する企業ニーズに対応するため、産業界の相互協力により設立された財団法人産業雇用安定センターの積極的な情報の収集及び提供並びに相談により、効率的な労働移動が行われているものとする。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

指標6について、事業所の設置・整備、雇入れ直後に第1回目の支給を行い、その後、1年おきに労働者の定着している事業所に対して、2回目、3回目の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の

雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、当助成金は効率的に機能していると評価できる。

指標7について、地域雇用創造推進事業は、地域が自発的に提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し委託する方式を採っており、各地域のニーズにきめ細かく対応した雇用創出が可能ことから、地域に対する効率的な支援が行われていると評価できる。

指標8について、雇入れ後、半年おきに労働者の定着している事業所に第1回目、第2回目の助成金の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保としていることから、実際に雇用創出に貢献している事業主に対して助成が行われているという意味で、当助成金は効率的に機能していると評価できる。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

指標9の建設雇用改善助成金事業については、建設労働者の雇用の改善等を図るための措置が、企業の収益に直接結びつくものではなく、経営環境が厳しい個別の事業主の中には、自らの企業努力での取組を講ずることが困難な所も多いことから、事業主団体及びその連合団体とともに取り組んでいくものであり、効果的な手段である。

指標10の港湾労働者派遣事業については、派遣元責任者に対して、港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行ったことにより、制度の理解が深まり、派遣成立割合が高い水準で維持されていることから雇用の改善等に効率的であると考えられる。

指標11の雇用管理改善セミナーについては、各都道府県における林業の実情に詳しい林業関係団体を委託先としており、その結果として、先例事例などを活用した雇用管理改善に取り組むことが可能となり、効率的である。

また、職業講習会・就職ガイダンスについては、地域のニーズに応じた効率的な実施をするため、開催地域をブロック単位として実施しており、林業の実情に詳しい林業関係団体において、林業分野への求職ニーズが高い地域を中心として、林業求職者等に職業体験等を実施し、職業理解を促進しており、林業労働力確保を図る上で効果的である。

指標12の農林業等の就業等を希望する者の多くは、農林業等に対する経験・知識の不足や住居の移転を伴うなど農林業等に就職した際の就業環境等を明確に掴めない状況にあるため、農林業等への就業等を希望する者に対して職業理解を促進する上で、新規就農相談センター等と連携して、農林業等関係情報の一元化を図り、幅広い情報提供をワンストップで行っていくことは効率的である。

(総合的な評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成19年度実績は目標を上回っており、中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進

雇用調整助成金に関する指標3及び労働移動支援助成金に関する指標4(未集計のため今後変更あり)、財団法人産業雇用安定センターに関する指標5について、実績はいずれも目標を上回っており、事業縮小の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

地域雇用開発助成金に関する指標6及び指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。また、地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造促進事業を含む)に関する指標7についても、実績はほぼ目標を達成していることから、雇用機会の不足している地域における雇用の促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

建設教育訓練助成金に関する指標9、港湾労働者派遣事業に関する指標10、林業就業支援事業に関する指標11、介護基盤人材確保助成金に関する指標13で、実績はいずれも目標を上回っており、就農等支援コーナーに関する指標12の実績については目標に及ばなかったものの前年度より改善していることから、産業の特性に応じた雇用管理の改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(評価結果の分類)

施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(理由)

施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準) | | | | | |
|--|--------|--------|---------|---------|----------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している | | | | | |
| 平均雇用労働者数(人) (2人以上 / 平成19年度) | - | - | 2.4 | 2.3 | 2.0 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【120%】 | 【115%】 | 【100%】 |
| 事業継続割合(%) (95%以上 / 平成19年度) | - | - | 97.0 | 97.5 | 97.4 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【108%】 | 【103%】 | 【103%】 |
| 2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上 / 平成19年度) | - | - | - | 25.0 | 29.3 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【114%】 | 【133%】 |
| 3 雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下 / 平成19年度) | 3.54 | 5.71 | - | - | - |
| | 【 - %】 | 【134%】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 |
| 4 求職活動等支援給付金に係る離職3か月以内の就職率(%) (34%以上 / 平成19年度) | 28.3 | 33.6 | 34.4 | 34.5 | 集計中 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【115%】 | 【101%】 | 【 - %】 |
| 5 (財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (43%以上 / 平成19年度) | 39.2 | 40.2 | 40.2 | 46.5 | 45.9 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【100%】 | 【115%】 | 【107%】 |
| 6 地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(%) (地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る / 平成19年度) | - | - | 121.2 | 157.8 | 154.6 |
| | (-) | (-) | (0.7) | (0.8) | (5.2) |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【2,973%】 |
| 7 地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造推進事業を含む)利用求職者等の就職件数(件) (地域雇用創造推進事業(地域提案型雇用創造推進事業を含む)を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る / 平成19年度) | - | - | 8,155 | 9,744 | 6,847 |
| | (-) | (-) | (7,214) | (8,329) | (6,921) |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【113%】 | 【117%】 | 【99%】 |
| 8 地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(%) (地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る / 平成19年度) | - | - | 29.3 | 29.0 | 15.6 |
| | (-) | (-) | (0.9) | (3.5) | (3.5) |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【446%】 |
| 9 建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率(%) (80%以上 / 平成19年度) | - | - | - | 98.4 | 84.6 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【164%】 | 【106%】 |
| 10 港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合(%) (80%以上 / 平成19年度) | 92.7 | 89.9 | 90.9 | 92.5 | 93.2 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【116%】 | 【117%】 |
| 11 林業就業支援事業修了者の就職率(%) (67%以上 / 平成19年度) | - | - | 63.4 | 67.1 | 67.7 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【106%】 | 【101%】 |
| 12 就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合(%) (35%以上 / 平成19年度) | - | 33.1 | 34.9 | 32.9 | 34.5 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【94%】 | 【99%】 |
| 13 介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(%) (85%以上 / 平成19年度) | - | - | - | 97.4 | 96.0 |
| | 【 - %】 | 【 - %】 | 【 - %】 | 【122%】 | 【113%】 |
| (調査名・資料出所・備考) | | | | | |
| 指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合である。 | | | | | |
| 指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 | | | | | |
| 指標3 資料出所：職業安定局調べによる。 | | | | | |
| 指標4 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：平成19年度の数値は年度終了後3か月経過以降に確定するため、現在集計中である。 | | | | | |
| 指標5 資料出所：財団法人産業雇用安定センターの調べによる。 備考：財団法人産業雇用安定センターは、企業間の労働移動を円滑に行い、出向・移籍の成立に導くこととしている。目標として設定した出向・移籍の成立率は、成立件数 / 送出情報の件数により算出する。 | | | | | |
| 指標6 資料出所：職業安定局調べによる。 | | | | | |

備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。

指標7

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については平成17年度、地域雇用創造推進事業については平成19年度から実施している。

指標8

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。

指標9

資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局調べ。平成18年度より調査開始。）による。

指標10

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：港湾労働者派遣事業の実施において、港湾労働法に基づく指定法人が、求人と派遣可能である労働者のあわせを行っている。本指標は派遣可能である労働者のうち、求人の条件等と適合し、派遣が成立した者の割合である。

指標11、12

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：就農等支援コーナーは、平成15年7月より運用している。

指標13

資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局調べ。）による。

予算額

評価結果を踏まえ、地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ることを一層進めるため、介護基盤人材確保助成金事業を廃止し、介護雇用管理改善等対策費を新規に予算要求した上で、雇用管理改善等相談援助事業については、事業の重点化を図りつつ、引き続き、予算額等へ反映することとした。

(新規)

- ・ 介護人材確保職場定着支援助成金
(平成21年度予算額:10,701百万円)
- ・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金
(平成21年度予算額:1,875百万円)
- ・ 介護雇用管理改善推進委託費
(平成21年度予算額:680百万円)
- ・ 地域貢献活動分野支援事業
(平成21年度予算額:123百万円)
- ・ 雇用創造先導的創業等奨励金
(平成21年度予算額:280百万円)

(継続)

- ・ 中小企業基盤人材確保助成金
(平成21年度予算額:4,685百万円[平成20年度予算額:4,719百万円])
- ・ 受給資格者創業支援助成金
(平成21年度予算額:1,391百万円[平成20年度予算額:2,035百万円])
- ・ 中小企業人材確保推進事業助成金
(平成21年度予算額:881百万円[平成20年度予算額:816百万円])
- ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金
(平成21年度予算額:150百万円[平成20年度予算額:150百万円])
- ・ 雇用調整助成金
(平成21年度予算額:1,136百万円[平成20年度予算額:1,074百万円])
- ・ 労働移動支援助成金
(平成21年度予算額:572百万円[平成20年度予算額:451百万円])
- ・ 出向・移籍支援事業((財)産業雇用安定センター補助金)
(平成21年度予算額:2,969百万円[平成20年度予算額:3,190百万円])
- ・ 地域雇用創造推進事業
(平成21年度予算額:5,069百万円 [平成20年度予算額:4,585百万円])
- ・ 通年雇用奨励金
(平成21年度予算額:7,050百万円 [平成20年度予算額:6,816百万円])
- ・ 通年雇用促進支援事業
(平成21年度予算額:587百万円 [平成20年度予算額:585百万円])
- ・ 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)
(平成21年度予算額:301百万円 [平成20年度予算額:302百万円])
- ・ 建設雇用改善助成金事業
(平成21年度予算額:4,926百万円[平成20年度予算額:5,391百万円])
- ・ 建設労働者雇用安定支援事業
(平成21年度予算額:111百万円[平成20年度予算額:131百万円])
- ・ 港湾労働者派遣事業

政策評価の結果の政策への反映状況

| | | | |
|--------------------------|--|-----|-------------|
| | (平成 21 年度予算額:260 百万円[平成 20 年度予算額:255 百万円]) ・ 林業就業支援事業 (平成 21 年度予算額:299 百万円[平成 20 年度予算額:333 百万円]) ・ 林業雇用改善推進事業 (平成 21 年度予算額:355 百万円[平成 20 年度予算額:374 百万円]) ・ 農林業等就職促進支援事業 (平成 21 年度予算額:35 百万円[平成 20 年度予算額:37 百万円]) ・ 雇用管理改善等相談援助事業 (平成 21 年度予算額:393 百万円 [平成 20 年度予算額: 375 百万円]) (廃止)経過措置として要求 ・ 介護基盤人材確保助成金事業 (平成 21 年度予算額:980 百万円 [平成 20 年度予算額:2,616 百万円]) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 雇用保険制度のうち失業等給付関係については、平成6年度以降毎年度赤字が続き、特に平成10年度から平成12年度にかけては3年連続で1兆円前後の赤字を記録した。これらを踏まえ、平成13年度から給付体系の見直し、保険料率の引上げ、国庫負担の原則復帰等の制度改正が実施に移されたものの、その後の労働市場において、構造的摩擦的失業率の上昇が続く中で雇用保険受給者が増加する一方、常用雇用労働者の減少、パートタイム労働者の増加、賃金水準の低下により保険料収入が減少するなど構造的な変化が進んだことから、制度創設以来最も厳しい財政状況にあった。 こうした状況を背景として、平成15年5月に、雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について早期再就職の促進、多様な働き方への対応、再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を行った。 また、平成19年4月に、行政改革推進法を踏まえ、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、以下の事項を内容とする雇用保険法等の改正を行った。 行政改革推進法に沿った見直し 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し、保険料率の見直し、雇用保険三事業及び労働福祉事業の見直し、船員保険制度の統合など 直面する課題への対応 被保険者資格及び受給資格要件の一本化、育児休業給付制度の拡充、教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直しなど (有効性) 雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。 平成18年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。 (効率性) 上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。 (総合的な評価) 平成15年5月の制度改正等の効果や、景気・雇用情勢の回復なども相まって、平成19年度の受給者実人員(567千人(年度月平均))は平成15年度の受給者実人員(839千人(年度月平均))から年々減少しており、基本手当給付額も18年度より減少する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。このため、失業等給付関係については、平成19年度においても収入が支出を上回る見込みである。(なお、平成19年の雇用保険法改正において、平成19年4月より保険料率を引き下げたところである。) このように、安定的な収支バランスで推移しており、就職活動を容易にするための保障等に支障を来すことはなかったと考える。 (評価結果の分類) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (理由) 施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、現在の取り組みを続けることとするが、事務経費等の効率的執行に努めるなど、全体としては予算規模を前年度より縮小する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
|--|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 収支バランス(失業等給付関係) | | | | | | |
| 1 | 収入額 (単位:億円) (-) | 25,321 【-】 | 25,377 【-】 | 28,978 【-】 | 28,764 【-】 | 集計中 【-】 |
| 2 | 収入額(うち保険料収入額) (単位:億円) (-) | 20,242 【-】 | 20,435 【-】 | 23,856 【-】 | 24,528 【-】 | 集計中 【-】 |
| 3 | 支出額 (単位:億円) (-) | 21,321 【-】 | 17,416 【-】 | 16,972 【-】 | 15,261 【-】 | 集計中 【-】 |
| 4 | 支出額(うち失業等給付費) (単位:億円) (-) | 19,618 【-】 | 14,672 【-】 | 13,772 【-】 | 12,803 【-】 | 集計中 【-】 |
| 5 | 積立金残高 (単位:億円) (-) | 8,064 【-】 | 16,026 【-】 | 28,032 【-】 | 41,535 【-】 | 集計中 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所:労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考:平成19年度の指標は9月に公表予定である。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syocho06/dl/7.pdf | | | | | | |

政策評価の結果の政策への反映状況

予算額
評価結果を踏まえ、雇用のセーフティーネットとして財政の安定を図るよう、制度の着実な運営に努めるとともに、法令等に基づきその適正な給付に努めるため、引き続き、所要の予算を計上することとした。
(継続)
・失業等給付費
(平成21年度予算額:1,579,777百万円[平成20年度予算:1,485,295百万円])
反映状況分類 | 機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------|-----|----------|
| | | |

| 施策名 | 労働市場のインフラを充実すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|------------------|------------------|---------------------------|--|--|----------------------|--|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|--|-----------------|-----------------|------------------|------------------|---------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 施策の概要 | 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 雇用情勢については、有効求人倍率が低下傾向にあるなど、注意を要する状態にある。また、フリーターといわれる不安定な就労を繰り返す者の数は、平成19年は181万人と減少しているものの、このうち、25歳～34歳の年長フリーターの数は92万人と高止まりしている。また、若年無業者(いわゆるニート状態にある若者)の数についても平成19年で62万人と高水準で推移している。</p> <p>このように若年者を中心として、労働力需給のミスマッチは依然として大きいことから、一定の職業能力開発の機会を確保し、地域における企業の人材ニーズに合致した多様な職業訓練を効果的に実施することが必要であるとともに、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等のこれまで職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対して、能力向上を図り、安定的な雇用への移行を促進する施策が求められている。</p> <p>また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中でキャリア・コンサルティングの重要性が増している。</p> <p>(有効性) 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率が目標値である65%を上回っていること、また、公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率が目標値である80%をわずかに下回っているものの、目標達成率は98.1%に達成しており、引き続き公共職業訓練(離職者訓練)を実施することは、労働市場のインフラを充実するために有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 公共職業訓練(離職者訓練)は、施設内で国((独)雇用・能力開発機構が実施)又は都道府県が自ら行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、民間の活力を効果的に活用するという観点から、効率的な施策であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 公共職業訓練(離職者訓練)は、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練であり、公共職業訓練受講者の就職率が目標値を達成していることから、再就職の実現に向けて有効な施策であると評価できる。また訓練の実施に当たって、施設内で国又は都道府県が自ら行うほか、民間教育訓練機関等へ委託して実施するなど効率的に施策の実施に努めており、総合的に効果的な施策と評価できる。</p> <p>なお、職業訓練の受講に当たり、ジョブ・カード制度における職業訓練を受講する者やネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者に対し、職業訓練期間中に生活保障を行う必要性等も高まってきていることから、当該事情にも配慮しつつ施策を実施していくこととする。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由) 公共職業訓練の修了者の就職率について、指標1は目標を上回っており、指標2について目標をわずかに下回っているものの、目標達成率は98.1%に達していることから、再就職の実現に向けて十分効果的な施策であると考えられる。若年者を中心として労働力需給のミスマッチが依然として大きい中で、一定の職業能力開発の機会を確保するなど労働市場のインフラを充実させることは非常に重要である。従って、当該施策については引き続き実施していく必要がある</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1585 1321 1966"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">【 】内は目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共職業訓練(離職者訓練(委託訓練))の修了者における就職率(単位:%) (65%以上/平成19年度)</td> <td>52.2 【80.3%】</td> <td>59.8 【92.0%】</td> <td>65.1 【100.2%】</td> <td>68.2 【104.9%】</td> <td>69.8 (速報値) 【107.4%】</td> </tr> <tr> <td>2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(単位:%) (80%以上/平成19年度)</td> <td>69.8 【87.3%】</td> <td>76.6 【95.8%】</td> <td>78.0 【97.5%】</td> <td>79.7 【99.6%】</td> <td>78.5 (速報値) 【98.1%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。 なお、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年10月に確定値を公表予定である。</p> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | 【 】内は目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 公共職業訓練(離職者訓練(委託訓練))の修了者における就職率(単位:%) (65%以上/平成19年度) | 52.2 【80.3%】 | 59.8 【92.0%】 | 65.1 【100.2%】 | 68.2 【104.9%】 | 69.8 (速報値) 【107.4%】 | 2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(単位:%) (80%以上/平成19年度) | 69.8 【87.3%】 | 76.6 【95.8%】 | 78.0 【97.5%】 | 79.7 【99.6%】 | 78.5 (速報値) 【98.1%】 |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【 】内は目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 公共職業訓練(離職者訓練(委託訓練))の修了者における就職率(単位:%) (65%以上/平成19年度) | 52.2 【80.3%】 | 59.8 【92.0%】 | 65.1 【100.2%】 | 68.2 【104.9%】 | 69.8 (速報値) 【107.4%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(単位:%) (80%以上/平成19年度) | 69.8 【87.3%】 | 76.6 【95.8%】 | 78.0 【97.5%】 | 79.7 【99.6%】 | 78.5 (速報値) 【98.1%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|--|---|
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、所要の経費を計上することとした。</p> <p>若年者を中心として労働力需給のミスマッチが依然として大きい中で、一定の職業能力開発の機会を確保するなど労働市場のインフラを充実させることは非常に重要である。従って、当該施策については引き続き実施していく必要があるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア形成促進助成金(有期実習型) (平成 21 年度予算額:1,539 百万円(平成 20 年度予算額:512 百万円)) ・ 教育訓練講座受講環境整備事業費 (平成 21 年度予算額:199 百万円(平成 20 年度予算額:227 百万円)) ・ キャリア形成促進助成金 (平成 21 年度予算額:4,457 百万円(平成 20 年度予算額:4,702 百万円)) ・ 認定職業訓練助成事業費 (平成 21 年度予算額:1,201 百万円(平成 20 年度予算額:1,264 百万円)) ・ 全国団体等認定職業訓練特別助成金 (平成 21 年度予算額:62 百万円(平成 20 年度予算額:70 百万円)) ・ 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開 (平成 21 年度予算額:22,438 百万円(平成 20 年度予算額:11,502 百万円)) ・ 技能検定指導監督費 (平成 21 年度予算額:9 百万円(平成 20 年度予算額:12 百万円)) ・ 技能検定実施費 (平成 21 年度予算額:57 百万円(平成 20 年度予算額:57 百万円)) ・ 中央職業能力開発費 (平成 21 年度予算額:746 百万円(平成 20 年度予算額:765 百万円)) ・ 都道府県職業能力開発費 (平成 21 年度予算額:1,437 百万円(平成 20 年度予算額:1,487 百万円)) ・ 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備 (平成 21 年度予算額:263 百万円(平成 20 年度予算額:260 百万円)) ・ 職業能力習得支援制度推進事業 (平成 21 年度予算額:501 百万円(平成 20 年度予算額:508 百万円)) ・ キャリア支援企業等育成事業 (平成 21 年度予算額:808 百万円(平成 20 年度予算額:861 百万円)) ・ キャリア形成支援体制の整備 (平成 21 年度予算額:2,499 百万円(平成 20 年度予算額:2,602 百万円)) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 「成長力強化への早期実施策」 (経済対策閣僚会議決定) | 平成 20 年 4 月 4 日 | 「職業形成システム」(ジョブ・カード制度)の構築について、「4月に制度を施行するとともに、経済界・労働界等が参加した推進協議会を中心に、対象者や仕組み等の拡充を検討する。また、中央・地方のジョブ・カードセンターを設置し、制度の周知や協力企業拡大に向けた働きかけを実施する。」 |
| 5つの安心プラン(政府発表) | 平成 20 年 7 月 29 日 | ジョブ・カード制度の整備・充実 ジョブ・カード制度(キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み)の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援 | |

| 施策名 | 技能継承・振興のための施策を推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|-----|---|---|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | <p>我が国の産業競争力の基盤となる高付加価値製品の生産、質の高いサービスの提供のために不可欠な「現場力」(ものづくりの現場をはじめさまざまな現場における実践的な経験に裏打ちされた技能・技術、問題解決能力、管理能力)やそれを支える人材の育成・確保を図るための取組を総合的に推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 2007年以降数年間は、団塊世代の大量退職により高度なものづくり技能が喪失されるいわゆる「2007年問題」が懸念されている。製造業の事業所のうち46.2%が、団塊世代の退職などが技能継承上問題があるとしており、「問題がある」とする事業所のうち技能継承の取組を行っているが、対応上になんらかの問題があるとする事業所は83.1%に上っている(厚生労働省「能力開発基本調査」(2007年))。 このため、団塊世代の大量退職に備え、各企業における技能継承が円滑に進むよう、実効性のある施策を展開する必要がある。 また、若年層のものづくり離れが問題となっており、製造業における新規学卒入職者数(2005年)は18万5百人と前年に比べ20.1%増加したが、ピーク時である1992年の34万3百人の約半分(53.0%)と、依然として低い水準に留まっている(厚生労働省「雇用動向調査」)。 このような中で、平成19年11月に開催された2007年ユニバーサル技能五輪国際大会は技能五輪国際大会と国際アピリンピックが史上初めて同時開催されたものであるが、両大会共に日本選手団が好成績を収めるとともに、来場者数も予想を大きく上回り、ものづくり技能の魅力や重要性を多くの国民に認識してもらう契機となった。今後は、この技能尊重気運を一過性のものとせず、ものづくり技能の魅力や重要性に対する認識をさらに高め、若年者の就業意欲の喚起や円滑な技能の継承といった、具体的な成果につなげていくことが重要である。</p> <p>(有効性) 若年者向けである3級技能検定の受検者数が目標値を上回る水準(速報値)を維持しており、技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など当該施策は技能の振興及び技能継承に有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など前年同様の事業を展開する中で、3級技能検定の受検者数が増加していることから、より効率的に事業を実施できたと評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 3級技能検定の受検者数が目標値を上回り、毎年増加していることは、ものづくり企業の次代を担う若年者が増加していると考えられることから、技能継承・振興のための施策を推進するという施策目標を達成する上で有効かつ効果的な施策であると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由) 施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="405 1473 1326 1711"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3級技能検定の受検者数(単位:人) (前年度実績(141,102人)以上/平成19年度)</td> <td>72,306 【119.9%】</td> <td>78,337 【108.3%】</td> <td>105,349 【134.5%】</td> <td>141,102 【133.9%】</td> <td>156,439 【110.9%】</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考) ・中央職業能力開発協会及び職業能力開発局調べによる。</td> </tr> </tbody> </table> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 3級技能検定の受検者数(単位:人) (前年度実績(141,102人)以上/平成19年度) | 72,306 【119.9%】 | 78,337 【108.3%】 | 105,349 【134.5%】 | 141,102 【133.9%】 | 156,439 【110.9%】 | (調査名・資料出所、備考) ・中央職業能力開発協会及び職業能力開発局調べによる。 | | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 3級技能検定の受検者数(単位:人) (前年度実績(141,102人)以上/平成19年度) | 72,306 【119.9%】 | 78,337 【108.3%】 | 105,349 【134.5%】 | 141,102 【133.9%】 | 156,439 【110.9%】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) ・中央職業能力開発協会及び職業能力開発局調べによる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>予算額 評価結果を踏まえ、所要の経費を計上することとした。 施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熟練技能の維持継承に対する支援 (平成21年度予算額:641百万円(平成20年度予算額:413百万円)) ・ 若年者に対する技能啓発の推進 (平成21年度予算額:156百万円(平成20年度予算額:488百万円)) ・ 各種技能競技大会等の推進 (平成21年度予算額:825百万円(平成20年度予算額:653百万円)) <table border="1" data-bbox="304 2101 1528 2134"> <tr> <td>反映状況分類</td> <td>機構・定員要求への反映</td> </tr> </table> | 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|--------------------------|---|---|---|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議 | 平成 18 年 5 月 11 日 参議院厚生労働委員会 6 月 9 日衆議院厚生労働委員会 | ・「2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。」 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成18年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる37,323件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成19年5月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成20年4月より施行されたところである。</p> <p>また、配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件(19.2%)から平成18年度22,315件(29.6%)と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>住民に身近な市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されているとともに、児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化が進んでいる(1)。</p> <p>また、より家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行えるよう、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進むなど、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示している(2)。この小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置をさらに推進するため、平成20年7月1日から小規模グループケアを1施設あたり2か所まで指定できることとしたほか、地域小規模児童養護施設の複数設置の際の要件を緩和したところである。</p> <p>さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価している。</p> <p>1 虐待防止ネットワークは、児童虐待防止の機能を持つ市町村域での関係機関・団体等の任意のネットワークをいう。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会は、ネットワークの構成員に守秘義務を課す、関係機関の調整を図る機関を設置する等、ネットワークの機能をさらに強化し、平成16年より児童福祉法上に位置づけられたものであり、平成20年度より、市町村における設置が努力義務化されている。</p> <p>2 小規模グループケアは、できる限り家庭的な環境の中で養育を行うために、施設におけるケア形態を小規模化したものである。小規模グループ化するメリットとして、より家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかなケアを行うことが可能になること、また、専属職員の配置により、子どもとの安定的な人間関係が構築され信頼関係がより強固なものとなることが挙げられる。</p> <p>また、地域小規模児童養護施設は、家庭への復帰が困難な児童等を対象に、既存の住宅等を利用して、一般家庭に類似させた中で養育するものである。メリットは、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育を実施することにより、入所児童の社会的自立を促進することにある。</p> <p>(効率性)</p> <p>住民に身近な市町村において関係機関が児童に係る情報や考え方を共有し、適切な対応を図るための連携等の体制整備が進んでおり、効率的であると認められる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)を設置する市町村数は、平成15年度と19年度を比較すると、約1.6倍となり、婦人相談員の設置数も、平成15年度以降年々増加している。また、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置については、平成21年度の達成水準とはまだ開きがあるが、設置要件の緩和等目標達成に向けた取組を行っている。これらのことから、児童虐待やDVへの支援体制の充実が図られているものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <p>全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>また、婦人保護施設への常勤心理療法担当職員の配置については、施設における取組が十分に進んで</p> |

いないが、DV被害者をはじめとする婦人保護施設利用者への心理的支援のために必要であり、引き続き都道府県及び婦人保護施設に対し配置を働きかけていくものである。

入所者に対する心理的ケアを継続的に行い深刻な被害の回復を図るとともに、被害者の自立を支援する職員に対する適切な助言等を行うなど、DV被害者等への支援体制の充実を図るという観点から、心理療法担当職員の常勤化のニーズは高い。

今後、新規及び現在雇い上げの心理療法担当職員について、婦人保護施設の職員としての適性・能力の有無を適正且つ迅速に見極め、常勤化へ早期に移行するよう都道府県及び婦人保護施設に対し促していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| 1 | 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度) | 967 【 - 】 | 1,243 【 - 】 | 1,224 【 - 】 | 1,271 【 - 】 | 1,536 【 - 】 |
| 2 | 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位/自治体) (全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度) | - | - | 60 【 - 】 | 64 【 - 】 | 66 【 - 】 |
| 3 | 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所/平成21年度) | 40 【 - 】 | 280 【 - 】 | 375 【 - 】 | 440 【 - 】 | 503 【 - 】 |
| 4 | 婦人相談員の設置数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) | 840 【104.3%】 | 866 【103.1%】 | 904 【104.4%】 | 915 【101.2%】 | 980 【107.1%】 |

予算額

評価結果を踏まえ、児童虐待防止及び配偶者からの暴力への対策等の推進の観点から、そのために必要な予算を継続して計上することとした。

全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。

また、婦人保護施設への常勤心理療法担当職員の配置については、施設における取組が十分に進んでいないが、DV被害者をはじめとする婦人保護施設利用者への心理的支援のために必要であり、引き続き都道府県及び婦人保護施設に対し配置を働きかけていくものである。

入所者に対する心理的ケアを継続的に行い深刻な被害の回復を図るとともに、被害者の自立を支援する職員に対する適切な助言等を行うなど、DV被害者等への支援体制の充実を図るという観点から、心理療法担当職員の常勤化のニーズは高い。

今後、新規及び現在雇い上げの心理療法担当職員について、婦人保護施設の職員としての適性・能力の有無を適正且つ迅速に見極め、常勤化へ早期に移行するよう都道府県及び婦人保護施設に対し促していく。

(継続)

- ・ 相談援助体制の強化(児童相談所24時間365日事業体制対応協力員の配置)
(平成21年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,473百万円の内数(平成20年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,329百万円の内数))
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
(平成21年度予算額(次世代育成支援対策交付金):38,800百万円の内数(平成20年度予算額(次世代育成支援対策交付金):37,500百万円の内数))
- ・ 育児支援家庭訪問事業
(平成21年度予算額(次世代育成支援対策交付金):38,800百万円の内数(平成20年度予算額(次世代育成支援対策交付金):37,500百万円の内数))
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(平成21年度予算額(次世代育成支援対策交付金):38,800百万円の内数(平成20年度予算額(次世代育成支援対策交付金):37,500百万円の内数))
- ・ 施設の小規模化の推進
(平成21年度予算額(児童入所施設措置費):79,748百万円の内数(平成20年度予算額(児童入所施設措置費):77,538百万円の内数))
- ・ 心理療法担当職員の配置
(平成21年度予算額(児童入所施設措置費):79,748百万円の内数(平成20年度予算額(児童入所施設措置費):77,538百万円の内数))
- ・ 児童家庭支援センター運営事業
(平成21年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,473百万円の内数(平成20年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,329百万円の内数))
- ・ 婦人相談員の配置

政策評価の結果の政策への反映状況

| | | | |
|-----------------------------|---|--|--|
| | (平成 21 年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,473 百万円の内数(平成 20 年度予算額(児童虐待・DV対策等総合支援事業):2,329 百万円の内数)) ・ 婦人相談所一時保護所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置 (平成 21 年度予算額(婦人保護事業費負担金):879 百万円の内数(平成 20 年度予算額(婦人保護事業費負担金):870 百万円の内数)) ・ 婦人保護施設における夜間警備体制の強化 (平成 21 年度予算額(婦人保護事業費補助金):1,261 百万円の内数(平成 20 年度予算額(婦人保護事業費補助金)1,287 百万円の内数)) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定) | 平成 17 年 12 月 27 日 | 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 児童虐待への取組の推進 |
| | 子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定) | 平成 16 年 12 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止ネットワークを平成 21 年度までに全市町村で設置 生後4か月までの全戸訪問事業を平成 21 年度までに全市町村で実施 児童相談所の夜間対応等の体制整備を今後5年間で全都道府県・指定都市で実施 児童家庭支援センターを平成 21 年度までに100 か所整備 などに取り組むとともに、概ね 10 年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる(児童虐待死の撲滅を目指す)」 |
| | 新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定) | 平成 18 年 6 月 20 日 | (1)子育て支援策 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3)その他重要な施策 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化 |
| 第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 | 平成 19 年 1 月 26 日 | 「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-----|--------|----------|----------|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|---|--------|--------|--------|--|--|--|--|-----|----------|----------|---|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることを目的としており、いつの時代も健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットである。平成7年度以降、保護率(人口に対する生活保護受給者数の割合)は上昇し、平成18年度において11.8%となっている。 今日の生活保護を取り巻く環境は、生活保護受給世帯においては、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、配偶者からの暴力、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど社会的な絆が希薄な状態にある。加えて、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。 一方、保護の実施機関である自治体の福祉事務所においては、これまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、生活保護受給世帯の抱える課題の複雑化と生活保護受給世帯の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。 また、医療扶助等において不正受給事件が発生する一方、生活保護の相談の段階や保護廃止決定を行う際に保護の適用に関してきめ細やかな対応を必要とするケースも見受けられた。 このため、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるには、生活保護を受けべき者が受け(漏給防止)、受けべきでない者が受けず(濫給防止)、また保護を受けている者もその者の能力に応じた自立を目指す(自立支援)ことが求められている。 (有効性) 自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。 (効率性) 生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。 (総合的な評価) 自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な評価は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人と着実に増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。 (評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在、着実に実績を上げつつあるが、生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="475 1585 1262 2123"> <tr> <td colspan="6"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>28,028</td> <td>60,555</td> <td>76,695</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【-】</td> <td>【216.0%】</td> <td>【127.0%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。</p> <p>「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。</p> </td> </tr> </table> | <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | - | - | 28,028 | 60,555 | 76,695 | | | | | 【-】 | 【216.0%】 | 【127.0%】 | <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。</p> <p>「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。</p> | | | | | |
| <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | - | - | 28,028 | 60,555 | 76,695 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 【-】 | 【216.0%】 | 【127.0%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。</p> <p>「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--|-------------------|---|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。</p> <p>自立支援プログラムは、平成 17 年度に開始し、現在、着実に実績を上げつつあるが、生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。</p> <p>平成 21 年度予算においては、就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対する就労意欲の喚起、生活能力・就労能力の向上、離職防止のための支援等を行う事業等を新たに創設した。</p> <p>・生活保護費等 (平成 21 年度予算額:2,109,271 百万円(平成 20 年度予算額:2,016,202 百万円))</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 経済財政改革の基本方針 2007 | 平成 19 年 6 月 19 日 | <p>・「『福祉から雇用へ』推進 5 か年計画」の策定</p> <p>厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5 年後の具体的目標を平成 19 年内に策定する。平成 19 年度～21 年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」</p> |
| | 「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画 | 平成 19 年 12 月 26 日 | <p>・「平成 19 年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成 21 年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」</p> |

| <p>施策名</p> | <p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|-------------|--|--|--|--|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---|--|--------------------|---|-----------------|---|---|---|--|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。 しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p> <p>(有効性) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成 19 年度中に退所した者の約 60%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、地域福祉計画の策定率は平成 15 年度の 10.4%から平成 19 年度の 38.4%へ、日常生活自立支援事業の利用契約者数は平成 15 年度の 6,252 人から平成 18 年度の 7,626 人へ増加しており、地域の要援護者に対する支援の推進に有効性があると認められる。</p> <p>(効率性) ホームレス総合相談推進事業等によりホームレス個々の状況に応じて、効率的に自立が図られている。 また、地域福祉推進の一環として、日常生活自立支援事業や地域福祉等推進特別支援事業等をメニュー事業として実施しており、地域の実情に応じた事業の実施を図っている。</p> <p>(総合的な評価) ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、「ふれあい・いきいきサロン」の設置数についても、平成 18 年度以降は調査を実施していないが、平成 15 年度と比較すると増加傾向にある等、地域福祉の推進に向けて着実に事業が展開されていると評価できる。 苦情受付件数に占める解決件数の割合についても、平成 16 年度以降 95%以上と目標を達成しており、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由) 個別目標 1 については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 個別目標 2 については、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に進められていると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 個別目標 3 については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合が平成 16 年度以降 95%以上を示し施策目標を達成しており、現行の苦情解決事業が有効に機能していることと評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、日常生活自立支援事業、地域福祉等推進特別支援事業等の事業を実施し、地域福祉の推進を支援してきたところであるが、平成 20 年度においては、地域福祉活性化事業等の新規事業を実施するとともに、既存の事業についても見直し、充実等を行っているところである。また、平成 20 年 3 月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書が取りまとめられたところであり、本報告書を踏まえ、今後、よりいっそうの地域福祉の推進を図ることとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="459 1637 1318 2112"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>H 1 5</th> <th>H 1 6</th> <th>H 1 7</th> <th>H 1 8</th> <th>H 1 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (-)</td> <td>3,322 【 - 】</td> <td>3,588 【 - 】</td> <td>3,546 【 - 】</td> <td>3,734 【 - 】</td> <td>3,796 【 - 】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度)</td> <td>26,729 【136.0%】</td> <td>-</td> <td>39,496 【 - 】</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)</td> <td>94.9 【99.9%】</td> <td>95.7 【100.7%】</td> <td>95.0 【100.0%】</td> <td>96.7 【101.8%】</td> <td>95.1 【100.1%】</td> </tr> </tbody> </table> | 施策目標に係る指標 | | | | | | (達成水準/達成時期) | | | | | | 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | 1 | ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (-) | 3,322 【 - 】 | 3,588 【 - 】 | 3,546 【 - 】 | 3,734 【 - 】 | 3,796 【 - 】 | 2 | ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度) | 26,729 【136.0%】 | - | 39,496 【 - 】 | - | - | 3 | 苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度) | 94.9 【99.9%】 | 95.7 【100.7%】 | 95.0 【100.0%】 | 96.7 【101.8%】 | 95.1 【100.1%】 |
| 施策目標に係る指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (-) | 3,322 【 - 】 | 3,588 【 - 】 | 3,546 【 - 】 | 3,734 【 - 】 | 3,796 【 - 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度) | 26,729 【136.0%】 | - | 39,496 【 - 】 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度) | 94.9 【99.9%】 | 95.7 【100.7%】 | 95.0 【100.0%】 | 96.7 【101.8%】 | 95.1 【100.1%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。 ・指標2は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 ・指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。なお、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。 「運営適正化委員会」については、個別目標3の主な事務事業欄を参照。 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|-------------|-----|-------------|---------|-----|----------|--|--|--|
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。</p> <p>セーフティネット支援対策等事業費補助金において、日常生活自立支援事業、地域福祉等推進特別支援事業等の事業を実施し、地域福祉の推進を支援してきたところであるが、平成20年度においては、地域福祉活性化事業等の新規事業を実施するとともに、既存の事業についても見直し、充実等を行っているところである。また、平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書が取りまとめられたところであり、本報告書を踏まえ、今後、よりいっそうの地域福祉の推進を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット支援対策等事業費補助金 (平成21年度予算額:21,000百万円の内数(平成20年度予算額:19,500百万円の内数)) | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="306 779 542 824">反映状況分類</th> <th data-bbox="542 779 933 824">年月日</th> <th data-bbox="933 779 1535 824">機構・定員要求への反映</th> </tr> <tr> <th data-bbox="306 824 542 869">施政方針演説等</th> <th data-bbox="542 824 933 869">年月日</th> <th data-bbox="933 824 1535 869">記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="306 869 542 922"></td> <td data-bbox="542 869 933 922"></td> <td data-bbox="933 869 1535 922"></td> </tr> </tbody> </table> | 反映状況分類 | 年月日 | 機構・定員要求への反映 | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | |
| 反映状況分類 | 年月日 | 機構・定員要求への反映 | | | | | | | | |
| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| 施策名 | 災害に際し応急的な支援を実施すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-----------|-----|-----|-----|--|--|-------------|--|--|--|--|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------------|---|---|---|---|
| 施策の概要 | 災害発生時に、要援護者に対して、適切な福祉サービスを提供すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>我が国は、気候、風土の変化に富み、それだけに自然の猛威を受けやすい地理的、気象的条件を有しているため、古くから多くの災害に見舞われている。災害発生時には迅速な対応が求められるが、特に、高齢者や障害者など災害に弱いとされる災害時要援護者に対する避難支援対策が喫緊の課題となっており、各自治体において十分な対策がとられるよう、国として支援していくことが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>避難所の設置により、住民の生命に危険をもたらすおそれのある住居等から安全な場所に避難させるよう措置がとられており、避難所設置によって有効な応急救助が実施されている。</p> <p>(効率性)</p> <p>避難勧告後または地震発生後、直ちに必要量の避難所が設置されており、住民の生命の安全が迅速に確保されていることから、効率的な応急救助が実施されている。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>避難勧告が出された地域の住民全員が、安全な場所に避難できるよう避難所が設置されており、公平性の観点においても、的確な応急救助が実施されている。</p> <p>平成19年度に災害救助法が適用された15件については、速やかに避難所が設置され、国の助言等により適切な応急救助が行われたものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>施策目標に掲げる「災害に際し応急的な支援を実施すること」は、災害救助法の目的そのものであり、今後も必要な救助を行うとともに、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要があることから、見直しは行わず引き続き実施するものである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" data-bbox="438 1016 1173 2130"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標</th> </tr> <tr> <th colspan="6">(達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (-)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、災害が発生した場合に、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。 ・過去5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 14市町村 平成16年度 150市町村 平成17年度 38市町村 平成18年度 21市町村 平成19年度 15市町村 ・平成19年度に災害救助法が適用された災害の15市町村の内訳は、大雨災害1件(1町) 地震10件(8市1町1村) 台風3件(2市1町)及び低気圧による災害1件(1町)であり、個別の状況については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年熊本県大雨災害 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年7月6日 <ul style="list-style-type: none"> 2:49 宇城八代・天草地方に大雨洪水警報 10:40 下益城郡美里町に避難勧告 10:40 下益城郡美里町避難所設置 平成19年新潟中越沖地震 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年7月16日 <ul style="list-style-type: none"> 10:13頃 地震発生 10:25 上越市避難所設置 10:30 出雲崎町避難所設置 10:30頃 柏崎市避難所設置 11:00頃 長岡市避難所設置 11:00頃 刈羽村避難所設置 小千谷市、三条市、十日町市、燕市及び南魚沼市については、避難所は設置していない。 台風5号<宮崎県> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月2日 <ul style="list-style-type: none"> 8:55 高千穂地区に大雨洪水暴風警報 18:45 西臼杵郡日之影町に避難勧告 西臼杵郡日之影町については、避難所は設置していない。 台風11号及び前線による大雨にかかる災害<秋田県> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年9月17日 <ul style="list-style-type: none"> 4:28 北秋鹿角地域、能代山本地域に大雨洪水警報 18:05 北秋田市に避難勧告 18:05 北秋田市避難所設置 22:40 能代市に避難勧告 22:40 能代市に避難所設置 2月23日から24日にかけての低気圧による災害<富山県> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年2月24日 <ul style="list-style-type: none"> 4:10 東部北地域に波浪警報 6:28 下新川郡入善町に避難勧告 6:28 下新川郡入善町避難所設置 | 施策目標に係る指標 | | | | | | (達成水準/達成時期) | | | | | | 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (-) | - | - | - | - |
| 施策目標に係る指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (-) | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------------|---|-----|-------------|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算額 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。 施策目標に掲げる「災害に際し応急的な支援を実施すること」は、災害救助法の目的そのものであり、 今後も必要な救助を行うとともに、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要があることから、見直し は行わず引き続き実施するものである。 (平成 21 年度予算額:200 百万円(平成 20 年度予算額:200 百万円))</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主な もの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-------|-------|-------|--|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------------------|----|----|----|----|----|--|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---|----------------|----|----|----|----|----|--|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。また、硫黄島等全 15 箇所に建立した戦没者慰霊碑については、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。</p> <p>一方で、戦後 60 年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>慰霊巡拝事業については、戦没者遺族からの要望の多い旧主戦場地域やシベリア等を巡拝するとともに、巡拝への参加に必要な医師の診断書の提出を参加決定後にするなど遺族が参加しやすい仕組みの整備に努めており、戦没者遺族に対する慰藉をするために、有効であるといえる。</p> <p>(効率性)</p> <p>遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成 18 年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集に基づき計画的に実施しており、効率的に行っているといえる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>平成 19 年度においては、慰霊巡拝については全 12 回、遺骨収集等事業についても遺族等の関係者とともに全 27 回実施し、全ての巡拝を滞りなく実施することができ、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施 機構・定員要求を検討</p> <p>(理由)</p> <p>戦後 60 年以上が経過し、遺骨情報が減少したことにより、特に南方地域において、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成 18 年度から概ね 3 年間をかけて、海外未送還遺骨の集中的な情報収集を、民間団体に委託して実施してきたところであるが、事業の成果について分析した結果、民間団体に対する徹底した指導、助言を行いつつ、現地調査員の恒常的な雇用及び現地政府機関等に対する協力を依頼する等、国の協力体制を構築する必要があるとの結論が得られたことから、新たに定員要求することとしたものである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1256 1299 1765"> <tr> <td colspan="6"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H 1 5</td> <td>H 1 6</td> <td>H 1 7</td> <td>H 1 8</td> <td>H 1 9</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>遺骨収集等事業の実施数(単位:回)</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(-)</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>慰霊巡拝の実施数(単位:回)</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(-)</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> <td>【 - 】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>指標 1 及び 2 は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。</p> </td> </tr> </table> | <p>施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準)</p> | | | | | | | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | 1 | 遺骨収集等事業の実施数(単位:回) | 32 | 35 | 27 | 26 | 27 | | (-) | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 2 | 慰霊巡拝の実施数(単位:回) | 12 | 13 | 13 | 10 | 12 | | (-) | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>指標 1 及び 2 は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。</p> | | | | | |
| <p>施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 遺骨収集等事業の実施数(単位:回) | 32 | 35 | 27 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (-) | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 慰霊巡拝の実施数(単位:回) | 12 | 13 | 13 | 10 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (-) | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | 【 - 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>指標 1 及び 2 は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、遺骨収集等慰霊事業を迅速に実施するために必要な予算を継続して計上することとした。</p> <p>戦後 60 年以上が経過し、遺骨情報が減少したことにより、特に南方地域において、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成 18 年度から概ね 3 年間をかけて、海外未送還遺骨の集中的な情報収集を、民間団体に委託して実施してきたところであるが、事業の成果について分析した結果、民間団体に対する徹底した指導、助言を行いつつ、現地調査員の恒常的な雇用及び現地政府機関等に対する協力を依頼する等のための予算を増額することとした。</p> <p>(継続) 遺骨収集関連事業</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|-----|-------------|
| | (平成 21 年度予算額:321 百万円(平成 20 年度予算額:240 百万円)) 戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業 (平成 21 年度予算額:72 百万円(平成 20 年度予算額:72 百万円)) 慰霊巡拝等の事業 (平成 21 年度予算額:399 百万円(平成 20 年度予算額:400 百万円)) 慰霊碑の維持管理 (平成 21 年度予算額:84 百万円(平成 20 年度予算額:91 百万円)) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|------------|------------|-------------|----------------------|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|---|------------|------------|-------------|-------------|---|--|-------|-------|-------|-------------|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>旧陸海軍の人事資料については、恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会などに使用されるが、作成されてから数十年を経過しているため、損傷が激しいものも多く、適切に保管するための作業を進める必要がある。</p> <p>また、恩給請求書の進達については、現在、恩給請求者の高齢化が進んでいることから、その進達業務を迅速かつ適切に行うことが求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえる。</p> <p>(効率性)</p> <p>旧陸海軍の人事資料に係る情報のデータベース化により、情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速化していること、長期的な保管が可能となることから、効率性の向上に寄与していると言える。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>旧陸海軍の人事資料のデータベース化については、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備等に時間を要したことから、進展状況は全体の14%に留まっているが、今後4年間においては、データベース化の作業に専念できることから、平成23年度までには全ての情報のデータベース化を終了することとしている。</p> <p>また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合については、平成19年度は80%と目標達成には至らなかったが、これは従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務を行う必要があったことが原因である。しかし、目標達成率は平成18年の67%から上昇しており、処理件数自体は相当増加していること、従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務は収束傾向にあることから、今後も事務処理の向上や資料の整備等をはかることにより、目標の確実な達成を目指していくこととしている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>旧陸海軍の人事資料の適切な整備保管については、平成16年度から8年間の計画で平成23年度までに終了させることとなっており、データベース化に向けた着実な進展があることから、今後とも、引き続き実施していくこととしている。また、恩給の進達業務についても、当該業務を適切に実施するよう関係機関及び関係遺族から求められており、また、平成19年度は、平成18年度に比較して達成水準へむけた進展があったことから、今後とも、引き続き実施していくこととしたい。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="422 1310 1337 2049"> <tr> <td colspan="6"> <p>施策目標に係る指標</p> <p>(達成水準/達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度)</td> <td>-</td> <td>0.1 【-】</td> <td>7.9 【-】</td> <td>10.0 【-】</td> <td>13.7 【-】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)</td> <td>(100)</td> <td>(100)</td> <td>(100)</td> <td>67 (100)</td> <td>80 【67.0%】【80.0%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。</p> <p>・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。</p> </td> </tr> </table> | <p>施策目標に係る指標</p> <p>(達成水準/達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度) | - | 0.1 【-】 | 7.9 【-】 | 10.0 【-】 | 13.7 【-】 | 2 | 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度) | (100) | (100) | (100) | 67 (100) | 80 【67.0%】【80.0%】 | <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。</p> <p>・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。</p> | | | | | |
| <p>施策目標に係る指標</p> <p>(達成水準/達成時期)</p> <p>【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度) | - | 0.1 【-】 | 7.9 【-】 | 10.0 【-】 | 13.7 【-】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度) | (100) | (100) | (100) | 67 (100) | 80 【67.0%】【80.0%】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。</p> <p>・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--|---------|-------------|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、旧陸海軍に関する人事資料のデータベース化等による適切な整備保管及び旧陸海軍に関する恩給請求書の迅速かつ適切な進達のために、必要な予算を継続して計上することとした。</p> <p>旧陸海軍の人事資料の適切な整備保管については、平成 16 年度から 8 年間の計画で平成 23 年度までに終了させることとなっており、データベース化に向けた着実な進展があることから、今後とも、引き続き実施していくこととしている。また、恩給の進達業務についても、当該業務を適切に実施するよう関係機関及び関係遺族から求められており、また、平成 19 年度は、平成 18 年度に比較して達成水準へむけた進展があったことから、今後とも、引き続き実施していくこととしたい。</p> <p>(継続)</p> <p>資料整備諸費 (平成 21 年度予算額:223 百万円(平成 20 年度予算額:180 百万円))</p> <p>旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費 (平成 21 年度予算額:62 百万円(平成 20 年度予算額:63 百万円))</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| | 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>平成18年10月より障害者自立支援法を完全施行し、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的改革を行った。(別添参照)同法における利用者負担については、原則一割の負担ではあるが、月額負担上限の設定や、収入・預貯金の少ない方に対するきめ細やかな配慮措置を講じている。施行後においては、利用者負担に対する意見等を踏まえ、本改革をより円滑に推し進めるための様々な措置を講じているところであり、今後とも、就労支援や地域移行などを中心とした、法の趣旨に即した取組を進めていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>障害者自立支援法の施行により、一般就労への移行を支援する就労移行支援事業を創設するなど日中活動系サービスを充実などの体制整備を進めるとともに、地域における生活の場としてグループホーム・ケアホームの整備の充実させるなどの施策を実施している。これらの施策により、障害者の地域における自立を支援し、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っている。</p> <p>(効率性)</p> <p>各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画において数値目標を設定し、一般就労に移行するための基盤整備や地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備など障害福祉サービスの計画的な整備を計画的・効率的に進めている。</p> <p>また、地域の障害者の実情やニーズに即した社会参加を促進するための支援として、地域生活支援事業をメニュー事業として実施している。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>各市町村・都道府県においては、障害者自立支援法に基づき障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められており、この結果、グループホーム・ケアホームの利用者数が毎年着実に増加している。</p> <p>また、障害者や事業者のおかれている状況を踏まえ、平成19年度中に、低所得者を中心として利用者負担の負担上限額の更なる引き下げ等の利用者負担の見直し、通所サービスにかかる単価の引き上げ等の事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備にかかる財政支援といった内容を盛り込んだ「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」を決定、平成20年度に向けて予算措置を行ったところである。</p> <p>これらの取り組みにより、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。</p> <p>(太字部分は重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <p>個別目標1については、自立支援法に基づき、地域の実情を踏まえた障害福祉計画に基づきサービスの基盤整備が進んでいると評価できることから、引き続き施策目標として継続していく。</p> <p>個別目標2については、工賃倍増5か年計画に基づき実施する事業に対して支援を行う工賃倍増計画支援事業の実施などにより、今後着実に効果が現れてくると考えられており、引き続き、施策目標として実施することとする。</p> <p>個別目標3については、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業において、コミュニケーション支援等の様々な支援を行っており、市町村における事業の実施体制整備が着実に進んでいると評価できるため、引き続き施策目標として継続する。</p> <p>個別目標4については、精神科救急医療センターの整備が着実に増加しており、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、施策目標として実施することとし、なお一層の整備を図ることとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
|--|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | グループホーム・ケアホームの月間の利用者数(単位:万人) (4.5万人以上/平成19年度) | 2.4 【 - 】 | 2.8 【 - 】 | 3.4 【 - 】 | 3.7 【 - 】 | 今後集計予定 |
| 2 | 訪問系サービスの月間の利用時間数(単位:万時間) (376万時間以上/平成19年度) | - | - | - | 316 【 - 】 | 今後集計予定 |
| 3 | 日中活動系サービスの月間のサービス提供量(単位:人日分) (713万人日分以上/平成19年度) | - | - | - | 637 【 - 】 | 今後集計予定 |
| 4 | 一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度) | 0.2 【 - 】 | - | 0.2 【 - 】 | - | - |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。 ・ 指標2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「訪問系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。 ・ 指標3は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「日中活動系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。 ・ 指標4は、平成15年度は「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)により、平成17年度は「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。当該指標については、その調査実施の要否や、実施するとした場合の調査方法等も含め、今後検討する。 | | | | | | |

| | | |
|------------------|--|-------------|
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 予算要求 評価結果を踏まえ、グループホーム・ケアサービスの充実、訪問系サービスの充実、日中活動サービスの充実等を一層推進するため、介護給付・訓練等給付費にかかる予算を拡充して計上することとした。 (継続) ・ 介護給付・訓練等給付費 (平成21年度予算額:504,918百万円[平成20年度予算額:492,313百万円]) 評価結果を踏まえ、個別事業所に対するコンサルタント派遣事業の拡充、事業所職員等の意識改革や民間企業ノウハウを活用するための研修事業等を新たに実施することとした。そのため、工賃倍増5か年計画支援事業に係る予算を拡充して要求することとした。 (継続) ・ 工賃倍増5か年計画支援事業 (平成21年度予算額:1,671百万円[平成20年度予算額:1,648百万円]) 評価結果を踏まえ、市町村、都道府県における地域生活支援事業を推進するために、コミュニケーション支援事業、相談支援事業を含む地域生活支援事業に係る予算を拡充して要求することとした。 (継続) ・ 地域生活支援事業 (平成21年度予算額:44,000百万円[平成20年度予算額:40,000百万円]) | |
| | 反映状況分類 | 機構・定員要求への反映 |

| | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------------------|-----------------------------|------------|--|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 第169回国会福田総理大臣施政方針演説 | 平成20年1月18日 | 「障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。」 |
| | 成長力底上げ戦略(成長力底上げ戦略構想チーム基本構想) | 平成19年2月15日 | 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、「福祉から雇用へ」推進5か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。 「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進 ・ 平成19年度中にすべての都道府県において |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>「工賃倍増5か年計画」を策定。関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5年間で平均工賃の倍増を目指す。</p> <p>企業的な経営手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業の有するノウハウや技術を積極的に活用。このため、コンサルタントの派遣、企業OBの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、障害者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境の改善等を推進。工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置 ・ 障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励。 |
|--|--|--|---|

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>公的年金制度の持続可能性を確保すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 平成16年6月に、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)が成立し、公的年金制度について、 保険料水準固定方式の導入 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 基礎年金国庫負担割合の引上げ 積立金の活用 の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところである。 年金財政については、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、長期的な財政収支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証(財政検証)を行うこととしている。(初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施) また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、経済団体等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。 マクロ経済スライド 少なくとも5年に1度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始し、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、年金額の伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み。 社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加えればよいこととするともに、(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする協定。 (有効性) 公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを実現したところである。 平成19年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。 (効率性) 平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行され、円滑に実施されている。 平成19年度においては、3カ国との間で当局間協議を新規に開始し、また、2カ国との間で社会保障協定の署名をするなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。 (総合的な評価) 財政再計算との乖離状況(積立金)については、平成19年度の数値は集計中であるが、平成15～18年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。 公的年金制度については、保険料水準固定方式の導入、給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、基礎年金国庫負担割合の引上げ、積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。 このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。平成16年度から19年度においては、この道筋に沿って国庫負担の段階的引上げを実施したところであり、平成20年度の国庫負担割合を3分の1に40/1000を加えた割合(約37.3%)とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を平成20年通常国会に提出し、継続審査とされている。 平成16年年金制度改正において検討課題とされた公的年金の一元化とパート労働者への厚生年金の適用拡大については、平成19年4月13日に、まずは被用者年金(厚生年金と公務員等の共済年金)の一元化を実現するとともに、働き方が正社員に近いパート労働者への厚生年金の適用を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審査とされている。 国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンの3カ国との間で、それぞれ社会保障協定の締結に向</p> |

けて、平成 19 年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったオランダ及びチェコの2カ国との間で、平成 19 年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。

施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。

なお、現在、「社会保障国民会議」において、中長期的な視点に立って、年金制度を含め社会保障制度のあるべき姿や、その中で政府の役割、負担の仕方などについて議論を行っているところである。

(評価結果の分類)

見直しを行わず引き続き実施

(理由)

平成 19 年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。

普及啓発等の事務経費については、印刷費等の削減により予算規模を前年度より縮小する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準 / 達成時期) | | | | | |
|---|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 【 】内は、目標達成率(実績値 / 達成水準) | | | | | |
| | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 財政再計算との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成16年財政再計算結果の数値 以上/平成21年度まで毎年度) | 【102.0%】 | 【102.4%】 | 【106.6%】 | 【108.1%】 | 【- %】 |
| ・厚生年金 実績 | 174.6 | 171.1 | 174.2 | 173.6 | |
| 財政再計算結果 | 171.3 | 167.5 | 163.9 | 160.8 | 158.3 |
| ・国民年金 実績 | 11.7 | 11.7 | 12.0 | 11.7 | |
| 財政再計算結果 | 11.3 | 11.0 | 10.8 | 10.6 | 10.4 |
| 2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成16年財政再計算結果の数値 以下/平成21年度まで毎年度) | 【- %】 | 【- %】 | 【0%】 | 【0%】 | 【0%】 |
| 実績 | - | - | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 財政再計算結果 | - | - | 0.0 | 0.0 | 0.4 |
| 3 当局間協議新規開始国数(単位: 件) (1カ国以上/毎年度) | 【200%】 2 | 【100%】 1 | 【0%】 0 | 【300%】 3 | 【300%】 3 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、年金局数理課調べによるものである。 ・ 「実績」は、財政再計算と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、年金積立金管理運用独立行政法人(年金資金運用基金)及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。 ・ 「財政再計算結果」は、平成16年財政再計算結果による。 ・ 財政再計算との乖離状況(積立金)は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。 財政再計算 平成16年年金制度改正前までは、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定するとともに、必要に応じ制度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度行うこととされていた。 なお、平成16年年金制度改正により新たに財政検証が導入され、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、少なくとも5年に一度「財政の現状及び見直し」を作成することとされた。 【参考】厚生労働省ホームページ 平成16年財政再計算結果等 http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html ・ 指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものである。 ・ マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。 ・ なお、平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされている。 ・ 指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。 ・ 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。 平成15年度 カナダ、オーストラリア 平成16年度 オランダ 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア 平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン 【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について http://www.mhlw.go.jp/topics/bukvoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----|-------------|
| 政策評価の結果 の政策への反映 状況 | <p>予算額</p> <p>評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>平成 19 年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。</p> <p>普及啓発等の事務経費については、印刷費等の削減により予算規模を前年度より縮小する。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金財政検証事業 (平成 21 年度予算額: 115 百万円(平成 20 年度予算額: 146 百万円)) ・ 公的年金制度の財政状況の報告聴取事業 (平成 21 年度予算額: 66 百万円(平成 20 年度予算額: 75 百万円)) ・ 年金通算協定事業 (平成 21 年度予算額: 31 百万円(平成 20 年度予算額: 32 百万円)) <p>なお、年金の給付費そのものについては、社会保険庁が計上する予算に整理されている。</p> | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主な もの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-------|-------|-------|-------|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 施策名 | 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の概要 | 国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金などの私的年金は創設以来順調に規模を拡大し、企業年金などにカバーされる国民の割合も増加してきた。厚生年金基金は昭和41年の創設以来、平成7年度末には1,878基金が設立されるに至った。また、国民年金基金は、平成3年の制度開始以来、平成13年度末には加入者数が約79万人に達している。このような公的年金に上乗せされる年金制度の普及の背景には、掛金、給付に係る税制上の特例措置が大きな役割を果たしてきたと考えられる。</p> <p>しかし、厳しい経済環境に伴う運用利回りの低下や、成熟度(受給者数/加入者数)の上昇等により、年金財政が悪化し、掛金の追加負担が困難となる基金が現れたこと、また、確定給付企業年金法の施行に伴い、基金の代行部分を国へ返上し、上乗せ部分のみで確定給付型の企業年金を継続すること(代行返上)が可能になったこと等により、平成13年度より代行返上、解散が進んだが、近年は単独型・連合型の代行返上及び解散がほぼ落ち着いたこともあり、減少に歯止めがかかっている。</p> <p>一方、平成13年度及び平成14年度に導入された確定拠出年金及び確定給付企業年金は、平成24年3月末で廃止される税制適格退職年金からの移行等により、着実に普及しているところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており(平成19年度末の確定給付企業年金の実施件数は前年度末の約1.6倍と大幅に増加。また、平成19年度末の確定拠出年金(企業型)の実施件数と確定拠出年金(個人型)の加入員数は、それぞれ前年度末の約1.2倍と約1.16倍に増加)、これには、厚生年金基金における代行返上の導入(確定給付企業年金への移行)や、税制上の優遇措置等が大きな役割を果たしていると考えられる。また、平成16年年金制度改正において、確定拠出年金の充実(拠出限度額の引上げ、中途引出し要件の緩和等)、企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)等の措置が講じられたことにより、各制度の利便性が高まったことも要因として挙げられる。</p> <p>また、平成19年7月に、規約型確定給付企業年金におけるモデル規約例や事務処理マニュアルを提示したことは、制度設立時に必要となる規約の策定手続きの簡素化や、申請から認可・承認までの審査の手続きの合理化・簡素化を図り、事業主が円滑に確定給付企業年金を導入することにつながると考えられる。</p> <p>平成20年度税制改正大綱を経て、企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止措置が3年間延長されたこと(平成22年度末まで)は、企業年金の健全な運営の確保及び普及の促進に資するものとなっている。</p> <p>(効率性)</p> <p>加入者や事業主のニーズに応え得る様々なタイプの制度の選択肢が存在すること及び加入者や事業主の利便性を高めることは、公的年金に上乗せされる年金制度を普及させるための重要な条件である。</p> <p>また、企業年金制度に係る税制上の優遇措置として、確定給付企業年金及び確定拠出年金については、掛金の損金算入、給付への公的年金等控除の適用等、厚生年金基金及び国民年金基金については、掛金への社会保険料控除の適用、給付への公的年金等控除の適用等が講じられており、老後の備えに対する民間の自主的な努力を側面から支援するものであり、効率的であるといえる。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており、これには、税制上の優遇措置や、事業主や加入者の利便性を高めるための制度改正等の措置が大きな役割を果たしており、「公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の適正な運営を図ること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。また、税制適格退職年金の平成24年3月末の廃止を控え、老後の所得保障の多様なニーズに応えるため、その役割はますます大きくなると考えられる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(理由)</p> <p>目標達成に向け引き続き努力する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="422 1787 1353 2123"> <tr> <td colspan="6"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td> 企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度) </td> <td>1,123</td> <td>1,134</td> <td>1,160</td> <td>1,261</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。 </td> </tr> </table> | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度) | 1,123 | 1,134 | 1,160 | 1,261 | 1,336 | (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。 | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度) | 1,123 | 1,134 | 1,160 | 1,261 | 1,336 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|-------------|
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>予算額 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進することとした。 目標達成に向けて引き続き努力する。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業年金等普及促進事業 (平成 21 年度予算額:2,610 百万円(平成 20 年度予算額:2,487 百万円)) | | |
| | 反映状況分類 | | 機構・定員要求への反映 |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 「規制改革推進のための3カ年計画」 | 平成 19 年 6 月 22 日 閣議決定 | |
| | 規制改革推進のための3カ年計画(改定) | 平成 20 年 3 月 25 日 閣議決定 | |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 介護保険制度については、平成12年4月の施行から約8年が経過し、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円(平成12年度実績)から7.4兆円(平成20年度予算)に増加している。このため、制度の持続可能性を維持する観点から、真に必要なサービスに対して給付が行われるよう、給付の効率化・重点化を行ってきたところである。 他方、今後、高齢化が急速に進み、介護を要する状態である要介護者、社会的支援を要する状態である要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。 また、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付適正化事業を実施する保険者数の割合については、平成19年度には99%の保険者が実施しており、介護給付の適正化の効果を上げるために有効であったと考えられる。 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率は、平成18年度と比較すると平成19年度は1.4p地域格差が拡大しているが、この理由としては、認定適正化専門員の技術的助言の効果を波及するための研修会開催による波及が必ずしも十分ではなかったことが考えられる。平成20年度においては研修会の開催を増加する等、効果を高めるための対応を検討している。 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合については、平成18年度の5.9%に比べ平成19年度は7.0%と増加傾向にあることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の更なる活用を図る必要はあるものの、必要な介護サービス量の確保の効果を上げるために有効であったと考えられる。 施設管理者研修、ユニットリーダー研修及び介護支援専門員研修の修了者は年々伸びており、介護サービスの質の向上の効果を上げるために有効であったと考えられる。 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数については、すべての都道府県及び指定都市において事業が行われており、認知症高齢者支援対策推進の効果を上げるために有効であったと考えられる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニットケア指導者養成研修については、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師やコーディネーターを養成するために平成18年度から開始したものであるが、研修修了者の着実な増加により、研修体制を強化することができ、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 介護サービス情報公表制度については、利用者がインターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手し、介護サービス事業者を選択できるように平成18年度から導入されたものであるが、介護サービス情報の公表事業所数は増加しており、介護サービスの質の向上等に向けた事業者の取組が進み、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 <p>(総合的な評価)</p> <p>介護給付の適正化、要介護認定の適正化、必要な介護サービス量の確保、介護サービスの質の確保及び認知症高齢者支援対策の推進により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることができた。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性及び効率性が認められるため。 なお、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、平成20年度において、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、未実施の都道府県及び市区町村に対しヒアリングを実施し、未実施理由等の実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援を行うものである。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> |

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)。ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。 | | | | | | |
|--|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) | - | 76 【 %】 | 79 【103.9%】 | 99 【125.3%】 | 99 【100%】 |
| 2 | 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度) | - | - | - | 18.9 【 - p】 | 20.3 【-1.4p】 |
| 3 | 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) | - | - | - | 5.9 【 - %】 | 7.0 【118.6%】 |
| 4 | 施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | 208 【 - %】 | 269 【129.3%】 | 294 【109.3%】 | 298 【101.4%】 | 463 【155.4%】 |
| 5 | ユニットリーダー研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | 189 【 - %】 | 477 【252.4%】 | 639 【134.0%】 | 1,796 【281.1%】 | 2,908 【161.9%】 |
| 6 | ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | - | - | - | 28 【 - %】 | 30 【107.1%】 |
| 7 | 介護支援専門員実務研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | 34,634 【117.4%】 | 37,781 【109.1%】 | 34,813 【92.1%】 | 28,391 【81.6%】 | 31,758 【111.9%】 |
| 8 | 介護支援専門員現任研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | 313,684 【130.5%】 | 396,933 【126.5%】 | 489,609 【123.3%】 | 568,337 【116.1%】 | 集計中 【 - %】 |
| 9 | 介護サービス情報の公表事業所数(単位:事業所数) (前年度以上/毎年度) | - | - | - | 93,530 【 - %】 | 112,171 【119.9%】 |
| 10 | 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度) | - | - | - | 62 【 - %】 | 64 【103.2%】 |

政策評価の結果の政策への反映状況

予算要求
 評価結果を踏まえ、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることが出来ているので、事業を継続することにした。
 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、平成20年度において、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、未実施の都道府県及び市区町村に対しヒアリングを実施し、未実施理由等の実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。
 また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援を行うものである。
 (継続)

- 介護給付等費用適正化事業
(平成21年度予算額:67,855百万円の内数[平成20年度予算額:67,676百万円の内数])
- 要介護認定適正化事業
(平成21年度予算額:183百万円[平成20年度予算額:184百万円])
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(平成21年度予算額:38,700百万円[平成20年度予算額:41,200百万円])
- 介護サービス適正実施指導事業
(平成21年度予算額:450百万円[平成20年度予算額:473百万円])
- 介護支援専門員等に対する研修事業
(平成21年度予算額:350百万円[平成20年度予算額:350百万円])
- 介護サービス情報の公表制度支援事業
(平成21年度予算額:336百万円[平成20年度予算額:486百万円])
- 認知症対策等総合支援事業
(平成21年度予算額:3,029百万円[平成20年度予算額:1,606百万円])

反映状況分類

機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------------------|---|---|-------|--|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>二国間等の国際協力を推進すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材育成事業等の協力を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、アジア通貨危機を乗り越えた後めざましい経済発展を遂げているものの、いまなお多く存在する貧困層や深刻な環境問題の発生など、開発の歪みが生じている。 保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。 とりわけASEAN諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。 また、今後の一層の開発には、先進国のリードを離れた途上国の自立的で持続可能な発展、南南協力の推進による地域連帯に基づく発展が不可欠であり、そのためには国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保するための支援が効果的である。 具体的には経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者はもとより、人事労務担当者、職業訓練を行う指導員、健全な労使関係構築のための人材が非常に不足している現状にあり、開発途上国からも、我が国に対しこれら各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強いことから、引き続き積極的かつ効果的な支援が求められているところである。 (有効性) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における我が国の経験の共有は、東南アジアを中心とするアジア・太平洋地域各国の更なる発展に必要なインフラ整備や基幹人材の育成に資するものであり、有効なものであると考えている。 (効率性) 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、また、各国のハイレベルの行政担当官が来日して現場を見ること等により、より効率的なプログラムとなっているものと評価している。 (総合的な評価) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体を通じた国際的な技術協力事業、研究・分析事業を実施することで、効果的に国際社会に貢献することができるかと評価している。 (評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 施策目標の達成に向け着実に実施しているところであり、現在の取り組みを続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="408 1384 1259 1639"> <tr> <td colspan="6"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> <td>【 % 】</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> (調査名・資料出所、備考) 本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。 </td> </tr> </table> | | | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 2 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | (調査名・資料出所、備考) 本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。 | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | 【 % 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) 本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算要求 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。 施策目標の達成に向け着実に実施しているところであり、現在の取り組みを続ける。 (平成21年度予算額:719百万円[平成20年度予算示達額:907百万円])</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>反映状況分類</p> | | <p>機構・定員要求への反映</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> <p>規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)</p> | <p>年月日</p> <p>平成20年3月25日閣議決定</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置 ・ 受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置 ・ 送出国政府に対する適正化要請等 ・ 実務研修中の研修生に対する労働関係保冷の適用 ・ 「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>施策名</p> | <p>国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>各国立試験研究機関において策定された機関評価の実施計画に従い、評価委員会を定期的に開催し、評価結果を公表することにより、機関評価の適正かつ効果的な実施を確保することを目的とする。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 研究開発評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき、各府省が具体的な指針を策定し実施することとされている。厚生労働省においては、大綱的指針に基づき「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「指針」という。)を定め、これに基づいて行うこととされており、国立試験研究機関を含む研究開発機関の評価についても、指針に基づき行うこととされているところである。 厚生労働省の科学研究開発においては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。このため、指針において、各研究開発機関は、機関活動全般を対象とする評価を定期的実施することとし、その評価は当該機関の設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から行うこととしている。 国立試験研究機関においては、この指針等に基づき、機関ごとにその機関運営と研究の実施・推進の両面を対象として、3年に1回を目安として定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会による機関評価を実施し、その結果を厚生科学審議会に提出するとともに、各機関のホームページ等により公表することとしている。 また、各機関において、評価結果を受け、改善を要する指摘事項に係る対処方針を策定し、厚生労働審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、これらについても各機関のホームページ等により公表することとしている。</p> <p>【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/j-04.pdf</p> <p>(有効性) 各機関における評価委員会の開催については、平成19年度は2機関であるが、平成14年度以降、すべての機関について、指針において開催の目安としている3年に1回と同程度の頻度で開催されている。委員は外部の専門家により構成され、客観性・中立性が保たれた中で、研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。)等の評価事項について評価されており、この結果を反映させることで機関運営の改善に資するものである。したがって、機関評価は有効に機能しているものと考えている。 評価結果の公表については、指針においてホームページ等により公表することとしている。ホームページによる公表については、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において有効であるが、平成19年度における実績はなく、直近5年間で2機関が1回ずつ行うにとどまっている。評価結果については、各機関の図書館等においても閲覧可能な状態となっており、機関評価の透明性は一定程度は確保されているものの、機関評価の透明性を更に高め、より適正な評価とするため、評価結果及び改善の状況のホームページによる公表を更に積極的に進めることが必要である。なお、平成20年度においては、3機関がホームページにより公表する予定としている。</p> <p>(効率性) 評価の実施については、評価の実施体制(概ね10名程度の当該機関に所属していない専門家により評価委員会を組織)や評価事項(一定のあらかじめ定められた事項の評価を原則としつつ、研究目的・目標に即して評価事項を選定)等に係るルールにのっとり実施していることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。また、評価委員会の開催は、指針において3年に1回を目安としているが、国立試験研究機関における研究はその期間が複数年にわたる研究が多いため、毎年評価を行った場合には、成果等が上がらない段階で次の評価を行うこととなることから、3年程度の間隔を置いて評価を行うことが効率的である。したがって、各機関の評価は、適切な頻度で効率的に行われているといえる。 評価結果の公表については、ホームページによる場合、各機関の図書館等における閲覧に比べ、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において効率的であるため、ホームページによる公表を積極的に進めることが必要である。</p> <p>(総合的な評価) 国立試験研究機関の機関評価については、手法及び頻度において適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。 また、各機関のホームページ等における評価結果やその後の改善状況等の公表については、適正な評価の実施確保のため重要であり、今後、より効果的・効率的で適切な公表等を積極的に進めていく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等に反映され、研究開発の効果的な実施に寄与しているため。</p> |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|------|------|------|------|------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) 本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。 | | | | | |

政策評価の結果
の政策への反映
状況

予算額
・適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を計上することとした。
評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等に反映され、研究開発の効果的な実施に寄与しているため。
(平成21年度予算額:4,148百万円(平成20年度予算額:4,101百万円))

反映状況分類

機構・定員要求への反映

関係する施政方針演説等
内閣の重要政策(主な
もの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

科学技術基本計画

平成13年3月30日

・「研究機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う」
・「評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」

| 施策名 | 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----|--|----------|------------|--|-------------|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------|----|----|----|----|----|---|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p> 【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。 </p> <p> (有効性) 各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。)に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。 </p> <p> (効率性) 各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。 </p> <p> (総合的な評価) 各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。 </p> <p> (評価結果の分類) 見直しを行わず引き続き実施 (理由) 施策目標の達成に向けて着実に進展しているため。 </p> <p> 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 </p> <table border="1" data-bbox="427 1240 1353 1480"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="427 1240 1353 1270"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1270 826 1299"></td> <td data-bbox="826 1270 932 1299">H15</td> <td data-bbox="932 1270 1037 1299">H16</td> <td data-bbox="1037 1270 1142 1299">H17</td> <td data-bbox="1142 1270 1248 1299">H18</td> <td data-bbox="1248 1270 1353 1299">H19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1299 826 1406"> 1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (-) </td> <td data-bbox="826 1299 932 1406">54</td> <td data-bbox="932 1299 1037 1406">57</td> <td data-bbox="1037 1299 1142 1406">62</td> <td data-bbox="1142 1299 1248 1406">59</td> <td data-bbox="1248 1299 1353 1406">64</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="427 1406 1353 1480"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 </td> </tr> </table> | | | 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | 1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (-) | 54 | 57 | 62 | 59 | 64 | (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 | | | | | |
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (-) | 54 | 57 | 62 | 59 | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>○ 予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、厚生労働行政にとって真に必要な研究を厳選すること、また、評価による研究成果の施策への適切な反映の観点から、引き続き、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施を図ることとし、そのために必要な予算を計上することとした。 <p>(平成21年度予算額:46百万円[平成20年度予算額:53百万円])</p> <p>反映状況分類: ③ 機構・定員要求への反映: —</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | <table border="1"> <tr> <th data-bbox="304 1742 708 1787">施政方針演説等</th> <th data-bbox="708 1742 932 1787">年月日</th> <th data-bbox="932 1742 1528 1787">記載事項(抜粋)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1787 708 2011">科学技術基本計画</td> <td data-bbox="708 1787 932 2011">平成13年3月30日</td> <td data-bbox="932 1787 1528 2011"> <ul style="list-style-type: none"> 第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す。 研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する。 研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化…を引き続き推進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 2011 708 2067">第3期科学技術基本計画</td> <td data-bbox="708 2011 932 2067">平成18年3月28日</td> <td data-bbox="932 2011 1528 2067"> <ul style="list-style-type: none"> 競争的資金及び間接経費の拡充。 </td> </tr> </table> | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | 科学技術基本計画 | 平成13年3月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す。 研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する。 研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化…を引き続き推進する。 | 第3期科学技術基本計画 | 平成18年3月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 競争的資金及び間接経費の拡充。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科学技術基本計画 | 平成13年3月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す。 研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する。 研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化…を引き続き推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3期科学技術基本計画 | 平成18年3月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 競争的資金及び間接経費の拡充。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表 12 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策

| | | |
|------------------|--|---|
| 政策の名称 | 災害派遣医療チーム(DMAT)研修事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 緊急事態発生時に迅速に災害派遣医療チームを出動させる体制の整備を確保し、これまで以上に充実した救護活動ができるよう研修体制を整備するもの</p> <p>(有効性の評価) 災害発生時には、被災地域内の病院では診療機能が低下する上、被災患者が多数来院することから、重症患者に対して救急医療の提供が困難となる。 この場合、被災地域外の災害派遣医療チーム(DMAT)研修を受けたDMATが病院支援を行うことで、重症患者は被災地域外へ後方搬送し機能の整った病院で高度な医療を提供することにより救命につながることになる。 平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震では、15 都県の 39 病院 42 チームが出動し、刈羽郡総合病院から重症患者をドクターヘリ等で被災地外の病院へ搬送するなど救命に寄与し、DMAT活動は高く評価されたところである。</p> <p>(効率性の評価) DMATは、平成 19 年度末現在全国で 441 チーム養成したところであり、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震では 42 チーム、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震では 36 チームが出動し、病院支援活動等には支障が無かったところである。 また、毎年 10 回(1回 20 チーム程度)以上の研修会を開催した結果、事前評価実施時における目標は達成したところである。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。(平成 21 年度予算額:67 百万円(平成 20 年度予算額:67 百万円)) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|---|--|
| 政策の名称 | 地域職業相談室の体制整備について | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 市区町村の要望等を勘案し、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行うことにより、一層、求職者の再就職の促進を図ることとする。地域職業相談室では次のようなサービスを実施する。</p> <p>(1) 市区町村庁舎等を活用し、インターネットによる各種情報、求人自己検索端末装置を活用した求人情報の提供、求人の受理及び職業紹介を行う。</p> <p>(2) ハローワークインターネットサービスの閲覧や求人自己検索装置の設置を行い、より多くの求人情報の提供を図る。</p> <p>(有効性の評価) 公共職業安定所と市区町村との共同・連携した職業紹介等のサービス提供を求職者に身近な場所に開設された地域職業相談室で行うことにより、求職者の利便性の向上や効率的な就職活動につながり、目標以上の再就職が実現される結果となっている。</p> <p>(効率性の評価) 求職者の利便性も考慮し、公共職業安定所と市区町村との共同・連携した職業紹介等のサービス提供を行うために、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する施設を設置するために、既存の施設や市区町村庁舎等を活用するなど、効率的に事業を実施している。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、下記のとおり平成 21 年度予算に反映することとした。 (廃止) ・ 地域職業相談室の体制整備について(平成 20 年度予算額:1,174 百万円) (新規) ・ ふるさとハローワーク推進事業(仮称)(平成 21 年度予算額:1,548 百万円) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|--|---|
| 政策の名称 | 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託する。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>アウトカム目標として設定した事業利用企業等における雇入数、事業利用求職者等の就職件数、アウトプット目標として設定した事業利用企業等の数、事業利用求職者等の数の全てを達成しており、有効な施策であったと考えられる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>地域の雇用失業情勢は、それぞれの地域が有する様々な特性に基づくものであり、各地域で効率的に雇用機会の創出を図るためには、地域の特性や実情に精通した地域の関係者の創意工夫や発想を生かした対策を実施することが必要である。本事業は、これらの趣旨を踏まえ、地域の関係者より事業に提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高い事業の実施を委託するものであり、効率的な施策であったと考えられる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 基金事業として実施していたため、従来から予算要求はしていない。(平成 19 年度末時点において、新規募集は既に終了しており、現在は支給に係る事務のみを実施。) |
| | 概算要求への反映 | - |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|--|--|
| 政策の名称 | キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>公共職業安定所が産業界と連携し学校において実施している、キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等中高生等を対象とした職業意識形成支援事業について、対象校の拡大、職場体験活動に係るコーディネート機能の充実等拡充を図るため、以下のとおり実施する。</p> <p>ア 企業人等の講師派遣等による学校内での職業指導の拡充</p> <p>イ 職場体験活動等の拡充</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>近年、未内定のまま学校を卒業する者、及びフリーターの数が増加し、離職率についても、在学中における職業意識形成の成果と密接な関係があると考えられる就職後1年目の状況に改善傾向が見られるところである。このことは、本事業の実施によって、在学中の早期から働くことの意義、職場のルール、仕事の実態等に対する理解を深め、適性に即した職業選択・就職の実現と早期離職による失業、フリーター・ニート化の防止が図られたこと等の効果が大きいと評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>本事業は、地域の産業・企業において働く者等の協力を得ることにより、具体的な職業理解を促すことができるため、費用的にも効率的である。</p> <p>また、参加生徒数の実績を見ると、予算を縮小しているにもかかわらず、平成 17 年度以降 40 万人超で推移しており、未内定卒業生数、フリーター数ともに減少を続けていることから、効率的な運用がなされているものと評価できる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進事業を引き続き推進することとした。(平成 21 年度予算額:76 百万円[平成 20 年度予算額:72 百万円]) |
| | 概算要求への反映 | - |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------|---|--|
| 政策の名称 | 大学及び大学生に対する就職支援の強化 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>大学間・学生間の格差の拡大が認められる大学等卒業生の就職環境を踏まえ、大学等就職担当職員の技能向上を図るためのマニュアル開発、講習等の支援を新たに実施するとともに、学生職業総合支援センターシステムの強化等により、未内定学生と未充足求人のマッチングの促進を図るため、以下のとおり実施する。</p> | |

| | | |
|------------------|---|--|
| | <p>ア 大学就職支援機能サポート事業の実施 イ 大卒未充足求人を活用した未内定学生に対するマッチング促進策 ウ 大学生の就職・採用選考活動のあり方に係る検討会議の開催 (有効性の評価) 大学生の就職支援の中心となる大学の就職指導担当者等を対象とした就職指導担当者セミナーの開催やマニュアルの提供等の支援を行うことで、大学独自の就職セミナーの開催やキャリアカウンセリングをはじめ、低学年からの職業意識啓発・未内定学生に対するサポートの強化が図られるなど、各大学において学生に対する就職支援体制が整備された。 その結果、大卒就職者の就職率の上昇、及び就職も進学もしない無業者の割合の低下等、就職状況に改善が見られており、本事業が有効であったと評価できる。 (効率性の評価) 本事業を推進する中でハローワークの有するノウハウが普及し、主体的な就職支援を実施できる大学が増加することに伴い、予算の見直しを行うことによって効率的に事業を実施している。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、大学及び大学生に対する就職支援の強化事業を引き続き推進することとした。(平成 21 年度予算額:15 百万円[平成 20 年度予算額:33 百万円]) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|--|---|
| 政策の名称 | ものづくり立国の推進 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 若年者ものづくり人材育成促進事業 ものづくり技能の魅力を啓発し新時代に適合した若年ものづくり人材を育成するため、「2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした若年技能者の育成のための各種事業により若者の職業意識やものづくり技能尊重の気運を高める。 ・ 技能五輪国際大会出場選手に対する強化訓練の実施 ・ 企業の工場・訓練校、公共職業能力開発施設等の開放促進等によるものづくり体験の促進 ・ 高度熟練技能者を活用した若年者等のものづくり人材育成支援 「ものづくり立国」の社会的基盤の整備 「ものづくり立国」推進のため、「2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会」を活用しつつ、ものづくり技能の魅力を若者をはじめ国民各層へ周知し技能尊重気運の醸成を図り、ひいては、若者の就労促進を図る。 ・ 世界技能シンポジウム等の開催 ・ ものづくり情報広報サイト等を活用した啓発・広報 (有効性の評価) シンポジウムやホームページ等によるものづくり情報の発信は、若年者をはじめ広く国民がものづくり技能に関心や理解を示す社会的素地を形成する契機となり、一方、「ものづくり体験教室や若年者ものづくり競技大会の開催」「技能五輪国際大会の選手強化」といった若年者を対象としたものづくり人材の育成の取組は、技能を習得したいという若年者のニーズに応え、ものづくり産業への入職の促進等に繋がるものである。 この2つの取組は、我が国の「ものづくり立国」としての推進上、重要な2つの柱と位置付けられるものであった。 平成 19 年 11 月に開催された「2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会」は、国家的プロジェクトとしても位置付けられながら、この2つの柱の中に重要な核として組み込まれたが、多くの来場者とともに、日本選手が好成績を収めるなど、本事業の成果が発現するものとなった。 (効率性の評価) 17 年度から実施されている本事業は、3年目が一つの節目であったが、2007 年問題を背景としながら、同年に開催された「2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会」を、本事業推進上の”大きな山”と位置付け、大会との相乗効果が図られたことにより効率性は高かったものと評価する。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。(平成 21 年度予算額:535 百万円[平成 20 年度予算額:788 百万円]) |
| | 概算要求への反映 | |

| | | |
|--|-------------|---|
| | 機構・定員要求への反映 | - |
|--|-------------|---|

| | | |
|------------------|---|--|
| 政策の名称 | 地域活動支援センター機能強化事業(小規模作業所への支援の充実強化事業) | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 小規模作業所に対し、新たな施設類型への円滑な移行のために必要な知識等の修得、及び人材育成・資質向上のための研修事業の実施等を行う。</p> <p>(有効性の評価) 小規模作業所の新体系への移行率は、平成18年10月時点で12.9%、平成19年10月時点で43.7%と着実に進んでおり、当該効果は、他の規制緩和等の施策とあいまって本事業の効果が現出したものであると考えられる。</p> <p>(効率性の評価) ・小規模作業所の新体系への移行を促すことにより、既存の資源を活用して、より安定的で質の高いサービスを提供できる事業所を創出することにつながることから、特に全国的に不足する障害福祉サービスの基盤を強化することが喫緊の課題となる中において、このようなサービス基盤の整備の観点からも本事業は効率的であると考えられる。 ・さらに、本事業による小規模作業所の安定的かつ本格的なサービスの提供を通じて、障害者の就労等による自立を促すことになるため、社会全体にとっても効果的であると考えられる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成21年度予算概算要求等への反映状況 | 本事業は平成17年度限りで廃止しており、今後は、新体系への移行を進めるため、引き続き既に講じている。規制緩和施策の効果を見定めるとともに、「障害者自立支援法円滑施行特別対策」において実施している小規模作業所等の新体系への移行促進策を着実に実施する。 |
| | 概算要求への反映 | - |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|--|---|
| 政策の名称 | 重度障害者在宅就労促進特別事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 在宅の重度障害者を対象にITを活用した企業からの仕事の発注・分配等を行う在宅就労事業者(バーチャル工房)に対して補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施する。</p> <p>(有効性の評価) 平成17年度の重度障害者在宅就労促進特別事業の利用者は139人であったが、平成18年度は294人と増加しており、在宅就労障害者の就業機会は着実に確保されていると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者にとって、在宅就労の場を拡大することは喫緊の課題であったが、本事業により、従来就労が困難であるとされてきた重度障害者が労働者として働くことが可能となり、ひいては本人の経済的な自立にもつながることから、効率性においても高く評価できる。なお、本事業は平成17年度に廃止となったが、事業の趣旨は、障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に引き継がれているところである。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成21年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成21年度予算に計上した。 ・障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業の予算額(平成21年度予算額:44,000百万円(平成20年度予算額:40,000百万円)) |
| | 概算要求への反映 | - |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | 発達障害者支援体制整備事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、全ての都道府県・指定都市に発達障害支援の検討委員会を設置するとともに、各都道府県・指定都市の管内にある障害保健福祉圏域のうちの一つにおいて個別支援計画の</p> | |

| | | |
|------------------|---|---|
| | 作成や発達支援等、支援体制の整備を実施する。 (有効性の評価) 平成 17 年度の個別支援計画の作成件数は 82 件であったが、平成 18 年度においては 356 件と増加しており、またこの数値はモデル的に実施した障害福祉圏域での集計数のため、管内全体の障害福祉圏域に波及している地域においては、さらに件数は増加していると考えられ、個別支援計画の作成を含めた支援体制の整備は着実に進んできていると評価できる。 (効率性の評価) 各自治体からの報告によれば、障害福祉圏域で実施したモデルを管内の障害福祉圏域に波及した地域も多く、具体的には保育所や幼稚園の巡回指導の実施や発達障害者支援センターとの連携、管内全体での個別支援計画の作成等、支援体制の整備は進んできており、効率性の面からも評価できる。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。(平成 21 年度予算額:220 百万円(平成 20 年度予算額:210 百万円)) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|---|--|
| 政策の名称 | 日中一時支援事業(障害児タイムケア事業) | |
| 政策評価の結果の概要 | (事業の概要) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適用するための訓練等を行う。 (有効性の評価) ・ これまで障害のある中高生の預かり等を行うサービスの基盤整備がなされていなかったが、本事業により、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を身近なところに確保することが可能となり、平成 17 年度においては約 13 万人を対象に事業を実施した。 ・ 地域生活支援事業の「日中一時支援事業」として引き継がれた後であっても、当該事業の実施市町村数は平成 18 年度の 1,397 市町村から平成 19 年度の 1,508 市町村(速報値)に増加していることにかんがみれば、本事業に対するニーズは依然として高く、本事業の有効性を示すものであると考える。 (効率性の評価) ・ 障害のある中高生の預かり等を行うサービスの基盤整備に対するニーズは高い一方で、障害のある中高生が活用できる一般施策はほとんどなかったため、本事業の創設による政策効果は高いと評価できる。 ・ 本事業により、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を身近に確保することが可能となった。 ・ また、本事業は障害者自立支援法の施行に伴い「日中一時支援事業」に引き継がれたことにより、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村の判断により地域の実情に応じて実施することができるようになったことから、より柔軟な形態で事業を効率的・効果的に実施することが可能となっている。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 地域生活支援事業については、自治体の裁量が最大限に発揮することができるものであることから、効率的・効果的な事例を示すなどにより、適切に事業が展開されるよう促すとともに、平成 21 年度予算に計上した。(平成 21 年度予算額:44,000 百万円(平成 20 年度予算額:40,000 百万円)) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------|---|--|
| 政策の名称 | 女性のがん緊急対策:女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費(女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費) | |
| 政策評価の結果の概要 | (事業の概要) 市町村が実施する「乳がん検診」及び「子宮がん検診」について、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、適齢層への啓発活動を展開するとともに、休日や | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---------------------------------|---|-----------------|--|--------------------|---|
| | <p>夜間等における検診の利便性の向上等を通じた受診率向上のための啓発事業等を行い、女性の健康支援対策を推進する。</p> <p>また、寝たきり原因の第1位が脳卒中、第2位が老衰、第3位が骨折であり、骨粗鬆症は高齢社会が抱える問題の一つとなっている。その検診を行うことは、高齢期において寝たきりとなることを予防し、ひいては要介護状態とならないことにつながるものであることから、高齢者に対し検診の受診を勧奨するための啓発普及事業を展開する。また、骨粗鬆症予防は、骨の成長過程で対策を実施する必要があるため、若年者に対しての啓発事業についても実施するものである。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、目標達成率が100%を越えるとともに、その数も増加してきている。乳がん受診者数については、マンモグラフィの設置目標を平成17年度と平成18年度の2ヶ年度で500台とし、平成17年度は219台整備されたが、平成18年度は181台にとどまったこと等から、目標達成率についてはわずかに下回ったものの、受診者数は増加している。また、子宮がん患者発見数・子宮がん受診者数については、都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと等のため、平成17年度及び平成18年度とも目標値を下回ったものと思われるが、一定の目標達成率を達成しているといえる。</p> <p>したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられるところであり、本事業は有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、目標達成率が100%を越えるとともに、その数も増加してきている。乳がん受診者数については、マンモグラフィの設置目標を平成17年度と平成18年度の2ヶ年度で500台とし、平成17年度は228台整備されたが、平成18年度は167台にとどまったこと等から、目標達成率についてはわずかに下回ったものの、受診者数は増加している。また、子宮がん患者発見数・子宮がん受診者数については、都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと等のため、平成17年度及び平成18年度とも目標値を下回ったものと思われるが、一定の目標達成率を達成しているといえる。</p> <p>したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられることから、補助に見合う効果が得られたものと考えられるところであり、本事業は効率性を有するものであると評価できる。</p> <p>また、都道府県においては、市町村及び任意団体と連携して乳がん検診、子宮がん検診の適齢層への啓発活動を効果的に行うなど、効率的な取組が実施されている。</p> | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 1375 767 1473"> <p>評価結果の平成21年度予算概算要求等への反映状況</p> </td> <td data-bbox="767 1375 1449 1473"> <p>評価結果を踏まえ、「女性の健康支援対策事業費」について平成21年度予算に計上した。(平成21年度予算額:346百万円の内数(平成20年度予算額:115百万円))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1473 767 1518"> <p>概算要求への反映</p> </td> <td data-bbox="767 1473 1449 1518"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1518 767 1559"> <p>機構・定員要求への反映</p> </td> <td data-bbox="767 1518 1449 1559">-</td> </tr> </table> | <p>評価結果の平成21年度予算概算要求等への反映状況</p> | <p>評価結果を踏まえ、「女性の健康支援対策事業費」について平成21年度予算に計上した。(平成21年度予算額:346百万円の内数(平成20年度予算額:115百万円))</p> | <p>概算要求への反映</p> | | <p>機構・定員要求への反映</p> | - |
| <p>評価結果の平成21年度予算概算要求等への反映状況</p> | <p>評価結果を踏まえ、「女性の健康支援対策事業費」について平成21年度予算に計上した。(平成21年度予算額:346百万円の内数(平成20年度予算額:115百万円))</p> | | | | | | |
| <p>概算要求への反映</p> | | | | | | | |
| <p>機構・定員要求への反映</p> | - | | | | | | |

| | |
|-------------------|--|
| <p>政策の名称</p> | <p>地域介護・福祉空間設備等施設整備交付金</p> |
| <p>政策評価の結果の概要</p> | <p>(事業の概要)</p> <p>国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市区町村が地域の实情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することや、介護療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を本事業において支援する。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>全サービスの利用者に占める地域密着型サービスの利用者の割合が、本交付金制度開始当初に比べ増加傾向にあること等から、市区町村が地域の实情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき本交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると考えられ、本交付金が有効であると評価できる。</p> <p>また、当該指標のうち「介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合」については、1割以下の水準にとどまっているものの、介護サービス全体の供給量が増加している中で一定の伸びを示しているものと評価できる。</p> |

| | | |
|------------------|---|---|
| | <p>(効率性の評価)</p> <p>(1) 手段の適正性 従来施設種別ごとの補助金制度に比べ、市区町村が策定した整備計画に対する交付金制度としたことで、事務手続きの簡素化につながり、また市区町村の負担割合の設定を地域の実情に合わせて設定することが可能となり、自主性・独創性を生かした弾力的な執行が行われているものと考えられる。</p> <p>(2) 費用と効果の関係に関する評価 市区町村が、地域の実情に応じ、サービス基盤の整備計画を策定することで、地域住民のニーズに応じた効率的かつ重点的な基盤整備を進めることができていると考えられる。 また、本交付金のうち地域介護・福祉空間推進交付金において、事業立ち上げ時の備品購入費や人件費などの事業運営に関する経費も交付金の対象範囲とすることにより、地域密着型サービス事業所の新規参入がスムーズに行われていると考えられる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算に計上した。(平成 21 年度予算額: 38,700 百万円(平成 20 年度予算額: 41,200 百万円)) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

表 12 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

| | | |
|------------------|---|---|
| 政策の名称 | 健康増進総合支援システム事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 生活習慣病の主要因である国民の生活習慣の改善を行うためには、必要な情報提供や継続的専門指導の実施プログラムなどが不可欠であるため、科学的知見に基づく正しい情報の発信、保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を行う事業である。</p> <p>(評価結果の概要) インターネット等を活用して、科学的知見に基づく正しい情報の発信、自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの開発、保健師等専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの運用を平成 20 年度から行う。 当該事業を国が行うことは、医療関係機関等の科学的知見に基づく正しい情報の共有化が図れるため効率的である。 また、生活習慣の行動変容に基づくシステムをインターネットを通じて利用することにより、国民自ら健康管理を行うことが可能となるため有効である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 本事業は、平成 17 年度から平成 19 年度でシステムの構築を行うものであり、平成 21 年度は予算要求していない。 |
| | 概算要求への反映 | - |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|---|---|
| 政策の名称 | マンモグラフィ緊急整備事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) (1) マンモグラフィ緊急整備事業 各自自治体におけるマンモグラフィの導入状況・計画を踏まえた上で、必要なマンモグラフィの機器整備のための補助を行う。 (2) マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修 マンモグラフィの機器整備に伴い、撮影技師及び読影医師を養成するための研修を行う。</p> <p>(評価結果の概要) 平成 18 年度地域保健・老人保健事業報告によれば、市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の受診者数は約 163 万人と増加しており、また、乳がんによる死亡者数を減少させるために最も効果がある早期発見に関する指標である発見がん患者数は 4,529 人と目標を大きく上回っていることから、平成 18 年度は、当該事業について十分に評価できる。 なお、平成 19 年度の数値は集計中であり、平成 21 年 3 月に公表予定である。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 本事業は、平成 17・18 年度にマンモグラフィを緊急的に整備する費用に対して国庫補助を行うものであり、平成 19・20・21 年度は予算要求していない。 |
| | 概算要求への反映 | - |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|---|---|
| 政策の名称 | 厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要) 平成 16 年 3 月に策定された「共通システムの見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内の LAN で運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LAN の運用管理業務の集中化を図るものである。</p> <p>(総合的な評価) 最適化実施により、これまで別に調達していたインターネット回線を中核的 LAN システムの更改(2005 年 7 月)と一括して調達したところ、予定していたとおり、年間 22,800 千円が経費削減され、また、中核的 LAN システムの更改を実施することにより、運用等に職員が費やす年間約 2,250 時間の削減となり、目標値を達成したと評価できる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算要求において所要の予算を要求する。 (継続) ・厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業(平成 21 年度予算額:132 百万円[平成 20 年度予算額:165 百万円]) |

| | | |
|--|-------------|-----|
| | | 円)) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|---|--|
| 政策の名称 | 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。</p> <p>【実施施策(主なもの)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者(国民、事業主)の利便性の向上 事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。 2 業務の処理の効率化・合理化 職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータルシステム等については、「職業安定行政関係システム(仮称)」として一体化する。 4 安全性・信頼性の確保 職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。 5 調達における透明性の確保 システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。 6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備 ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立 <p>(評価結果の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 削減経費 平成 19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成 19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請利用率 促進策の推進を行ってきたが、目標率達成には至らなかった。 | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算要求において所要の予算を要求する。 (継続) ・ 職業安定行政関係業務の業務・システムの最適化実施に必要な事業(平成 21 年度予算額: 26,929 百万円[平成 20 年度予算額: 11,365 百万円]) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------|--|--|
| 政策の名称 | 労災保険給付業務の業務・システム最適化事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労災保険給付における本省払いへの集約化 労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。 2 システム化による業務効率化 次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。 労災保険特別加入に係る承認・給付業務 第三者行為災害における求償業務 義肢等の支給業務 各種統計の集計業務 認定等の支援業務 3 メインフレームのオープン化 | |

| | | |
|------------------|---|---|
| | <p>メインフレームを廃止してオープン化するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。</p> <p>4 他のシステムとの連携強化 他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。</p> <p>(評価結果の概要)</p> <p>1 削減経費 平成 19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 平成 19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ概ね向上したが、目標値達成には至らなかった。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 平成 21 年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 (継続) ・ 労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費(平成 21 年度予算額 4,654 百万円[平成 20 年度予算額 4,680 百万円]) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------------|---|---|
| 政策の名称 | 監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>1 相談業務の効率化のための対応 (1) 府省共通業務・システムである「苦情・相談対応業務」の業務・システムの最適化の動向を踏まえ、府省共通業務・システムを積極的に活用する。 (2) 労働相談窓口支援システムを構築する。 (3) 録音音声等に対応する機能や、インターネットを利用したホームページの画面案内(FAQの掲載等)により 365 日 24 時間対応が可能なシステムを構築する。</p> <p>2 免許管理業務の集中化等 免許管理業務の集中化を行い、免許証の作成を自動化する。</p> <p>3 手作業業務のシステム化 労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務などの手作業業務をシステム化する。</p> <p>(評価結果の概要)</p> <p>1 削減経費 平成 19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 平成 19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ概ね向上したが、目標値達成には至らなかった。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況 | 平成 21 年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 (継続) ・ 労働基準行政システムの最適化実施に必要な経費(平成 21 年度予算額 4,365 百万円[平成 20 年度予算額 4,494 百万円]) |
| | 概算要求への反映 | |
| | 機構・定員要求への反映 | - |

| | | |
|------------|---|--|
| 政策の名称 | 労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業 | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(事業の概要)</p> <p>1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化 労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中</p> | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|--|-----------------|--|--------------------|---|
| | <p>心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。</p> <p>また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている番号との統一化による同システムとのデータの共用化を行う。さらに、社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録することを検討する。</p> <p>2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化 都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。</p> <p>3 申告書等の書類管理のシステム化 年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。</p> <p>4 問い合わせ対応業務等の外部委託化 従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。</p> <p>5 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進 府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov(電子政府の総合窓口)に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等を不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。</p> <p>また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。</p> <p>6 届出書類作成支援機能の提供 従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで普通紙を用いて作成し、届出を可能とする機能をインターネットで提供することにより、事業主等が行う届出書類作成業務の簡素化を図る。</p> <p>7 メインフレームのオープン化 再構築によりメインフレームをオープン化することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>1 削減経費 2007(平成 19)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 2007(平成 19)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ概ね向上したが、目標値達成には至らなかった。</p> | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 1659 767 1854"> <p>評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況</p> </td> <td data-bbox="767 1659 1444 1854"> <p>平成 21 年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 (継続) ・ 労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費(平成 21 年度予算額 5,837 百万円[平成 20 年度予算額 1,836 百万円])</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1854 767 1899"> <p>概算要求への反映</p> </td> <td data-bbox="767 1854 1444 1899"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1899 767 1937"> <p>機構・定員要求への反映</p> </td> <td data-bbox="767 1899 1444 1937">-</td> </tr> </table> | <p>評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況</p> | <p>平成 21 年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 (継続) ・ 労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費(平成 21 年度予算額 5,837 百万円[平成 20 年度予算額 1,836 百万円])</p> | <p>概算要求への反映</p> | | <p>機構・定員要求への反映</p> | - |
| <p>評価結果の平成 21 年度予算概算要求等への反映状況</p> | <p>平成 21 年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 (継続) ・ 労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費(平成 21 年度予算額 5,837 百万円[平成 20 年度予算額 1,836 百万円])</p> | | | | | | |
| <p>概算要求への反映</p> | | | | | | | |
| <p>機構・定員要求への反映</p> | - | | | | | | |

表 12 - 4 - 総合評価方式により事後評価した政策

| 政策の名称 | 若年者雇用対策 |
|-------------------|--|
| <p>政策評価の結果の概要</p> | <p>若年者の雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、我が国の社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や経済的基盤の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには社会不安の拡大、少子化の一層の進行等、深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。</p> <p>フリーターを含む若年者の雇用問題が発生した主な要因としては、第一に、需要不足等による正社員求人的大幅な減少と、求人のパート・アルバイト化及び高度化の二極分化により需給のミスマッチが拡大したこと、第二に、将来の目標が立てられない、目標実現のための実行力が不足している若年者が増加したこと、第三に、社会や労働市場の複雑化に伴う職業探索期間の長期化、実態としての就業に至る経路の複雑化、求められる職業能力の質的变化等の構造変化に、従来の教育・人材育成・雇用のシステムが十分に対応できていなかったことが挙げられる。</p> <p>こうしたことを背景に、バブル崩壊以降の雇用失業情勢の悪化のなかで、企業の厳しい採用抑制等を背景にフリーターが 200 万人を超えるなか、フリーターの増大の流れを転換するため、厚生労働省においては、フリーターの常用雇用化を強力に推進することとし、上記に掲げるジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援、フリーター常用就職支援事業の実施、若年者トライアル雇用の積極的活用による常用雇用の促進、日本版デュアルシステムの普及促進等を内容とする「フリーター20万人常用雇用化プラン」(平成 17 年5月開始)を策定し、23.2 万人の常用雇用化を図った。続いて、「フリーター25 万人常用雇用化プラン」(平成 18 年度)では 36.2 万人、「フリーター25 万人常用雇用化プラン」(平成 19 年度)では 27.5 万人の常用雇用を実現したところである。</p> <p>また、ニート状態にある若者に対し、就労意欲を喚起するための基盤整備を行い、働くことについての自信と意欲を付与するため、及び、社会適応支援を含む包括的な支援を行い、一人一人の職業能力の開発及び向上を図るため、集団生活の中で労働体験等を行う「若者自立塾」事業の運営、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導(リファー)等により、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業の拡充・強化に取り組んでおり、若者自立塾について、平成 18 年度の卒業後6ヶ月の行動変化率 89.1%(前年度実績 79.8%)、地域若者サポートステーションについて、平成 19 年度ののべ利用者数約 14 万5千人(前年度実績約3万5千人)といった実績をあげたところである。</p> <p>さらに、将来のフリーター・ニート化を防止するためには、若者が望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識等を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育等の取組を推進することが重要であることから、在学中の早い段階からの職業意識形成支援を、国が若年者雇用対策として学校や産業界と連携して実施することにより、若者の適切な職業選択の確保や安易な離転職の防止を図っている。</p> <p>若者の雇用情勢については、完全失業率の改善が続くとともに、フリーターの数は平成 19 年は 181 万人となっており、平成 15 年の 217 万人をピークとして、4年連続で減少し改善の動きが続いている。これは、景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、これらの施策の効果が一定程度あらわれたものと考えられ、平成 18 年 12 月に取りまとめられた「再チャレンジ支援総合プラン」(「多様な機会のある社会」推進会議決定)における「2010 年(平成 22 年)までに、フリーターをピーク時の8割に減少させる」という目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>また、ニートの数についても、平成 11 年の 40 万人から平成 14 年に 64 万人に増加して以降同水準で高止まりしていたが、平成 18 年以降 62 万人で推移しており、上記の施策がニート増加の防止に一定程度の効果があつたと評価できる。</p> <p>次に、ここ数年のフリーター数の推移について、年齢、性別、学歴、地域ごとに詳細にみてみると、まず、年齢については、15～24 歳層が平成 15 年から平成 19 年までに 20 万人減少しているのに対し、25～34 歳の年長フリーター層では、平成 16 年に 99 万人になった後、減少傾向にあるものの、平成 19 年においても 92 万人(前年同)となっており、減少しているのは 15～24 歳層が中心であることが分かる。平成 19 年には、25～34 歳層のフリーター数は初めて 15～24 歳層を上回っており、フリーター数を年齢階級別に人口比でみた場合でも、15～24 歳層は平成 15 年の 8.0%から平成 19 年の 6.6%に減少しているのに対し、年長層はここ5年5%前半台で推移しており、改善に遅れが出ている。</p> <p>このような、年長フリーター層の改善の遅れの背景としては、新規学卒一括採用を採用の基本とする日本型の雇用慣行の下で、就職氷河期に正社員になれなかった若者がやむを得ずフリーターになり、景気の回復とともに企業が若年者の採用を増やしたとしても、フリーター経験がキャリアとしてプラスに評価されず、フリーター状態のまま年齢を重ねると</p> |

不安定就労から抜け出すことがより困難になっていることが考えられる。

フリーターの男女比をみると、男：女＝45：55と女性の割合が高いものの、この5年でその比率に変化はない(総務省「労働力調査(詳細集計)」)。一方、ハローワークのフリーター常用就職支援事業における新規求職者の男女比率は54：46(厚生労働省調べ)と男性の割合が高く、女性は男性に比べ正規雇用への移行を希望する者が少ない可能性がある。(新規求職者数には、常用雇用(期間の定めのない雇用)を希望する者のほか、「4ヵ月以上の期間の定めのある雇用」を希望する者も含まれるため、分析の際は留意が必要。)

フリーターの最終学歴については、中学・高校卒業者が64%、短大・高専卒が21%、大学・大学院が15%という構成となっており(厚生労働省「労働経済の分析」、低学歴層ほどフリーターになりやすい状況にある。

地域別のフリーター構成比については、南関東と近畿で5割弱を占め、これに東海を加えると6割弱となり、大都市にフリーターが多い状況にある。大都市の若年者を対象とした調査によれば、サービス・販売業を中心にフリーターに対する需要が高まっている今日において、フリーターとしての仕事に困らないという状況は、フリーターから抜け出そうとする志向を弱めるよう働くと予想される。

これらのことから、景気の回復等と相まって、フリーター数は着実に減少を続けているものの、25～34歳層の年長フリーターは、就職氷河期に正社員になる機会に恵まれないまま、年齢が高くなるにつれ、正社員としての雇用機会が少なくなる傾向にあることなどから、依然として就職が厳しい状況にあり、より年長フリーターに重点を置いた支援を講じていくことが必要であるといえる。

なお、フリーターから正社員になる者の多くは、インターネット・新聞などオープンな情報により就職しているが、年齢が高くなるほど、また学歴が低くなるほど、公的機関の紹介により正社員になる割合が高くなることから(労働政策研究・研修機構「第2回若者のワークスタイル調査」、これら就職困難な層に対する国としての支援を引き続き推進していく必要がある。

フリーター数については、187万人(平成18年)から181万人(平成19年)に減少しているが、フリーターの全体像について、フリーター数の増減要因からみると、主な増要因としては、

学校卒業直後にフリーターになる層(学校卒業後、就職も進学もしないいわゆる無業者(進路が決まっていない者(家事手伝いを含む))と一時的な仕事に就いた者の合計約18万人(平成19年3月卒：文部科学省「学校基本調査」)の一部)

学校卒業後に正社員になったものの離職してフリーターになる層の存在が挙げられる。一方、主な減要因としては、

フリーターから正社員等に移行する層(政府の施策を通じて正社員になった約26万人(平成19年度)とそれ以外の者の合計)

進学・結婚等によりフリーターでなくなる層

フリーターのまま35歳を超える層(平成18年の25～34歳層92万人のうち34歳の者の一部)

の存在が挙げられる。

したがって、フリーター数を減少させるためには、フリーターとなった者の正規雇用化の推進と就職後の職場定着支援、並びにフリーターになることの防止に向けた施策を講じていく必要がある。

一方、ニートの数については、前述したとおり、平成14年に64万人に急増した以降同水準で推移しており、特に平成12年に約20万人であった25歳～34歳のニート数が平成14年に35万人と急増し、平成19年においても36万人と同水準で推移している。雇用失業情勢の改善により、フリーターの数が平成15年の215万人をピークに減少し続けているのに対し、ニートの減少は小幅にとどまっていることから鑑みて、一度ニート状態に陥った若者がニート状態から脱することが困難であることがうかがえる。

ニートとは、15歳から34歳までの非労働力人口(仕事をしていない、または失業者として求職活動をしていない者)のうち、家事も通学もしていない者と定義されている。そうしたニート状態にある若者は、所属する場所を持たないこと、活動をしていないこと等から調査することは容易ではないが、若者自立塾及び地域若者サポートステーションの利用者を対象として行った調査研究「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書(平成19年3月)」によると、これまでの生活経験の中で半数近くが経験している項目に、「学校でいじめられた」、「会社を自分でやめた」、「ひきこもり」、「精神科・心療内科の治療」、「職場の人間関係のトラブル」があり、また、「人に話すのが苦手」「手先が不器用」など、基礎的スキルを苦手と感じている者が6割を超えており、生活行動に関しても、面接、電話、対人関係を苦手とする者が6割を超えている。こうした経験や意識等が、ニ

| | |
|------------------|--|
| | <p>ト状態に陥りかつ職業的自立に至らない大きな原因であると考えられる。</p> <p>こうしたニート状態にある若者の職業的自立を図るためには、基本的な能力の習得支援だけに留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を講じていくことや、これらの支援を各人の置かれた状況に応じて個別に行うこと、一度限りの支援に留まらず継続的に行っていくことが必要となる。こうした観点から施策の見直しを図るとともに、今後とも効果的かつ効率的に施策を講じていく必要がある。</p> <p>なお、ニート状態に陥ってからの期間が長いほど、ニート状態から脱するのに時間を要するという意見が、若年自立支援関係者から多く聞かれるところであり、相談窓口で待つだけではなく、早期発見・早期対応が重要と考えられる。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進める。 |

| | |
|------------|---|
| 政策の名称 | 少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>1. 労働時間等の設定改善の促進等</p> <p>本施策の指標である“週労働時間 60 時間以上の者の割合を平成 15 年比で1割減少させる”という目標(「子ども・子育て応援プラン」にも掲げられている)は達成されている。</p> <p>しかしながら、子育て世代である 30 代男性については、週労働時間 60 時間以上の者が減少傾向にあるものの依然高止まりしていることや、「行動指針」において今後5年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の2割減を図ることとされていることから、引き続き同様の取組を実施していくとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成や、企業労使の主体的な取組をさらに促進していく必要がある。</p> <p>なお、テレワーク相談センターの相談件数は前年と比較し大幅な増加を示しているが、これはテレワークに関する関心の高めることに成功したことを示したものと評価することができる。</p> <p>2. 仕事と家庭の両立ができる雇用環境整備の推進</p> <p>これまでの両立支援施策により一定の成果が見られる一方で、現行制度下での主な課題については次の点があげられる。</p> <p>イ 育児休業後に仕事を続けられる見通しが立たない</p> <p>【指標】女性の継続就業率</p> <p>【分析・評価】</p> <p>第一子出産前に仕事をしていた女性の約7割が出産を機に退職しており、第一子出産前後で継続して就業している女性の割合は、過去 20 年間ほとんど変化していない。出産前後で仕事を辞めた女性の約3割が就業継続を希望しながらも両立環境が整わないことを理由に退職を余儀なくされており、女性が子育てをしながら仕事を続けることの壁はまだ厚い。</p> <p>就業継続を希望しながら退職した理由をみると、「(両立をするには)体力がもたなそう」との理由がトップとなっている。長時間労働、長い通勤時間などから、仕事と子育てを両立するには体力を使い、厳しい生活が強いられ、子育ての時間を十分確保することができないことが女性の継続就業を困難にしていると考えられる。</p> <p>ロ 男性の育児へのかかわりが不十分</p> <p>【指標】男性の育児休業取得率</p> <p>【分析・評価】</p> <p>男性の育児休業取得率は 1.56%(平成 19 年度)にとどまっており、男性が子育てや家事に費やす時間についても先進国中最低の水準にある。子育て世代の男性は、子育てを仕事と同等程度に優先させたいと希望している者も多いものの、現実には仕事を優先せざるをえない現状となっている。</p> <p>男性が家事や子育てにかかわっておらず、その結果、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることも、女性の継続就業を困難にしている一因となっており、また、地域のつながりの希薄化も相まって子育てが孤立化しており、専業主婦の方が子育てへの不安感を抱えている。また、父親の育児へのかかわりが十分でないことは、第二子以降の出産意欲にも影響を及ぼし、少子化の一因ともなっている。</p> <p>このように、男性の育児休業取得や育児参加が進まない理由としては、従来の世帯の姿を前提とした働き方や男女の固定的な役割分担意識の残存、法制度に関する理解不足などが原因であると考えている。</p> <p>ハ 企業における次世代育成支援対策の充実が必要</p> <p>【指標】企業における次世代育成支援対策の取組状況</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>【分析・評価】</p> <p>行動計画策定は 301 人以上企業では 92.5%となっているものの、300 人以下企業では 12,646 社にとどまっており、中小企業においても次世代育成支援対策の一層の取組が必要である。</p> <p>また、次世代育成支援対策に関する社会の関心が高まり、国民への情報開示の要請や企業の取組の促進のため、行動計画の公表、従業員への周知が必要である。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進める。 |

| | |
|------------------|--|
| 政策の名称 | 子育て支援サービス |
| 政策評価の結果の概要 | <p>「待機児童ゼロ作戦」に基づき平成 14 年度から 16 年度までに 15.6 万人の受入児童数の増を行い、さらに、平成 16 年に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき平成 17 年度より平成 21 年度までに保育所受入児童数を 205 万人から 215 万人に拡大することとしたところ。</p> <p>しかし、待機児童数については 4 年連続で減少しつつあるものの、その保育サービスの量的な拡充にもかかわらず、現在も約 1.8 万人の待機児童が存在しているところ。</p> <p>現在の約 1.8 万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要。</p> <p>低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約 70%</p> <p>待機児童が多い地域の固定化</p> <p>待機児童 50 人以上の特定市区町村(74 市区町村)で待機児童総数の約 70%を占める。</p> <p>待機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う保育需要の増大がある。</p> <p>自治体によって事情は異なるため、待機児童の解消が進まない理由については、一概には言えないが、例えば、</p> <p>保育所等の保育サービスが整えば子どもを預けて働きたいという保護者の潜在的需要も多いことにより、保育所を整備すると潜在的需要が顕在化すること、</p> <p>保育需要の増加が著しいことに比して、自治体の財政状況や保育所に適した土地等が少ないことなどから、大幅な数の保育所を整備することが難しいこと、</p> <p>マンション建設の増などにより、短期間で急激な人口流入が多いことに対して自治体が即応できないこと</p> <p>などがあげられる。</p> <p>したがって、待機児童をゼロにするには、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえることなどが必要であり、3 歳未満児の保育サービスの利用率を向上させることが重要である(平成 15 年 平成 19 年の実績:17.0% 20.3%)。希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現に向け、保育所の受け入れ受け入れ児童数の拡大にとどまらず、家庭的保育事業等保護者や地域の実情に応じた保育の提供手段の多様化を図る等、潜在的な需要を踏まえた社会基盤の整備の構築に、積極的に取り組む必要があると考えられる。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進める。 |

表 12 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

| | |
|------------------|---|
| 政策の名称 | 簡易水道等施設整備事業（25(2)地区） 水道水源開発等施設整備事業（51(3)地区） 水道水源開発施設整備事業（2地区） |
| 政策評価の結果の概要 | 必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。評価の対象となる78(5)地区について評価を実施したところ、中止とした地区が3地区、継続すべきとした地区が75(5)地区となった。 |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 簡易水道等施設整備事業 ・ 25(2)地区を継続する 水道水源開発等設備整備事業 ・ 48(3)地区を継続する。 ・ 3地区を中止する。 水道水源開発施設整備事業 ・ 2地区を継続する。 計78(5)地区のうち、75(5)地区を継続、3地区を中止する。 |

（注）1 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成19年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

2 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表12-4-c及び表12-4-d参照。

表 12 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

| 研究分野等（研究課題数） | | 政策評価の結果の概要 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|------------------|-----------------------|---|---|
| I. 行政政策研究分野 | | <p>研究成果は学術誌に掲載されているとともに、行政的課題の解決に役立っている。</p> <p>行政的要請に応じて分類した4つの研究分野について、それぞれ要請されている要素を明確に整理して、それぞれの領域で「行政的に必要な」研究課題の公募がなされている。</p> <p>また、研究班を構成する研究者等の協力により効率的に実施されているとともに、保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしている。併せて、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されているとともに評価方法についても適切に評価され、各研究事業の評価委員会における評価委員がその分野の最新の知見に照らした評価を行い、その結果のもとに研究費が配分されている。</p> | <p>計515件につき、今後同種の政策の企画立案や時期研究開発課題の実施に際し反映する予定である。</p> |
| 1 | 行政政策研究(39) | | |
| 2 | 厚生労働科学特別研究(36) | | |
| II. 厚生科学基盤研究分野 | | | |
| 3 | 先端的基盤開発研究(87) | | |
| 4 | 臨床応用基盤研究(27) | | |
| III. 疾病・障害対策研究分野 | | | |
| 5 | 長寿科学総合研究(20) | | |
| 6 | 子ども家庭総合研究(13) | | |
| 7 | 第3次対がん総合戦略研究(14) | | |
| 8 | 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究(18) | | |
| 9 | 障害関連研究(17) | | |
| 10 | エイズ・肝炎・新興再興感染症研究(27) | | |
| 11 | 免疫アレルギー疾患予防・治療研究(14) | | |
| 12 | こころの健康科学研究(24) | | |
| 13 | 難治性疾患克服研究(46) | | |
| IV. 健康安全確保総合研究分野 | | | |
| 14 | 医療安全・医療技術評価総合研究(48) | | |
| 15 | 労働安全衛生総合研究(19) | | |
| 16 | 食品医薬品等リスク分析研究(53) | | |
| 17 | 地域健康危機管理研究(13) | | |

（注）個別の研究課題は、次表のとおり。

| | 研究分野名 | 研究事業名 | 研究課題名 | |
|----|------------|----------|-------|---|
| | | | | |
| 1 | I 行政政策研究分野 | 1 行政政策研究 | 1 | 後期高齢者の身体的・経済的・精神的支援における家族と公的システムの役割 |
| 2 | | | 2 | 医療保険、医療費抑制、医療技術、医療の質の研究－医薬品価格規制と研究開発 |
| 3 | | | 3 | 生活保護における自立支援プログラムの検討 |
| 4 | | | 4 | 住民参加による保健医療福祉政策評価方法の開発と実証分析 |
| 5 | | | 5 | 自営業者と公的年金制度 |
| 6 | | | 6 | 将来人口推計の手法と仮定に関する総合的研究 |
| 7 | | | 7 | 雇用と年金の接続に係わる研究 |
| 8 | | | 8 | 少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究 |
| 9 | | | 9 | 生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究 |
| 10 | | | 10 | 国際比較パネル調査による少子社会の要因と政策的対応に関する総合的研究 |
| 11 | | | 11 | 地域のプライマリケア医機能評価に関する実証研究 |
| 12 | | | 12 | 地域特性をふまえた生涯現役プログラムに関する評価研究 |
| 13 | | | 13 | 特定機能病院における脳外科手術の原価費用の精密定量と症例集中がもたらす費用節減効果の検討 |
| 14 | | | 14 | 医師のキャリアパスを踏まえた動態把握のあり方及びその有効活用に関する研究 |
| 15 | | | 15 | 外科手術のアウトカム要因の解析と評価方法に関する研究 |
| 16 | | | 16 | IT活用による次世代育成支援行動計画推進評価と総合的コーディネート・システムに関する開発的研究 |
| 17 | | | 17 | 現況と運営実態から見た幼保一体化施設の施設計画に関する研究 |
| 18 | | | 18 | DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究 |

| | | | |
|----|--------------|----|--|
| 19 | | 19 | 都市構造、就労形態、支援施設の一体的整備による子育て支援環境の構築 |
| 20 | | 20 | 高齢期の住み移り要件と孤立を防ぐ地域コミュニティのあり方に関する研究 |
| 21 | | 21 | 医療保険者の保健事業推進に向けたレセプト分析の方策に関する研究 |
| 22 | | 22 | 医師の需給のあり方に関する研究 |
| 23 | | 23 | 保健師活動における乳幼児の虐待発生予防のための方策に関する研究 |
| 24 | | 24 | 電子医療情報の有効利用による傷病および医療機能に関する統計情報の収集・分析・利活用の効率化と充実のための方策に関する研究 |
| 25 | | 25 | パネル調査(縦断調査)に関する総合的分析システムの開発研究 |
| 26 | | 26 | 科学研究費研究計画書の作成支援システムに関する研究 |
| 27 | | 27 | 厚生労働統計処理システムについての研究 |
| 28 | | 28 | 途上国における公共保健医療サービスの質・安全の確保に関する政策研究 |
| 29 | | 29 | 国際保健における社会的健康決定因子に対する政策的取り組みの立案・実行・評価に関する研究 |
| 30 | | 30 | 細菌性腸管感染症の病態解析とその応用的研究 |
| 31 | | 31 | 抗酸菌感染症への国際的学術貢献を目指した基盤研究 |
| 32 | | 32 | ウイルス感染症の診断、疫学および予防に関する研究 |
| 33 | | 33 | 寄生虫疾患の病態解明及びその予防・治療をめざした研究 |
| 34 | | 34 | メタボリックシンドロームのアジアと米国における発症機序とその健康対策に関する研究 |
| 35 | | 35 | 環境中の疾病要因の検索とその作用機構の解明に関する研究 |
| 36 | | 36 | 厚生統計の可視化に関する研究 |
| 37 | | 37 | 主にアジアに蔓延するウイルス性肝疾患の制御に資する為の日米合作的且つ学際的肝炎ウイルス研究 |
| 38 | | 38 | HIV感染症における免疫応答の解析とその臨床応用に関する研究 |
| 39 | | 39 | 急性呼吸器感染症の感染メカニズムと疫学、感染予防・制御に関する研究 |
| 40 | 2 厚生労働科学特別研究 | 1 | 医薬品の市販後安全性研究等と利益相反の関係についての研究 |
| 41 | | 2 | 副作用症例報告に対する解析及び注意喚起の方法に関する研究 |
| 42 | | 3 | インフルエンザ様症状罹患時の異常行動情報収集に関する研究 |
| 43 | | 4 | 加工食品の原材料の消費期限等に関する研究 |
| 44 | | 5 | 感染症コーリングセンターの構築とシステム化に関する研究 |
| 45 | | 6 | 行政処分を受けた看護師等に対する再教育プログラムの作成に関する研究 |
| 46 | | 7 | 保健指導活動拠点を活用した標準的な保健指導と指導者の確保のあり方に関する研究 |
| 47 | | 8 | 健康づくりの国民運動を戦略的に推進する方策に関する研究 |
| 48 | | 9 | 厚生労働分野の国際協力強調のあり方に関する研究 |
| 49 | | 10 | 新たな検疫のあり方に関する研究 |
| 50 | | 11 | 肝炎診療全国ネットワーク構築とその支援のための情報センターのあり方に係る研究 |
| 51 | | 12 | 国外における病腎移植の研究に関する調査 |
| 52 | | 13 | 高齢被災者に対する生活機能低下(廃用症候群)予防等プログラムの実施及び評価等に関する標準手法に関する研究 |
| 53 | | 14 | 手術室における安全性と透明性の確保に関する研究 |
| 54 | | 15 | 北海道洞爺湖サミットに向けての、救急・災害医療体制の構築に関する研究 |
| 55 | | 16 | 診療放射線分野における新たな医療技術等の活用に係る研究 |
| 56 | | 17 | 医師確保に資する医療機関内の環境改善に関する研究 |
| 57 | | 18 | 歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究 |
| 58 | | 19 | 保健師基礎教育における技術項目と卒業時の到達目標に関する研究 |
| 59 | | 20 | 臨床研究の倫理審査委員会登録制度調査に関する研究 |
| 60 | | 21 | 救急救命士による救命救急処置に関する研究(アナフィラキシーショックの救命率向上に関わる早期処置の妥当性との実施方法) |
| 61 | | 22 | 診療行為に関連した死亡に係る死因救命等のための調査のあり方に関する研究 |

| | | | | |
|-----|---------------|-------------|----|---|
| 62 | | | 23 | 胚性幹 (ES) 細胞臨床指針作成に向けた課題検討のための予備研究 |
| 63 | | | 24 | 臨床研究啓発のための認識に関する質的研究 |
| 64 | | | 25 | 慢性腎臓病 (CKD) の普及啓発に関する研究 |
| 65 | | | 26 | わが国の糖尿病診療体制の構築に関する研究 |
| 66 | | | 27 | 行政処分を受けた薬剤師に対する、事例を想定した再教育研修プログラムの策定に関する研究 |
| 67 | | | 28 | 医療機器GCPの現状と海外の動向に関する研究 |
| 68 | | | 29 | ガスパン遊びに乱用されるブタンガス等の毒性等に関する調査研究 |
| 69 | | | 30 | 食品による窒息の現状把握と原因分析 |
| 70 | | | 31 | 火葬炉から排出される有害物質の実態調査とその抑制対策 |
| 71 | | | 32 | シックハウス患者の住宅確保に関する研究 |
| 72 | | | 33 | 建築物における貯水槽の衛生的管理に関する研究 |
| 73 | | | 34 | 中間周波電磁界の健康リスク評価 |
| 74 | | | 35 | 特定保健指導の実践的指導実施者育成プログラムの開発 |
| 75 | | | 36 | フィブリノゲン納入医療機関における投与の記録保存の実態に関する研究 |
| 76 | II 厚生科学基盤研究分野 | 3 先端的基盤開発研究 | 1 | 成体脳に内在する神経幹細胞の賦活化に関する開発的研究 |
| 77 | | | 2 | 骨・軟骨・関節疾患を標的としたCNP-guanylyl cyclase-B system のトランスレーショナルリサーチ |
| 78 | | | 3 | ES細胞からの腎臓細胞誘導法の開発 |
| 79 | | | 4 | シアロムチンPCLP1による脈管内皮幹細胞の分離とその培養系を用いた血管/リンパ管の再生医療の基盤技術の確立 |
| 80 | | | 5 | 体外衝撃波を用いた急性心筋梗塞に対する非侵襲性治療法の開発 |
| 81 | | | 6 | 心筋組織再生のための集約的研究 |
| 82 | | | 7 | 組織幹細胞賦活化による心血管再生療法の開発 |
| 83 | | | 8 | 間葉系幹細胞を用いた心血管再生療法の基礎及び臨床研究 |
| 84 | | | 9 | 慢性腎障害の重症化防止を目的とした幹細胞移植による残存腎機能再構築 |
| 85 | | | 10 | 重度熱傷、皮膚潰瘍等に対する新規超微細多孔質薄膜を活用した培養皮膚再生技術の開発 |
| 86 | | | 11 | サイトカインによる増幅培養臍帯血による臍帯血移植の臨床試験 |
| 87 | | | 12 | 臍帯血を用いる造血幹細胞移植技術の高度化と安全性確保に関する研究 |
| 88 | | | 13 | 「骨髄、末梢血等を利用した効率的な造血細胞移植の運用・登録と臨床試験体制の確立並びにドナー及びレシピエントの安全確保とQOL向上に関する研究」 |
| 89 | | | 14 | 同種造血幹細胞移植治療の成績向上を目指した包括的臨床研究 |
| 90 | | | 15 | 間葉系幹細胞を利用した造血幹細胞移植技術の高度化・安全性向上に関する研究 |
| 91 | | | 16 | 間葉系幹細胞に由来するヒト肝細胞の移植に関する基盤開発研究 |
| 92 | | | 17 | 臓器移植の社会基盤整備に関する研究～脳死臓器提供を承諾した家族の心情と臓器移植コーディネーターによるドナー家族ケアに関する経年的調査研究 |
| 93 | | | 18 | 移植医療の社会的基盤整備に関する研究 |
| 94 | | | 19 | 細胞組織利用医薬品の品質・安全性等の評価に関する基盤技術開発研究 |
| 95 | | | 20 | 感染リスクの排除、同一性の確保、免疫反応、がん化等の抑制及び培地等による有害作用の防止に関する研究 |
| 96 | | | 21 | 再生医療の実用化の安全性・効率性に関する基盤技術の整備 |
| 97 | | | 22 | 脱細胞化スキャフォールドを用いる新規再生筋組織作製の基礎研究 |
| 98 | | | 23 | アトピー性疾患の疾患感受性遺伝子同定に関する研究 |
| 99 | | | 24 | 遺伝性脊髄小脳変性症 (16q-ADCAIII) の分子病態解明 |
| 100 | | | 25 | ゲノム医学を用いた骨粗鬆症ならびに変形性関節症疾患遺伝子の同定・機能解析とその診断・治療への応用 |
| 101 | | | 26 | アルツハイマー病発症の危険因子であるコレステロール代謝関連遺伝子の機能解析 |
| 102 | | | 27 | 血小板血栓形成を制御する遺伝子の同定とその成果を用いた予防と治療の個別化 |

| | | |
|-----|----|--|
| 103 | 28 | 生活習慣病の鍵分子、アディポネクチン受容体の病態生理的意義と情報伝達経路の解明 |
| 104 | 29 | 関節リウマチ関連遺伝子の同定とその機能解析、相互関連の研究 |
| 105 | 30 | 肺がん感受性を規定する遺伝子に関する研究 |
| 106 | 31 | ユビキチンシステムの多機能性を活用した脳神経系加齢性病態の克服 |
| 107 | 32 | 慢性疾患としての糖尿病の病期に注目した病態の解析と、新たな診断・治療法の探索 |
| 108 | 33 | 遺伝子多型検査によるテーラーメイド疼痛治療法の開発 |
| 109 | 34 | ゲノム情報を活用した薬物トランスポーター発現量予測システムの構築とテーラーメイド薬物療法への応用 |
| 110 | 35 | 遺伝子多型検索による高血圧個別化診療の確立に関する研究 |
| 111 | 36 | インスリン分泌促進型経口糖尿病薬の薬物応答関連遺伝子の多型探索及びそのテーラーメイド投薬への応用 |
| 112 | 37 | 迅速・簡便・超高感度な新規SNPs検出法による薬剤応答性遺伝子診断システムの開発 |
| 113 | 38 | 乳癌患者における抗体療法の効果・副作用規定因子の探索 |
| 114 | 39 | オーダーメイド薬物治療のための革新的なベッドサイド遺伝子診断法の開発と応用 |
| 115 | 40 | アデノ随伴ウイルス(AAV)を利用した遺伝子治療法の開発研究 |
| 116 | 41 | 遺伝子治療を目指した新規バキュロウイルスベクターの開発 |
| 117 | 42 | タスクフォースによる先端医学と社会の調和のための基盤整備 |
| 118 | 43 | ゲノムリテラシー向上のための人材育成と教育ツール開発に関する研究 |
| 119 | 44 | 再生医療等の先端医療分野におけるインフォームド・コンセント取得と生命倫理に関する研究 |
| 120 | 45 | 非侵襲試料を用いた新規高感度安全性予測系の開発 |
| 121 | 46 | ヒト肝3次元培養系、マウス・ヒト肝細胞融合系による新規医薬品毒性評価系に関する基盤研究 |
| 122 | 47 | 薬物代謝に関与する発現タンパク質の超高感度検出と解析 |
| 123 | 48 | ES細胞由来神経細胞を用いた薬剤の神経毒性評価システムの開発と神経毒性関連遺伝子・タンパク質データベース構築 |
| 124 | 49 | 薬物の毒性発現を決める薬物動態・効果制御分子の推定と毒性回避を指向したスクリーニング系の開発 |
| 125 | 50 | ヒト末梢血中リンパ球を用いたトキシコゲノミクス基盤研究 |
| 126 | 51 | ストレス遺伝子チップを用いた医薬品の副作用機構の解明と、副作用のない新規医薬品開発戦略の確立 |
| 127 | 52 | 肝ステム細胞を用いた毒性発現の評価解析方法の確立 |
| 128 | 53 | 遺伝子発現の網羅的解析によるワクチンの新しい安全評価に関する研究 |
| 129 | 54 | 特異体質性薬物肝障害発症の機構解明と予測実験系の開発 |
| 130 | 55 | トキシコゲノミクスのための遺伝子ネットワーク解析法の開発 |
| 131 | 56 | 遺伝子治療薬の生体内投与後の毒性発現機構解析に関する研究 |
| 132 | 57 | 転写因子E2Fによる癌レギュローム解析から抗がん剤の安全性予測へ向けた研究開発 |
| 133 | 58 | 疾患関連たんぱく質解析研究 |
| 134 | 59 | 動物由来物質を排除したワクチン及び組織培養インフルエンザワクチンの製造方法の開発研究 |
| 135 | 60 | ICUで使用可能な人工赤血球およびME技術の開発に関する研究 |
| 136 | 61 | 生体内超音波ナノ・イメージング法の開発 |
| 137 | 62 | 免疫疾患診断用プロテイン・チップの開発 |
| 138 | 63 | がんの超早期診断・治療のための高感度分子イメージングプローブの開発 |
| 139 | 64 | シュガーチップを用いた検査・診断技術の開発 |
| 140 | 65 | メラノーマ標的ナノ微粒子(NPrCAP/ML)によるメラノーマ温熱免疫療法の開発 |
| 141 | 66 | 腸粘膜M細胞を標的としたドラッグデリバリー・システムの開発 |
| 142 | 67 | 超音波を利用したsiRNA内包バブルリボソームのがん局所療法の臨床試験導入 |
| 143 | 68 | 細胞性免疫誘導能を持つペプチド結合リボソームを応用したウイルスワクチンの創製 |

| | | |
|-----|----|--|
| 144 | 69 | ラベル化造影剤を用いた超音波によるがんの超早期診断システムの研究開発 |
| 145 | 70 | がん特異的増殖機能を有するウイルス製剤と高感度GFP蛍光検出装置を用いた体外超早期がん診断および体内微小リンパ節転移診断システムに関する研究 |
| 146 | 71 | MRIと核医学手法の正確な重ね合わせに基づく癌の新しい分子イメージング診断法 |
| 147 | 72 | 新規 γ ・ β 線核種によるがん診断・治療の開発研究 |
| 148 | 73 | がん新生血管を標的としたAll in one デバイスによる革新的siRNAデリバリーシステムとがん治療法の開発 |
| 149 | 74 | ナノ無機・有機複合塩を用いた遺伝子送達システムの開発 |
| 150 | 75 | マイクロロボティクスを応用したナノテク心筋の開発 |
| 151 | 76 | 微小流路を備えた柔軟神経電極の開発 |
| 152 | 77 | 核酸をコアとするナノ微粒子による薬物・免疫治療システムの開発 |
| 153 | 78 | 植込み型突然死防止装置の開発 |
| 154 | 79 | 新たな手術用ロボット装置の開発に関する研究 |
| 155 | 80 | 人間・機械・情報系の融合複合新技術サイバニクスを駆使したロボットスーツHALの開発 |
| 156 | 81 | 高次脳機能障害診断のための経頭蓋磁気刺激による誘発脳波計測システム等の開発 |
| 157 | 82 | 脳血管障害の診断解析治療統合化システムの開発 |
| 158 | 83 | 逆コンプトン散乱X線源を用いた医用イメージング法の開発 |
| 159 | 84 | 1施設1台:富山の常備薬型補助心臓の実用化 |
| 160 | 85 | 新しい生体接着理論に基づく血管付着機能を有するステントの開発に関する研究 |
| 161 | 86 | ハイリスク胎児の子宮内手術におけるナノインテリジェント技術デバイスの開発研究 |
| 162 | 87 | 高齢者の大腿骨頸部骨折等の治療を支援する高精度手術支援システム開発研究 |
| 163 | 4 | 1 低出生体重児の無呼吸発作に対するドキサプラムの安全性・有効性に関する研究 |
| 164 | 2 | 早期前立腺がんにおける根治術後の再発に関する標準的治療法の確立に関する研究(若手医師・協力者活用に要する研究) |
| 165 | 3 | 難治性白血病に対する標準的治療法の確立に関する研究(若手医師・協力者活用に要する研究) |
| 166 | 4 | 小児造血器腫瘍の標準的治療法の確立に関する研究 |
| 167 | 5 | 難治性白血病に対する標準的治療法の確立に関する研究(若手医師・協力者活用に要する研究) |
| 168 | 6 | 小児肉腫等に対する治療開発を意図した多施設共同臨床試験に関する研究 |
| 169 | 7 | 小児腎移植におけるミコフェノール酸モフェチルの有効性・安全性の確認、用法・用量の検討・確立に関する研究(若手医師・協力者活用に要する研究) |
| 170 | 8 | 低出生体重児の無呼吸発作に対するドキサプラムの安全性・有効性に関する研究(若手医師・協力者活用に要する研究) |
| 171 | 9 | 心血管疾患のハイリスク患者スクリーニングのための新たな診断システムの構築とその臨床応用 |
| 172 | 10 | 弓部大動脈全置換術における超低体温療法と中等度低体温療法のランダム化比較試験(若手医師・協力者活用に要する研究) |
| 173 | 11 | 骨粗鬆性椎体骨折の治療成績不良をもたらす因子の解明と効果的かつ効率的な治療法の確立ー多施設共同前向き研究ー(臨床研究実施チームの整備) |
| 174 | 12 | 体外培養の増幅血管内皮前駆細胞移植による虚血性疾患治療に関する基礎・臨床研究 |
| 175 | 13 | アディポネクチンを標的にした糖尿病・メタボリック症候群の新規診断法・治療法の臨床応用 |
| 176 | 14 | 蛋白コンフォメーションのインビボ画像診断 |
| 177 | 15 | 長寿命型人工関節の臨床応用推進に関する研究 |

| | | | |
|-----|---------------|--|---|
| 178 | | 16 | ヒト心筋・骨格筋からの心筋幹細胞株の樹立と末期的心不全への幹細胞移植医療実現化へ向けての研究基盤形成 |
| 179 | | 17 | ヒト化CD26 抗体の難治性免疫疾患(クローン病、GVHDなど)への治療法開発 |
| 180 | | 18 | 医療技術実用化総合研究事業(基礎研究成果の臨床応用推進研究)の企画と評価に関する研究 |
| 181 | | 19 | 小児肉腫等に対する治療開発を意図した多施設共同臨床試験に関する研究 |
| 182 | | 20 | 小児腎移植におけるミコフェノール酸モフェチルの有効性・安全性の確認、用法・用量の検討・確立に関する研究 |
| 183 | | 21 | 新生児・小児における鎮静薬使用のエビデンスの確立:特にミダゾラムの用法・用量、有効性、安全性の評価 |
| 184 | | 22 | 小児気管支喘息重症発作に対するイソプロテレンール持続吸入療法の検討:サルブタモール持続吸入を対象とした多施設共同盲検ランダム化比較試験 |
| 185 | | 23 | 重症川崎病患者に対するステロイド初期投与の効果を検討する前方視的無作為化比較試験の計画に関する研究 |
| 186 | | 24 | 乳児重症ミオクロニーてんかんに対する新たな治療法確立のための研究 |
| 187 | | 25 | 造血幹細胞移植を受けたライゾゾーム病患者に対する酵素補充療法の適応と投与方法の確立に関する臨床研究計画の作成 |
| 188 | | 26 | 難治性心不全に対するPDE5阻害剤の効果を検証する無作為化比較試験の計画に関する研究 |
| 189 | | 27 | タクロリムスの難治性クローン病治療に向けての臨床試験実施計画に関する研究 |
| 190 | Ⅲ 疾病・障害対策研究分野 | 5 長寿科学総合研究 | 1 老人施設・在宅における高齢者排泄リハビリテーションに関する施設評価基準の作成と地域モデルの開発 |
| 191 | | | 2 要介護認定における要支援及び要介護1の要介護度の推移の状況とその要因からみた介護予防プログラムの開発に関する研究 |
| 192 | | | 3 生体内酸化ストレスによる老年性疾患の発症機構の解明と予防 |
| 193 | | | 4 中高年健康増進のためのITによる地域連携型運動処方システムの構築 |
| 194 | | | 5 骨粗鬆症性椎体骨折の治療成績不良をもたらす因子の解明と効果的かつ効率的な治療法の確立ー多施設共同前向き研究ー |
| 195 | | | 6 MCIを対象とするアルツハイマー病の早期診断に関する多施設共同研究 |
| 196 | | | 7 老化とその要因に関する長期縦断的疫学研究 |
| 197 | | | 8 生活習慣・背景要因・遺伝要因による総合的骨粗鬆症リスク診断システムの開発 |
| 198 | | | 9 地域支援事業における体力向上サービスのあり方に関する研究 |
| 199 | | | 10 生活機能向上にむけた介護予防サービスのあり方及び技術に関する研究ー「廃用症候群(生活不活発病)モデル」を中心に |
| 200 | | | 11 高齢者の終末期ケアに関する研究ー各施設における標準的終末期ケアの確立に向けてー |
| 201 | | | 12 男性ホルモン低下に起因する老年病の治療戦略とその機序に関する総合研究 |
| 202 | | | 13 特別養護老人ホームにおけるサテライト居住と本体改修に関する研究 |
| 203 | | | 14 「理由書」標準様式を活用した住宅改修評価システムの構築に関する研究 |
| 204 | | | 15 介護予防の効果評価とその実効性を高めるための地域包括ケアシステムの在り方に関する実証研究 |
| 205 | | | 16 松戸市における認知症、寝たきり高齢者の実態調査と早期対応の研究 |
| 206 | | | 17 高齢者における廃用症候群(生活不活発病)の実態調査と生活機能向上のための運動療法の開発 |
| 207 | | | 18 脳梗塞急性期から開始する筋萎縮阻止薬療法が慢性期運動機能に与える影響に関する研究 |
| 208 | | | 19 虚弱高齢者の歩行維持の機能的評価システムの開発に関する研究 |
| 209 | | | 20 認知症者の記憶と見当識を補う情報呈示による不安軽減効果の研究 |
| 210 | 6 子ども家庭総合研究 | 1 子どもの心の診療に携わる専門的人材の育成に関する研究 | |
| 211 | | 2 保健師・保育士による発達障害児への早期発見・対応システムの開発 | |
| 212 | | 3 児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究 | |

| | | | |
|-----|---------------------|----|--|
| 213 | | 4 | 乳幼児の発育・発達段階に応じた食育プログラムの開発と評価に関する研究 |
| 214 | | 5 | 安全・安心な母子保健医療提供体制整備のための総合研究「子どもの病気に関する包括的データベース(難治性疾患に関する疫学研究データベース等を含む)の構築とその利用に関する研究」 |
| 215 | | 6 | 新しい時代に即応した乳幼児健診のあり方に関する研究 |
| 216 | | 7 | 乳幼児突然死症候群(SIDS)における科学的根拠に基づいた病態解明および臨床対応と予防法の開発に関する研究 |
| 217 | | 8 | 性差を加味した女性健康支援のための科学的根拠の構築と女性外来の確立 |
| 218 | | 9 | 健やか親子 21 を推進するための多機関協働による課題解決型アプローチと評価に関する研究 |
| 219 | | 10 | 住民参画と保健福祉の協働による子育て機能の向上・普及・評価に関する研究 |
| 220 | | 11 | 周産期からの生育環境が思春期の心身の健康に及ぼす影響の評価に関する研究 |
| 221 | | 12 | 母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究 |
| 222 | | 13 | 循環器病発症と重症化に及ぼす性差と最適治療法の探索に関する研究 |
| 223 | 7 第3次がん総合戦略研究 | 1 | 肺腺癌の診断および悪性度予測のための Acetate-PET の臨床的研究 |
| 224 | | 2 | 頭頸部がんの頸部リンパ節転移に対する標準的手術法の確立に関する研究 |
| 225 | | 3 | 難治性白血病に対する標準的治療法の確立に関する研究 |
| 226 | | 4 | 早期前立腺がんにおける根治術後の再発に対する標準的治療法の確立に関する研究 |
| 227 | | 5 | 小児造血器腫瘍の標準的治療法の確立に関する研究 |
| 228 | | 6 | 悪性脳腫瘍の標準的治療法の確立に関する研究 |
| 229 | | 7 | 高悪性度軟部腫瘍に対する標準的治療法の確立に関する研究 |
| 230 | | 8 | 第Ⅳ期食道がんに対する標準的治療法の確立に関する研究 |
| 231 | | 9 | がんの腹膜播種に対する標準的治療法の確立に関する研究 |
| 232 | | 10 | 切除不能Ⅲ期非小細胞肺癌に対する標準的治療法の確立に関する研究 |
| 233 | | 11 | 子宮体がんに対する標準的化学療法確立に関する研究 |
| 234 | | 12 | 臨床病期Ⅲの下部直腸がんに対する側方リンパ節郭清術の意義に関するランダム化比較試験 |
| 235 | | 13 | 早期消化管がんに対する内視鏡的治療の安全性と有効性の評価に関する研究 |
| 236 | | 14 | 各自治体が行っているがん対策関連政策の調査に関する研究?地域の中 小医療機関を中心とした調査研究? |
| 237 | 8 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究 | 1 | 健康日本 21 こころの健康づくりの目標達成のための休養・睡眠のあり方に関する根拠に基づく研究 |
| 238 | | 2 | 小児期メタボリック症候群の概念・病態・診断基準の確立及び効果的介入に関するコホート研究 |
| 239 | | 3 | 受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究 |
| 240 | | 4 | たばこに関する科学的知見の収集に係る研究 |
| 241 | | 5 | 健康づくりを支援する環境とその整備状況の評価手法に関する研究 |
| 242 | | 6 | 生活習慣病予防のための効果的な栄養教育手法に関する研究 |
| 243 | | 7 | 公衆浴場を利用した安全で有効な健康づくりに関する研究 |
| 244 | | 8 | 疾病予防サービスの制度に関する研究 |
| 245 | | 9 | 疾病予防サービスに係わるエビデンス構築のための大規模コホート共同研究 |
| 246 | | 10 | 健康診査の精度管理に関する研究 |
| 247 | | 11 | 地域保健における健康診査の効率的なプロトコールに関する研究 |
| 248 | | 12 | 職域における健康診査の効率的なプロトコールに関する研究 |
| 249 | | 13 | 急性循環器疾患の発症登録による発症病態分析と要因解明および治療効果の評価および活用に関する研究 |
| 250 | | 14 | 抗凝固薬・抗血小板薬の標的およびこれら薬剤を修飾するタンパク質・遺伝子の解析を通じた最適投与量の評価方法の標準化に関する研究 |

| | | | |
|-----|---------------------|----|---|
| 251 | | 15 | 弓部大動脈全置換術における超低体温療法と中等度低体温療法のランダム化比較試験 |
| 252 | | 16 | 全国患者登録データを用いたわが国の慢性心不全患者の急性増悪・難治化要因の解明と効果的治療法の確立 |
| 253 | | 17 | 心血管疾患のハイリスク患者スクリーニングのための新たな診断システムの構築とその臨床応用 |
| 254 | | 18 | 特定保健指導のアウトソーシング先に関するクオリティ評価ガイドの開発 |
| 255 | 9 障害関連研究 | 1 | 在宅重度障害者に対する効果的な支援の在り方に関する研究 |
| 256 | | 2 | 新たな障害程度区分の開発と評価等に関する研究 |
| 257 | | 3 | ライフステージを包括する地域生活支援システムの構築を目指す相談支援事業者の在り方と自立支援協議会の機能に関する研究 |
| 258 | | 4 | 障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 |
| 259 | | 5 | 障害保健福祉施策の企画・立案に資する技術情報に関する調査研究 |
| 260 | | 6 | 発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発 |
| 261 | | 7 | 内耳プロテオーム解析を応用した外リンパ瘻の新たな診断法の開発・治療指針の作成 |
| 262 | | 8 | 精神障害者の二次的障害としての窒息事故および誤嚥性肺炎の予防とQOLの向上に関する研究 |
| 263 | | 9 | 脊髄損傷者の生活習慣病・二次的障害予防のための適切な運動処方・生活指導に関する研究 |
| 264 | | 10 | 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究 |
| 265 | | 11 | 高齢者と障害者のケアの統合化と効率性に関する政策研究 |
| 266 | | 12 | 「生活機能」低下者の保健福祉施策における国際生活機能分類(ICF)の活用に関する研究 |
| 267 | | 13 | 障害者自立支援法を踏まえた精神保健福祉センター、保健所の役割と機能強化についての精神保健福祉施策研究 |
| 268 | | 14 | 正常眼圧緑内障に対する早期発見のスクリーニングシステム構築と最適化された診療指針の確立に関する研究 |
| 269 | | 15 | マルチメディアを活用した視覚障害者用教育訓練支援システムの研究開発 |
| 270 | | 16 | 日本各地の手話言語に関するデータベースの作成 |
| 271 | | 17 | 医療機関における聴覚障害者向け翻訳システム |
| 272 | 10 エイズ・肝炎・新興再興感染症研究 | 1 | 新型インフルエンザへの事前準備と大流行発生時の緊急対応計画に関する研究 |
| 273 | | 2 | アジアで流行している感染症の我が国への侵入監視の強化に関する研究 |
| 274 | | 3 | ウエストナイルウイルス侵入に備えての診断、予防対策への基盤的研究 |
| 275 | | 4 | 高病原性鳥インフルエンザの疫学臨床研究 |
| 276 | | 5 | アジア地域との研究ネットワークの活用による多剤耐性結核の制御に関する研究 |
| 277 | | 6 | 効果的な結核対策(定期健診やBCGに関する費用対効果分析等)に関する研究 |
| 278 | | 7 | 有用な結核対策(BCG及び結核感染特異的診断に関する費用対効果分析等)に関する研究 |
| 279 | | 8 | 生物テロに使用される可能性の高い細菌・ウイルス等による感染症の蔓延防止、予防、診断、治療に関する研究 |
| 280 | | 9 | 病原微生物の取扱いにおけるバイオセーフティの強化及びバイオセキュリティシステムの構築に関する研究 |
| 281 | | 10 | インフルエンザをはじめとした、各種の予防接種の政策評価に関する分析疫学研究 |
| 282 | | 11 | 海外渡航者に対する予防接種のあり方に関する研究 |
| 283 | | 12 | 施設内感染に係る赤痢アメーバ症等の原虫疾患の感染経路及び予防法の開発に関する疫学研究 |
| 284 | | 13 | 食品由来の2類感染症のリスクアセスメントモデル構築に関する研究 |
| 285 | | 14 | 新興・再興感染症研究事業の企画及び評価に関する研究 |
| 286 | | 15 | HIV診療支援ネットワークを活用した診療連携の利活用に関する研究 |
| 287 | | 16 | RNAi耐性ウイルス株の出現に対処する第二世代のRNAi医薬品の開発 |
| 288 | | 17 | 男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究 |
| 289 | | 18 | ヒト人工染色体ベクターを用いた血友病の新遺伝子治療法の開発 |

| | | | |
|-----|--------------------|----|---|
| 290 | | 19 | エイズ対策におけるテーラーメイド予防啓発介入の効果の定量的評価 |
| 291 | | 20 | C型肝炎新規治療開発に資するプロテオーム解析を用いた治療標的分子の網羅的検索系とヒト肝細胞キメラマウスHCV感染モデルを用いた実証系の開発に関する研究 |
| 292 | | 21 | C型肝炎の治療とキャリアからの発症予防に関する基礎研究 |
| 293 | | 22 | C型肝炎ウイルス等の母子感染防止に関する研究 |
| 294 | | 23 | 培養細胞で感染複製および粒子形成が可能なC型肝炎ウイルス株を利用したワクチン開発 |
| 295 | | 24 | 肝硬変に対する治療に関する研究 |
| 296 | | 25 | L3分画および血流中癌細胞テロメラーゼを指標とした肝細胞癌のサーベイランスの有用性 |
| 297 | | 26 | 新規癌胎児性抗原を利用した肝細胞癌の診断と治療 |
| 298 | | 27 | 肝炎等の早期克服のための総合的推進に関する総括研究 |
| 299 | 11 免疫アレルギー疾患予防治療研究 | 1 | リアルタイムモニター飛散数と現状の治療によるQOLの関連性の評価研究と花粉症根治療法の開発 |
| 300 | | 2 | アトピー性皮膚炎の症状の制御および治療法の普及に関する研究 |
| 301 | | 3 | リポソームをバイオリガンドとしたRA血清早期診断法 |
| 302 | | 4 | 衛生仮説を含めたアレルギー性疾患の発症関連環境要因の解明に関する前向きコホート及び横断研究 |
| 303 | | 5 | 呼気凝縮液を用いた気管支喘息の気道炎症評価法の確立と臨床応用に関する研究 |
| 304 | | 6 | ガイドライン普及のための対策とそれに伴うQOLの向上に関する研究 |
| 305 | | 7 | 関節リウマチ患者を対象とした多施設共同データベースの構築と疫学研究システムの確立に関する研究 |
| 306 | | 8 | 関節リウマチ・骨粗鬆症の重症化防止治療開発研究 |
| 307 | | 9 | 関節リウマチ及び線維筋痛症の寛解導入を目的とした新規医薬品の導入・開発及び評価に関する包括的研究 |
| 308 | | 10 | 変形性関節症の治療・予防の標的分子の同定とその臨床応用 |
| 309 | | 11 | リウマチ頸椎病変の治療に関するエビデンス形成のための体制確立と技術開発 |
| 310 | | 12 | 免疫疾患に対する免疫抑制療法等先端的新規治療法に関する研究 |
| 311 | | 13 | 免疫疾患の既存治療法の評価とその合併症に関する研究 |
| 312 | | 14 | 免疫アレルギー疾患予防・治療研究に係る企画及び評価の今後の方向性の策定に関する研究 |
| 313 | 12 こころの健康科学研究 | 1 | ゲノム医学を活用した統合失調症及び気分障害に対する個別化治療法の開発 |
| 314 | | 2 | 広汎性発達障害・ADHDの原因解明と効果的発達支援・治療法の開発—分子遺伝・脳画像を中心とするアプローチ— |
| 315 | | 3 | 発達障害(広汎性発達障害、ADHD、LD等)に係わる実態把握と効果的な発達支援手法の開発に関する研究 |
| 316 | | 4 | 重度精神障害者に対する包括型地域生活支援プログラムの開発に関する研究 |
| 317 | | 5 | 司法精神医学の人材育成等に関する研究 |
| 318 | | 6 | 複雑性局所疼痛症候群(CRPS)の診断基準作成と治療法に関する研究 |
| 319 | | 7 | 磁気共鳴画像及び遺伝子解析による統合失調症の診断法の開発 |
| 320 | | 8 | 双生児法による精神疾患の病態解明 |
| 321 | | 9 | 心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究 |
| 322 | | 10 | 精神医療に係る患者の利用実態や機能等の評価及びその結果の公表に関する研究 |
| 323 | | 11 | 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究 |
| 324 | | 12 | 筋強直性ジストロフィーの病態解明とRNAを介した治療 |
| 325 | | 13 | 急性脳炎のグルタミン酸受容体自己免疫病態の解明から新たな治療法確立に向けた研究 |
| 326 | | 14 | 上位運動神経優位ALSの分子病態解明と治療薬の開発 |
| 327 | | 15 | ライソゾーム酵素欠損症の病態解析と新しい経口治療薬の開発 |
| 328 | | 16 | RNAiを用いた神経・筋疾患の画期的治療法の開発 |
| 329 | | 17 | 終板アセチルコリンエステラーゼ欠損症、及び、他の細胞外マトリックス分 |

| | | | |
|-----|--------|----|---|
| | | | 子欠損症におけるタンパク標的療法の開発研究 |
| 330 | 18 | | 異常蛋白蓄積による運動系神経変性疾患の治療法開発にむけた病態解明 |
| 331 | 19 | | 定量的神経画像による線条体疾患の病態解明と治療法開発 |
| 332 | 20 | | 骨格筋増殖抑制因子 myostatin の活性阻害による筋ジストロフィー治療薬の開発 |
| 333 | 21 | | 神経移動障害を伴う筋疾患の病態解明と治療法実現に向けた技術集約的研究 |
| 334 | 22 | | パーキンソン病ブレインリゾームの構築 |
| 335 | 23 | | 補足運動野反復磁気刺激による大脳基底核疾患治療の開発 |
| 336 | 24 | | 社会的問題による、精神疾患や引きこもり、自殺等の精神健康危機の実態と回復に関する研究 |
| 337 | 13 難治性 | 1 | 特発性造血障害に関する調査研究 |
| 338 | 疾患克 | 2 | 血液凝固異常症に関する調査研究 |
| 339 | 服研究 | 3 | 原発性免疫不全症候群に関する調査研究 |
| 340 | | 4 | 正常圧水頭症と関連疾患の病因・病態と治療に関する研究 |
| 341 | | 5 | 神経皮膚症候群に関する調査研究 |
| 342 | | 6 | スモンに関する調査研究 |
| 343 | | 7 | 難治性血管炎に関する調査研究 |
| 344 | | 8 | 自己免疫疾患に関する調査研究 |
| 345 | | 9 | ベーチェット病に関する調査研究 |
| 346 | | 10 | ホルモン受容機構異常に関する調査研究 |
| 347 | | 11 | 間脳下垂体機能障害に関する調査研究 |
| 348 | | 12 | 副腎ホルモン産生異常に関する調査研究 |
| 349 | | 13 | 中枢性摂食異常症に関する調査研究 |
| 350 | | 14 | 原発性高脂血症に関する調査研究 |
| 351 | | 15 | アミロイドーシスに関する調査研究 |
| 352 | | 16 | プリオン病及び遅発性ウイルス感染症に関する調査研究 |
| 353 | | 17 | 運動失調症に関する調査研究 |
| 354 | | 18 | 神経変性疾患に関する調査研究 |
| 355 | | 19 | 免疫性神経疾患に関する調査研究 |
| 356 | | 20 | ウイルス動脈輪閉塞症における病態・治療に関する研究 |
| 357 | | 21 | 網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究 |
| 358 | | 22 | 前庭機能異常に関する調査研究 |
| 359 | | 23 | 急性高度難聴に関する調査研究 |
| 360 | | 24 | 特発性心筋症に関する調査研究 |
| 361 | | 25 | びまん性肺疾患に関する調査研究 |
| 362 | | 26 | 呼吸不全に関する調査研究 |
| 363 | | 27 | 難治性の肝・胆道疾患に関する調査研究 |
| 364 | | 28 | 門脈血行異常症に関する調査研究 |
| 365 | | 29 | 肝内結石症に関する調査研究 |
| 366 | | 30 | 難治性瘻疾患に関する調査研究 |
| 367 | | 31 | 稀少難治性皮膚疾患に関する調査研究 |
| 368 | | 32 | 強皮症における病因解明と根治的治療法の開発 |
| 369 | | 33 | 混合性結合組織病の病態解明と治療法の確立に関する研究 |
| 370 | | 34 | 脊柱靭帯骨化症に関する調査研究 |
| 371 | | 35 | 進行性腎障害に関する調査研究 |
| 372 | | 36 | 特定疾患の微生物学的原因究明に関する研究 |
| 373 | | 37 | 新たな診断・治療法開発のための免疫学的手法の開発に関する研究 |
| 374 | | 38 | 特定疾患の疫学に関する研究 |
| 375 | | 39 | 特定疾患患者の生活の質 (Quality of Life、QOL) の向上に関する研究 |
| 376 | | 40 | 重症難病患者の地域医療体制の構築に関する研究 |
| 377 | | 41 | 特定疾患患者の自立支援体制の確立に関する研究 |
| 378 | | 42 | 新規腎障害分子USAG-1を標的とした腎不全回復療法の開発 |
| 379 | | 43 | 筋萎縮性側索硬化症の画期的診断・治療法に関する研究 |
| 380 | | 44 | 難治性疾患による涙腺の障害に対する新規治療法の開発 |
| 381 | | 45 | アミロイドーシスの画期的診断・治療法に関する研究 |

| | | | | |
|-----|-----------------|--------------------|----|---|
| 382 | | | 46 | 難治性疾患克服研究の評価ならびに研究の方向性に関する研究 |
| 383 | IV 健康安全確保総合研究分野 | 14 医療安全・医療技術評価総合研究 | 1 | 終末期医療の質の向上に関する研究 |
| 384 | | | 2 | 小児医療における安全管理指針の策定に関する研究 |
| 385 | | | 3 | 産科領域における医療事故の解析と予防対策 |
| 386 | | | 4 | 国内外における医療事故・医事紛争処理に関する法制的研究 |
| 387 | | | 5 | 医療関連死の調査分析に係る研究 |
| 388 | | | 6 | 透析施設におけるブラッドアクセス関連事故防止に関する研究 |
| 389 | | | 7 | へき地医療体制の充実及び評価に関する研究－山形県における実践的試み－ |
| 390 | | | 8 | 持続可能なへき地等における保健医療を実現する方策に関する研究 |
| 391 | | | 9 | 重粒子線治療等新技术の医療応用に係る放射線防護のあり方に関する研究 |
| 392 | | | 10 | メディカルコントロール体制の充実強化に関する研究 |
| 393 | | | 11 | 卒前教育から生涯教育を通じた医師教育の在り方に関する研究 |
| 394 | | | 12 | 新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 |
| 395 | | | 13 | 医師国家試験のコンピューター化に関する研究 |
| 396 | | | 14 | 歯科分野における診療ガイドライン構築に関する総合的研究 |
| 397 | | | 15 | 歯科医師国家試験における実技試験の客観的評価に向けたシミュレーション・システムの開発 |
| 398 | | | 16 | 国家試験プール制に向けての問題作成・入力システム開発－インターネットを利用した方法についての検討－ |
| 399 | | | 17 | 在宅療養者の看取りにおける訪問看護師と医師との連携に関する研究 |
| 400 | | | 18 | 医療のトレーサビリティ向上に寄与する電子カルテシステム等の開発と管理に関する研究 |
| 401 | | | 19 | 医療安全と質を保証する患者状態適応型パス統合化システム開発研究 |
| 402 | | | 20 | 安全な保健医療情報流通を促進する保健医療認証基盤整備の技術的方策に関する研究 |
| 403 | | | 21 | 医療VPNとPKIを併用した安全な医療情報交換インフラの構築と運用に関する研究 |
| 404 | | | 22 | 世界ドライアイ診断基準の作成と我が国への応用 |
| 405 | | | 23 | 保健・医療・福祉領域の安全質保証に貢献する看護マスターの統合質管理システムと高度専門看護実践を支援するシステム開発研究 |
| 406 | | | 24 | 電子カルテシステム等の導入による医療の安全性と質の改善の評価に関する研究 |
| 407 | | | 25 | 医療安全防止対策の経済評価に関する研究 |
| 408 | | | 26 | IT技術を取り入れた教育・訓練システムと医療安全教育研修制度に関する調査研究 |
| 409 | | | 27 | ITを活用した医療事故防止対策の効果に関する研究 |
| 410 | | | 28 | 死体検案業務の質の確保・向上に関する研究 |
| 411 | | | 29 | 医師・歯科医師数等の将来予測に関する研究 |
| 412 | | | 30 | 歯科における医療安全対策(管理)ガイドライン作成に関する研究 |
| 413 | | | 31 | 口腔機能と口腔疾患の効果的なスクリーニング法に関する研究 |
| 414 | | | 32 | 進行胃癌に対する漢方治療の有効性 |
| 415 | | | 33 | 安全な取穴のための経穴周囲の臨床解剖教材の作成 |
| 416 | | | 34 | 若年肥満者の生活習慣病としての睡眠時無呼吸症候群の位置づけとその治療法の確立に関する研究 |
| 417 | | | 35 | 標準的電子カルテシステムの導入・普及に関する研究 |
| 418 | | | 36 | 個人情報保護を指向した地域医療連携におけるセキュリティシステム構築及び運用管理に関する研究 |
| 419 | | | 37 | EBM手法による診療ガイドラインの改善・評価と体系化推進を支援するソフトウェアの構築並びに実装に関する実験的研究 |
| 420 | | | 38 | エビデンスに基づく骨折予防ガイドラインの有効性評価と効率的なエビデンスコミュニケーションの実施方法に関する研究 |
| 421 | | | 39 | 利用者の視点に基づく医療連携・退院支援のアウトカム指標の開発－ケアの場の移行に伴って発生する患者・家族の療養生活上のニーズに焦点をあてて－ |

| | | | |
|-----|------------------|----|---|
| 422 | | 40 | 「医療事故対応 100 選:事故の確定・原因究明・患者への説明(ないしは和解)における具体的な作業手順」の作成に関する研究 |
| 423 | | 41 | 新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 |
| 424 | | 42 | 処方せんの記載方法に関する医療安全対策の検討 |
| 425 | | 43 | 医療安全管理専従者の役割と効果に関する研究 |
| 426 | | 44 | 臨床研修制度における研修医指導に関する研究 |
| 427 | | 45 | 地域及び病院における医療関係者の有効活用に資する研究 |
| 428 | | 46 | 脊椎原性疾患に対する適正な施術の在り方に関する研究 |
| 429 | | 47 | 歯科技工士教育における卒前臨床技能評価試験に関する研究 |
| 430 | | 48 | テレケア診療ガイドラインの調査 |
| 431 | 15 労働安全衛生総合研究 | 1 | 長時間労働及び睡眠等の関連要因と発生疾患との総合調査による効果的な過重労働対策の確立に関する研究 |
| 432 | | 2 | 職業性ストレス簡易調査票及び労働者疲労蓄積度自己診断チェックリストの職種に応じた活用法に関する研究 |
| 433 | | 3 | 交通労働災害防止のための安全衛生管理手法の高度化に関する研究 |
| 434 | | 4 | 過重労働等による労働者のストレス負荷の評価に関する研究 |
| 435 | | 5 | 精神障害者の一般就労と職場適応を支援するためのモデルプログラム開発に関する研究 |
| 436 | | 6 | 手腕振動障害防止のための振動ばく露リスク評価および低減策に関する研究 |
| 437 | | 7 | 石綿含有建材の解体工事現場で作業する労働者の石綿ばく露状況の評価に関する研究 |
| 438 | | 8 | 中小建設業者の安全意識向上に資する労働災害損失の計測手法の開発に係る研究 |
| 439 | | 9 | 労働曝露推定モデルの開発と検証 |
| 440 | | 10 | 産業現場における情報伝達の齟齬が災害発生機序に及ぼす影響に関する研究 |
| 441 | | 11 | リスクマネジメント教育の有効性評価に関する総合的研究 |
| 442 | | 12 | プレス作業を対象とした安全技術の高度化に関する研究 |
| 443 | | 13 | 破断面から破断荷重を推定するための定量解析システムの開発 |
| 444 | | 14 | 斜面崩壊による労働災害防止に関する研究 |
| 445 | | 15 | 中皮腫発生に関わる職業性石綿ばく露の研究 |
| 446 | | 16 | 石綿ばく露による健康障害のリスク評価及びリスクコミュニケーションに関する研究 |
| 447 | | 17 | 腰痛発症リスクステージ評価ツールの開発と腰痛防止手法エキスパートシステムの構築 |
| 448 | | 18 | 労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性等の評価に関する調査・研究 |
| 449 | | 19 | 新しい標準減圧表作成に伴う実地調査および検証調査研究 |
| 450 | 16 食品医薬品等リスク分析研究 | 1 | 食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究 |
| 451 | | 2 | 検査機関の信頼性確保に関する研究 |
| 452 | | 3 | 特定保健用食品の新たな審査基準に関する研究 |
| 453 | | 4 | 乳幼児食品中の有害物質及び病原微生物の暴露調査に関する基礎的研究 |
| 454 | | 5 | 食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究 |
| 455 | | 6 | 既存添加物の成分と品質評価に関する研究 |
| 456 | | 7 | 食品中に残留する農薬等の規格基準に係る分析法における不確実要素に関する調査研究 |
| 457 | | 8 | 畜水産食品の微生物等の試験方法に関する研究 |
| 458 | | 9 | 食肉における家畜・家禽のウイルス疾病に関する研究 |
| 459 | | 10 | 食品中に含まれるアレルギー物質の検査法開発に関する研究 |
| 460 | | 11 | 放射線照射食品の検知技術に関する研究 |
| 461 | | 12 | 食品中に残留する抗生物質の分析法に関する研究 |
| 462 | | 13 | DNA塩基配列変化を直接検出する遺伝毒性試験法の開発に関する研究 |
| 463 | | 14 | フッ素樹脂加工された食品用器具・容器包装の安全性に関する研究 |

| | | | |
|-----|--------|----|---|
| 464 | | 15 | 医薬品の環境影響評価法に関する研究 |
| 465 | | 16 | 薬効及び副作用発現の人種差に関わる遺伝子多型に関する研究 |
| 466 | | 17 | 生物由来の医療機器に関わる国際的調和に関する研究—埋設型医療機器素材の安全性評価の再評価と国際調和— |
| 467 | | 18 | 臨床及び非臨床のデータに基づく医薬品の催奇形性のリスク分類に関する研究 |
| 468 | | 19 | 有害事象に関与する薬物動態相互作用に関する研究 |
| 469 | | 20 | 植え込み型又はインプラント医療機器の不具合情報の収集及び安全性情報の提供のあり方に関する研究 |
| 470 | | 21 | 輸血用血液の細菌感染防止と血小板製剤の有効性期限延長に関する研究 |
| 471 | | 22 | 輸血用血液の安全性向上のための異常プリオン検出系の開発 |
| 472 | | 23 | 免疫学的輸血副作用の把握とその対応に関する研究 |
| 473 | | 24 | 献血時の問診、説明と同意に関する研究 |
| 474 | | 25 | 臨床事例を活用した実践的薬学教育研修システムの確立とその評価 |
| 475 | | 26 | プラスチック製医療機器の安全性に関する研究フタル酸エステルDEHPとその活性代謝産物MEHPの比較毒性学的研究 |
| 476 | | 27 | 個人輸入による未承認薬の医療機関における安全対策に関する研究 |
| 477 | | 28 | 科学とリスクマネジメントに基礎をおいた医薬品及び医療機器の品質管理監督システムに関する研究 |
| 478 | | 29 | 医薬品添加物の安全性情報の活用に関する研究 |
| 479 | | 30 | 特殊免疫グロブリンの国内製造に係わる基礎整備に関する研究 |
| 480 | | 31 | 輸血用血液製剤の安全性向上に関する研究 |
| 481 | | 32 | 血液製剤に対するエンドキシン試験法の適用と基準化に関する研究 |
| 482 | | 33 | 我が国における探索的臨床試験等のあり方に関する研究 |
| 483 | | 34 | 信頼性調査のあるべき方向性に関する研究について |
| 484 | | 35 | 医療機器・医用材料のリスクアセスメント手法開発に関する研究 |
| 485 | | 36 | 専門薬剤師制度の在り方及び実務実習の在り方等に関する研究 |
| 486 | | 37 | 化学物質による子どもへの健康影響に関する研究—恒常性維持機構発達の過渡特性に立脚したリスク評価研究— |
| 487 | | 38 | 化学物質による子どもへの健康影響に関する研究 |
| 488 | | 39 | 化学物質の経気道暴露による毒性評価手法の開発、高度化に関する研究 |
| 489 | | 40 | 化学物質の評価におけるカテゴリー・アプローチの高度化に関する研究 |
| 490 | | 41 | 毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究 |
| 491 | | 42 | 特殊な包装形態の医療用医薬品へのバーコードの表示方法等に関する研究 |
| 492 | | 43 | 化学物質の標的としての膜機能タンパク質発現系を利用したリスク評価法に関する研究 |
| 493 | | 44 | 生体の作用点、特に核内受容体及び関連転写因子群に着目した化学物質の毒性発現機構の解明や毒性予測手法の開発を行う研究 |
| 494 | | 45 | 環境ナノ粒子の動脈硬化促進メカニズムの解明 |
| 495 | | 46 | 胎児期・新生児期化学物質暴露による新たな毒性評価手法の確立とその高度化に関する研究 |
| 496 | | 47 | 化学物質感受性の個人差を決定する遺伝子的要因の検索とその作用機構解析 |
| 497 | | 48 | 核内受容体結合能およびホルモン活性同時測定法による化学物質リスク評価 |
| 498 | | 49 | 前向きコホート研究による先天異常モニタリング、特に尿道下裂、停留精巣のリスク要因と内分泌かく乱物質に対する感受性の解明 |
| 499 | | 50 | 内分泌かく乱化学物質とホルモン関連腫瘍に関する疫学研究 |
| 500 | | 51 | 内分泌かく乱化学物質と子宮体がん発生病リスクに関する症例対照研究 |
| 501 | | 52 | 化学物質の有害性の評価戦略に関する研究 |
| 502 | | 53 | メタボローム解析およびバイオマーカーを用いた化学物質の有害性評価手法の開発に関する研究 |
| 503 | 17 健康危 | 1 | 公衆衛生医師等の専門的能力の構築とその向上に資する教育研修プロ |

| | | | | |
|-----|--|-------|----|---|
| | | 機 管 理 | | グラムの開発に関する研究 |
| 504 | | 対 策 総 | 2 | 保健師指導者の育成プログラムの開発 |
| 505 | | 合 研 究 | 3 | 市町村合併に伴う地域保健事業および自治体事務の影響評価と今後の効率的推進策に関する研究～市町村保健事業(保健師業務)評価指標の開発および同指針の作成～ |
| 506 | | | 4 | 健康危機管理情報の網羅的収集／評価および統合／提供に関する調査研究 |
| 507 | | | 5 | 健康危機発生時の地方衛生研究所における調査及び検査体制の現状把握と検査等の精度管理の体制に関する調査研究 |
| 508 | | | 6 | 自然災害発生後の2次的健康被害発生防止及び有事における健康危機管理の保健所等行政機関の役割に関する研究 |
| 509 | | | 7 | 地域における健康危機発生時の関連機関との連携及び人員・物資の搬送等に関する研究 |
| 510 | | | 8 | 建築物衛生における健康危機管理のあり方に関する研究 |
| 511 | | | 9 | 健全な水循環の形成に資する浄水・管路技術に関する研究 |
| 512 | | | 10 | 給水末端における水質および給水装置・用具機能の異常監視と管理に関する研究 |
| 513 | | | 11 | 残留塩素に依存しない水道の水質管理手法に関する研究 |
| 514 | | | 12 | 健康危機発生から原因特定に至る初動時の個人情報の利用と保護に関する研究 |
| 515 | | | 13 | シックハウス症候群の実態解明及び具体的対応方策に関する研究 |